

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成24年2月20日(月)

社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課／  
地域移行・障害児支援室

# 目 次

## 〈本体資料〉

1	東日本大震災からの復旧・復興等について .....	1
2	障害者自立支援法等の一部改正における高額障害福祉サービス等の 給付費等について .....	4
3	新体系サービスへの移行等について .....	6
4	平成24年度障害福祉サービス等報酬改定について .....	9
5	介護職員等によるたんの吸引等の実施について .....	11
6	訪問系サービスについて .....	13
7	障害者の就労支援の推進等について .....	19
8	障害福祉関係施設の整備等について .....	24
9	障害者自立支援対策臨時特例基金の活用について .....	27
10	規制改革について .....	28
11	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について .....	31
12	障害者自立支援法等の一部改正における相談支援の充実等について .....	36
13	障害者自立支援法等の一部改正における障害児支援の強化について .....	50
14	障害者虐待防止対策について .....	55

1 5	身体・知的障害者相談員への委託による相談援助の市町村への権限 移譲について .....	56
1 6	障害者の地域生活への移行について .....	57
1 7	発達障害者への支援について .....	62
1 8	重症心身障害児者の地域生活モデル事業について .....	67

# 目 次

## 〈関連資料〉

1	東日本大震災からの復旧・復興等について	
	東日本大震災に被災した障害者等の権利利益の満了日の延長……………	1
	被災地における障害福祉サービス基盤整備事業(イメージ)……………	3
	被災地における障害者就労支援事業所の活動支援……………	5
2	高額障害福祉サービス等給付費等について……………	7
3	新体系サービスへの移行等について	
	新体系サービスへの移行計画……………	8
	新体系定着支援事業の概要(案)……………	9
4	平成24年度障害福祉サービス等報酬改定について	
	障害福祉サービス等報酬改定検討チーム……………	10
	「診療報酬・介護報酬改定等について」……………	12
	平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定について(ポイント) ……	15
	平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要……………	24
	平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に係る今後の予定……………	93
5	訪問系サービスの国庫負担基準等について……………	94
6	障害者の就労支援の推進等について	
	就労支援関係研修修了加算の算定が可能となる研修の実施状況に ついて……………	97
	「工賃倍増5か年計画」と新たな「工賃向上計画」について(案) ……	98
	工賃向上計画の作成スケジュール(案)……………	100
	平成22年度工賃(賃金)月額の実績について……………	101
	障害者就労施設における農業分野への取組み……………	106
	平成23年度障害者就業・生活支援センター一覧……………	109
	「障害者就業・生活支援センター」におけるモデル事業について…	122
7	障害福祉関係施設の整備等について	
	平成24年度予算(案)における社会福祉施設整備費の概要……………	125
	災害時の障害福祉サービス提供体制の整備……………	126



8	規制改革について	
	構造改革特別区域の第20次提案等に対する政府の対応方針	127
	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業 マニュアル	129
9	短期入所サービスの制度改革等の概要	131
10	障害者自立支援法等の一部改正における相談支援の充実等について	
	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（例）等	134
	地域移行支援・地域定着支援と補助事業の整理	142
11	障害者自立支援法等の一部改正における障害児支援の強化について	
	児童福祉法の一部改正の概要	143
	「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う障害児通所 支援等に係る事務の実施主体の移行について」（事務連絡）	178
	「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る 留意事項等について」（事務連絡）	191
	「障害児支援に係る報酬（Q&A）について」	206
12	障害者虐待防止対策について	
	平成24年度予算案における障害者虐待防止対策等について	217
	平成23年度障害者虐待防止対策支援事業の内示状況	219
	障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けた対応	221
	障害者虐待防止関係調査（案）	223
	障害者虐待防止法の概要	228
13	改正後の身体・知的障害者相談員に係る規定	229
14	障害者の地域生活への移行について	
	施設入所者の地域生活への移行に関する状況	230
	施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み	232
	グループホーム等の家賃に関するアンケート調査結果	233
	グループホーム等における消防設備の設置義務	234
	矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行支援について	235
	公営住宅における障がい者施策について	236
	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業	237

居住支援協議会について	238
グループホーム等の報酬改定に係る疑義回答	239

1 5 発達障害者への支援について

発達障害施策の状況	244
厚生労働省における発達障害者支援施策(平成24年度予算案)	245
発達障害に係る研修等	249
「世界自閉症啓発デー」「発達障害啓発週間」	250
発達障害者雇用開発助成金	255

1 6 重症心身障害児者の地域生活モデル事業

〈その他資料〉

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表(案)	257
-----------------------	-----

# 〈本体資料〉



## 1 東日本大震災からの復旧・復興等について

被災地の災害応急対策や災害復旧については、これまで補正予算等において所要の経費を計上したところであり、今後とも、被災自治体における障害福祉サービスの再構築に向けての取り組みを最大限支援していく所存である。

各都道府県におかれても、引き続き被災地に対する支援についてご配慮願いたい。

### (1) 自治体負担分に対する財政支援の延長等について

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者負担の免除措置の取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う障害保健福祉関係法律の規定の特例等について」（平成23年5月2日付障発0502第1号社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、利用者負担の免除措置の期間を、平成23年3月11日から平成24年2月29日までとし、自治体が実施した免除措置に対して国が財政支援することとしていたが、今般、財政支援する期間を以下のとおり延長することとしたので、貴管内市区町村及び関係団体に周知いただくとともに内容をご了知の上、適切な取扱いがなされるようご配慮願いたい。

#### ①利用者負担の免除措置に対する財政支援の期間延長について

(ア) 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等（※1）の全ての住民（※2）

・平成25年2月28日（サービス提供分）まで延長すること。

(イ) 東日本大震災による被災区域（警戒区域等以外）の住民

・平成24年9月30日（サービス提供分）まで延長すること。

・実施は、障害者自立支援対策臨時対策特例交付金による基金事業により対応が可能となるよう、メニュー事業として追加する予定であること。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※2）震災発生後、他市町村へ転出した住民を含む。

#### ②指定知的障害児施設・障害者支援施設等における食費及び光熱水費の免除措置について

指定知的障害児施設・障害者支援施設等における食費及び光熱水費の免除措置については、平成24年2月29日（サービス提供分）までとすること。

なお、関係告示については、平成24年2月中に公布する予定であること。

## (2) 権利利益の満了日の延長について

東日本大震災により被災した障害者等の権利利益の保全等の取扱いについては、「東日本大震災の被害者の児童福祉法第24条の3第4項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令等について」（平成23年9月1日付障発0901第2号社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、障害者自立支援法に基づく介護給付費の支給決定及び児童福祉法に基づく障害児施設給付費の支給の有効期間を平成24年2月29日まで延長することとしていた（関連資料1（1・2頁））が、今般、平成24年8月31日まで再延長することとしたので貴管内市区町村及び関係団体に周知いただくとともに内容をご了知の上、適切な取扱いがなされるようご配慮願いたい。

なお、再延長に関する政令及び告示については、平成24年2月中に公布する予定であるのでご留意いただきたい。

## (3) 被災地における障害福祉サービスの再開支援について

平成23年度第3次補正予算において、甚大な被害を受けた被災地の障害福祉サービス事業所が、復興期においても安定したサービス提供を行うことができるよう、被災県ごとに支援拠点を設置し、

- ・ 障害者就労支援事業所による流通経路の再建や販路確保・拡大等の支援
- ・ 障害者自立支援法、児童福祉法による新体系サービスへの移行支援
- ・ 発達障害児・者のニーズに応じたサービス提供等のための助言・指導
- ・ 居宅介護事業所等の事業再開に向けた整備の補助

などに取り組むための予算措置を講じたところ。（関連資料1（3～6頁））

被災県におかれては、引き続き、障害児・者のニーズに応じた地域における安定したサービス提供や居宅介護事業所等の本格的な事業再開に向けた取組を、市町村や事業所及び関係団体等と調整いただき進められたい。なお、仮設住宅に入居する障害者の支援については、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の地域支え合い体制づくり事業の「介護等のサポート拠点」が障害者も対象とすることができるものであるから、基金所管部局と連携し、活用を図られたい。

また、被災県の社会福祉施設等に介護職員等を派遣するため、各都道府県等に社会福祉施設等の職員派遣を昨年3月15日にお願ひし、障害者施設等に134人、相談支援事業所に14人を派遣いただいたところであり、各都道府県の御協力に御礼申し上げます。

#### **(4) 東日本大震災による被災地への支援について**

被災地の障害者就労支援事業所等については、東日本大震災の影響により売上げの減少や生産活動が低下している事業所があり、これらの事業所に対しては、個別のニーズに応じた支援が必要なものと考えられることから、厚生労働省においては、特定非営利活動法人日本セルフセンターに委託をし、被災地の障害者就労支援事業所等を支援する活動を全国的に展開するとともに、被災3県における取組みの支援も行っているところである。

各都道府県におかれても、被災した事業所への仕事の発注やあっせん、展示即売会の開催等により、被災地支援となる取組みをお願いしたい。

(関連資料1 (5・6頁))

#### **(5) 障害者施設等の災害復旧について**

##### **① 「原形復旧」が困難な施設等の移転改築協議について**

沿岸部で津波等により被災した施設については、復旧を円滑に進めるため、「東日本大震災に係る厚生労働省所管補助施設の災害復旧事業における取扱いについて」(平成23年11月18日厚生労働省大臣官房会計課事務連絡)を発出し、建築規制地区や集団移転地区等である等の理由により、被災施設等が被災前と同じ位置・形状・材質で元に戻す「原形復旧」が困難な場合で設置者が移転改築を希望する際に、厚生労働省への協議を行うことによる個別対応を可能としたところである。

被災県におかれては、これらの協議を円滑に進めていただき、被災施設・事業所の再建が早期に達成されるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

##### **② 東日本大震災発生による障害者施設等への節電対策について**

今夏における方針については、まだ経済産業省より示されていないが、今年度と同様かそれ以上の取組をしなければならない可能性がある。今後、障害が明らかになり次第連絡することとするが、都道府県、指定都市、中核市の担当者各位におかれては、管内市町村及び障害者施設等への周知をしていただくとともに、利用者の処遇に影響を与えない範囲において、節電の協力をお願いしたい。

## 2 障害者自立支援法等の一部改正における高額障害福祉サービス等の給付費等について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）が、平成22年12月10日に公布されたところである。

利用者負担については、これまでの累次の対策において、その軽減を図り、平成22年4月からは低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としたところであり、実質的に負担能力に応じた負担となっているところであるが、整備法において、法律上も負担能力に応じた利用者負担とすることを明確化した（平成24年4月1日施行）。

また、これまでも世帯における負担の軽減等を図る観点から、同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合や、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合などにおいて、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス費等を支給しているところであるが、更なる負担軽減を図る観点から、整備法において、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給することとしたところである（平成24年4月1日施行）。（関連資料2（7頁））

高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合計額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給（償還）するものである。

- ・ 障害福祉サービスに係る利用者負担
- ・ 補装具に係る利用者負担
- ・ 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
- ・ 障害児通所支援に係る利用者負担
- ・ 障害児入所支援に係る利用者負担



高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費の算定基準額、支給（償還）額の計算方法、支給（償還）事務の取扱い等については、順次お示ししていくが、基本的な仕組みは以下のとおりである。

- ・ 高額障害福祉サービス等給付費等を支給する際の補装具に係る利用者負担は、支給決定月を基準として合算するものであること。
- ・ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
- ・ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給（償還）額につき、従来と同様の方法により按分して算出するものであること。（高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村において、高額障害児入所給付費は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において支給することにも留意されたい。）

### 3 新体系サービスへの移行等について

#### (1) 新体系サービスの移行について

##### ①新体系サービスの理念

障害者が地域で安心して暮らすためには、施設中心のこれまでのサービスから、地域生活中心の新たなサービス体系へと変えていく必要がある。このため、障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系（新体系サービス）は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」を進め、障害者が自分の希望に応じて、複数のサービスを組み合わせる利用することを可能とし、地域生活への移行を進めることを目指している。

障害者が自ら選択する地域生活へ移行すること、移行後も安心して地域で暮らすことができるよう支援することは「障がい者制度改革推進会議」の中でも重要な課題として提言され、閣議決定（「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日））されている。

障害者が、一日中施設の中で生活するのではなく、昼夜の生活の場の分離等を図り、自ら選んでサービスを組み合わせる地域において生活できるようにする新体系の理念と方向性は、このような閣議決定等の方向に沿うものであり、厚生労働省としては、平成23年度内に新体系移行を完了させる方針である。

なお、旧体系施設の運営に関する経過措置は平成24年3月31日までとされており、平成24年4月1日までに新体系の指定を受けない場合には、旧体系施設は障害者自立支援法（以下「法」という。）に基づく報酬を受けることができなくなるものである。

##### ②新体系サービスへの移行状況等

新体系サービスへの移行率については、各都道府県別に見るとばらつきがあるが、平成23年12月末現在、全国平均では75.4%（関連資料3（8頁））であり、また、平成24年4月1日には、全都道府県において新体系移行が完了するとの報告を受けているところである。

各都道府県におかれては、新体系移行の完了に向けて、旧体系施設に対する必要な支援を引き続きお願いする。

##### ③新体系サービスへの移行後の支援について

第4次補正予算において、新体系サービス移行後の事業所の安定的な事業運営の確保のための支援として、平成24年度に限り延長される基金事業のメニューに、計画的に経営改善を行う事業所を支援する新体系定着支援事業を設けることとしたところである。（関連資料3（9頁））

新体系定着支援事業については、平成24年度限りの事業であり、都道府

県におかれては、本事業の対象事業所が平成25年度以降も継続して安定的な事業運営を確保できるよう、経営の改善のために必要な助言及び指導を行われたい。

## **(2) 新社会福祉法人会計基準の制定に伴う就労支援事業会計基準の改正及び会計基準の適用に関する経過措置について**

新社会福祉法人会計基準の制定により、社会福祉法人が実施する就労支援事業に関する会計処理については、現行の「就労支援の事業の会計処理の基準」（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙。以下「就労支援事業会計処理基準」という。）から新社会福祉法人会計基準を適用することとされたところである。

これに伴い、就労支援事業会計処理基準は、社会福祉法人以外が実施する就労支援事業について適用される基準として、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業に関する規定を踏まえた改正を行う予定である。

これらの改正は、平成24年4月に施行されるが、経過措置として、新社会福祉法人会計基準の対象となる社会福祉法人については、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間、従来適用していた会計基準を適用することができることとされているところである。

具体的には、経過措置期間中は、

- 本事業年度において授産施設会計基準を適用している施設・事業所については、（旧体系施設は新体系移行後においても）引き続き授産施設会計基準を適用することができる
- 本事業年度において就労支援事業会計処理基準を適用している施設・事業所については、引き続き現行（改正前）の就労支援事業会計処理基準を適用することができる

ものである。

また、この取扱いに併せて、社会福祉法人以外も、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は現行（改正前）の就労支援事業会計処理基準を適用することができることとする予定である。

### **(3) 施設入所支援と生活介護（障害程度区分が4（50歳以上は3）より低い者）又は就労継続支援との利用の組み合わせについて**

昨年10月31日の会議資料において、就労継続支援の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援の利用の組み合わせ及び障害程度区分が4（50歳以上は3）よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受け入れが困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で利用の組み合わせの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めるとができるようにする方向で検討する旨お示ししていたところであるが、以下の点に留意し、支給決定手続の準備や周知等をお願いする。

#### **①対象者**

新たに利用が認められる対象者は以下の者とする。

ア 施設入所支援と就労継続支援B型との利用の組み合わせを希望する者

※ 施設入所支援と就労継続支援A型との組み合わせについては、経過措置により利用している者以外は認めないこととする。

イ 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害程度区分が4（50歳以上の者は3）より低い者

なお、平成24年4月より前からの施設入所者（障害児施設を含む）は引き続きこれらの利用の組み合わせが可能である。

また、旧体系施設が平成24年4月1日に新体系サービス（障害者支援施設）に移行することに伴い、旧法施設入所者については、新体系サービスの支給決定が必要となるが、引き続きこれらの利用の組み合わせが可能である。この場合、ケアマネジメントの手続きについては、原則として、次の支給決定の更新の際に行うことを基本とすること。

#### **②就労継続支援B型を行う障害者支援施設の指定について**

就労継続支援B型を行う障害者支援施設の指定については、法第38条に基づき行うことができるものである。

特に旧体系施設・事業者の移行計画書に基づく移行については、現在の利用者が円滑に新体系サービスを利用できるよう、計画の数値を上回る場合でも、指定することができるとしているところであり（平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議資料）、各都道府県におかれては、この取扱いを改めてご確認いただき、旧体系施設が円滑に新体系へ移行できるようご配慮願いたい。

## 4 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定について

### (1) 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定について

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成24年度改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に、昨年11月、津田厚生労働大臣政務官を主査とする「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(以下「検討チーム」という。)を立ち上げ、有識者の方にアドバイザーとして参画いただきながら、公開の場で検討を重ねてきたところである。(関連資料4(10・11頁))

(※) 平成23年11月11日から平成24年1月31日まで、これまで9回開催。その中で27の関係団体からヒアリングを行っている。

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率については、年末の予算編成において、介護報酬改定の考え方と整合を取り、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、+2.0%としたものであり、12月21日付けの厚生労働大臣と財務大臣間の合意文書に、こうした考え方に沿って、具体的な改定率が盛り込まれたところである。

なお、改定率の決定に当たっての合意文書の中で、「改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する」こととされている。(関連資料4(12~14頁))

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定については、こうした状況を踏まえ、第8回検討チーム(平成24年1月13日)において、改定の基本方針を取りまとめ、第9回検討チーム(平成24年1月31日)においては、個別報酬改定事項を取りまとめたところである。(関連資料4(15~23頁)及び関連資料4(24~92頁))

取りまとめにあたっては、上記合意等に沿って、「福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映」及び「障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化」の2つの基本的考え方の中で、個別の報酬改定事項について具体的に検討を行ったところである。

## **(2) 今後の予定等について**

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う報酬告示及び基準省令等の改正については、現在パブリックコメントを実施中である。報酬告示及び基準省令等については、パブリックコメントの終了後、3月上旬～中旬を目途に公布することとしている。

また、関係通知及びQ&Aについても、今後検討を進め、3月末までに発出する予定であるので、各都道府県においても、あらかじめご承知いただくとともに、市町村や関係団体等への情報提供方よろしく願います。(関連資料4(93頁))

## **(3) 加算の届出時期について**

通常、4月から加算の算定を開始する場合は3月15日までに都道府県へ届出を行うこととなるが、平成24年度に報酬改定を実施することを踏まえ、4月中に届けられた新規加算については4月からの算定が可能な取扱いとする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

## **(4) 障害福祉サービス報酬改定影響検証事業（障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査）について**

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の影響を検証するために、障害福祉サービス施設・事業所に対し、報酬改定が各サービスに与える影響についての調査・分析を平成24年度に行う予定である。

## 5 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

### (1) 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

介護職員等によるたんの吸引等の実施については、平成24年4月の法施行に向け、都道府県におかれては研修の実施、経過措置対象者の認定手続き等の準備を進めていただいているところであるが、引き続き準備を進めていただくようお願いする。

また、平成24年度においても関係部局等と連携を図り、たんの吸引等が必要な障害者等が地域においてたんの吸引等を受けられるよう、研修の実施体制の整備等をお願いする。

### (2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業について

平成23年度の特定の者対象の都道府県研修については、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障害保健福祉部長通知）の別紙の実施要綱により、障害程度区分認定等事業費補助金において実施してきたところである。

平成24年度以降については、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正の施行に伴い、社会・援護局において、セーフティネット支援対策等事業費補助金（平成24年度予算案）により実施する予定であるのでご留意願いたい。また、第3号研修（特定の者対象）の指導者養成については、本年度同様、自己学習による方法も可とする予定であり、追って連絡する予定であるのでご留意願いたい。

なお、平成23年度の都道府県研修が年度内未修了者については、都道府県において平成23年度内に修了した研修内容の証明を行うことにより、引き続き、未修了分について上記セーフティネット支援対策等事業費補助金の研修受講対象者となり得る予定であるので、ご留意願いたい。

### (3) 在宅におけるたんの吸引等の取扱いについて

在宅における介護職員等による口腔内（咽頭の手前まで）、鼻腔及び気管カニューレ内部のたんの吸引（以下、たんの吸引）という。）の取扱いについては、現在、「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日医政発第0717001号厚生労働省医政局長通知）及び「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日医政発第0324006号厚生労働省医政局長通知）（以下「通知」という。）に基づき取り扱われているところである。

また、上記通知に基づき、在宅においてたんの吸引を実施している介護職

員が引き続き社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づきたんの吸引を行う場合については、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）（以下「一部改正法」という。）附則の経過措置に規定する都道府県知事による認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける必要がある。

介護職員等によるたんの吸引等については、平成 24 年 4 月 1 日より、一部改正法による改正後の法に基づき実施することとなり、同法に基づき在宅においてたんの吸引等を実施する場合については、指定重度訪問介護事業者等は登録基準を満たし、都道府県知事の登録を受ける必要がある。

登録事業者としての登録基準は、上記通知に定めた内容を含むものであるが、法律施行時に、指定重度訪問介護事業者等が登録基準を満たさない場合には、都道府県知事の登録を受けることは出来ないこととなることから、各事業者に対し、必要な体制整備等についてあらためて指導いただくとともに、管内各関係団体等に対し、以下の関係法令等について改めて周知いただくようお願いする。

なお、同法の施行に伴い、従来の重度訪問介護従業者養成研修（以下「重訪研修」という。）に加え、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 4 条及び第 13 条に係る別表第三第一号の基本研修を含む重訪研修を新たに設けることとしており、通知等でお示しすることとしているので、その旨ご承知おきいただきたい。

（関係法令等）

- 1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年 10 月 3 日厚生労働省令第 126 号）
- 2) 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引関係）」（平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）

上記 1) 及び 2) の通知は、厚生労働省 HP「喀痰吸引等(たんの吸引等)の制度について」

- 3) 喀痰吸引等業務の施行に係る Q&A について 1) から 3)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/tannokyyuin.html>

- 4) 周知用パンフレット

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/tannokyyuin/pdf/sanko\\_03.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/tannokyyuin/pdf/sanko_03.pdf)



## 6 訪問系サービスについて

### (1) 国庫負担基準(案)等について

#### ①国庫負担基準(案)について

平成24年4月からの訪問系サービスに係る国庫負担基準については、平成24年度の報酬改定の動向を踏まえつつ、全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるように設定することとし、現行の105,000円から119,000円まで引き上げることとする予定である。

なお、国庫負担基準の区分間合算及び従前額保障(平成17年度支給実績)については、従前どおりの取扱いとする。(関連資料5(94・95頁))

#### ②「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の補助金化について

これまでも、重度障害者の割合が高いこと等により訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超過する市町村への支援策として、

ア 区分間合算

イ 従前額保障

ウ 「重度障害者に係る市町村特別支援事業」(地域生活支援事業)

エ 「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」(基金事業)

を講じてきたところである。

このうち基金事業「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、平成24年3月までの時限的な措置とされる中で、継続実施への要望も強くあったところである。

このため、平成24年度から「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、従来の基金事業の内容等を踏襲し、継続性を確保しつつ、より安定的な経費である「障害程度区分認定等事業費補助金」における新たな補助金としたところであるので、これまでの地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」と合わせ、引き続き、ご活用いただくとともに、管内市町村に周知いただきたい。

なお、当該事業を実施していない自治体も見受けられるが、重度障害者の地域での生活支援のため、今回の補助金化を契機として、実施について検討されたい。(関連資料5(96頁))

## (2) サービス提供責任者の配置基準等について

### ① サービス提供責任者の配置基準の見直し

訪問系サービスに係るサービス提供責任者の配置基準については、以下のとおり見直しを行うこととしているので、その旨ご承知おきいただきたい。

#### <居宅介護、同行援護及び行動援護>

[現行] 以下のいずれか

- ア サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- イ 従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ア サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- イ 従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ウ 利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

#### <重度訪問介護>

[現行] 以下のいずれか

- ア サービス提供時間 1,000 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- イ 従業者の数が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ウ 利用者の数が 5 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ア サービス提供時間 1,000 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- イ 従業者の数が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ウ 利用者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

### ② 行動援護におけるサービス提供責任者の資格要件に係る経過措置について

行動援護のサービス提供責任者については、資格要件の一つとして、知的又は精神障害に関する実務経験が必要であるが、平成 24 年 3 月 31 日まで、行動援護従業者養成研修課程の修了者については、3 年以上の実務経験で足りる旨の軽減措置が講じられているところである。

当該軽減措置については、行動援護事業所の確保を図り、サービスのさらなる普及を図る観点から、当該経過措置を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとする。

なお、行動援護の従業者について、行動援護従業者養成研修課程の修了者については、2 年以上の知的又は精神障害に関する実務経験を 1 年以上で足りることとしている措置は、引き続き継続することとする。

### ③その他

ア サービス提供責任者の要件である「ヘルパー２級課程修了者であって実務経験３年以上」については、「暫定的な要件（※１）」とされているが、事業所数や事業所の人員配置体制等を踏まえ、平成２４年度以降も減算は行わず報酬算定上の取扱いを継続する。

イ 居宅介護従業者養成研修３級課程については、重度訪問介護従業者養成研修課程の修了者のキャリアアップの観点から必要であること、また、知的・精神障害者が３級課程を修了し従業者として従事している事例があり、障害者の就労支援の観点からの配慮が必要であることなどを踏まえ、平成２４年度以降も３級課程の報酬算定上の取扱いを継続する。

#### ※１（暫定的な取扱いに係る留意点）

２級課程の研修を修了した者であって、３年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護従業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に介護職員基礎研修若しくは１級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成１８年１２月６日障発１２０６００１通知））

※２ なお、介護人材の資質向上と量的確保が可能な限り両立されるよう、介護分野の現状に即した介護福祉士養成の在り方について、平成２２年３月から「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」において検討が行われ、介護人材養成の今後の具体像も併せて、昨年１月に検討結果が取りまとめられたところであるので参考とされたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000010pzq.html>

### （３）同行援護の推進について

同行援護は、移動支援事業において支援されていた重度の視覚障害を持つ者に対する福祉サービス事業の個別給付化であり、利用者のニーズに適切に対応するため、同行援護に係る事業所指定など、早期の体制整備に努められたい。

ただし、平成２３年９月２７日付事務連絡においては「同行援護施行時において、事業所指定が困難である等同行援護の体制整備が十分でない場合にあっては、適切な事業の実施体制が整備されるまでの間、地域生活支援事業の移動支援事業を柔軟に活用」できることとしており、実施体制に考慮しつつ適切にサービスが提供されるようご配慮願いたい。

#### (4) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

##### ① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を徴収する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

##### ② 障害者自立支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

障害者の中には、ALS（筋萎縮性側索硬化症）や全身性障害などで介護保険制度が想定する加齢に伴う障害を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

### ③重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、対応していただきたい。

ア 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価については、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであって、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

イ これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

### ④居宅介護におけるサービス1回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護についてはサービス1回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また、目安として、サービス1回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス1回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、

一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに留意されたい。

また、平成24年度報酬改定において、利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、居宅介護の家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行うこととしたところであるが、支給決定に当たっては、これまでどおり一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることには変わりはないものである。

## 7 障害者の就労支援の推進等について

### (1) 障害者の一般就労への移行の促進について

#### ①一般就労への移行に対する報酬上の評価

障害者の一般就労に向けた取組みを促進するため、今回の報酬改定においては、一般就労への移行・定着に効果を上げている事業所の評価を高める方向で見直しを図っている。

また、企業での職場実習等が一般就労に向けて効果が高いことを踏まえ、支援期間（原則2年間）のうちに、全ての利用者（1年間で利用定員の50%以上）に対して職場実習が実施されている場合の加算を新設することとしたところである。

さらに、企業等の理解が重要となることから、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の延長により、①職場実習・職場見学促進事業、②就労支援ネットワーク強化・充実事業、③障害者一般就労・職場定着促進支援事業、④離職・再チャレンジ支援助成事業といった事業が引き続き活用可能となっているので、その活用も含め一般就労への移行を促進されたい。

#### ②就労支援ノウハウを持った支援者の育成

一般就労への移行支援ノウハウを有する者の育成・配置を促進するため、平成21年度から、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の地域障害者職業センターによる研修（就業支援基礎研修）を実施し、同年度から同研修又は職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を配置した場合の加算を設けているところであるので、積極的な研修の受講による人材の育成に努められるよう就労移行支援事業者に促す等の取組をお願いしたい。（関連資料6（97頁））

#### ③就労移行支援のガイドライン作成

平成21年度の調査結果によれば、就労移行支援事業者のうち約4割が就労移行の実績が無い事業所となっている。

このような事業所の中には、事業開始間もない等によりノウハウが蓄積しておらず、実績に結び付いていないところもあり、就労移行実績のある事業所のノウハウを知りたいとの声も寄せられている。

このため、平成23年度障害者総合福祉推進事業において就労移行支援のガイドラインの作成を行っているところである。

完成されたガイドラインについては、改めてお知らせするとともに、以下のホームページに掲載を予定しているので、管内の事業所への周知と活用を促すようお願いしたい。

URL：<http://www.philanthropy.or.jp/mhlw/>

## **(2) 工賃向上に向けた支援について**

### **①「工賃向上計画」について**

一般就労が困難である者には、就労継続支援B型事業所等での工賃水準が向上することが重要であり、そのための取組として、各都道府県において工賃倍増5か年計画（平成19年～23年）に基づき実施されてきたところであるが、平成24年度から平成26年度までの3か年の新たな「工賃向上計画」を策定することとし、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進めることとしている。（関連資料6（98・99頁））

都道府県におかれては工賃向上計画の策定に向けた準備とともに、管内の事業所において工賃向上計画の策定に向けた準備がなされるよう周知方をお願いしたい。

また、工賃水準の向上への取組に当たっては、市町村レベル・地域レベルでの関係者の理解や協力関係の確立も重要であることから、別途お示しする新たな指針も参考に、管内の市町村にも協力をお願いしていくことを検討願いたい。

今後、「工賃向上計画」による目標値等を報告いただいたうえで、全国集計を行い、その結果を公表することを考えているので、了知いただくとともにご協力をお願いしたい。

### **②全国部局長会議でお示したスケジュール案の見直し**

工賃向上計画については、都道府県及び各事業所による計画の策定・目標設定、報告、公表、計画に基づく具体的な取組み、実施後の評価・報告という流れで取り組んでいただくこととなる。

このうち、計画の策定・目標設定については、有識者等による検討会を踏まえて設定する必要があること等から、1月19日にお示しをしたスケジュールでは対応が困難であり、見直して欲しい旨の要望をいただいたところである。

については、別添のとおりスケジュールを見直すこととしたので、見直し後のスケジュールを参考に、準備や事業所への周知等をお願いしたい。

（関連資料6（100頁））

### **③障害者の就労支援に当たっての農業部局との連携**

障害者就労施設においては、障害者の障害程度に応じて作業が可能、自然や動植物との触れ合いにより情緒が安定する、一般就労に向けての体力・精神面での訓練となる等との理由から、農園芸活動が行われており、稲作や野菜・果樹・花き栽培、畜産（養鶏、養豚）、農産加工から販売等幅広い分野で取り組まれているところである。

福祉関係者からは、このような取組をさらに推し進めるため、障害者の指導に当たってさらに農業知識を得たい、生産量の安定・確保・拡大を図りたい、販路を拡大して経営を安定したい、障害者の工賃アップを図りたいとの



要望があり、農業関係者から農業分野全般について具体的な知識、技術の伝授を受けたいとの要望があるところである一方、農業関係者からは、高齢化や過疎化により減り続けている農業従事者を確保したい、障害者の雇用促進という社会的要請に貢献したいとの意向があるが、障害者に適した業務が分からない、どのような環境整備が必要か分からない等といった不安もあると聞いている。

このような課題を解消するため、管内農業部局と連携をとり、福祉関係者と農業関係者の互いの制度の理解促進を図ることを目的に、ホームページの作成による情報提供や啓発活動、研修会等の開催等に取り組まれない。

また、農業との連携に当たっては、就労継続支援事業による施設外就労による取組みも有効であると考えられることから、請負契約の締結等にも留意しつつ、取組みを推進されたい。

なお、当該事業については、これまでも工賃倍増5か年計画支援事業の対象としてきたところであるが、平成24年度からの工賃向上計画支援事業においても対象とすることを考えているので、農業の専門家の派遣など積極的に実施していただきたい。(関連資料6(106~108頁))

(農林水産省の担当部署：農林水産省経営局就農・女性課女性・高齢者活動推進室)

### **(3)「障害者就業・生活支援センター」事業について**

#### **①障害者就業・生活支援センターの拡充**

障害者就業・生活支援センターについては、障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」により、全障害保健福祉圏域に整備することを進めている。このため、平成24年度予算案において設置数を拡充し、全国327箇所を実施することとしている。

全障害保健福祉圏域に設置していない都道府県については、労働部局及び各都道府県労働局と連携を図り、設置計画を策定し、着実な整備を進めることにより、障害者の一般就労後の定着支援等の充実とともに、地域の就労支援体制の拠点となるよう、積極的な取組に努められたい。

(関連資料6(109~121頁))

#### **②モデル事業の実施について**

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であることから、就労を希望する者には、できる限り一般就労をしていただけるよう支援を行うことを制度の基本的な考え方としている。

特別支援学校卒業者等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援を利用(アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可)し、一般就労が可能かどうか見極めていただいたうえで、それが困難であると認められる場合に就労継続支援B型事業を利用することを原則と

している。また、特別支援学校の在学中に当該暫定支給決定を行い、卒業と同時に就労継続支援B型事業が利用できるようにすることを周知してきている。

一方で、平成24年4月からのサービス等利用計画の作成対象者の拡大に伴い、就労系サービス利用希望者に対して相談支援事業所が行うサービス等利用計画の作成に資するよう、アセスメントの実施や評価が求められることになる。

平成23年7月に行った調査では、すべての就労系サービス利用希望者に就労移行支援事業によるアセスメントを実施することが困難と回答した市町村が62.6%(1,092市町村/1,744市町村)となっており、就労移行支援事業者が無い又はあっても数が足りない等のために、アセスメントのできない地域も多く存在することが明らかになっている。

障害者就業・生活支援センターは、障害福祉圏域に設置が整いつつある状況にあり、就労移行支援事業が無い又はあっても数が足りない等のためアセスメントの実施が困難な地域でも機能する可能性がある。

このため、障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等に係る課題を検討・整理するため、モデル事業を実施することとしている。(全国で10か所)

さらに、障害者就業・生活支援センターの支援により就職した者のフォローアップ(定着支援)に係る相談支援事業者との連携・役割分担についても、課題の検討・整理を行うものとしている。

年度当初からの取組が望ましいが、都道府県の補正予算による年度途中からの実施も含め、モデル事業の趣旨をご理解いただき、積極的な取組をお願いしたい。(関連資料6(122~124頁))

現在、「地域の就労支援の在り方に関する研究会(事務局は職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課)」において、地域の就労支援機関のそれぞれの役割や連携の在り方などについて検討が行われているところであり、当該研究会において本モデル事業についてもご意見を伺うこととしている。

#### **(4) 特別支援学校との連携について**

特別支援学校卒業者等、未就労障害者の就労継続支援B型の新規利用に当たっては、利用する就労支援サービスが適切か否かを判断するための客観的指標の作成が困難な中、本人の能力・適性について、短期間のアセスメントを経ることが適切であることから、その際、就労移行支援事業を短期間利用することで対応することが可能である旨について周知をしてきたところである。

また、この取扱いについては、平成22年以降に開催される文部科学省開催の特別支援教育担当者会議においても周知をしてきているところである

が、各都道府県におかれては、特別支援学校に在学中の生徒が当該学校の教育活動として行われる現場実習において、短期間のアセスメントのために、就労移行支援事業と連携を図るとともに、さらなる周知をお願いしたい。

なお、延長された基金事業の対象事業である「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」は、特別支援学校等との連携によるアセスメント実施に向けた体制づくりを行った場合の費用について助成するものであり、活用が図られるよう周知をお願いしたい。

#### **(5) 特別支援学校卒業者等に係る就労継続支援B型の利用の取扱いについて**

平成24年3月31日までの経過措置については、昨年7月に発出した事務連絡により、今年度中に支給決定を行えば、支給決定の有効期間内であれば、平成24年4月以降も引き続き利用可能であることをお伝えしているところである。

平成24年度以降の取扱いについては、経過措置が終了する3月末までの間の、できるだけ早い時期にお示ししたい。

その際、就労に係るアセスメントを経たうえで就労継続支援B型の利用を認めるという基本的な方向性を変更することは考えていない。

## 8 障害福祉関係施設の整備等について

### (1) 平成24年度社会福祉施設整備費について

障害福祉関係施設の整備については、前年度予算108億円に対し、117億円（以下①～④の合計）を確保したところ。（関連資料7（125頁））内訳は次のとおり。

一般会計の事業として

- ① 障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進するため、要求枠として39億円。
- ② 整備法の施行による基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進するため、特別枠（「日本再生重点化措置」）として22億円。

を計上したところ。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童福祉施設の施設体系が変更されたことから、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所について新たに補助対象とするとともに、居宅介護事業所、相談支援事業所の整備についても新たに補助対象とする。

また、東日本大震災復興特別会計（復旧・復興枠）の事業として、

- ③ (ア) 災害時に、障害福祉サービス事業所等に障害児・者の緊急受入が可能となる防災拠点スペースの整備、(イ) 障害児・者に配慮した避難所設備の整備、(ウ) 震災に備えた通所施設の耐震化整備を推進するため45億円。（関連資料7（126頁））

を平成24年度予算案に計上したところ。

これらの他、

- ④ 都道府県、指定都市が実施する大規模修繕等（※）及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金（一括交付金、内閣府において一括計上）の対象とし、実績を踏まえ11.3億円を拠出したところ。今後、内閣府より自治体ごとに配分枠が示されることとなるが、配分については、自治体が策定する整備計画に基づき一括交付金の全体で調整が可能となることから、積極的に活用されたい。

※ グループホーム・ケアホーム及び居宅介護事業所、相談支援事業所については、引き続き、社会福祉施設等施設整備費で執行するので留意されたい。

このため、上記③、④については、社会福祉施設等施設整備費の協議対象外となるため、取扱いにはご注意願いたい。③については別途「東日本大震災復興（仮称）交付要綱」によりお示しする予定。④地域自主戦略交付金に係る制度要綱及び交付要綱案については、すでに内閣府から情報提供があったところであるが、交付限度額通知とあわせ、正式には平成24年度予算成立後、今年度末目途に配分する予定である。

（福祉貸付について）

なお、平成24年度より、障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業に係る施設の独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付の融資対象を「法人」とし拡大を図ることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

## （2）平成24年度社会福祉施設整備費の国庫補助に係る協議等について

平成24年度の社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補助協議については、別途協議方針等をお示しすることとしているが、限られた財源の中で、当該補助金を効果的かつ有効に活用する必要があるため、整備方針等を踏まえ、真に緊急性・必要性の高い施設整備を厳選して協議を行うとともに、入所施設における耐震化整備については「社会福祉施設等耐震化臨時特例交付金」を、通所施設の耐震化整備等については上記（1）③の事業をできる限り活用されたい。

## （3）社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

### ①吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」についても、平成23年10月7日（金）までに提出をお願いしたところであり、これについては、今年度中に公表予定としているが、未だ提出いただいていない自治体があるので、引き続き、ご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

②吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成24年度も引き続き実施することとしている。

（４）社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

## 9 障害者自立支援対策臨時特例基金の活用について

障害者自立支援対策臨時特例基金については、障害者自立支援法の円滑な実施を図ること等を目的として、平成 18 年度に各都道府県に基金を造成し、平成 23 年度を期限として各種事業を行ってきたところである。

今般、平成 23 年度第 4 次補正予算においては、新体系移行後のソフトランディングとして、事業運営の安定化を図るための支援や設備等の基盤整備、整備法の円滑施行のための支援として、自治体における給付費支払システムの改修等を実施するため、基金の積み増し及び平成 24 年度までの期間延長を行うこととしている。

各都道府県におかれては、この基金の趣旨を踏まえ、積極的に活用していただき、障害者の地域生活の支援に取り組んでいただくとともに、平成 24 年 4 月に整備法が完全施行されることから、当該基金事業については 24 年度内にすべて完了するよう留意されたい。

## 10 規制改革について

### (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業について〔構造改革特区関係〕

現在、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児（者）を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」が行われている。

これまでの受入実績や弊害調査の結果等を踏まえ、平成22年度に生活介護、平成23年度に短期入所をそれぞれ全国展開している。（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第94条の2、第125条の2関係）

現在は自立訓練、児童デイサービスについて特区として継続して実施しているところであるが、平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、当該特区事業についても制度改正を予定しており、各関係都道府県等におかれては、円滑に対応できるようご留意いただきたい。

#### ① 法改正に伴う当事業の取扱いについて

指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児を受け入れた場合、当該障害児に対するサービスを障害者自立支援法に基づく「基準該当児童デイサービス」とみなしていたところであるが、平成24年4月以降児童デイサービスが児童福祉法に基づく児童発達支援として一元化されることから、当事業における障害児の受入れについても4月以降は児童福祉法に基づく「基準該当児童発達支援」とみなすこととする。

なお、障害児を受け入れる際には、必要な研修を受けた職員が個別支援計画を策定することを要件としているところであるが、この要件については平成24年4月以降も継続する。

上記の制度改正に伴う省令改正については今年度中に行う予定（昨年12月にパブコメ実施済み）であり、施行の際には別途通知するのでご留意いただきたい。

#### ② 平成24年度以降の全国化の可否について

現在も特区として継続している自立訓練、児童デイサービス（4月以降は児童発達支援）については、受け入れる際、個別支援計画の策定を条件に付しているところであるが、制度改正して間もないこともあり、現時点では弊害の有無を判断できるだけの実績が挙がっていない状況である。

したがって、来年度以降も、引き続き特区として継続し、実績がある程度



挙げた段階で改めて弊害の有無について調査を行う予定であるため、関係都道府県等におかれては、ご留意いただきたい。

## **(2) サービス管理責任者資格要件弾力化事業について[構造改革特区関係]**

構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内のサービス管理責任者の資格要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を実施している。

各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用していただくようお願いする。

### **①事業の概要について**

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第544号）において定めている、サービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和するもの。

### **②平成24年度以降について**

本事業は平成22年9月から実施（申請受付）しており、平成24年度に弊害の有無について検証し、その結果を踏まえ、全国展開等について検討することとしている。

## **(3) 指定児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業について[構造改革特区関係]**

昨年10月28日に構造改革特別区域推進本部において、「構造改革特別区域の第20次提案等に対する政府の対応方針」（関連資料8（127・128頁））が決定されたことに伴い、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内にある一定の要件を満たす児童発達支援センターにおいて、障害児に対する給食の外部搬入を認める「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」を平成24年度から実施することとしている。

本事業については、平成24年1月26日に特区省令の一部改正を公布し

ているところであるので、各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用していただくようお願いする。

#### ① 事業の概要について

地方公共団体が、その設定する特区における児童発達支援センターの運営の合理化を進める等の観点から、当該区内の児童発達支援センターにおいて給食を外部搬入することが必要であると認めた場合に、一定の要件を満たした上で、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条において定めている児童福祉施設での食事の提供に関する施設内調理の義務を緩和し、外部搬入を行うことができることとするもの。

ここでいう一定の要件については、提供する食事の献立において栄養士の指導が受けられる体制を整えること、受け入れている障害児の障害の特性を考慮した食事の内容、回数、時機に適切に対応できる委託業者であること等、特区省令において規定しているところであり、詳細内容については特区計画のマニュアルにも記載している。（関連資料8（129・130頁））

なお、この事業を活用し、外部搬入を行う場合であっても、必要に応じて加工や再加熱といった対応は必要であることから、施設の調理室設置の要件を緩和するものではないことにご留意いただきたい。

#### ② 平成23年度以降について

本事業は本年4月から実施することとしており、一定期間経過後に弊害の有無について検証し、その結果を踏まえ、全国展開等について検討することとしている。

#### （4）サービス提供責任者の移動支援事業の兼務について【規制改革関係】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下、居宅介護等）におけるサービス提供責任者については、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら居宅介護等の職務に従事するものをもって充てなければならないこととしているが、この取扱については、行政刷新会議に設置された規制・制度改革に関する分科会において、居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護のサービス提供時間内に移動支援事業に従事できるようにすべきとの指摘を受けているところである。この指摘を踏まえ、利用者に対する居宅介護等の提供に支障がない場合に限り、同一敷地内にある移動支援事業所（障害者自立支援法第5条第25号に規定する移動支援事業を行う事業所をいう。）の職務に従事することができるよう、通知等でお示しする予定であるので、その旨ご承知おきいただきたい。

## 11 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

### (1) 短期入所サービスの整備促進

#### ① 医療機関で行う短期入所サービスの整備促進

いわゆる医行為を必要とする重度の障害者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取る際に短期入所サービスの充実を図っていくことは極めて重要である。

このため、障害福祉関係施設だけではなく、医療機関においてもいわゆる「医療型ショートステイ」として短期入所サービスの実施を可能としているところであるが、平成23年10月1日現在、4,239か所の指定短期入所事業所のうち、医療機関における指定短期入所事業所数は276か所と少ない状況である。

このような状況を受け、地方分権一括法の施行に伴う障害者自立支援法施行規則の改正において、平成24年4月から法人格を有さない医療機関についても、短期入所の指定を受けることができることとしたところであり、また、平成24年度報酬改定においても、医療型ショートステイに関して、超重症心身障害児・者等の重度者を受け入れた場合の加算を創設する等の改定を行うこととしているところである。

各都道府県におかれては、地域におけるニーズを適切に把握し、そのニーズを踏まえ、いわゆる医行為の必要な障害者の方々に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、必要な短期入所サービスの整備に努められたい。

#### ② 単独型の短期入所サービスの整備促進

指定短期入所のうち、併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所については、単独型事業所として、指定障害者支援施設等入所施設以外の様々な事業所において行うことが可能である。

単独型事業所については、先の報酬改定において、指定要件の明確化を図るとともに、経営の安定を図るため「単独型加算」を創設したところであり、平成24年度報酬改定においては、単独型加算の引き上げを行うこととしているところである。

また、指定短期入所事業所の設置を進めるため、平成22年度から社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象として、新たに単独型事業所を追加したところである。

第2期障害福祉計画では、短期入所の平成23年度整備目標が4万人分であるのに対し、平成23年10月の利用実人員は約3.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。都道府県におかれては、地域のニーズを踏まえ、この施設整備費補助金や基金事業における「障害者自立支援基盤整備事業」を活用すること等により、単独型事業所のみならず、併設事業所

や空床利用型事業所も含め、指定短期入所事業所の整備を進められたい。

なお、短期入所に関する制度改正等の概要については、関連資料 9（131～133頁）参照。

## （２）インフルエンザ等の感染症対策

インフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 23 年 11 月 18 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

## （３）いわゆる「宅幼老所」をはじめとする共生型サービスについて

民家などを活用した小規模で家庭的な雰囲気の中で、高齢者、障害者や児童などに対して、1人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを行う取組みが地域の創意工夫のもとに実施されているところである。

こうした取組みは、

- ・ 子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進という高齢者や障害者への効果
- ・ お年寄りや障害者など他人への思いやりや優しさを身につける成育面といった児童への効果
- ・ 地域住民が持ちかけてくる様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点になるという地域への効果

という様々な効果が期待される。

現行制度において、こうしたいわゆる「宅幼老所」を介護保険の指定通所介護事業所等で運営する場合、介護保険給付に加え、所要の要件を満たせば障害者自立支援法の自立支援給付（基準該当生活介護等）や乳幼児の一時預かりに対する運営費の補助をそれぞれの制度から受け取ることも可能であることから、各都道府県におかれては、管内市町村に対し、こうした取り組みや各種支援制度の活用を周知していただき、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組みの普及促進を図られたい。

#### (4) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成23年11月に国会へ提出された平成22年度決算検査報告において、

- ・対象外経費を計上する
- ・対象経費を二重に計上する

等により、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

また、障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の執行に関しても、

- ・控除対象となる徴収金の算定において、扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた徴収金ではなく、実際に扶養義務者等から収納した額によって算定していた

等により、本負担金の経理が不適切と認められるとの報告がなされたところであり、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）におかれては、事務処理についてご留意のうえ、本負担金の適正な執行に努められたい。

なお、平成24年4月1日より、障害児通所支援については実施主体が都道府県等から市町村となるため、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

[http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy22\\_05\\_11\\_24.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy22_05_11_24.pdf)

(障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金)

[http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy22\\_05\\_11\\_23.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy22_05_11_23.pdf)

#### (5) 障害者施設等の防災対策等について

##### ①防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策

- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知
- ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等防災対策に万全を期されたい。

(参考)

- ・ 「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」  
(昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」  
(平成10年8月31日社援第2153号、厚生省社会・援護局長通知)
- ・ 「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」  
(平成11年1月29日文施指第53号、社援第212号、11林野治第172号、建設省河砂発第6号、消防災第8号、文部省大臣官房長、厚生省社会・援護局長、林野庁長官、建設省河川局長、自治省消防庁次長連名通知)

## ②大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、今後とも、震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

## ③障害者施設等の耐震化について

障害者支援施設等の障害者施設等（入所）の耐震化については、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（社会局所管）等により計画的に整備が進

められているところであるが、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加調査」（平成22年9月実施）の調査結果によると全国の耐震化率が81%となっており、障害保健福祉部関係施設については若干下回っているところ。

障害者施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であることから、全ての障害者施設等において耐震化が図られることが望ましいため、引き続き、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用していただくとともに、平成24年度予算案において、新たに通所施設の耐震化整備を推進するための所要額45億円を計上したところであるので、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉法人等に対してご指導をお願いしたい。

耐震化整備を行う際、設置者負担の費用等が準備が出来ないため整備が進まない社会福祉法人等にあっては、独立行政法人福祉医療機構において、社会福祉事業施設の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成24年度も引き続き実施することとしていることから、その活用についての周知も併せてお願いしたい

## 12 障害者自立支援法等の一部改正における相談支援の充実等について

### (1) 本年4月の施行に向けた準備について

整備法により、本年4月から以下のとおり相談支援の充実等を図ることとしている。

- ・ 支給決定のプロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大（計画相談支援・障害児相談支援）
- ・ 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- ・ 基幹相談支援センターの設置
- ・ 「自立支援協議会」の法定化
- ・ 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

については、2月8日に事務連絡によりお示しした指定基準（案）、事業者指定事務、事務処理要領（案）等（指定基準等のポイントは以下のとおり）を参考に、本年4月の施行に向けた事業者指定事務や支給決定事務等の準備を進めていただくようお願いする。

また、都道府県におかれては、

- ・ 管内市町村に対する情報提供や指定事務等に係る助言・指導
- ・ 指定都市・中核市への指定一般相談支援事業者の指定事務に係る引継ぎ
- ・ 管内の相談支援事業者等への指定手続等の周知等、法の円滑な施行に向けて特段のご配慮をお願いする。

### (2) 相談支援関係の指定基準（案）のポイント

#### ① 指定計画・障害児相談支援（指定特定・障害児相談支援事業者関係）

ア 人員基準 → 現行の指定相談支援事業者と同じ。

イ 運営基準

○ 計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成。

○ 計画作成手続

- ① 支給決定前に、利用者の居宅等への訪問面接によるアセスメントを行い、計画案（モニタリング期間の提案を含む）を作成。
- ② 利用者等の同意を得て、計画案を利用者に交付。
- ③ 支給決定後、事業者と連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、計画案の内容の説明及び意見を求める。
- ④ ③により意見を求めた計画案について、利用者等に説明し、文書により同意を得て、計画を利用者に交付。



## ウ 掲示等

重要事項（運営規定の概要、業務の実施状況、従事する者の資格、経験年数、勤務体制等）の掲示義務の他、公表の努力規定。

※ その他、現行の指定相談支援に係る指定基準と同様に、秘密保持、苦情解決、記録の整備等必要な事項について規定。

## ②指定地域相談支援（指定一般相談支援事業者関係）

### ア 人員基準

- 事業所ごとに、専らその職務に従事する者を置く。  
そのうち1人は、相談支援専門員とする。
- 事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置く。
  - ※ 業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
  - ※ 現行の精神障害者地域移行・地域定着支援事業を実施する事業者は、当面の間、相談支援専門員の配置に関わらず指定可。（できる限り速やかに相談支援専門員を配置することが望ましい。）

### イ 運営基準

#### (ア) 地域移行支援

- 相談支援専門員の役割  
相談支援専門員がその他の者への技術的指導及び助言を実施。
- 地域移行支援計画の作成
  - ・利用者への面接によるアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、原案を作成。  
(記載事項)
    - ・利用者及びその家族の生活に対する意向
    - ・総合的な支援の方針
    - ・生活全般の質を向上させるための課題
    - ・地域移行支援の目標及び達成時期
    - ・地域移行支援を提供する上での留意事項 等
  - ・作成に当たっては、障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集した会議を開催し、意見を求める。
- 相談及び援助
  - ・利用者への面接による相談や、障害者支援施設等又は精神科病院からの外出に際し同行による支援。
  - ・面接又は同行支援は、概ね週1回、少なくとも1月に2回行う。
- 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）の体験的な利用（委託による）

- 一人暮らしに向けた体験的な宿泊（自ら実施又は障害福祉サービス事業所への委託可）
- 掲示等
  - 重要事項（運営規定の概要、業務の実施状況、従事する者の資格、経験年数、勤務体制等）の掲示義務の他、公表の努力規定を設ける。

(イ) 地域定着支援

- 相談支援専門員の役割
  - 相談支援専門員がその他の者への技術的指導及び助言を実施。
- 地域定着支援台帳の作成
  - 利用者に面接によるアセスメントを実施し、作成。
  - (記載事項)
    - ・利用者の心身の状況
    - ・その置かれている環境
    - ・緊急時において必要となる家族、指定障害福祉サービス事業者、医療機関等の関係機関の連絡先 等
- 常時の連絡体制の確保等
  - 適切な方法により利用者との常時の連絡体制を確保。
  - また、居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握。
- 緊急の事態への対処等
  - ・緊急の事態等に、速やかに訪問等による状況把握を実施。
  - ・利用者の家族、関係機関との連絡調整、緊急一時的な滞在支援（指定障害福祉サービス事業者に委託可）等の措置。
- 掲示等 → 地域移行支援と同様。

※ その他、指定相談支援に係る指定基準と同様に、秘密保持、苦情解決、記録の整備等必要な事項について規定。

**(3) 相談支援関係の事業者指定事務のポイント**

① 指定権者

- ・ 指定一般相談支援事業者 都道府県、指定都市、中核市
  - ※ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、指定都市、中核市に権限移譲されることに留意。
- ・ 指定特定相談支援事業者 市町村
- ・ 指定障害児相談支援事業者 市町村

## ②指定に当たっての基本的な考え方

### ア 共通事項

- ・ 指定一般・特定・障害児相談支援事業所に従事する管理者、相談支援専門員等は、原則として専従としているが、指定一般・特定・障害児相談支援事業所間における職員の兼務は、業務に支障がないものとして認めることとし、一体的に指定できることとする。
- ・ 当該事業所内や、相談支援事業所以外の事業所・施設等との兼務については、実情を踏まえて判断すること。

### イ 指定一般相談支援事業者

指定一般相談支援事業所の指定は、地域相談支援の種類（地域移行支援・地域定着支援）ごとに指定することとなるが、地域移行支援・地域定着支援はできる限り支援の継続性を確保する観点から両方の指定を受けることを基本とする。

ただし、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合には、地域移行支援のみ又は地域定着支援のみの指定を認めることとする。

### ウ 指定特定・障害児相談支援事業者

#### (ア) 総合的に相談支援を行う者の要件

「総合的に相談支援を行う者」として厚生労働省令で定める基準（以下の3要件）に該当する者であること。（現行の特定事業所加算の要件（市町村からの委託要件等を除く）と同様。）

- 運営規定において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと。  
ただし、事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であっても、以下の場合には対象とする。
  - ・ 他の指定特定・障害児相談支援事業所と連携することにより、事業の主たる対象としていない障害の種類についても対応可能な体制としているとき。
  - ・ 身近な地域に指定特定・障害児相談支援事業所がないとき。
- 自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政との連携体制があること。
- 当該事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

#### (イ) 障害児の相談支援に係る指定の取扱い

障害児については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事

業所及び指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることを基本とする。

この場合、当該事業所が障害児のみを対象とする場合は、運営規定において主たる対象者を障害児とする旨明記すること。（主たる対象者以外の者から依頼があった場合については、運営規定において主たる対象者を障害児としていることにより、正当な理由があるものとしてサービス提供を拒否できる。）

(ウ) 市町村直営の相談支援事業所に係る取扱い

指定特定・障害児相談支援事業者の指定については、民間法人のほか、市町村直営による場合も認められる（指定一般相談支援事業者も同じ）。

ただし、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画については、市町村が支給決定に当たって勘案するものであり、支給決定を行う組織そのものが指定事業所となることは整備法の趣旨に照らして望ましくない。

このため、市町村直営の場合には、支給決定を行う組織とは独立した体制が確保されている場合に限り、指定すること。

**③その他指定に当たっての審査事項**

- ・ 指定に係る人員基準及び運営基準を満たすものであること。
- ・ 指定に当たっての欠格事項に該当しないこと。

**④公示事項**

指定・廃止・指定取消の場合については、以下の内容について公示。

公示方法は、法律上、特に限定するものではないので、公示規則等で定めるところにより行う。

- ・ 指定等に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・ 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- ・ 指定等の年月日
- ・ 指定等に係る種類（指定地域移行支援・指定地域定着支援・指定計画相談支援・指定障害児相談支援の別）
- ・ 事業の主たる対象者
- ・ 事業所番号

※ 現行法の指定相談支援事業所については、施行日に、指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされるが、都道府県・指定都市・中核市においては、当該みなし指定に係る事業所についても公示すること。

※ この場合の指定に係る種類は、指定地域移行支援・指定地域定着支援。

※ みなし指定の対象となる事業者には、その旨あらかじめ周知しておくことが望ましい。

## ⑤その他

都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類（指定一般・特定・障害児）の指定の申請があった場合等においては、指定に当たって必要な情報の共有を図ること。

## （４）相談支援関係の事務処理要領（案）のポイント

### ① 計画相談支援

#### ア 計画相談支援の対象者

障害福祉サービスの申請をした障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請をした障害者。

ただし、介護保険制度のサービスを利用する場合には、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認めるとき求めるものとする。

#### イ 対象者の拡大方法

対象者の拡大に当たっては、①新規、②現行の計画作成対象者、③施設入所者を優先して拡大することとし、年次計画や個別の対象者の選定については、市町村が上記の優先対象を勘案して判断する。

※ 本年3月31日時点のサービス利用者に係るサービス等利用計画作成は、支給決定の更新時に上記の優先対象を勘案して順次対象とする。

※ 現行のサービス利用計画作成費の利用者は原則、本年4月から対象。

#### ウ 計画相談支援給付費の支給期間と継続サービス利用支援に係るモニタリング期間の設定

計画相談支援給付費の支給期間については、サービス等利用計画の作成月から支給決定を行うサービスの最長の有効期間の終期月までを基本とする。

また、継続サービス利用支援に係るモニタリング期間の設定に当たっては、当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の実施月の特定等のため、併せて当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月を設定する。

※ モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月

サービスの支給決定期間の終期月に継続サービス利用支援を実施することとした上で、当該者に設定されるモニタリング期間を踏まえ設定。

※ モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の終期月

原則、計画相談支援給付費の支給期間の終期月（サービスの支給決定期間の終期月）。

ただし、毎月実施する者は最長1年以内（新規利用又は支給決定の変更により著しくサービス内容に変動があった者については3ヶ月以内）で設定することを基本。

エ 計画相談支援に係る事務の流れ

- 市町村が申請者に文書により計画案の作成を依頼。
- 申請者が指定特定相談事業者と利用契約。
- 指定特定相談支援事業者が計画案を作成し、申請者に交付。
- 申請者が市町村に以下の3点の書類を提出。
  - ・ サービス等利用計画案
  - ・ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
  - ・ 計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書（契約した相談支援事業者の届け）
- 市町村がサービスの支給決定と併せて計画相談支援給付費の支給（モニタリング期間等を記載。）を通知。（受給者証に必要事項を記載）。

※ モニタリング期間の変更手続

- ・ 市町村が文書によりモニタリング期間の変更を通知。（併せて受給者証の提出を依頼）
- ・ 対象者からの受給者証の提出を受け記載を変更し対象者に返還。

※ 指定特定相談支援事業者の変更手続

- ・ 計画相談支援対象者が事業者変更の届出書を市町村に提出。（受給者証を添付。）
- ・ 市町村が受給者証の記載を変更し対象者に交付。

※ 支給の取消しの手続き

- ・ 市町村が支給を取り消す旨対象者に通知。（併せて受給者証の提出を依頼）
- ・ 対象者からの受給者証の提出を受け、取り消した旨記載し、対象者に返還。

オ 訓練等給付に係る暫定支給決定

- ・ 市町村は、サービス等利用計画案の提出があった場合には、当該計画案を踏まえて暫定支給決定を行う。
- ・ サービス提供事業者は暫定支給決定期間中のアセスメント結果を市町村と指定特定相談支援事業者<sup>（注）</sup>に提出。
- ・ 市町村は、アセスメント結果、指定特定相談支援事業者のモニタリング結果を踏まえ、継続の可否を判断。

なお、当該サービスを引き続き利用する場合には、サービス等利用計画案の提出は求めない。

※ 上記のほか、モニタリング期間の設定の考え方（勘案事項、標準期間等）、サービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリングの取扱い等については、基本的に昨年10月31日の障害保健福祉主管課長会議においてお示した基本的枠組み案と同じである。

※ 障害児相談支援の手続き等についても、基本的には同様である。

## ② 地域相談支援

### ア 給付決定手続

地域相談支援については、給付決定に当たって障害程度区分の認定は不要だが、対象者の状況を適切に把握する観点から、障害程度区分認定調査に係る項目を調査する。

なお、国庫補助事業である精神障害者地域移行・地域定着支援事業又は住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の支援対象となっている者は、平成24年4月からの個別給付への円滑な移行の観点から、当該調査を実施しないこととして差し支えない（精神障害者地域移行・地域定着支援事業の対象者については、地域相談支援給付決定を適切に行うため、個人情報保護に留意しつつ、対象者の状況について都道府県と情報共有を図ることが望ましい。）

ただし、給付決定の更新時には当該調査を実施する。

### イ 対象者

#### (ア) 地域移行支援

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- ・ 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

- ・ 精神科病院に入院している精神障害者

※ 申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象。

#### (イ) 地域定着支援

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

- ・ 居宅において単身で生活する障害者

- ・ 居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
- ※ 障害者支援施設、精神科病院等から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。
- ※ 矯正施設退所者に係る支援に当たっては、地域定着支援センターと連携して対応すること。

※ 上記のほか、地域移行支援・地域定着支援の更新の取扱い等については、基本的に昨年10月31日の障害保健福祉主管課長会議においてお示した基本的枠組み案と同じである。

## (5) サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の様式例について

関連資料5（134～141頁）のとおり、サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の様式例を参考までにお示しするので、都道府県におかれては、管内市町村及び相談支援事業者へ情報提供をお願いする。

なお、本資料については様式例であり、相談支援事業者がその他必要となる項目を盛り込むなど、適宜工夫して活用して差し支えない。

【様式例】※別途、電子媒体を情報提供する予定。

① サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

※（別紙）申請者の現状（基本情報）を含む。

② サービス等利用計画・障害児支援利用計画

③ モニタリング報告書（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

## (6) 相談支援専門員に係る研修等

### ① 相談支援専門員に係る研修について

障害者自立支援法等の一部改正を踏まえ、平成23年度においては、新たに「法の円滑な施行準備のための研修」を実施したところである。

平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、平成23年度における「法の円滑な施行準備のための研修」を初任者研修や現任研修のカリキュラムに組み込むなどの見直しを行うこととしている。

（当該研修に係る時間数については、現行の研修時間と同程度を想定。また、専門コース別研修は来年度においても引き続き実施。）

※ 指定計画相談支援、指定地域相談支援、指定障害児相談支援の提供に当たる者としての相談支援専門員に係る要件（実務経験及び研修要件）については、新たな告示を制定する予定。

具体的には、現行の相談支援専門員に係る要件と同じとするとともに、実務経験を満たす者で現行の初任者研修又は5年度ごとの現任研修を受講している



者は、指定計画相談支援、指定地域相談支援、指定障害児相談支援を行う相談支援専門員に係る要件を満たすものとして認めるものとする。

各都道府県におかれては、整備法の施行を踏まえて、相談支援の提供体制を計画的に整備していくことが必要となるため、相談支援専門員に係る初任者研修及び現任研修について、本年度から導入した研修事業者の指定制度の活用等により研修の拡大を図るなど、整備法の円滑な施行に向けて積極的に実施していただくよう、ご配慮をお願いする。

なお、平成24年度における「相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)」については、以下のとおり実施する予定であるので、各都道府県におかれては、相談支援従事者等の中から適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

◆研修名	: 相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)
◆日時	: 平成24年6月20日(水)～22日(金)
◆場所	: 国立障害者リハビリテーションセンター学院 (埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

## ② サービス管理責任者に対する研修について

平成24年度の「サービス管理責任者指導者養成研修会(国研修)」については、以下のとおり実施する予定であるので、引き続き、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

※ 児童発達支援管理責任者指導者養成研修会(仮称)(国研修)についても、合同開催する予定。

◆研修名	: サービス管理責任者指導者養成研修会(国研修)
◆日時	: 平成24年10月3日(水)～5日(金)
◆場所	: 国立障害者リハビリテーションセンター学院 (埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

なお、平成24年度以降のサービス管理責任者の研修に係る要件の取扱いについては、昨年10月31日の障害保健福祉主管課長会議でお示しした内容のとおり、関係告示を改正する予定である。

都道府県においては経過措置の対象者数等を把握した上で、平成24年度における研修受講者数を見込んで、これらの者に係る研修を平成24年度中に確実に修了するための研修実施計画を作成すること。

※ 別途、経過措置の対象者数、研修受講見込み数、研修実施計画等について障害福祉課に報告を依頼する予定である。

## (7) 基幹相談支援センターの設置・運営について

基幹相談支援センターの設置・運営の基本的な考え方については、これまでも基本的枠組み案においてお示ししてきたところであるが、今般、別添のとおり「地域生活支援事業の実施について」（平成18年障発第0801002号障害保健福祉部長通知）の改正案をお示ししたところである。

当該改正案においては、設置方法、業務内容、人員体制等について以下のとおりお示ししているところである。（その他資料（268頁））

### ①設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

### ②業務内容

ア 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

イ 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組（連携会議の開催等）

ウ 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

エ 権利擁護・虐待の防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
- ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

### ③人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

また、基幹相談支援センターの運営に当たっては、市町村が行う相談支援事業に係る交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金の「基幹相談支援センター等機能強化事業（仮称）」として、専門的職員の配置や、上記イ及

びウに係る事業費について、国庫補助対象とする予定である。（その他資料（257頁））

※ 障害者虐待防止については、障害者虐待防止対策支援事業の国庫補助制度あり。

都道府県におかれては、地域の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターの設置や機能強化が促進されるよう、管内市町村に対する助言等の必要な支援をお願いする。

## （８）自立支援協議会の法定化について

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

今般の障害者自立支援法の一部改正により、自立支援協議会が法定化されたことを踏まえ、未だ自立支援協議会を設置していない市町村におかれては改めて設置について検討するとともに、既に設置している市町村におかれても、自立支援協議会の活性化に向けた取組をお願いする。

また、

- 障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
  - ・ サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制
  - ・ 地域移行・定着支援の効果的な実施のための関係機関との連携強化
  - ・ 施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発
- 障害者虐待防止法の施行を踏まえ、障害者虐待防止のための関係機関との連携強化

が必要である。

都道府県におかれては、管内市町村に対して、地域の実情に応じて当該役割を担う専門部会の設置等についても、必要な助言等をお願いする。

なお、自立支援協議会については、別途、通知により技術的助言を行う予定である。

※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

※ 市町村の自立支援協議会の設置状況（平成23年4月1日現在 速報値）

・平成23年4月1日現在 速報値

1,434市町村/1,619市町村 88.6%（岩手県、宮城県、福島県を除く市町村）  
（都道府県は全て設置済み）

（参考）平成22年4月1日現在

1,485市町村/1,750市町村 84.9%

## (9) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化等について

成年後見制度利用支援事業については、障害者自立支援法等の一部改正により、本年4月から市町村地域生活支援事業の必須事業とされたところである。

また、本年10月に施行を予定している障害者虐待防止法においては、国及び地方公共団体は、成年後見制度の周知のための措置や成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない旨規定されたところである。

このような状況を踏まえ、来年度予算案においては、成年後見制度利用支援事業を盛り込むとともに、新たに、

- ・ 成年後見制度の利用促進のための普及啓発
- ・ 法人後見を行う事業所の立ち上げの支援

について、地域生活支援事業費補助金の補助対象とすることとしている。

都道府県におかれては、管内の全ての市町村において成年後見制度利用支援事業を実施するよう改めて周知徹底を行うとともに、成年後見制度の普及啓発等の取組が推進されるよう必要な支援をお願いします。

※ 「地域生活支援事業の実施について」（平成18年障発第0801002号障害保健福祉部長通知）の改正案を参照。（その他資料（271・278・281頁））

※ 平成24年4月時点における市町村の実施状況について調査予定（結果は公表予定）。

※ 成年後見制度利用支援事業の実施状況

- ・ 平成23年4月1日現在 速報値

755市町村/1,619市町村 46.6%（岩手県、宮城県、福島県を除く市町村）

（参考）平成22年4月1日現在

704市町村/1,750市町村 40.2%

#### **(10) 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化に伴う現行の国庫補助制度の取扱いについて**

地域生活支援事業費補助金の住宅入居等支援事業（居住サポート事業）及び地域移行のための安心生活支援事業については、一部の事業を除き、来年度から地域移行支援又は地域定着支援として個別給付化されることとなるが、整備法の施行時において地域における地域移行支援・地域定着支援の実施体制が十分でない場合については、実施体制が整備されるまでの間、引き続き地域生活支援事業費補助金のメニューとして補助対象とする予定である。

また、障害者自立支援対策臨時特例交付金の障害者を地域で支える体制づくりモデル事業についても、障害者の地域生活の24時間の支援体制については地域定着支援として、事業者間の調整を図るためのコーディネーターの配置については地域生活支援事業費補助金のメニューとして実施していくことが基本であるが、これらの事業への円滑な移行を図るため、平成24年度に限り、引き続き第四次補正予算に計上した障害者自立支援対策臨時特例交付金のメニューとして経過措置として延長する予定である。（関連資料10（142頁））

## 13 障害者自立支援法等の一部改正における障害児支援の強化について

### (1) 円滑な施行に向けた対応

整備法により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、平成24年4月から現行の各障害別に分かれた施設体系を再編し、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化することとし、併せて、障害児通所支援に係る事務の実施主体については、都道府県から市町村に移行することとしている。(児童福祉法の一部改正の概要、参考1 関連資料11(143～177頁))

各都道府県等においては、引き続き制度改正の内容について管内市町村や施設関係者等への周知や、各施設・事業所が新しい施設体系に円滑に移行できるよう必要な指導・助言をお願いするとともに、施行まで1ヶ月余りとなり、特に施行までに行わなければならない次の事項について、ひとつひとつ進捗状況を丁寧に確認していただき、障害児に対する必要なサービスが滞ることがないように、円滑な施行に向けて、引き続きご尽力を賜りたい。

なお、確認に当たっては、「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う障害児通所支援等に係る事務の実施主体の移行について」(平成24年1月11日付障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡、参考2 関連資料11(178～190頁))及び「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項等について」(2月8日付同室事務連絡、参考3 関連資料11(191～205頁))等の関係通知・事務連絡を十分参照の上、施行事務の状況を点検するとともに、併せて、必要に応じて管内市町村に対する指導等をお願いしたい。

#### 【確認事項(手続きが必要となるもの)】

ア 支給(給付)決定関係(平成24年4月1日付以降で支給(給付)決定を行うために事前に準備を進めておく必要があるもの。)

- 18歳以上の障害児施設入所者が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を利用する場合の支給決定
- 重症心身障害児(者)通園事業の利用者であって、児童発達支援(又は放課後等デイサービス)を利用する場合の通所給付決定又は障害福祉サービスを利用する場合の支給決定
- 新規で障害児通所支援、障害児入所支援を利用する場合の給付決定
- 現在受けている支給決定の有効期間が平成24年3月31日までとなっている者であって、障害児通所支援を利用する場合の通所給付決定

※ 各都道府県においては、各市町村における実施主体の移行に伴う事務が終了した場合には、報告をお願いしたい。

イ 事業者指定関係(平成24年4月1日前でも指定の手続きを行うことができる。)

- 18歳以上の障害児施設入所者がいる施設に対する障害福祉サービスの指定
- みなし規定に定めのない別のサービスを実施する場合の当該サービスの指定
  - ・知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所のみ)、肢体不自由児施設(通所のみ)において就学児童に対し支援を行う場合、放課後等デイサービスの指定が必要。
- 重症心身障害児(者)通園事業から移行する場合の指定
  - ・18歳未満の移行先として児童発達支援(又は放課後等デイサービス)の指定、18歳以上の移行先として障害福祉サービスの指定
- 施行日以降に、新規で障害児通所支援(保育所等訪問支援を含む)、障害児入所支援を開始する場合の指定

## (2) 支給(給付)決定に当たっての留意事項

施行後においても必要なサービス提供が受けられるようにするため、整備法施行前に支給決定を受けている者については、施行日において同法による改正後の児童福祉法に基づく給付決定を受けたものとみなされる経過措置(整備法附則第23条、附則第26条、附則第30条)が講ぜられることになるが、(1)のアのように、平成24年4月1日付以降で支給(給付)決定を行うために準備を進めておく必要なケースがあるので、手続きに遺漏なきようお願いする。

なお、今回の整備法により、これまで都道府県等が行ってきた障害児通所支援の支給決定が市町村に移行されることから、一時的に市町村に通所給付決定の事務が集中したり、重症心身障害の判定など市町村に新たな業務が生じることも見込まれる。また、今般の整備法の趣旨等を踏まえ、各施設等においては、従来の障害種別に関わらず、原則、様々な障害を受け入れることを可能とし、それを報酬上評価する仕組みとなることから、都道府県及び市町村が給付決定する際には、これまで以上に適切に障害種別の特定を行うことが必要となる。

このため、都道府県等や市町村においては、連携を密にして、都道府県(児童相談所等)、医師等の助言・指導を受けられる体制を引き続き確保するとともに、1月11日付障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡

(参考2 関連資料11(178～190頁))においてお示ししたとおり、支給決定の有効期間が平成24年3月31日までとなっている者が引き続き障害児通所支援の利用を希望する場合であって、市町村の体制が整わない等の場合には、都道府県等が関係市町村と調整した上で、都道府県等が支給決定を更新し、関係市町村に引き継ぐなどの特段の配慮をお願いしたい。

なお、施行後当面は、給付決定に関する経過措置の取扱いにより、現行の支給決定の内容に基づき支援が継続されるものと考えられるが、給付決定の更新時、あるいは、ケースによっては現在利用中の児童(例えば、重症心身障害児)についても障害種別の特定に関し再度判定を行い、必要があれば見直しを行うなど、整備法の趣旨等を踏まえて、障害特性に応じた支援が提供されるよう努められたい。その際、都道府県(児童相談所等)においては、専門的意見の聴取を求められることも想定されるので、必要な協力等をお願いする。

### (3) 事業者指定に当たっての留意事項

新しい施設体系への円滑な移行を考慮し、整備法施行前に指定を受けていた施設等については、一定期間(障害児通所支援事業にあっては、1年間とする予定。障害児入所施設にあっては、現にその施設が受けている指定の有効期間の残存期間。)、施行後においても改正後の児童福祉法の指定を受けたものとみなす取扱いを講ずるなどの事業者指定に関する経過措置(整備法附則第22条、附則第27条)を設けているが、(1)のイのとおり、手続きが必要なものがあるので、遺漏なきよう留意し、施行日までに必要な事業者指定の全てが完了するよう、お取り計らい願いたい。

なお、整備法による改正後の児童福祉法における障害児入所施設及び障害児通所支援の事業の指定基準については、平成24年2月3日付で公布されたところであり、併せて、2月8日付障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡(参考3 関連資料11(191～205頁))により、事業者の指定に係る留意事項等をお示ししたところである。事務連絡中には、特に事業者指定に当たって留意が必要なケースとして、①就学前児童と就学児童が混在して利用する児童デイサービスから移行する児童発達支援と放課後等デイサービスの取扱い(参考3 関連資料11(198頁))、②今回法定化される重症心身障害児(者)通園事業から移行する場合の特例的な取扱い(参考3 関連資料11(198・199頁))、③同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の障害児通所支援を実施する場合の取扱い(参考3 関連資料11(197・198頁))、並びに④18歳以上の障害児施設入所者への対応として障害児入所施設と障害福祉サービスを一体的に実施する場合の取扱い(参考3 関連資料11(204～205頁))が明記されているので、それらの内容を十分に理解した上で、指定の手続きに当たられたい。

なお、先般の全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)において、児童



発達支援及び放課後等デイサービスの従事者の職種について、従来の指導員を「児童指導員」に変更する旨、ご連絡したところであるが、児童デイサービスからの円滑な移行や身近な地域で支援が受けられるよう、基盤整備の拡大を図る観点から、変更は行わず従来どおり「指導員」としているため、ご留意をお願いする。

#### (4) 報酬について

平成24年4月以降の新しい施設体系に適用される報酬については、本年1月31日に「障害福祉サービス等報酬改定の概要」(障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)として取りまとめられ、現在、報酬告示案についてパブリックコメントを実施しているところである。

なお、障害児支援に係る報酬のポイントは、次のとおりである。

- ① 現行の障害児通所施設・障害児入所施設等が新体系に円滑に移行できるように現行の水準を基本に報酬を設定しつつ、様々な障害を受け入れることができるよう報酬上評価。
- ② 児童発達支援管理責任者は、別途専任で配置した場合に加算。
- ③ サービス利用時間に応じて障害児通所支援の報酬を設定。
- ④ 放課後等デイサービスの学校から事業所への送迎を報酬上評価。
- ⑤ 障害児入所支援の小規模グループケアによる療育や心理的ケアを報酬上評価。
- ⑥ 18歳以上の障害児施設入所者が引き続き必要なサービスが受けられるように配慮。

各都道府県等においては、パブリックコメントの最中ではあるが、施行まで間がないことから、こうした内容について、管内市町村や施設関係者等への周知をお願いしたい。

また、障害児支援の報酬に係る基本的な事項について、「障害児支援に係る報酬(Q&A)について」(参考4 関連資料11(206～216頁))を作成したので、参考とされたい。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金については、平成23年度第4次補正予算において積み増しし、平成24年度末まで延長したところである。これまで基金事業で実施してきた「事業運営安定化事業」のうち障害児施設については、現に助成対象となっている施設のみを対象に24年度限り継続することとしたので、申し添える。

#### **(5) 肢体不自由児通園施設に係る障害児施設医療費の取扱い**

障害児通所支援の事務には、現行の肢体不自由児通園施設に係る障害児施設医療費に関する事務も含まれており、今回の改正により市町村に移行されることになるため、公費負担者番号及び受給者番号を変更する必要がある。このため、関係施設においては、平成24年4月以降に医療費を請求するに当たって、こうした変更には十分留意することが必要であるが、番号変更に伴う手続きの詳細については、現在、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会と調整しているところであり、内容については別途お示しする。

## 14 障害者虐待防止対策について

昨年6月に障害者虐待防止法が成立したところであり、本年10月の施行に向けて、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題である。

このような状況を踏まえ、来年度予算案における障害者虐待防止対策支援事業については、引き続き地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、新たに障害者虐待防止法における通報義務等の制度の周知等の普及啓発事業を盛り込み、4.2億円を計上したところである。また、障害者虐待防止・権利擁護事業費（国研修。本年6～7月頃実施予定。）についても、予算案に計上したところである。（関連資料12（217～218頁））

これらの事業のうち、関係機関職員への研修事業及び障害者虐待防止法における通報義務の周知等の普及啓発事業については、障害者虐待防止法の円滑な施行のため、引き続き、定額補助によることとしている。

については、「障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けた対応」（関連資料12（221～222頁））を参考に障害者虐待防止対策支援事業の活用等により体制整備を進めるとともに、都道府県におかれては、管内市町村に対し、市町村職員向けの研修の実施や関係機関との連携強化を図るための会議の開催、その他円滑な施行に向けた助言・指導を実施するなど、障害者虐待防止法の円滑な施行に向けた支援をお願いする。

また、今後、自治体における障害者虐待防止の体制整備の状況（本年4月及び10月調査（2回））及び障害者虐待の状況等（平成25年4月調査（本年4月～来年3月までの状況））について調査を実施することとしているので、当該調査への協力方よろしくをお願いする（調査内容（案）については関連資料12（223～227頁））。

## 15 身体・知的障害者相談員への委託による相談援助の市町村への権限移譲について

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠であるとの基本的な考え方から、都道府県（指定都市・中核市）の身体・知的障害者相談員への委託による相談援助は、市町村へ移譲するとともに、広域的に行う必要があるものについては、都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされたところであり、昨年8月に、当該内容を盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、本年4月に施行される予定である。（関連資料13（229頁））

このような状況を踏まえ、これまでの都道府県に対する身体・知的障害者相談員の委託費に係る交付税措置については、来年度から、新たに市町村に対して交付税措置がなされる予定であるが、広域的に行う必要があるものについては都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされたことから、引き続き都道府県に対しても交付税措置がなされる予定である。

なお、現在、地域生活支援事業費補助金により都道府県が実施している「身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業」における研修会については、広域的に行う必要があることから、引き続き、都道府県を実施主体とする予定である。

身体・知的障害者相談員は、障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っており、障害者自立支援法に基づき市町村が行う障害者等へのピアカウンセリングの実施や、相談支援事業者が障害者自立支援法等の一部改正による計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援を提供するに当たって当事者や家族の目線に立った相談支援の実施に協力するなど、その役割は今後一層期待される。

都道府県におかれては、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合には自ら委託する等適切に対応していただくとともに、管内市町村に対し身体・知的障害者相談員による相談援助の充実が図られるよう必要な助言を行うなど、特段のご配慮をお願いする。

## 16 障害者の地域生活への移行について

### (1) 施設入所者の地域生活への移行状況について

都道府県が定める第2期障害福祉計画においては、平成23年度末までに、平成17年10月からの地域生活移行者数を2.1万人見込むとともに、平成17年10月の施設入所者数を1.2万人削減することを見込んでいる。

今回の調査結果をみると、地域生活移行者数の累計は、今回の4,836人<sup>\*</sup>を加えて、既に当該見込み数を上回る2.9万人<sup>\*</sup>となっている一方で、新規に施設に入所する者が毎年7~9千人<sup>\*</sup>いることから、施設入所者の削減数の累計は約9千人にとどまっているところである。

各都道府県におかれては、第1期障害福祉計画及び第2期障害福祉計画の実績並びに今回の調査結果を分析し、第3期障害福祉計画期間において、グループホーム、ケアホームなどの住まいの場の確保や地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備など更なる地域移行の取組の強化をお願いする。

※ 調査に対して回答のあった施設に係る数値

### (2) グループホーム、ケアホームについて

#### ①グループホーム、ケアホームの整備について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホーム、ケアホームを確保することが重要である。

都道府県が定める第2期障害福祉計画においては、平成23年度末までに全国で8.3万人がグループホーム、ケアホームを利用することが見込まれているところであるが、地域によってはグループホーム、ケアホームの整備が計画どおりに進んでいない実態が見受けられる。

このような状況を踏まえ、障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の対象事業のうち、賃貸物件の改修費用に対して助成を行う「障害者自立支援基盤整備事業」やアパート等の借り上げに伴い必要となる敷金・礼金に対して助成を行う「グループホーム、ケアホームへの移行促進事業」などグループホーム等の設置に関する助成事業については、平成24年度に限って延長することを予定しているため、各都道府県におかれては、これらの助成制度も活用しながら計画的な整備を行っていただくようお願いする。

#### ②グループホーム、ケアホームの体験利用等について

入所施設や精神病院等から地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられる。このため、入所又は入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるよう、平

成 2 1 年 4 月の報酬改定において、グループホーム、ケアホームの体験入居の仕組みを創設したところである。

グループホーム、ケアホームの体験入居の利用状況については、国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、平成 2 2 年 1 0 月の利用者数 5 1 8 人（グループホーム 1 5 6 人、ケアホーム 3 6 2 人）に対して、平成 2 3 年 1 0 月の利用者数は 6 7 0 人（グループホーム 1 9 0 人、ケアホーム 4 8 0 人）となっており、着実な増加が認められるところであるが、今後とも各都道府県におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

また、障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成 2 4 年 4 月から実施される地域移行支援においては、入所施設や精神科病院等の入所者・入院者を対象として、日中活動サービスや 1 人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用についても報酬上評価することとしているので、自立支援協議会の活用などこれらの着実な実施に向けて協力及び特段のご配慮をお願いしたい。

（参考）体験入居者の推移

	平成 2 2 年 1 0 月	平成 2 3 年 1 0 月	増 減
グループホーム	1 5 6 人	1 9 0 人	3 4 人
ケ ア ホ ー ム	3 6 2 人	4 8 0 人	1 1 8 人
合 計	5 1 8 人	6 7 0 人	1 5 2 人

③グループホーム、ケアホームの利用の際の助成について

障害者自立支援法の一部改正により、平成 2 3 年 1 0 月 1 日からグループホーム、ケアホームを利用している障害者に対して、月額 1 万円を上限に居住に要する費用の助成を行っているところである。

今般、グループホーム、ケアホームにおける制度施行後の家賃の額の状況等を把握することを目的として行ったアンケート調査の結果を関連資料 14（2 3 3 頁）のとおりとりまとめたので、参考にされたい。

なお、今回の調査では、5 2 事業所について 1 0 月以降の家賃の値上げが確認されたところであるが、これらの事業所の主な改定理由は、住環境の改善に伴うケースや近傍同種の住宅等の家賃との均衡に配慮したものであるとの報告を受けている。

今後とも各都道府県におかれては、障害者自立支援法第 4 6 条第 1 項に基づく家賃の改定に係る届出等があった場合には、家賃を改定する理由、利用者に対する説明が適切になされているか、その同意を適正に取っているかということの確認等を行い、不適正な家賃の改定がなされないよう適切な対応をお願いする。

#### ④ グループホーム、ケアホームの防火安全対策について

グループホーム、ケアホームの防火安全対策については、従前からその徹底をお願いしてきたところであるが、平成22年3月に実施した全国調査においては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める非常災害に際しての具体的計画が未策定な共同生活住居、定期的な避難訓練が未実施の共同生活住居が各々20%を超える実態等が見受けられたところである。

このような状況を踏まえ、平成22年6月に「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全対策の徹底について」（平成22年6月25日付け障害福祉課事務連絡）により、非常災害に際しての具体的計画の策定、定期的な避難訓練の実施等についてお願いしたところであるが、引き続き、これらの防火安全対策の徹底についてお願いする。

また、平成21年4月施行の消防法施行令の改正に伴い新たに義務付けられたスプリンクラー設備、自動火災報知設備等の既存のグループホーム、ケアホームへの設置に関する経過措置については、平成24年3月をもって終了することとなる。

このため、設置が義務づけられた全てのグループホーム、ケアホームにおいて、これらの消防設備等が確実に設置を終えてるかどうか入念的に確認するとともに、未設置の事業所には、早急に設置するよう指導徹底をお願いする。

併せて、設置義務のないグループホーム、ケアホームについても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金や障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の活用等により、その設置の促進に努められたい。

#### ⑤ 矯正施設等を退所した障害者等の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者等については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、退所後の福祉施設等への受け入れ調整を行っているところである。

グループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練及び施設入所支援において、これらの者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、これまでも報酬上評価（「地域生活移行個別支援特別加算」）してきたところであるが、より一層の支援の充実を図る観点から、今般の報酬改定において施設入所支援で受け入れる場合の算定要件の緩和を行うこととしている。

(参考) 「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」(抄)

●地域生活移行個別加算の算定要件の見直し

[現行] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること。

[見直し後] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること(当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。)

また、グループホーム等で受け入れる前段階の体制の整備等に対しては、障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)における「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」で支援してきたところであるが、当該事業についても平成24年度に限り延長することを予定している。

なお、これらの支援の対象は、矯正施設(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)や更正保護施設の退所等の後、3年を経過していない者のほか、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者も含まれるので留意されたい。

各都道府県におかれては、これらの措置の管内市町村や事業者への周知等をお願いするとともに、地域の相談支援事業所と緊密に連携の上、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への円滑な移行を促進するための積極的な取組をお願いする。

(参考) 地域生活定着支援センター整備状況

平成21年度に開設	11自治体
平成22年度に開設	27自治体
平成23年度に開設	7自治体(平成23年12月現在)
合計	45自治体(平成23年12月現在)
※ 未設置県	福島県、新潟県

(3) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等から地域において生活を送るためには、まずは住まいの場の確保が重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福



祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を发出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしたところである。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホーム、ケアホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、引き続き、福祉部局と住宅部局との連携による取組の強化をお願いする。

また、国土交通省においては、平成24年度予算案において、民間住宅の空き家を有効活用する観点等から、民間住宅について障害等に対応した改修費用の一部を支援する事業(「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」)を実施することを予定しているため、住宅部局など関係部局と連携の上、これらの制度の周知及び活用についてもご検討いただきたい。

#### **(4) 平成24年度報酬改定に係る疑義回答について**

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等に関して、各都道府県の担当者等から疑義照会が集中している事項(グループホーム、ケアホーム及び宿泊型自立訓練に関する事項に限る。)について、関連資料14(239～243頁)のとおり考え方をまとめたので、管内市町村、指定障害福祉サービス事業所及び関係団体等への周知について配慮願いたい。なお、今回示すものは、各自治体における報酬の請求に関する届出様式等の改正事務に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、関連通知等を改正する過程において変更等があり得ることに留意願いたい。

## 17 発達障害者への支援について

「発達障害者支援法」（平成17年4月より施行）に基づき、厚生労働省においては、発達障害者に対する乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援の推進を図ってきたところである。

平成24年度は引き続き、地域支援体制の整備に取り組むとともに、震災により見出された課題への対応、支援が不足している分野に重点を置いて施策を実施する等、発達障害者支援の一層の充実に向けて取組を行っていくこととしている。（関連資料15（244頁））

### （1）発達障害の定義について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象として取り扱われてきたところであるが、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により、発達障害は精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法に明記されたところである（公布日（平成22年12月10日）施行）。

また、児童福祉法についても改正され、法律上発達障害が障害児に含まれることとされたところである（平成24年4月1日施行）。

なお、従来の取扱いのとおり、発達障害者への障害者自立支援法・児童福祉法に基づくサービスの適用に関しては、身体障害者を除いて、手帳所持は同法の個々のサービス提供の要件ではないため、手帳所持の有無によらず発達障害者に関してもサービスの対象となり得るものである。

各都道府県・指定都市におかれては、再度、管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。

#### ◆発達障害の定義

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ I C D - 1 0（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における F80-98 に含まれる障害（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

## (2) 平成24年度予算案に計上した主な事業について

### ①平成24年度予算案の概要

平成24年度予算案においては、引き続き、

- ・発達障害者支援の関係機関等によるネットワークの構築、ペアレントメンターの養成やコーディネーターの配置、発達障害特有のアセスメントツールの導入促進（発達障害者支援体制整備事業）
- ・発達障害児の早期発見・対応のための巡回支援（巡回支援専門員整備事業）

等により、発達障害のある人やその家族への地域における支援体制の強化を図るとともに、

- ・発達障害者1人1人のニーズに対応する有効な支援手法の開発や情報提供（発達障害者支援開発事業）
- ・発達障害者支援に携わる専門的な人材の育成（発達障害者支援者実地研修）

等の支援の質の向上を図るための経費を盛り込んだところである。

また、これらに加えて、平成24年度では、次のア～ウの新規事業等に係る経費も併せて計上したところである。（関連資料15（245頁））

#### ア. 災害時支援の推進

発達障害のある方は、環境の変化への適応が難しく、また、周囲の様子に想像以上に敏感又は鈍感であるなどの特性があり、昨年発生した東日本大震災においては、避難所の中に居られず、自動車での生活や、被災した自宅に戻るなどの事例が見られたところである。

このような状況から、東日本大震災では、発達障害児・者支援においては、災害時の居場所の確保や必要なニーズの把握、支援の継続等が課題としてみられたため、今後は、震災等の災害の事前準備として、災害が発生した際に、迅速に発達障害児・者の支援ができる体制等の整備が必要となっている。

このため、発達障害者への災害時支援として、

#### ○発達障害者に対する災害時支援整備事業

被災地などにおいて、発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や、避難場所の確保などの災害時の支援に効果的な方法等をマニュアルとしてとりまとめる事業を実施する。

（関連資料15（246頁））

#### ○災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業

災害時の障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を行う事業を実施し、長期間の避難所等における避難生活において適切な支援を行うために必要な備品等（パーテーション、仮設テントなど）を備えた防災拠点スペースを整備する。（関連資料7（126頁））

については、災害時において、発達障害の特性に応じた適切な対応が可能となるよう、これらの事業を活用されたい。

#### イ. 早期発見・早期対応の充実

発達障害児を早期に発見し、早期から継続して支援を行っていくことは重要であることから、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う「巡回支援専門員整備事業」について、実施市町村の拡大を図ることとしている。

具体的には、平成24年度予算案において、実施市町村数を66カ所から113カ所に拡大するものであり、都道府県におかれては、管内の市町村に対し、本事業の周知や必要な指導等を引き続きお願いする。（関連資料15（247頁））

なお、今般の児童福祉法の一部改正により、身近な地域で療育が受けられるよう、従来の通所施設等については、児童発達支援に一元化される場所であり、本事業で発見された発達障害を含む障害児が必要に応じて児童発達支援で行う療育に円滑に引き継がれるよう、関係機関・施設等と密接に連携を図って取り組まされたい。

#### ウ. 国立障害者リハビリテーションセンターにおける支援手法の開発

国立障害者リハビリテーションセンターでは、平成24年度において、発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発及び相談機能のあり方について検討し、これまでのモデル事業の成果を踏まえつつさらに事例を積み重ねるため、発達障害者就労支援普及・定着化事業を実施することとしている。

また、秩父学園では、家族短期入所や訪問支援等を通じて、発達障害児とその家族に対する支援プログラムの開発を行い、地域生活支援のモデル事業を実施することとしている。

なお、発達障害支援に関する国庫補助事業については、平成17年度から実施しているところであるが、未だに活用されていない県もあり、これまでの実施状況等を確認のうえ、一層の取組をお願いしたい。

（関連資料15（248頁））

また、既存の事業についても、定期的に事業の実施状況を把握・検証し、必要であれば見直しを行う等により、発達障害支援策の一層の充実を図られたい。

### (3) 発達障害に係る研修

発達障害施策に携わる職員に対する研修については、国立障害者リハビリテーションセンター学院において、発達障害者支援センター職員、市町村等の発達障害関係職員向けの研修をそれぞれ年2回実施しているところである。

平成24年度は、「発達障害特性の理解」、「発達障害児への支援」や「発達障害者の生活・就労支援」などの各ライフステージに応じた支援方法や専門的技術についての研修のほか、「アセスメントツールの活用」や「巡回支援の相談技術」などを内容とする研修を実施する予定であるので、発達障害者支援センター職員等の積極的な参加をお願いするとともに、地域における指導的な役割を担う人材の確保について、引き続き努められたい。

(関連資料 15 (249頁))

また、平成22年度から、国が指定した施設において、発達障害者支援センターに従事する職員等の資質向上を目的とした「発達障害者支援者実地研修事業」を行っているところであるが、今年度の参加状況を踏まえ、研修受講方法の一層の弾力化を図るなど、研修希望者が参加しやすい研修内容とする予定であるので、この事業の積極的な活用も併せてお願いしたい。

### (4) 「世界自閉症啓発デー」への対応

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

(関連資料 15 (250頁))

平成24年度においては、具体的に、

- ・東京タワーブルーライトアップ (平成24年4月2日 (月))
- ・世界自閉症啓発デー2012・シンポジウム (平成24年4月7日 (土))

を実施する予定である。

また、民間団体においても、全国の複数のシンボルタワー等でライトアップを実施することとしており、厚生労働省においても、こうした取組に対し後援を行うこととしている。

このライトアップについては、世界のいくつかの国においても世界自閉症啓発デーに賛同し、その日に合わせて同様の取組を名所旧跡において行っているところであるので、こうした経緯などをご理解の上、活動へのご協力をお願いしたい。

また、各自治体には、「平成24年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」にかかる普及啓発の推進について」(平成24年1月19日付障障地発0119第1号)(関連資料 15 (251～254頁))により協力依頼をさせていただいているところであるが、このようなライト

アップのほか、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般市民の関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、同通知で依頼させていただいているとおり、地方における取組についても、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイト等に掲載し、広く周知することとしているので、2月24日（金）までに情報提供をお願いする。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供

## （５）発達障害者雇用開発助成金について

発達障害者の就労支援施策として、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、平成21年度より「発達障害者雇用開発助成金」を創設し、発達障害者のうち障害者手帳を所持していない者をハローワークの職業紹介により新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成を行っているところである。

平成22年10月1日からは、支給要件のうち、地域障害者職業センターにおける職業評価を受けたことについては廃止されるなど、要件の緩和が行われたところ。（関連資料15（255頁））

発達障害者支援センター等において、本人向けのリーフレット等を活用し本事業の周知にご協力いただくとともに、ハローワーク等と連携するなどの本事業の効果的な実施についてのご協力をお願いしたい。

◆本人向けリーフレット（厚生労働省ホームページ内）

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisa/pdf/hattatsu\\_leaflet02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisa/pdf/hattatsu_leaflet02.pdf)

## 18 重症心身障害児者の地域生活モデル事業について

障害が重度であっても、地域の中で障害のない人とともに、分け隔てなく生活できる共生社会の実現が求められている。特に、在宅で生活している重症心身障害児者とその家族が、地域で安心、安全に暮らせるための支援体制の整備が必要である。

このため、平成24年度予算案において、「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を創設し、地域の医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して、在宅の重症心身障害児者とその家族に対して総合的に支援する体制整備を先駆的に行い、その成果をモデルとして全国に発信することとしている。

なお、本事業は、重症心身障害児者やその家族に対する地域生活支援体制の整備に先駆的に取り組む団体等に対して、公募により助成を行うものであり、具体的な採択要件等については別途お示しする予定であるが、事業については以下の内容を予定している。

については、管内の関係団体等に対して、周知や必要な指導等を適宜お願いしたい。

### (事業内容)

#### (1) 重症心身障害児者地域生活モデル協議会の設置

重症心身障害児者支援の中核機関である医療型障害児入所施設等に地域生活支援コーディネーターを配置するとともに、当事者、行政、医療、福祉、教育等の関係機関で構成される協議会を設置し、協働により、①重症心身障害児者等の実態把握、②地域資源の評価、③必要な支援体制・連携の構築、④サービス等の開発・改善等の協議 等

#### (2) 重症心身障害児者やその家族に対する支援強化事業

専門家チーム等による在宅重症心身障害児者や家族への助言・指導、親の会等による家族サポート（きょうだい支援を含む）等

#### (3) 地域における支援力向上事業

専門家チーム等による地域の医療機関、障害福祉サービス事業所、保育所や学校等に対する支援技術等の専門研修又は実地指導 等

#### (4) 地域住民に対する普及啓発事業

地域住民、店舗等の社会資源に対する重症心身障害に関する理解の促進 等

### (参考)

- ・実施主体 国（公募により団体等へ補助（5か所））
- ・補助率 定 額（10／10）





〈関連資料〉



## 今回の措置について（概要）

震災後に支給決定等の有効期限が切れたとしても、引き続き障害福祉サービス等が利用できます。

○ 今般の政令・告示による措置は、支給決定等の有効期限が平成23年3月11日から平成24年2月28日までの間に切れる場合について、平成24年2月29日まで引き続き障害福祉サービス等の利用ができるようにするものです。

※ 今回の措置は、告示第56号（注1）により平成23年8月31日まで期限が延長されていた有効期限を更に平成24年2月29日まで期限を延長するもの。

○ 対象となる権利利益は、以下のとおりです。

- ・ 障害児施設給付費の支給（児童福祉法第24条の2第1項）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項）
- ・ 介護給付費等の支給決定（自立支援法第19条第1項）
- ・ 自立支援医療費の支給認定（自立支援法第52条第1項）

○ ただし、今回の措置は前回と以下の相違点があります。

① 利用者からの個別の申出が無くとも自動的に延長される対象地域が異なります。

（注2）

対象となる特定権利利益	対象者
障害児施設給付費の支給	岩手県（大船渡市、陸前高田市及び上閉伊郡大槌町に限る。）、宮城県（気仙沼市及び名取市に限る。）又は福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者
精神障害者保健福祉手帳の交付	東日本大震災に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）内に居住地を有する者
介護給付費等の支給決定	岩手県（大船渡市、陸前高田市及び上閉伊郡大槌町に限る。）、宮城県（気仙沼市及び名取市に限る。）又は福島県（田村市、東白川郡塙町、双葉郡

	広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。)に居住地を有する者
自立支援医療費のうち更生医療の支給認定	福島県（双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡飯舘村に限る。)に居住地を有する者
自立支援医療のうち精神通院医療の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者

- ② 上記以外の地域においては、延長の申出のあった利用者に対して、各自治体で個別に判断します。申出の際には、①保有する権利利益②延長を必要とする理由（災害の被害者である等）等必要な事項が記載されていれば、様式は問いません。（注3）

注1：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件（平成23年厚生労働省告示第56号）別添3参照。

注2：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第4項の規定に基づき同条第1項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成24年2月29日まで延長する措置を指定する件（平成23年厚生労働省告示第299号）別添5参照。

注3：東日本大震災の被害者の児童福祉法第24条の3第4項の施設給付費等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成23年政令第274号）別添4参照。

# 被災地における障害福祉サービス基盤整備事業(イメージ)

## 障害福祉サービス復興支援拠点 (仮称)

23圏域



復旧支援  
コーディネーター

運営状況把握  
サービスニーズ把握  
派遣プログラム  
関係団体と連携



復興支援  
アドバイザー

新体系移行  
基幹相談センター  
就労支援事業者  
発達障害者支援

事業者等に対する継続的な  
指導・助言・事務代行

- 圏域内の各種事業所の支援(復旧支援・業態転換支援、立ち上げ支援)を実施。
- 就労支援事業者の再建支援については、労働団体等に幅広く働きかけ、業務発注の確保、流通経路の再建等に取り組む。
- 障害者自立支援法、児童福祉法による新体系サービスへの移行を円滑に実施するために必要な知識・技術等の指導・助言(障害児施設一元化や基幹相談支援センターにおいて3障害に対応するための専門職員等)
- 発達障害児・者の必要なニーズを把握し、ニーズに応じた障害福祉サービス等の提供のため助言・指導

被災自治体

岩手県

宮城県

福島県

支援



事業者  
運営状況等の把握  
相談



企業  
ニーズ調査、  
助言



特別支援学校

事業所再建に向けた取組のニーズを  
把握し、ニーズに応じた支援を実施

被災地の障害者  
支援事業所



就労系事業者



旧体系事業者

基幹相談  
支援センター

ニーズ調査、  
助言



親の会・  
関係団体



市町村



保育所



地域における安定した障害福祉サービスの提供  
〔職員の確保(定着支援)・事業所の安定支援〕

# 発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援

- 東日本大震災の被災地3県（岩手県、宮城県、福島県）において、発達障害児・者の必要なニーズをきめ細かく把握し、ニーズを踏まえた障害福祉サービス等が提供されるよう支援。

※それぞれの被災県(岩手県・宮城県・福島県)で実施

## センター・関係団体等との合議体

(コーディネーター)

発達障害者  
支援センター

関係団体(JDD  
ネット、日本自閉症  
協会等)

有識者(大学関係者等)

市町村

市町村

市町村

◇被災者への  
聞き取り調査  
・発達特性の変化  
・ストレス後対応  
・避難所での生活

◇きめ細かな  
ニーズの把握  
・行動変化等を  
踏まえた現在必  
要なニーズ

【地域】

ニーズに応じた  
サービス等の  
内容について  
情報提供

随時情報交換  
を行い、必要  
な支援や環境  
整備等につ  
いて連携

現場の状況や  
ニーズ等につ  
いて情報共有

ニーズに応じた障害福祉サービス  
等の提供 (アドバイザーによる支援)

放課後等デイサービス

学校  
(特別支援学校  
等)

児童発達支援センター

保育所

就労事業所

企業

発達障害児者が利用する施設等

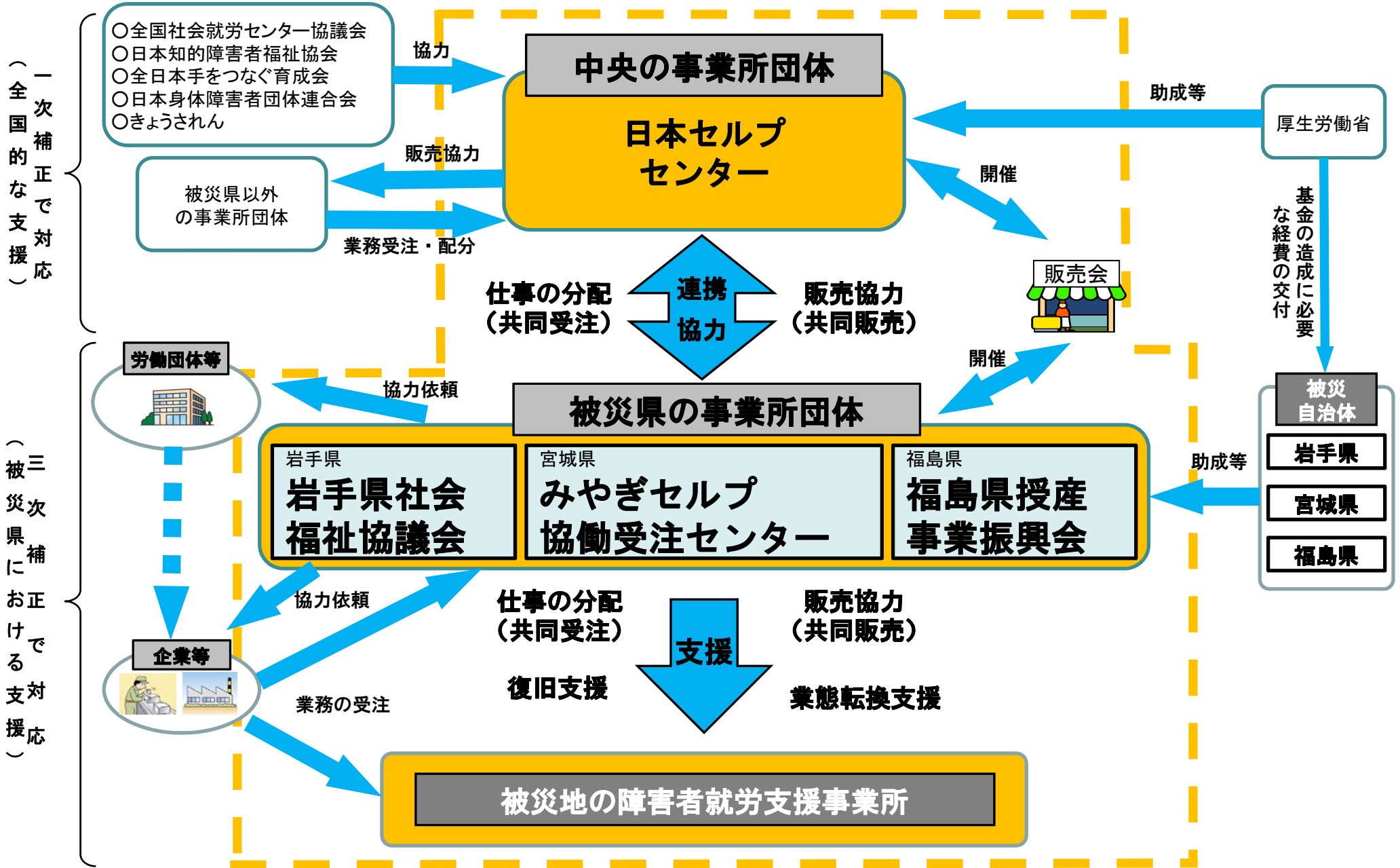
調査  
支援

調査デー  
タの提供

発達障害情報センター  
(国立障害者リハビリテーションセンター)

3県の調査結果を分析し、災害時支援に活用

# 被災地における障害者就労支援事業所の活動支援



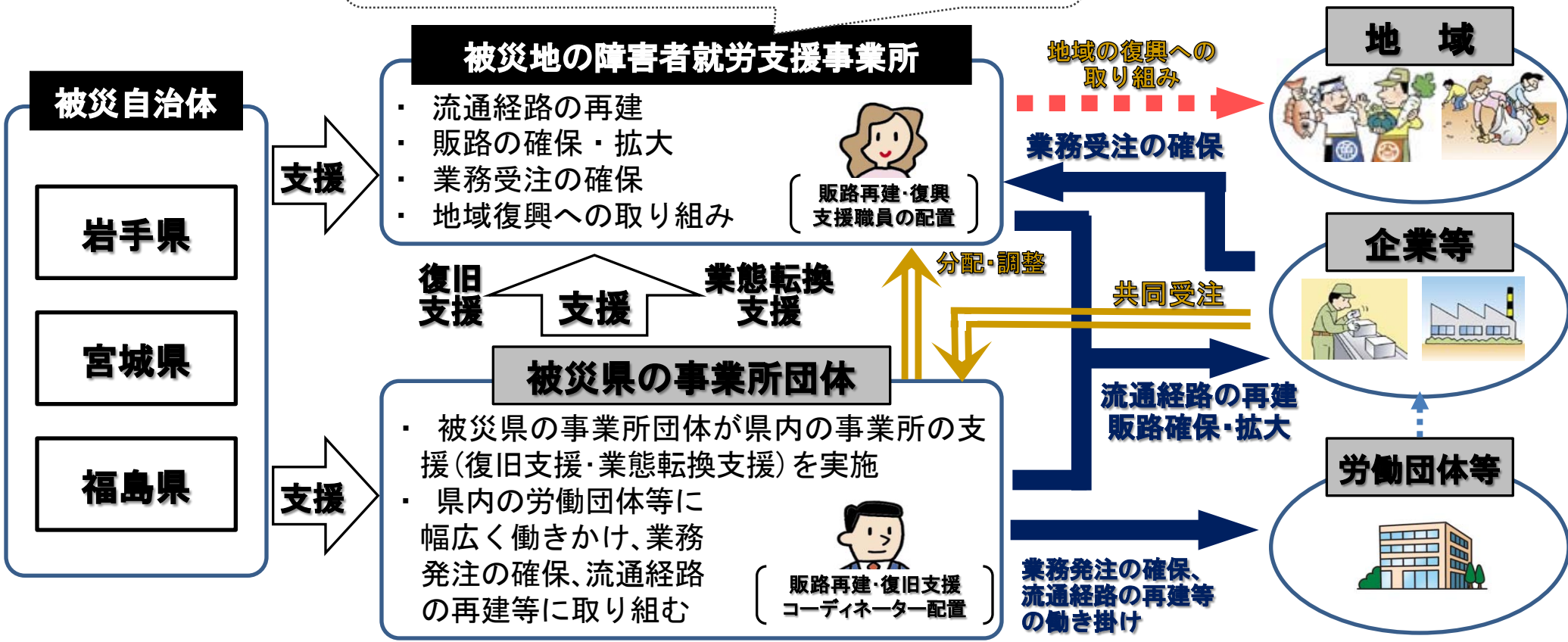
# 被災地における障害者就労支援事業所の活動支援

○ 被災地における就労支援事業所等が障害者の支援及び地域の復興支援のために行う以下のような取り組みを支援する

- ・ 流通経路の再建や販路確保・拡大
- ・ 被災施設復旧支援、業態転換支援
- ・ 業務受注の確保
- ・ 地域の復興への取り組み

(具体的なニーズ)

- ・ 発注元企業の被災により仕事の受注が途絶えた
- ・ 被災や原発事故のため生産活動(農業等)ができなくなった
- ・ 地域全体の被災により従来の販路の喪失した





# 高額障害福祉サービス等給付費等について

## 基本的な仕組み

- 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費（以下「高額費」と総称する。）の利用者負担世帯合算額の合算対象に補装具に係る利用者負担を新たに加える。
- 高額費算定基準額は、従来と同様、市町村民税課税世帯は37,200円、それ以外は0円とする。

## 具体例

- 前提  
父親A、母親B（障害者）、息子C（障害児）の3人家族で、Cが障害児通所支援を利用（Aが通所給付決定保護者）し、Bが障害福祉サービス及び補装具を利用（Bが支給決定障害者等及び補装具費支給対象障害者等）する場合であって、世帯の高額費算定基準額Xが37,200円である場合

- 合算の仕組み

高額費は、利用者負担世帯合算額と高額費算定基準額の差額を支給対象とする。

改正後の利用者負担世帯合算額Y 80,000円 (①+②+③)

①障害児通所支援に係る  
利用者負担 30,000円

②障害福祉サービスに係る  
利用者負担 20,000円

③補装具に係る利用者負担  
30,000円

改正前の利用者負担世帯合算額Z 50,000円 (①+②)

→ この事例における改正後の高額費支給対象額は42,800円 (Y - X) (改正前は12,800円 (Z - X))

- 支給額

A又はBに対する支給額は、高額費支給対象額を通所給付決定保護者按分率、支給決定障害者等按分率（A、Bに係る利用者負担を利用者負担世帯合算額でそれぞれ除して得た率）で按分した額とする。

Aに支給される高額障害児通所給付費 42,800円 × ① / Y = 16,050円

Bに支給される高額障害福祉サービス等給付費 42,800円 × (②+③) / Y = 26,750円

※ 一人の障害児の保護者が障害福祉サービス、障害児通所支援又は指定入所支援のうちいずれか2つ以上のサービスを利用する場合、その負担上限月額を利用するサービスの負担上限月額のうち最も高い額とする特例を設ける。

## 新体系サービスへの移行計画【全国集計】

### 新体系サービスへの移行事業所数の計画及び実績

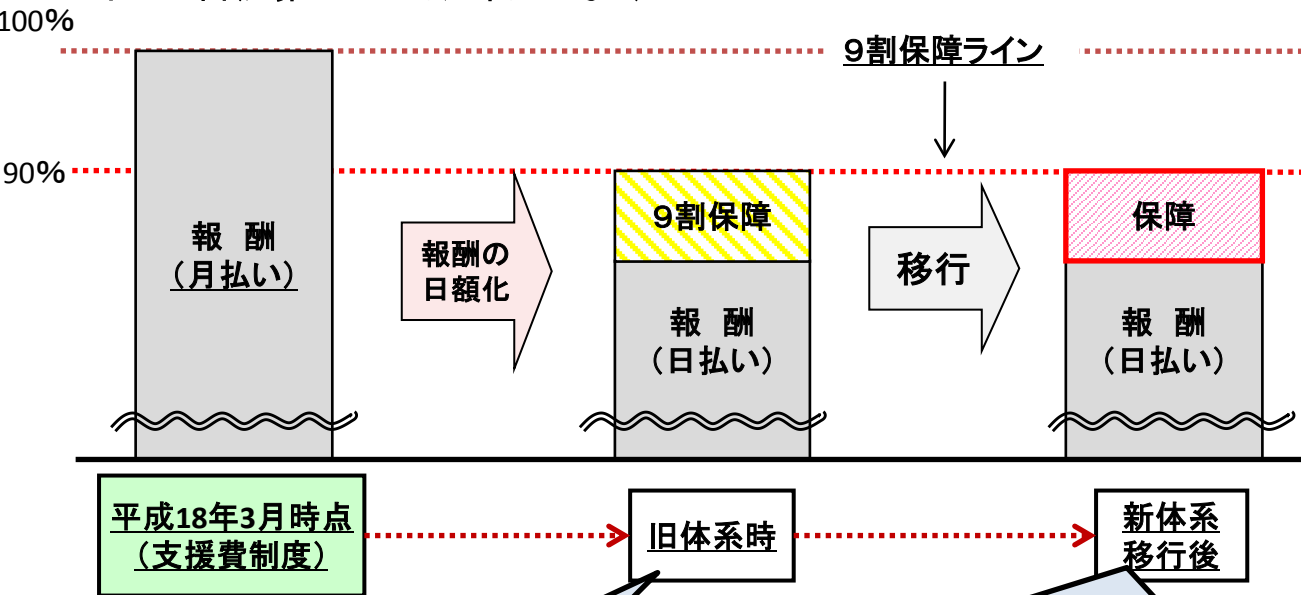
	10月1日時点 旧体系事業所数 ①	～12月		1月～3月	23年12月末時点	
		移行計画数	移行実績 ②	移行計画数	旧体系事業所数 (①-②)	移行率
身体障害者療護施設	100	13	12	87	88	81.02%
身体障害者更生施設	23	1	1	22	22	77.67%
身体障害者入所授産施設	42	4	2	38	40	79.21%
身体障害者通所授産施設	83	16	16	67	67	76.82%
身体障害者小規模通所授産施設	33	2	2	31	31	88.46%
身体障害者福祉工場	9	0	0	9	9	74.29%
知的障害者入所更生施設	385	29	33	356	352	74.55%
知的障害者入所授産施設	94	4	5	90	89	58.95%
知的障害者通勤寮	58	4	4	54	54	52.85%
知的障害者通所更生施設	126	6	8	120	118	78.50%
知的障害者通所授産施設	443	44	42	399	401	73.57%
知的障害者小規模通所授産施設	21	1	1	20	20	95.13%
知的障害者福祉工場	6	0	0	6	6	91.43%
精神障害者生活訓練施設	168	2	2	166	166	42.27%
精神障害者入所授産施設	9	1	0	8	9	66.67%
精神障害者福祉ホームB型	84	1	1	83	83	34.88%
精神障害者通所授産施設	76	7	7	69	69	75.24%
精神障害者小規模通所授産施設	48	4	4	44	44	89.16%
精神障害者福祉工場	2	0	0	2	2	89.47%
<b>合計</b>	<b>1,810</b>	<b>139</b>	<b>140</b>	<b>1,671</b>	<b>1,670</b>	<b>75.39%</b>

- ※ 平成24年4月1日に新体系の指定を受ける事業所は、1月～3月の欄に計上。
- ※ 移行計画数には、純然たる廃止も含む。
- ※ 各都道府県からの報告に基づくもの。(一部都道府県からの報告事業所数に変更があったため、平成24年1月19日付全国厚生労働関係部局長会議資料と比較して数値の変動がある。)
- ※ 23年12月末時点移行率とは、23年10月1日時点での新体系及び旧体系事業所指定数の合計に占める、23年12月末日時点での新体系事業所及び純然たる廃止を行った事業所の割合。

# 新体系定着支援事業の概要(案)

新体系移行後の事業所が事業を円滑に実施するため、平成24年度に限り、経営の改善に関する計画を策定・実施している事業所に対し、従前の月払いによる報酬額の90%を保障し、事業終了後の安定的な事業運営を図る。

イメージ図(加算については加味していない)



経営改善計画(参考例)について

設置者である法人が計画を策定し、都道府県庁が進捗状況の確認を行い、必要に応じて助言を行う。

(計画の内容)

収支状況、事業活動状況、経営における改善点及びそのための工程表等

対象

- ・ H18年3月にサービス提供実績のある旧身障更生、旧身障療護、旧身障入所・通所授産、旧知的入所・通所更生、旧知的入所・通所授産、旧知的通勤寮、(小規模通所授産除く)
- ・ H18年9月にサービス提供実績のある障害児施設

対象

以下の施設がそれぞれの事業に転換した場合

旧身障更生、旧身障療護、旧身障入所・通所授産、身障小規模通所授産、身障福祉工場、身障福祉ホーム、旧知的入所・通所更生、旧知的入所・通所授産、旧知的通勤寮、知的小規模通所授産、知的福祉工場、知的福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所・通所授産、精神障害者小規模通所授産、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助事業、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型、精神障害者地域生活支援センター、障害児施設

※ その他、生活介護及び施設入所支援の基本報酬算定構造の変更に伴う激変緩和措置も実施。

療養介護、生活介護  
 自立訓練(機能訓練)  
 自立訓練(生活訓練)  
 就労移行支援  
 就労継続A型、B型  
 GH、CH、障害者支援施設  
 福祉型障害児入所施設  
 医療型障害児入所施設  
 児童発達支援  
 医療型児童発達支援  
 放課後等デイサービス  
 保育所等訪問支援

# 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

## 1. 目的

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成24年度改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うこととする。

## 2. 構成員

- (1) 本検討チームは、津田厚生労働大臣政務官を主査、障害保健福祉部長を副主査とし、その他の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 本検討チームに、アドバイザーとして4名の別紙の有識者の参画を求める。
- (3) 主査が必要があると認めるときは、本検討チームにおいて、関係者から意見を聴くことができる。

## 3. 検討スケジュール

障害福祉サービス等経営実態調査等の結果の分析・評価を踏まえ、障害福祉サービス等の報酬に係る改定事項等について検討を行い、平成24年1月を目途に、検討結果をとりまとめることとする。

## 4. 検討チームの運営

- (1) 検討チームの庶務は、障害保健福祉部障害福祉課が行う。
- (2) 検討チームの議事は公開とする。
- (3) 前各号に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項については、検討チームが定める。

# 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 構成員等

別紙

厚生労働省

主査

津田厚生労働大臣政務官

副主査

障害保健福祉部長

構成員

企画課長

障害福祉課長

精神・障害保健課長

障害福祉課地域移行・障害児支援室長

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

アドバイザー

茨木 尚子 明治学院大学教授

駒村 康平 慶応義塾大学教授

野沢 和弘 毎日新聞論説委員

平野 方紹 日本社会事業大学准教授

(敬称略、50音順)

※公開の場で検討

## 【開催実績】

第1回 : 平成23年11月11日(金) 17:00～19:00  
第2回 : 平成23年11月14日(月) 9:00～11:00  
第3回 : 平成23年11月17日(木) 10:00～12:00  
第4回 : 平成23年11月22日(火) 10:00～12:00  
第5回 : 平成23年12月 5日(月) 10:00～12:00  
第6回 : 平成23年12月 6日(火) 17:00～19:00

第7回 : 平成23年12月12日(月) 10:00～12:00  
平成23年12月末 予算編成過程で改定率セット  
第8回 : 平成24年 1月13日(金) 15:00～17:00  
第9回 : 平成24年 1月31日(火) 10:00～12:00  
平成24年 1月31日 改定の概要とりまとめ

\* 第2・3回は関係団体ヒアリングを実施

## 診療報酬・介護報酬改定等について

平成24年度の診療報酬・介護報酬の同時改定は、「社会保障・税一体改革成案」の確実な実現に向けた最初の第一歩であり、「2025年のあるべき医療・介護の姿」を念頭に置いて、以下の取組を行う。

### 1. 診療報酬改定

我が国の医療はいまだ極めて厳しい状況に置かれている。国民・患者が望む安心・安全で質の高い医療が受けられる環境を整えていくため、厳しい経済環境や保険財政の下、平成24年度改定においては、概ね5,500億円の診療報酬本体の引上げを行うこととし、その増加分を下記の3項目に重点的に配分する。

#### (1) 診療報酬改定（本体）

改定率 +1.38%

各科改定率 医科 +1.55%

歯科 +1.70%

調剤 +0.46%

#### (重点項目)

- ・ 救急、産科、小児、外科等の急性期医療を適切に提供し続けることができるよう、病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減・処遇改善の一層の推進を図る。
- ・ 地域医療の再生を図る観点から、早期の在宅療養への移行や地域生活の復帰に向けた取組の推進など医療と介護等との機能分化や円滑な連携を強化するとともに、地域生活を支える在宅医療の充実を図る。
- ・ がん治療、認知症治療などの推進のため、これらの領域における医療技術の進歩の促進と導入を図ることができるよう、その評価の充実を図る。

## (2) 薬価改定等

改定率 ▲1. 38%

薬価改定率 ▲1. 26% (薬価ベース ▲6. 00%)

材料改定率 ▲0. 12%

(注) 診療報酬本体と薬価改定等を併せた全体(ネット)の改定率は、+0. 00%。

なお、別途、後発品の置き換え効果の精算を行うとともに、後発医薬品の推進策については、新たなロードマップを作成して強力に進める。併せて、長期収載品の薬価の在り方について検討を進める。

## 2. 介護報酬改定等

平成24年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、以下の改定率とする。

### 介護報酬改定

改定率 +1. 2%

在宅 +1. 0%

施設 +0. 2%

### (改定の方向)

- ・ 介護サービス提供の効率化・重点化と機能強化を図る観点から、各サービス間の効果的な配分を行い、施設から在宅介護への移行を図る。
- ・ 24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスや、リハビリテーションなど自立支援型サービスの強化を図る。
- ・ 介護予防・重度化予防については、真に利用者の自立を支援するものとなっているかという観点から、効率化・重点化する方向で見直しを行う。

- ・ 介護職員の処遇改善については、これを確実にを行うため、これまで講じてきた処遇改善の措置と同様の措置を講ずることを要件として、事業者が人件費に充当するための加算を行うなど、必要な対応を講じることとする。

なお、介護報酬改定の考え方と整合を取り、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とする。

改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する。

平成23年12月21日

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

大臣折衝の結果、上記のとおり合意したことを確認する。

民主政策調査会長



# 平成24年度障害福祉サービス等の 報酬改定について

平成24年1月31日

# 平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

## 福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映

○ 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。

\* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)

○ 改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

## 障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化

○ 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等

○ 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定

○ 前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化

## 【参考】

### 厚生労働大臣・財務大臣合意(平成23年12月21日)【抄】

介護報酬改定の考え方と整合を取り、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とする。

改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する。

### 賃金・物価の動向

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度 (年度途中)	平成21年度 ~23年度 累積
賃金	▲1.5%	0.2%	▲0.4%	▲1.7%
物価	▲1.7%	▲0.4%	▲0.1%	▲2.2%

### 障害福祉サービス等の収支差率

	平成23年 収支差率	平成20年 収支差率
全体	9.7%	6.1%
新体系	12.2%	5.4%
旧体系	7.6%	7.0%
障害児施設等	5.0%	-4.2%

# 平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定のポイント

## 共通事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

○ 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設。

\* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)

○ 前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

○ 介護職員等によるたんの吸引等を評価。

・ 各サービスにおける看護職員の配置の有無や重度者に対する支援の評価の仕組みの状況等を踏まえ、今回の措置の対象となる者への支援を評価。

○ 食事提供体制加算の適用期限を3年間延長。

○ 基金事業として行われてきた通所サービス等の送迎に係る支援を評価。

・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金相当分を障害福祉サービス報酬の中で対応することとし、新たに送迎加算を創設。  
送迎加算【新設】[生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の場合] → 27単位/回

○ 国家公務員の地域手当の地域区分(7区分)に倣って地域区分を見直し。

(平成24～26年度にかけて毎年度きめ細かく調整し、27年度から完全施行。)

## 個別サービスの主な改定事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

### 1. 相談支援

- 計画相談支援・障害児相談支援は、現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて基本報酬を設定しつつ、特定事業所加算分を組み入れて報酬単位を引上げ。

サービス利用支援【新設】 → 1,600単位/月

継続サービス利用支援【新設】 → 1,300単位/月

- 地域移行支援・地域定着支援は、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、特に支援を実施した場合等を加算で評価。

(地域移行支援)地域移行支援サービス費【新設】 → 2,300単位/月

退院・退所月加算【新設】 → 2,700単位/月

集中支援加算【新設】 → 500単位/月

障害福祉サービス事業の体験利用加算【新設】 → 300単位/日

体験宿泊加算(Ⅰ)【新設】 → 300単位/日(一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合)

体験宿泊加算(Ⅱ)【新設】 → 700単位/日(夜間支援を行う者を配置等して一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合)

(地域定着支援)地域定着支援サービス費【新設】[体制確保分] → 300単位/月

[緊急時支援分] → 700単位/日

### 2. 訪問系サービス

- 介護職員等によるたんの吸引等を評価。
  - ・ 居宅介護等における特定事業所加算の算定要件に、たんの吸引等を必要とする者を追加。
  - ・ 特定事業所加算(Ⅰ)を算定しない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価。

喀痰吸引等支援体制加算【新設】 → 100単位(利用者1人1日当たり)

### 3. 生活介護・施設入所支援・短期入所

#### 生活介護

- 生活介護の人員配置体制加算を適正化。(3年間で段階的に施行)  
(前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていることを踏まえ、旧体型サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。)  
人員配置体制加算(Ⅰ)(平成24年度)  
利用定員が21人以上60人以下 265単位/日 → 239単位/日  
利用定員が61人以上 246単位/日 → 221単位/日  
※ 利用定員20人以下の小規模事業所については、見直しの対象としない。
- 生活介護の大規模事業所の基本報酬を適正化。  
定員81人以上の大規模事業所は、基本報酬の1000分の991を算定する。  
※ 複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。
- 生活介護のサービス利用時間に応じた基本報酬の設定。  
延長支援加算【新設】 → [1時間未満の場合] 61単位/日  
[1時間以上の場合] 92単位/日  
開所時間減算【新設】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

#### 施設入所支援

- 施設入所支援の夜間支援体制等の評価を充実。  
利用定員が41人以上60人以下 30単位/日 → 41単位/日

#### 短期入所

- 短期入所の評価を充実(単独型・医療型の評価を充実、空床確保・緊急時受入れを評価)。  
単独型加算の見直し 130単位/日 → 320単位/日  
特別重度支援加算(Ⅰ)【新設】 → 388単位/日(超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定。)  
特別重度支援加算(Ⅱ)【新設】 → 120単位/日(超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者に必要な措置を講じた場合に算定。)  
緊急短期入所体制確保加算【新設】 → 40単位/日  
緊急短期入所受入加算【新設】 → [福祉型短期入所サービスの場合] 60単位/日  
[医療型短期入所サービスの場合] 90単位/日

## 4. 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)・自立訓練

### 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

#### ○ グループホーム・ケアホームの夜間支援体制等や通勤者の生活支援を評価。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(グループホーム)

夜間支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(ケアホーム)

重度障害者支援加算 26単位/日 → 45単位/日(ケアホーム)

通勤者生活支援加算の算定対象に追加(グループホーム・ケアホーム)

#### ○ 事業所の規模に応じてケアホームの評価を適正化。

一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上の場合には、所定単位数に95/100を乗じた単位数で算定。

※ 一体的な運営が行われている共同生活住居とは、同一敷地内(近接地を含む。)であって、かつ、世話人・生活支援員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。

### 自立訓練(生活訓練)

#### ○ 宿泊型自立訓練の夜間支援体制や通勤者の生活支援を評価。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)【新設】 → 12単位/日(防災体制が適切に確保されている場合)

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(緊急時の連絡体制・支援体制が確保されている場合)

通勤者生活支援加算の算定要件の見直し

通常の事業所に雇用されている利用者の割合が[現行] 100分の70以上 → [見直し後] 100分の50以上

#### ○ 自立訓練(生活訓練)の看護職員の配置を評価。

看護職員配置加算(Ⅰ)【新設】 → 18単位/日(生活訓練の場合)

看護職員配置加算(Ⅱ)【新設】 → 13単位/日(宿泊型自立訓練の場合)

#### ○ 宿泊型自立訓練の長期間の支援が必要な者を3年間一定で評価。



## 5. 就労系サービス

### 就労移行支援

- 就労移行支援の職場実習等を評価。

移行準備支援体制加算(Ⅰ)【新設】 → 41単位/日

- 就労移行支援の一般就労への定着支援の強化。

一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを行う。  
就労移行支援体制加算の見直し [就労定着実績 45%以上の場合] 189単位/日 → 209単位/日

- 一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価を適正化。(平成24年10月施行)

[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定  
[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

### 就労継続支援A型

- 就労継続支援A型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化。(平成24年10月施行)

[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合] 所定単位数の90%を算定  
[短時間利用者が現員数の80%以上の場合] 所定単位数の75%を算定

### 就労継続支援B型

- 就労継続支援B型の目標工賃達成加算を拡充。

目標工賃達成加算(Ⅰ) 26単位/日 → 49単位/日

### 就労継続支援A型・B型(共通)

- 就労継続支援A型・B型の重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%の算定要件を緩和した区分を新設。

[利用定員が20人以下の場合] 障害基礎年金1級受給者が50%以上 56単位/日 → 56単位/日  
障害基礎年金1級受給者が25%以上50%未満【新設】 → 28単位/日

※ 旧法施設からの移行事業所(経過措置) 障害基礎年金1級受給者5%以上25%未満【新設】 → 14単位/日(平成27年3月31日まで)  
(平成24年3月31日までは、障害基礎年金1級受給者が5%以上の場合、56単位/日とされている。)





# 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成24年1月31日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム

## 【目次】

第1	基本的考え方	3
第2	各サービスの報酬改定の基本方向	4
1.	障害福祉サービス等における共通的事項	4
(1)	福祉・介護職員の処遇改善の確保	4
(2)	物価の動向等の反映	5
(3)	介護職員等によるたんの吸引等の評価	5
(4)	通所サービス等の送迎の支援に係る評価	8
(5)	食事提供体制加算の適用期限の延長等	9
(6)	地域区分の見直し	10
2.	相談支援	10
(1)	計画相談支援・障害児相談支援	10
(2)	地域移行支援	12
(3)	地域定着支援	13
3.	訪問系サービス	14
(1)	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項	14
(2)	居宅介護	15
(3)	重度訪問介護	15
(4)	行動援護	15
4.	生活介護・施設入所支援・短期入所	16
(1)	生活介護	16
(2)	施設入所支援	18
(3)	短期入所	20
5.	共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・自立訓練	22
(1)	共同生活援助（グループホーム）	22
(2)	共同生活介護（ケアホーム）	22
(3)	自立訓練（生活訓練）	23

6. 就労系サービス	24
(1) 就労移行支援	24
(2) 就労継続支援A型	25
(3) 就労継続支援B型	27
7. 障害児支援（含：18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応）	28
(1) 障害児通所支援	28
(2) 障害児入所支援	30
(3) 療養介護	31
<b>第3 終わりに</b>	<b>32</b>
別紙1 処遇改善加算（仮称）及び処遇改善特別加算（仮称）の創設について	34
別紙2 障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて	36
[訪問系サービス]	
居宅介護サービス費	36
重度訪問介護サービス費	37
行動援護サービス費	37
重度障害者等包括支援サービス費	38
[生活介護・施設入所支援・短期入所]	
生活介護サービス費	39
施設入所支援サービス費	40
短期入所サービス費	41
[グループホーム・ケアホーム・自立訓練]	
共同生活援助サービス費	42
共同生活介護サービス費	43
機能訓練サービス費	44
生活訓練サービス費	45
宿泊型自立訓練サービス費	45
[就労系サービス]	
就労移行支援サービス費	46
就労継続支援A型サービス費	47
就労継続支援B型サービス費	47
[療養介護]	
療養介護サービス費	48
別紙3 地域区分の見直しについて	50
別紙4 障害児通所支援に係る報酬について	60
別紙5 障害児入所支援に係る報酬について	65

## 第1 基本的考え方

### 1. これまでの経緯

- 障害福祉サービス関係費は、義務的経費化を背景として利用者数の増加等により、この10年間で2倍以上になっている。また、平成24年度予算案においても、対前年度比+16.2%の7,884億円が計上されている。
- このように障害福祉サービス関係費が着実な伸びを確保している中で、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定については、平成23年12月21日の厚生労働大臣と財務大臣との合意の中で、介護報酬改定の考え方と整合を取り、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とするとともに、改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応することとされた。
- また、民主党政調査会厚生労働部門会議障がい者ワーキングチーム（WT）が取りまとめた「当面の障がい福祉施策の推進について」（平成23年12月9日）においては、福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組の継続や、地域で暮らす障害者やその家族の支援のための夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等の提案がなされている。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、平成23年11月11日から本日まで9回にわたり、27の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスごとに現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねを上記の合意等に沿って整理して、取りまとめたものである。

### 2. 基本的考え方

- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、「福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映」及び「障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化」の2つの基本的考え方の下で、以下の方針に沿って行うこととする。

#### (1) 福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映

- 良質な障害福祉サービス等には、その提供にあたる良質な人的資源の確保が不可欠である。障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組については、処遇改善を行う事業所に障害福祉サービス等報酬の中で新たに加算を設けることで、引き続き処遇改善が図られる水準を担保する。
- その際、障害福祉サービス事業所等は介護保険サービス事業所と比べて交付金の申請率が低く留まっている一方、福祉・介護職員の処遇改善を行うために必要な経費の事業規模に対する比率が高い構造があることを踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、本来の処遇改善加算の取得が困難な場合について一定の配慮を行う。
- 前回改定以降、物価は下落傾向にあることから、改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、これを原則として障害福祉サービス等の基本報酬に反映させることとする。なお、基本報酬の引下げにより福祉・介護職員の処遇が後退するのは改定全体の趣旨に反することからも、上記のとおり、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるための一定の配慮が必要となる。

## (2) 障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化

- 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等を行う。また、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定を行う。
- 一方で、これらの政策改定を行うためにも所要の財源を確保する必要があることから、前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化を行う。

## 第2 各サービスの報酬改定の基本方向

### 1. 障害福祉サービス等における共通的事項

#### (1) 福祉・介護職員の処遇改善の確保

- 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業においては、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費が事業者に交付されてきたが、これを障害福祉サービス等報酬の中で対応することとし、新たに処遇改善加算（仮称）を創設する。なお、加算率は直近のデータに基づいて設定する。
- その際、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、加算要件を緩和した一定額の加算（福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分）を併せて創設する。なお、この加算についても、障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているかどうかという点についての検証のための調査を行うとともに、当該検証結果を踏まえ、次回改定時にその取扱いについて検討を行うこととする。

→「処遇改善加算（仮称）及び処遇改善特別加算（仮称）の創設について」（別紙1）参照

## (2) 物価の動向等の反映

- 前回改定以降の物価の下落傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬の見直し（▲0.8%）を行う。
- その際、居宅介護の身体介護及び通院等乗降介助については、同種の介護保険サービスとの均衡を考慮して報酬単位が設定されていることから、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。また、同行援護については、昨年10月のサービス創設から間もなく経営実態に係るデータ等の蓄積もないことから、今回は物価の下落傾向の反映は見送ることとし、次回改定時に経営実態等も踏まえて検討を行うこととする。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）、「障害児通所支援に係る報酬について」（別紙4）及び「障害児入所支援に係る報酬について」（別紙5）参照

## (3) 介護職員等によるたんの吸引等の評価

- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月から、介護福祉士及び研修を受けた介護職員等が、医療関係者との連携等の一定の条件の下で、たんの吸引等を実施することができることとなる。

○ 障害福祉サービス等における介護職員等によるたんの吸引等の実施については、各サービスにおける看護職員の配置の有無や重度者に対する支援の評価の仕組みの状況等を踏まえ、今回の措置の対象となる者への支援が評価されるよう、以下のとおり評価を行う。

- ・ 施設入所支援（障害者支援施設）においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定要件における「特別な医療が必要であるとされる者」に準ずるものとして、腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者を含める。

● 重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定要件の見直し

[現行] 特別な医療が必要であるとされる者が利用者の数の合計の100分の20以上であること等

[見直し後] 特別な医療が必要であるとされる者又は腸ろうによる経管栄養若しくは経鼻経管栄養が必要とされる者が利用者の数の合計の100分の20以上であること等

- ・ 生活介護においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、人員配置体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定要件のうち利用者に関する要件の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。

● 人員配置体制加算（Ⅰ）の算定要件の見直し

[現行] 障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者）が利用者の数の合計の100分の60以上であること等

[見直し後] 障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が利用者の数の合計の100分の60以上であること等

● 人員配置体制加算（Ⅱ）の算定要件の見直し

[現行] 障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者）が利用者の数の合計の100分の50以上であること等

[見直し後] 障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が利用者の数の合計の100分の50以上であること等



- ・ 看護職員を配置することとされていない日中活動系・居住系サービス等（\*）においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。

\* 短期入所（医療型短期入所を除く。）、共同生活介護（ケアホーム）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助（グループホーム）。なお、宿泊型自立訓練については、新たに医療連携体制加算の算定対象とする。

●医療連携体制加算（Ⅲ）【新設】 500単位（看護職員1人1日当たり）

看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。

●医療連携体制加算（Ⅳ）【新設】 100単位（利用者1人1日当たり）

介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

- ・ 訪問系サービス（\*）においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、特定事業所加算の算定要件のうち重度者対応要件の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。また、特定事業所加算（Ⅰ）の算定が困難である事業所については、たんの吸引等が必要な者に対する支援体制について、利用者1人につき1日当たりの定額の加算により評価する。

\* 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護。なお、重度障害者等包括支援においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護においてたんの吸引等を実施した場合に限り、たんの吸引等が必要な者に対する支援体制について、加算により評価する。

●特定事業所加算の算定要件のうち重度者対応要件の見直し

[現行] 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合が100分の50以上であること

[見直し後] 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者及びたんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること

●喀痰吸引等支援体制加算（仮称）【新設】

100単位（利用者1人1日当たり）



特定事業所加算（Ⅰ）を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

- ・ 福祉型障害児入所施設においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、重度障害児支援加算の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。

●重度障害児支援加算の算定要件の見直し

[現行] 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者

[見直し後] 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又はたんの吸引等を必要とする者

- ・ 看護職員を配置することとされていない児童発達支援（主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。）及び放課後等デイサービス（主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。）においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。

●医療連携体制加算（Ⅲ）【新設】 500単位（看護職員1人1日当たり）

看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。

●医療連携体制加算（Ⅳ）【新設】 100単位（利用者1人1日当たり）

介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

(4) 通所サービス等の送迎の支援に係る評価

- 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業においては、通所サービス等利用促進事業により、通所サービス及び短期入所における送迎の実施について助成が行われてきたが、引き続き送迎を実施することにより利用者がサービスを利用しやすくするため、これを障害福祉サービス報酬の中で対応することとし、新たに送迎加算（仮称）を創設する。

- 加算単価については、通所サービス等利用促進事業の平均的な実績を参考として設定するほか、重度の障害者の送迎など付き添いが必要な場合については、追加加算を行う。

●送迎加算（仮称）【新設】

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。

[生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の場合]  
27単位/回

- \* 生活介護の利用者で、障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合、さらに14単位/回を加算。

(注) 100分の60以上の要件の適用に当たっては、重症心身障害児（者）通園事業から移行した医療型を含む児童発達支援事業所（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）が一体的に生活介護を行う場合における、当該通園事業を利用していた18歳以上の者で障害程度区分の認定を受けていないものであつて、障害程度区分5に相当する生活介護の報酬を算定する者も含めて判定される。

[短期入所の場合] 186単位/回

(5) 食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成24年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成27年3月31日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。
- 宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の加算単位について、食事の提供回数と同じ短期入所等と同水準に引き上げる。

●宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の取扱いの見直し

[現行] 食事提供体制加算（Ⅱ）（42単位/日）を算定。

〔見直し後〕食事提供体制加算（Ⅰ）（68単位／日）を算定。

## (6) 地域区分の見直し

- 地域区分については、これまで準拠していた国家公務員の調整手当が地域手当へと完全移行したことや、これを受けた診療報酬や介護報酬における対応の動向を踏まえ、新たに国家公務員の地域手当の地域区分（7区分）を採用する。
- その際、対象地域や地域別の上乗せ割合については、国家公務員の地域手当の支給地域や上乗せ割合（18%、15%、12%、10%、6%、3%及び0%）を採用し、官署が所在しない地域等のうち対象となる地域やその上乗せ割合については、診療報酬における考え方（\*）を採用する。なお、地域区分を適用する市町村の区域については、直近の市町村合併を反映させる。
- \* 国家公務員の地域手当の対象となっている地域に囲まれている地域や対象となっている複数の地域に隣接している地域については、隣接する対象地域の区分のうち低い区分と同様とするという考え方。
- 地域区分の見直しは、障害福祉サービス報酬の1単位単価を通じて事業所の経営や地方自治体の財政にも大きな影響を与えるものであることから、上乗せ割合が変動する地域については、激変緩和のための経過措置を設ける。具体的には、見直しの完全施行は平成27年度からとし、平成24年度から平成26年度までの間は毎年度段階的に上乗せ割合を引き上げ又は引き下げる。
- なお、障害児の地域区分については、平成18年度から国家公務員の地域手当の地域区分を段階的に導入し、平成22年度までの5年間で既に完成しており、また、児童福祉施設などのその他の児童福祉施設の地域区分が国家公務員の地域手当の地域区分を基本にしていることとの整合性を図る必要があることから、見直しを行わない。

→「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

## 2. 相談支援

### (1) 計画相談支援・障害児相談支援

(評価体系)

- 基本報酬については、介護保険制度の居宅介護支援費との均衡を考慮して設定されている現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて設定する。その際、現行の特定事業所加算の算定要件は市町村の委託要件等を除き指定要件に組み入れられることを踏まえ、特定事業所加算分を基本報酬に組み入れて、報酬単位を引き上げる。
- 新規利用開始時や支給決定の変更時の計画作成については、介護保険制度の初回加算を参考として、基本報酬を上乗せする。

●計画相談支援の報酬体系【新設】

サービス利用支援	1, 600単位/月
継続サービス利用支援	1, 300単位/月
特別地域加算	+15/100
利用者負担上限額管理加算	150単位/月

●障害児相談支援の報酬体系【新設】

障害児支援利用援助	1, 600単位/月
継続障害児支援利用援助	1, 300単位/月
特別地域加算	+15/100
利用者負担上限額管理加算	150単位/月

(その他)

- 介護保険制度のケアプランが作成されている利用者に障害福祉のサービス等利用計画の作成を求める場合であって同一の者が作成を担当する場合には、利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、報酬上、所要の調整を行う。

●計画相談支援と介護保険の居宅介護支援等との調整【新設】

サービス利用支援	
[居宅介護支援費(要介護1・2)が併算定される場合]	900単位/月
[居宅介護支援費(要介護3～5)が併算定される場合]	600単位/月
[介護予防支援費が併算定される場合]	1, 488単位/月
継続サービス利用支援	
[居宅介護支援費(要介護1・2)が併算定される場合]	600単位/月

[居宅介護支援費(要介護3～5)が併算定される場合] 300単位/月  
[介護予防支援費が併算定される場合] 1,188単位/月

## (2) 地域移行支援

### (基本的考え方)

- 地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであることから、報酬は包括的にサービスを評価する体系とし、計画相談支援等と同様に、毎月定額の報酬を算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績に応じて報酬を算定する仕組みとする。

### (毎月の包括的なサービスの評価)

- 毎月定額で算定する報酬については、利用者への訪問による支援（訪問相談や同行支援）を週1回程度行うことを基本として、現行の補助事業において自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。算定要件については、対象者の状況により関係機関とのケア会議や連絡調整等、利用者への訪問による支援以外の業務負担が多くなる場合も想定されることから、利用者への訪問による支援を少なくとも月2回以上行うこととする。

●地域移行支援サービス費（仮称）【新設】 2,300単位/月

### (特に支援が必要となる場合等の評価)

- 特に業務量が集中する退院・退所月においては、さらに一定単位を加算することとし、当該加算単位については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。また、退院・退所月以外についても、利用者への訪問による支援を集中的に実施した場合については、一定単位を加算する。

●退院・退所月加算（仮称）【新設】 2,700単位/月

●集中支援加算（仮称）【新設】 500単位/月

退院・退所月以外に月6日以上支援を行った場合に算定。

- 相談支援事業者の委託等による障害福祉サービスの体験利用や一人暮らしに向けた体験宿泊についても、報酬上評価する。具体的には、一定の上限の下、支援日数に応じて算定する仕組みとし、報酬単位については、体験利



用の場合は日中活動系サービスの報酬を、体験宿泊の場合は共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の体験宿泊の報酬を、それぞれ参考に設定する。

●障害福祉サービス事業の体験利用加算（仮称）【新設】 300単位／日

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

- \* 利用者が入所する障害者支援施設等の従事者が、体験利用日の日中に介護等の支援を行った場合や体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った場合には、当該障害者支援施設等の報酬として、日中部分に係る報酬の所定単位数に代えて、障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算（仮称）【新設】（300単位／日）を算定できることとする。

●体験宿泊加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 300単位／日

一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

●体験宿泊加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 700単位／日

夜間支援を行う者を配置等して一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

- \* 体験宿泊日については、利用者が入所する障害者支援施設等の報酬として、入院・外泊時加算（Ⅰ）（P. 20参照）が算定できる。

（その他）

- 中山間地域等に居住する者については、移動コストを勘案し、計画相談支援等と同様に、特別地域加算を創設する。

●特別地域加算【新設】 +15／100

（3）地域定着支援

（基本的考え方）

- 地域定着支援については、常時の連絡体制を確保するための報酬を毎月定額で算定するとともに、緊急時の支援を行った場合に支援日数に応じて実績払いにより評価する仕組みとする。

(常時の連絡体制の確保の評価)

- 常時の連絡体制の確保の報酬については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。

●地域定着支援サービス費（仮称）【新設】

[体制確保分] 300単位/月

(緊急時の支援の評価)

- 緊急時の支援については、居宅への訪問や緊急時に相談支援事業所の宿直室等で滞在型の支援を行った場合に、支援日数に応じて報酬を算定することとし、報酬単位については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例や居宅介護の報酬を参考に設定する。

●地域定着支援サービス費（仮称）【新設】

[緊急時支援分] 700単位/日

\* 1泊2日の支援を行った場合には2日分算定できる。

(その他)

- 中山間地域等に居住する者については、移動コストを勘案し、計画相談支援等と同様に、特別地域加算を創設する。

●特別地域加算【新設】 +15/100

### 3. 訪問系サービス

- (1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項

(サービス提供責任者の配置基準の見直し)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、サービス提供責任者の配置基準について、サービス提供責任者の主たる業務である居宅介護等計画の作成に応じた適切な人数を配置するため、サービス提供時間又は従業者の数に応じた基準から利用者数に応じた基準へと見直す。

●サービス提供責任者の配置基準の見直し

### <居宅介護、同行援護及び行動援護>

[現行] 以下のいずれか

- ①サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ②従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ①サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ②従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

### <重度訪問介護>

[現行] 以下のいずれか

- ①サービス提供時間1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ②従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③利用者の数が5人又はその端数を増すごとに1人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ①サービス提供時間1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ②従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

## (2) 居宅介護

(家事援助の時間区分の見直し)

- 利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行う。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」(別紙2)参照

## (3) 重度訪問介護

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の延長)

- 平成24年3月31日までの経過措置とされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。

## (4) 行動援護



(特定事業所加算の算定要件の経過措置の延長)

- 平成24年3月31日までの経過措置とされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。

4. 生活介護・施設入所支援・短期入所

(1) 生活介護

(人員配置体制加算の適正化)

- 人員配置体制加算は、前回改定において生活介護の基本報酬を平均障害程度区分に基づく評価体系から利用者個人の障害程度区分に基づく評価体系へと改めた際に、手厚い配置を行う事業所を評価するために創設された。基本報酬や人員配置体制加算の水準については、大半の事業所において報酬改定前の報酬水準を下回らないような単位設定とされたが、併せて報酬改定後の影響について検証を行うこととされていたところ。
- 前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていることを踏まえ、旧体系サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。なお、利用定員20人以下の小規模事業所については、平成21年度改定で地域における小規模事業所の役割に着目して新たに基本報酬区分が設けられた経緯も踏まえつつ、今回、基本報酬の適正化を見送ったこととの整合性を踏まえ、人員配置体制加算についても今回は見直しの対象としない。

●人員配置体制加算の見直し（平成24年度）

	[現行]		[見直し後]
人員配置体制加算（Ⅰ）			
利用定員が21人以上60人以下	265単位/日	→	<u>239単位</u>
利用定員が61人以上	246単位/日	→	<u>221単位</u>
人員配置体制加算（Ⅱ）			
利用定員が21人以上60人以下	181単位/日	→	<u>154単位</u>
利用定員が61人以上	166単位/日	→	<u>141単位</u>
人員配置体制加算（Ⅲ）			
利用定員が21人以上60人以下	51単位/日	→	<u>43単位</u>
利用定員が61人以上	44単位/日	→	<u>37単位</u>

●人員配置体制加算の見直し（平成25年度）

	[現行]	[見直し後]
人員配置体制加算（Ⅰ）		
利用定員が21人以上60人以下	265単位/日	→ <u>225単位</u>
利用定員が61人以上	246単位/日	→ <u>209単位</u>
人員配置体制加算（Ⅱ）		
利用定員が21人以上60人以下	181単位/日	→ <u>145単位</u>
利用定員が61人以上	166単位/日	→ <u>133単位</u>
人員配置体制加算（Ⅲ）		
利用定員が21人以上60人以下	51単位/日	→ <u>41単位</u>
利用定員が61人以上	44単位/日	→ <u>35単位</u>

●人員配置体制加算の見直し（平成26年度以降）

	[現行]	[見直し後]
人員配置体制加算（Ⅰ）		
利用定員が21人以上60人以下	265単位/日	→ <u>212単位</u>
利用定員が61人以上	246単位/日	→ <u>197単位</u>
人員配置体制加算（Ⅱ）		
利用定員が21人以上60人以下	181単位/日	→ <u>136単位</u>
利用定員が61人以上	166単位/日	→ <u>125単位</u>
人員配置体制加算（Ⅲ）		
利用定員が21人以上60人以下	51単位/日	→ <u>38単位</u>
利用定員が61人以上	44単位/日	→ <u>33単位</u>

\* なお、平成20年4月から行動援護の対象者が「障害程度区分3以上であって障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の者」から「8点以上の者」に拡大されたこととの整合を図る観点から、生活介護の人員配置体制加算の重度障害者要件の対象者のほか、ケアホーム、短期入所及び施設入所支援の重度障害者支援加算並びに重度障害者等包括支援の対象者について、「8点以上の者」として行動援護の対象者が評価されるようにする。

（大規模事業所の基本報酬の適正化）

- 定員81人以上の大規模事業所について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、基本報酬の見直しを行う。

●大規模生活介護事業所の基本報酬の見直し

定員81人以上の大規模事業所（複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。）については、基本報酬の1000分の991を算定する。

（サービス利用時間に応じた基本報酬の設定）

- 日額払いの基本的考え方は維持しつつも、利用者個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、通所による利用者に関り、8時間を超える利用を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から基本報酬の見直しを行う。

●延長支援加算（仮称）【新設】

- [1時間未満の場合] 61単位/日
- [1時間以上の場合] 92単位/日

●開所時間減算（仮称）【新設】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

\* 開所時間数は運営規程の営業時間（ただし、送迎のみを行う時間は含まない。）により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。例えば、開所しているが利用者の事情等により結果としてサービス提供時間が4時間未満となった場合は、本減算の対象とはならない。

(2) 施設入所支援

（夜間支援体制の評価の充実）

- 夜間の職員体制について、生活介護の人員配置体制加算の見直しにより、夜勤職員等の体制が手薄にならないよう、夜勤職員配置体制加算の単位を引き上げる。

●夜勤職員配置体制加算の見直し

	[現行]		[見直し後]
利用定員が21人以上40人以下	38単位/日	→	<u>49単位/日</u>
利用定員が41人以上60人以下	30単位/日	→	<u>41単位/日</u>
利用定員が61人以上	25単位/日	→	<u>36単位/日</u>

（矯正施設から退所した利用者等への支援の充実）

- 矯正施設から退所した利用者等への支援の充実を図る観点から、地域生活移行個別支援加算の算定要件を緩和する。

●地域生活移行個別支援加算の算定要件の見直し

[現行] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること。

[見直し後] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること（当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）。

(経口維持加算の算定要件の緩和)

- 入所者に対する経口維持の支援を促進する観点から、現行の経口維持加算の算定要件の緩和を行う。

●経口維持加算の算定要件の見直し

経口維持加算の算定要件については、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。

(栄養マネジメント加算の算定要件の経過措置の延長)

- 平成24年3月31日までの経過措置とされている栄養マネジメント加算の管理栄養士配置要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。なお、障害児入所支援においても同様の措置を講ずる。

(報酬請求事務の簡素化のための加算の整理)

- 報酬請求事務の簡素化を図る観点から、土日等日中支援加算及び栄養士配置加算を基本報酬に組み込むとともに、いずれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。なお、管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合には、一定の減算を行う。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」(別紙2)参照

●入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算の見直し

[現行] 入院・外泊時加算 (3月に限り、1月に8日を限度として算定)  
利用定員が60人以下 320単位/日

利用定員が61人以上80人以下	272単位/日
利用定員が81人以上	247単位/日
長期入院等支援加算（3月に限り算定）	
利用定員が60人以下	160単位/日
利用定員が61人以上80人以下	136単位/日
利用定員が81人以上	123単位/日

[見直し後] 入院・外泊時加算（Ⅰ）【新設】（8日を限度として算定）

利用定員が60人以下	320単位/日
利用定員が61人以上80人以下	272単位/日
利用定員が81人以上	247単位/日

入院・外泊時加算（Ⅱ）【新設】

（加算（Ⅰ）に引き続いて82日を限度として算定）

利用定員が60人以下	191単位/日
利用定員が61人以上80人以下	162単位/日
利用定員が81人以上	147単位/日

●栄養士配置加算の基本報酬への組み込みに伴う減算の新設

[管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合]

利用定員が40人以下	27単位/日を減算
利用定員が41人以上60人以下	22単位/日を減算
利用定員が61人以上80人以下	15単位/日を減算
利用定員が81人以上	12単位/日を減算

[配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合]

利用定員が40人以下	12単位/日を減算
利用定員が41人以上60人以下	10単位/日を減算
利用定員が61人以上80人以下	7単位/日を減算
利用定員が81人以上	6単位/日を減算

(3) 短期入所

(単独型事業所の評価の充実)

- 短期入所サービスの提供基盤の充実を図る観点から、障害者支援施設等の入所施設以外の事業所（いわゆる単独型事業所）によるサービスについて、経営実態調査の結果等を踏まえ、現行の加算単位を引き上げる。

●単独型加算の見直し

[現行] 130単位/日 → [見直し後] 320単位/日

(医療型短期入所の評価の充実)

- 医療的なケアを必要とする者に対応する短期入所サービスの提供体制の整備を促進する観点から、医療ニーズの高い障害児・者に対する計画的な医学的管理や療養上必要な措置を評価する加算を創設する。

●特別重度支援加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 388単位／日

超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定。

●特別重度支援加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 120単位／日

超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者に必要な措置を講じた場合に算定。

(空床確保・緊急時の受入れの評価)

- 短期入所サービスにおける緊急時の円滑な受入れを促進させる観点から、空床確保や緊急時の受入れを評価する加算を創設する。

●緊急短期入所体制確保加算（仮称）【新設】 40単位／日

\* 空床利用型事業所は空床利用が前提となっているため、算定できない。

●緊急短期入所受入加算（仮称）【新設】

[福祉型短期入所サービスの場合] 60単位／日

[医療型短期入所サービスの場合] 90単位／日

\* 空床利用型の医療型短期入所サービスを除き、緊急短期入所体制加算（仮称）を算定している場合に限り算定。

(注) 緊急短期入所体制確保加算（仮称）及び緊急短期入所受入加算（仮称）については、介護報酬改定の動向を踏まえ対応。

(医療型短期入所における夜間のみのニーズへの対応)

- 医療型短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分を創設する。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照



## 5. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・自立訓練

### (1) 共同生活援助（グループホーム）

#### （夜間支援体制の評価）

- 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

**●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 10単位／日**

- \* 現行の夜間防災体制加算は、夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（仮称）に名称変更。なお、加算（Ⅰ）は夜間の防災体制を、加算（Ⅱ）は夜間の連絡・支援体制をそれぞれ評価しているため、併算定できる。

#### （通勤者の生活支援の評価）

- 一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活援助（グループホーム）も算定対象とする。

### (2) 共同生活介護（ケアホーム）

#### （夜間支援体制等の評価）

- 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

**●夜間支援体制加算（Ⅱ）【新設】 10単位／日**

- \* 現行の夜間支援体制加算は、夜間支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。なお、加算（Ⅰ）も加算（Ⅱ）も夜間の連絡・支援体制を評価しているため、併算定できない。

- 夜間も含め重度障害者への支援の充実を図る観点から、重度障害者支援加算の加算単位数を引き上げる。

**●重度障害者支援加算**

[現行] 26単位／日 → [見直し後] 45単位／日

### (通勤者の生活支援の評価)

- 一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活介護（ケアホーム）も算定対象とする。

### (事業所の規模に応じた評価の適正化)

- 定員21人以上の事業所のうち一体的な運営が行われている共同生活住居について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、評価を適正化する。

#### ●共同生活介護サービス費の見直し

一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合には、所定単位数に95/100を乗じた単位数で算定。

- \* 一体的な運営が行われている共同生活住居とは、同一敷地内（近接地を含む。）であって、かつ、世話人・生活支援員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。
- \* グループホーム・ケアホーム一体型事業所にあっても、一体的な運営が行われている共同生活住居のグループホーム・ケアホームの入居定員の合計数が21人以上である場合には、ケアホームの利用者についてのみ本減算を適用する。

### (3) 自立訓練（生活訓練）

#### (看護職員の配置の評価)

- 健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職員を配置している事業所を評価する加算を創設する。

#### ●看護職員配置加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 18単位/日

#### (短期滞在加算の廃止)

- 継続して居室の提供を受けていた者が利用している場合の短期滞在加算の算定については、その利用実態等を踏まえ、廃止する。

#### 【宿泊型自立訓練】

#### (夜間支援体制の評価)

- 夜間及び深夜の時間帯において、防災体制や利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評



価する加算を創設する。

●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 12単位／日

防災体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。

●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 10単位／日

利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。

\* なお、加算（Ⅰ）は夜間の防災体制を、加算（Ⅱ）は夜間の連絡・支援体制をそれぞれ評価しているため、併算定できる。

（看護職員の配置の評価）

- 健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職員を配置している事業所を評価する加算を創設する。

●看護職員配置加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 13単位／日

（長期間の支援が必要な利用者に対する評価の見直し）

- 長期間入院していた者など長期間の支援が必要な利用者に係る報酬単位について、その支援の実態等を踏まえ、利用開始から3年間は一定とする。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

（通勤者生活支援加算の算定要件の緩和）

- 一般の事業所に雇用されている利用者に対する支援をより拡充する観点から、利用者の勤労実態等を踏まえた上で、現行の通勤者生活支援加算の算定要件を緩和する。

●通勤者生活支援加算の算定要件の見直し

通常の事業所に雇用されている利用者の割合が  
[現行] 100分の70以上 → [見直し後] 100分の50以上

## 6. 就労系サービス

### (1) 就労移行支援

(一般就労への定着支援の強化)

- 一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを行う。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

●就労移行支援体制加算の見直し

就労定着実績	[現行]		[見直し後]
5%以上15%未満	21単位/日	→	<u>41単位/日</u>
15%以上25%未満	48単位/日	→	<u>68単位/日</u>
25%以上35%未満	82単位/日	→	<u>102単位/日</u>
35%以上45%未満	126単位/日	→	<u>146単位/日</u>
45%以上	189単位/日	→	<u>209単位/日</u>

(一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化)

- 就労移行支援の本来の目的である一般就労への移行実績がない事業所が数多く存在するという実態を踏まえ、改善を促す観点から、一定の見直しを行う。

●一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

(平成24年10月施行)

[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定

[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

(職場実習等の評価)

- 職場実習等は一般就労へ向け効果が高いことを踏まえ、支援期間中に原則としてすべての利用者に職場実習等を実施していると認められる事業所について、報酬上評価する。

●移行準備支援体制加算 (I) 【新設】 41単位/日

\* 現行の施設外就労加算は、移行準備支援体制加算 (II) に名称変更。

(2) 就労継続支援A型

(重度者支援体制加算の算定要件の見直し)

- 重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%以上の算定要件を25%以上に緩和した区分を設け、現行の加算単位の1/2相当を算定する。なお、旧法指定施設から移行した事業所で重度者を5%以上受け入れているものは、平成24年3月31日まで現行の加算単位と同じ単位を算定できるとされているが、新たに平成27年3月31日まで、現行の加算単位の1/4相当を算定できる経過措置を設ける。

●重度者支援体制加算（Ⅱ）【新設】

障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満の場合に算定。

[利用定員が20人以下]	28単位/日
[利用定員が21人以上40人以下]	25単位/日
[利用定員が41人以上60人以下]	24単位/日
[利用定員が61人以上80人以下]	23単位/日
[利用定員が81人以上]	22単位/日

●重度者支援体制加算（Ⅲ）【新設】

旧法指定施設から移行した指定就労継続支援A型事業所において、障害基礎年金1級受給者が利用者の5%以上25%未満の場合に算定（平成27年3月31日までの経過措置）。

[利用定員が20人以下]	14単位/日
[利用定員が21人以上40人以下]	13単位/日
[利用定員が41人以上60人以下]	12単位/日
[利用定員が61人以上80人以下]	12単位/日
[利用定員が81人以上]	11単位/日

\* 現行の重度者支援体制加算は、重度者支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。

(短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化)

- 雇用契約を結んでいる利用者のうち短時間の利用者の占める割合が高い事業所が相当数あるという実態を踏まえ、基本報酬を見直す。

●短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し（平成24年10月施行）

[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合]	所定単位数の <u>90%</u> を算定
[短時間利用者が現員数の80%以上の場合]	所定単位数の <u>75%</u> を算定

\* 短時間利用者とは、週20時間未満の利用者。

### (3) 就労継続支援B型

(重度者支援体制加算の算定要件の見直し)

- 重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%以上の算定要件を25%以上に緩和した区分を設け、現行の加算単位の1/2相当を算定する。なお、旧法指定施設から移行した事業所で重度者を5%以上受け入れているものは、平成24年3月31日まで現行の加算単位と同じ単位を算定できるとされているが、新たに平成27年3月31日まで、現行の加算単位の1/4相当を算定できる経過措置を設ける。

#### ●重度者支援体制加算(Ⅱ)【新設】

障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満の場合に算定。

[利用定員が20人以下]	28単位/日
[利用定員が21人以上40人以下]	25単位/日
[利用定員が41人以上60人以下]	24単位/日
[利用定員が61人以上80人以下]	23単位/日
[利用定員が81人以上]	22単位/日

#### ●重度者支援体制加算(Ⅲ)【新設】

旧法指定施設から移行した指定就労継続支援B型事業所において、障害基礎年金1級受給者が利用者の5%以上25%未満の場合に算定(平成27年3月31日までの経過措置)。

[利用定員が20人以下]	14単位/日
[利用定員が21人以上40人以下]	13単位/日
[利用定員が41人以上60人以下]	12単位/日
[利用定員が61人以上80人以下]	12単位/日
[利用定員が81人以上]	11単位/日

\* 現行の重度者支援体制加算は、重度者支援体制加算(Ⅰ)に名称変更。

(目標工賃達成加算の拡充)

- 工賃向上に向けたより積極的な事業実施を促すため、工賃向上のための非常勤職員配置や営業活動等を可能とする程度に、目標工賃達成加算の加算単位を引き上げる。

●目標工賃達成加算の見直し

	[現行]		[見直し後]
目標工賃達成加算（Ⅰ）	26単位/日	→	49単位/日
目標工賃達成加算（Ⅱ）	10単位/日	→	22単位/日

7. 障害児支援（含：18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応）

(1) 障害児通所支援

(共通的事項)

- 現行の障害児通園施設や児童デイサービス事業所が新体系に円滑に移行できるよう、現行の水準を基本に報酬を設定する。
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の趣旨等を踏まえ、障害特性へのきめ細かな配慮を行いつつ様々な障害を受け入れることができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に、報酬上評価する。
- 現行の障害福祉サービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者として障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者については、3年間で段階的に配置し、管理者などとの兼務も可能としていることから、報酬については別途専任で配置した場合に加算する。
- 個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、8時間を超える利用を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から、基本報酬の見直しを行う。

(児童発達支援（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）)

- 重症心身障害児（者）通園事業からの円滑な移行と、重症心身障害児（者）への適切な支援を提供する観点から、通常の児童発達支援とは別に、主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の人員基準等を設けるとともに、生活介護等の障害福祉サービスと一体的に実施できるようにすることとしており、生活介護を含む報酬単位については、現行の補助単価を踏まえて設定する。

●重症心身障害児（者）通園事業からの円滑な移行に係る生活介護の報酬の経過措置



重症心身障害児（者）通園事業から移行した医療型を含む児童発達支援事業所（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）が一体的に生活介護を行う場合にあっては、当該通園事業を利用していた18歳以上の者であって障害程度区分の認定を受けていないものについては、障害程度区分5に相当する生活介護の報酬を算定する。

- 当該事業の実施に当たっては、現行の通園事業の小規模な実態に配慮し、通常の児童発達支援が定員10人以上であるのに対して、定員5人以上で可とすることとしていることから、小規模な利用に応じた定員5人ごとの報酬区分を設ける。
- 現行の重症心身障害児（者）通園事業は、補助対象となる規模等の要件を定め、事業の安定的な運営ができるように、一定額の補助を行ってきたが、一方で定員超過が認められていないなど弾力的な運用が困難な仕組みとなっていたことから、報酬の設定に当たっては、サービスの利用実態を踏まえて、1日当たりの報酬を設定するとともに、一定の範囲内で定員を超えて利用者を受け入れることを可能とするなど、日払いの利点を活かせるようにする。

#### （放課後等デイサービス）

- 放課後等デイサービスについては、放課後と夏休み等の学校の休業日では、通常、サービスの提供時間が異なることから、現行の児童デイサービスⅠ型及びⅡ型の水準を基本に、放課後や学校の休業日の場合の利用実態を踏まえ、報酬を設定する。
- 学校と自宅の通学は、通学バスの運行や就学奨励費の対象となるなど、教育の責任により実施することが基本であるが、学校と事業所間の送迎については、特に定めがなく、双方の取り決めの中で実施されてきたところであるが、放課後等デイサービスが創設され、放課後等の支援に重点化されたことを踏まえ、この取扱いを明確にすることとし、一定の条件の下で、学校と事業所との間の送迎を行った場合を報酬上評価する。

#### （保育所等訪問支援）

- 保育所等訪問支援については、訪問支援の内容が直接支援だけでなく、訪問先施設のスタッフに対する技術的指導の要素も大きいことや、集団適応の状況等に応じ所要時間が特定できないこと等の特徴があることから、1回当たりの支援に係る費用を報酬上評価する仕組みとする。報酬単位は、訪問支

援員の人件費（賃金）と訪問先までの旅費について、一般の国庫補助事業で使用している単価や自治体における他の訪問による事業の実態を参考に設定する。

- 利用者1人に対して訪問する実施形態を想定しているため、同一日に複数の障害児に訪問支援を提供する場合には、1日に支援した人数に応じて基本報酬を設定する。

→「障害児通所支援に係る報酬について」（別紙4）参照

## (2) 障害児入所支援

### (共通的事項)

- 現行の障害児入所施設が新体系に円滑に移行できるよう、現行の水準を基本に報酬を設定する。
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の趣旨等を踏まえ、従来の障害種別の施設と同等の支援の水準を確保しつつ、また、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別に応じた報酬を設定する。
- 現行の障害福祉サービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者として障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者については、3年間で段階的に配置し、管理者などとの兼務も可能としていることから、報酬については別途専任で配置した場合に加算する。
- 児童養護施設で実践している取組を踏まえ、虐待を受けた児童への支援方法に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアについて、報酬上評価する。
- 18歳以上の障害児施設入所者は、平成24年4月1日以降も引き続き必要なサービスが受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業者指定に当たっての特例措置を設けることとしている。この特例措置の対象となる障害福祉サービスの指定基準を満たさない場合の報酬については、一定期間、現行の障害福祉サービスの報酬を適用せず、現行の障害児施設の報酬単位との関係を踏まえて設定する。

●本特例措置の対象となる場合の報酬については、一定期間、福祉型障害児

入所給付費（仮称）の報酬単位を、生活介護と施設入所支援とで一定割合で按分して算定する。

- 報酬請求事務の簡素化を図る観点から、入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。

→「障害児入所支援に係る報酬について」（別紙5）参照

### (3) 療養介護

（重症心身障害児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置）

- 18歳以上の重症心身障害児施設入所者に対する障害福祉サービスとして想定される療養介護の報酬体系は、障害程度区分の判定や人員体制、定員規模によって報酬単位が細かく設定されているが、現行の重症心身障害児施設の報酬単位は、原則、一律のものとなっていることを踏まえ、以下の経過措置を講ずる。

- ・ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の附則に基づき、移行に当たり本人が申し出ることによって障害程度区分判定等を省略して支給決定することとされていることを踏まえ、療養介護の報酬の適用に当たっては、障害程度区分の要件は考慮せず、人員体制のみを基準としてサービス費区分を適用する。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

- ・ 重症心身障害児施設においては、施設の状況に応じた人員配置がなされている実態があることを踏まえ、療養介護のサービス費区分（Ⅰ）（2：1以上）及び区分（Ⅱ）（3：1以上）について、さらにきめ細かく人員体制を評価し、該当する場合には加算する。
- ・ なお、これらの経過措置として適用する報酬単位には、障害程度区分の要件は考慮されていないことを踏まえ、現行の重症心身障害児施設の報酬単位を上限とする。

#### ●経過的療養介護サービス費（Ⅰ）（仮称）【新設】

利用定員が40人以下	867単位/日
利用定員が41人以上60人以下	867単位/日
利用定員が61人以上80人以下	861単位/日
利用定員が81人以上	850単位/日



### ●人員配置体制加算（仮称）【新設】

#### [1. 7 : 1以上の人員配置の場合]

（経過的療養介護サービス費（Ⅰ）（仮称）に加算）

利用定員が61人以上80人以下	6単位/日
利用定員が81人以上	17単位/日

#### [2. 5 : 1以上の人員配置の場合]

（療養介護サービス費（Ⅱ）に加算）

利用定員が40人以下	170単位/日
利用定員が41人以上60人以下	200単位/日
利用定員が61人以上80人以下	224単位/日
利用定員が81人以上	237単位/日

- ・ これ以外の人員体制が薄い施設の場合にはその体制に応じたサービス費が算定されることとなるが、療養介護への移行に伴い収入が大きく変動することを緩和し、人員体制を手厚くする等の対応を行うための経過期間を設ける観点から、一定の配慮をした報酬単位数を平成24年中に限り算定できることとする。

### ●経過的療養介護サービス費（Ⅱ）（仮称）【新設】

586単位/日

- ・ また、各事業所の判断で柔軟な事業運営ができるよう、療養介護のサービス費区分の適用に当たっては、施設単位か病棟単位かを選択できるようにする。なお、病棟単位とする場合にあっては、定員区分の適用は施設単位で行う。

（第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置）

- 第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護への移行に当たっては、療養介護サービス費（Ⅴ）を算定する。

### 第3 終わりに

- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に本検討チームを設置し、有識者の参画を得て、公開の場で検討を行った。
- その際、検討の中で、例えば今回改定を行う以下のような事項については、

改定後のサービスの動向やその在り方について、特に検証が必要ではないかとの意見があった。

- ・ 処遇改善加算（仮称）等が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に確実に繋がっているかどうか。
- ・ 相談支援や障害児支援、介護職員等によるたんの吸引等に係る新たな事業の円滑な施行に資するような水準の報酬が設定されているかどうか。
- ・ 就労系サービスの報酬改定により一般就労への移行が促進されているかどうか。
- ・ サービス利用時間の観点も含め、生活介護等自体のサービスの質がどのようなものとなっているか。

○ こうした事項も含め、今回の改定が企図した効果を挙げているかどうかについて、客観的なデータに基づく検証を行って、これを次回改定の検討に活かしていくなど、客観性・透明性を確保するために引き続き取り組んでいくこととする。

## 処遇改善加算（仮称）及び処遇改善特別加算（仮称）の創設について

●処遇改善加算（仮称）【新設】

## ・ 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）【新設】

総単位数にサービス別の加算率（次頁の表）を乗じた単位数を加算。

[算定要件] 障害者自立支援対策臨時特例交付金による福祉・介護人材の処遇改善事業と基本的に同様（加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件及び定量的要件）。

## ・ 処遇改善加算（Ⅱ）（仮称）【新設】

処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の90/100を加算。

[算定要件] 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の算定要件のうちキャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たさない場合。

## ・ 処遇改善加算（Ⅲ）（仮称）【新設】

処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の80/100を加算。

[算定要件] 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の算定要件のうちキャリアパス要件及び定量的要件のいずれもを満たさない場合。

●処遇改善特別加算（仮称）【新設】

総単位数にサービス別の加算率（次頁の表）を乗じた単位数を加算。

[算定要件] 福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。  
キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。

	処遇改善加算（仮称）	処遇改善特別加算（仮称）
居宅介護	12.3%	4.1%
重度訪問介護	7.8%	2.6%
同行援護	12.3%	4.1%
行動援護	10.3%	3.4%
療養介護	1.4%	0.5%
生活介護	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.0%	0.3%
共同生活介護	3.0%	1.0%
施設入所支援	2.8%	0.9%
自立訓練（機能訓練）	2.3%	0.8%
自立訓練（生活訓練）	2.3%	0.8%
就労移行支援	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	2.1%	0.7%
共同生活援助	6.9%	2.3%
児童発達支援	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	1.4%	0.5%

- \* 短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。
- \* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

## 障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて

\* 「見直し後」は、物価の下落傾向の反映(▲0.8%)のほか、個別改定事項の影響を含めた基本報酬単位。

現行	見直し後
<b>●訪問系サービス</b> <b>1 居宅介護サービス費</b> ハ 家事援助 (1)30分未満 105 単位 (2)30分以上1時間未満 197 単位 (3)1時間以上1時間30分未満 276 単位 (4)1時間30分以上 346 単位に30分を増すごとに+70 単位 ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合) (1)30分未満 105 単位 (2)30分以上1時間未満 197 単位 (3)1時間以上1時間30分未満 276 単位 (4)1時間30分以上 346 単位に30分を増すごとに+70 単位	<b>●訪問系サービス</b> <b>1 居宅介護サービス費</b> ハ 家事援助 (1)30分未満 104 単位 (2)30分以上45分未満 151 単位 (3)45分以上1時間未満 195 単位 (4)1時間以上1時間15分未満 236 単位 (5)1時間15分以上1時間30分未満 273 単位 (6)1時間30分以上 308 単位に15分を増すごとに+35 単位 ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合) (1)30分未満 104 単位 (2)30分以上1時間未満 195 単位 (3)1時間以上1時間30分未満 273 単位 (4)1時間30分以上 343 単位に30分を増すごとに+70 単位

## 2 重度訪問介護サービス費

イ	1時間未満	183 単位
ロ	1時間以上1時間30分未満	274 単位
ハ	1時間30分以上2時間未満	365 単位
ニ	2時間以上2時間30分未満	456 単位
ホ	2時間30分以上3時間未満	547 単位
ヘ	3時間以上3時間30分未満	638 単位
ト	3時間30分以上4時間未満	729 単位
チ	4時間以上8時間未満	814 単位に30分を増すごとに +85 単位
リ	8時間以上12時間未満	1,495 単位に30分を増すご とに+86 単位
ヌ	12時間以上16時間未満	2,178 単位に30分を増すご とに+81 単位
ル	16時間以上20時間未満	2,831 単位に30分を増すご とに+86 単位
ヲ	20時間以上24時間未満	3,514 単位に30分を増すご とに+81 単位

## 3 行動援護サービス費

イ	30分未満	254 単位
ロ	30分以上1時間未満	402 単位
ハ	1時間以上1時間30分未満	584 単位

## 2 重度訪問介護サービス費

イ	1時間未満	181 単位
ロ	1時間以上1時間30分未満	271 単位
ハ	1時間30分以上2時間未満	362 単位
ニ	2時間以上2時間30分未満	452 単位
ホ	2時間30分以上3時間未満	542 単位
ヘ	3時間以上3時間30分未満	632 単位
ト	3時間30分以上4時間未満	723 単位
チ	4時間以上8時間未満	808 単位に30分を増すごとに +85 単位
リ	8時間以上12時間未満	1,488 単位に30分を増すご とに+85 単位
ヌ	12時間以上16時間未満	2,163 単位に30分を増すご とに+80 単位
ル	16時間以上20時間未満	2,809 単位に30分を増すご とに+86 単位
ヲ	20時間以上24時間未満	3,491 単位に30分を増すご とに+80 単位

## 3 行動援護サービス費

イ	30分未満	251 単位
ロ	30分以上1時間未満	398 単位
ハ	1時間以上1時間30分未満	579 単位

ニ	1時間30分以上2時間未満	732 単位	ニ	1時間30分以上2時間未満	726 単位
ホ	2時間以上2時間30分未満	880 単位	ホ	2時間以上2時間30分未満	872 単位
へ	2時間30分以上3時間未満	1,028 単位	へ	2時間30分以上3時間未満	1,019 単位
ト	3時間以上3時間30分未満	1,176 単位	ト	3時間以上3時間30分未満	1,166 単位
チ	3時間30分以上4時間未満	1,324 単位	チ	3時間30分以上4時間未満	1,313 単位
リ	4時間以上4時間30分未満	1,472 単位	リ	4時間以上4時間30分未満	1,460 単位
ヌ	4時間30分以上5時間未満	1,620 単位	ヌ	4時間30分以上5時間未満	1,607 単位
ル	5時間以上5時間30分未満	1,768 単位	ル	5時間以上5時間30分未満	1,753 単位
ヲ	5時間30分以上6時間未満	1,916 単位	ヲ	5時間30分以上6時間未満	1,900 単位
ワ	6時間以上6時間30分未満	2,064 単位	ワ	6時間以上6時間30分未満	2,047 単位
カ	6時間30分以上7時間未満	2,212 単位	カ	6時間30分以上7時間未満	2,194 単位
ヨ	7時間以上7時間30分未満	2,360 単位	ヨ	7時間以上7時間30分未満	2,341 単位
タ	7時間30分以上	2,508 単位	タ	7時間30分以上	2,487 単位
<b>4 重度障害者等包括支援サービス費</b>			<b>4 重度障害者等包括支援サービス費</b>		
イ			イ		
	(1)1日につき12時間を超えない範囲			(1)1日につき12時間を超えない範囲	
	4時間につき	800 単位		4時間につき	793 単位
	(2)1日につき12時間を超える範囲			(2)1日につき12時間を超える範囲	
	4時間につき	780 単位		4時間につき	773 単位
ロ	短期入所		ロ	短期入所	
	1日につき	890 単位		1日につき	882 単位
ハ	共同生活介護		ハ	共同生活介護	
	1日につき	959 単位		1日につき	951 単位

●生活介護・施設入所支援・短期入所

1 生活介護サービス費(1日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 定員20人以下の場合

(一) 区分6	1,299単位
(二) 区分5	981単位
(三) 区分4	703単位
(四) 区分3	635単位
(五) 区分2以下	583単位

(2) 定員21人以上40人以下の場合

(一) 区分6	1,170単位
(二) 区分5	884単位
(三) 区分4	633単位
(四) 区分3	572単位
(五) 区分2以下	525単位

(3) 定員41人以上60人以下の場合

(一) 区分6	1,138単位
(二) 区分5	854単位
(三) 区分4	604単位
(四) 区分3	538単位
(五) 区分2以下	494単位

(4) 定員61人以上80人以下の場合

(一) 区分6	1,090単位
(二) 区分5	825単位
(三) 区分4	589単位
(四) 区分3	533単位
(五) 区分2以下	481単位

(5) 定員81人以上の場合

●生活介護・施設入所支援・短期入所

1 生活介護サービス費(1日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 定員20人以下の場合

(一) 区分6	1,288単位
(二) 区分5	973単位
(三) 区分4	697単位
(四) 区分3	629単位
(五) 区分2以下	578単位

(2) 定員21人以上40人以下の場合

(一) 区分6	1,160単位
(二) 区分5	876単位
(三) 区分4	627単位
(四) 区分3	567単位
(五) 区分2以下	520単位

(3) 定員41人以上60人以下の場合

(一) 区分6	1,128単位
(二) 区分5	847単位
(三) 区分4	599単位
(四) 区分3	533単位
(五) 区分2以下	490単位

(4) 定員61人以上80人以下の場合

(一) 区分6	1,081単位
(二) 区分5	818単位
(三) 区分4	584単位
(四) 区分3	528単位
(五) 区分2以下	477単位

(5) 定員81人以上の場合



(一) 区分6	1,076単位	(一) 区分6	1,067単位
(二) 区分5	811単位	(二) 区分5	804単位
(三) 区分4	576単位	(三) 区分4	571単位
(四) 区分3	518単位	(四) 区分3	513単位
(五) 区分2以下	466単位	(五) 区分2以下	462単位
ロ 基準該当生活介護サービス費		ロ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	728単位	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	722単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	884単位	(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	876単位
<b>2 施設入所支援サービス費(1日につき)</b>		<b>2 施設入所支援サービス費(1日につき)</b>	
イ 定員40人以下の場合		イ 定員40人以下の場合	
(1) 区分6	400単位	(1) 区分6	447単位
(2) 区分5	328単位	(2) 区分5	376単位
(3) 区分4	256単位	(3) 区分4	304単位
(4) 区分3	180単位	(4) 区分3	229単位
(5) 区分2以下	115単位	(5) 区分2以下	165単位
ロ 定員41人以上60人以下の場合		ロ 定員41人以上60人以下の場合	
(1) 区分6	309単位	(1) 区分6	352単位
(2) 区分5	249単位	(2) 区分5	293単位
(3) 区分4	188単位	(3) 区分4	232単位
(4) 区分3	138単位	(4) 区分3	182単位
(5) 区分2以下	99単位	(5) 区分2以下	144単位
ハ 定員61人以上80人以下の場合		ハ 定員61人以上80人以下の場合	
(1) 区分6	255単位	(1) 区分6	291単位
(2) 区分5	207単位	(2) 区分5	244単位
(3) 区分4	158単位	(3) 区分4	195単位
(4) 区分3	121単位	(4) 区分3	159単位
(5) 区分2以下	92単位	(5) 区分2以下	130単位
ニ 定員81人以上の場合		ニ 定員81人以上の場合	
(1) 区分6	231単位	(1) 区分6	265単位

(2) 区分5	186単位	(2) 区分5	220単位
(3) 区分4	141単位	(3) 区分4	175単位
(4) 区分3	109単位	(4) 区分3	144単位
(5) 区分2以下	88単位	(5) 区分2以下	123単位
		* 物価の下落傾向の反映(▲0.8%)のほか、土日等日中支援加算及び栄養士配置加算の基本報酬への組み込みを含めた単位。	
<b>3 短期入所サービス費(1日につき)</b>		<b>3 短期入所サービス費(1日につき)</b>	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	890単位	(一) 区分6	882単位
(二) 区分5	757単位	(二) 区分5	750単位
(三) 区分4	624単位	(三) 区分4	619単位
(四) 区分3	562単位	(四) 区分3	557単位
(五) 区分1、2	490単位	(五) 区分1、2	486単位
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)		(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	581単位	(一) 区分6	576単位
(二) 区分5	509単位	(二) 区分5	504単位
(三) 区分4	307単位	(三) 区分4	304単位
(四) 区分3	231単位	(四) 区分3	229単位
(五) 区分1、2	166単位	(五) 区分1、2	164単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	757単位	(一) 区分3	750単位
(二) 区分2	593単位	(二) 区分2	588単位
(三) 区分1	490単位	(三) 区分1	486単位
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	509単位	(一) 区分3	504単位

(二) 区分2	269単位	(二) 区分2	266単位
(三) 区分1	166単位	(三) 区分1	164単位
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,600単位	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,579単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,400単位	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,380単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,400単位	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,388単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,480単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,460単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,270単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,251単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,300単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,289単位
		(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,719単位
		(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,587単位
		(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	925単位
ニ 基準該当短期入所サービス費		ニ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	757単位	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	750単位
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	231単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	229単位
		* ハの(4)～(6)は、医療型短期入所における夜間のみの ニーズへの対応として新設する単位。	
<b>●グループホーム・ケアホーム・自立訓練</b>		<b>●グループホーム・ケアホーム・自立訓練</b>	
1 共同生活援助サービス費(1日につき)		1 共同生活援助サービス費(1日につき)	
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)(4:1)	257単位	イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)(4:1)	254単位
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)(5:1)	211単位	ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)(5:1)	209単位
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)(6:1)	181単位	ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)(6:1)	179単位
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)(10:1)	120単位	ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)(10:1)	119単位
ホ 共同生活援助サービス費(Ⅴ)(体験利用)	287単位	ホ 共同生活援助サービス費(Ⅴ)(体験利用)	284単位
ヘ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	142単位	ヘ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	140単位

## 2 共同生活介護サービス費(1日につき)

### イ 共同生活介護サービス費(Ⅰ)(4:1)

(1)区分6	645 単位
(2)区分5	528 単位
(3)区分4	449 単位
(4)区分3	383 単位
(5)区分2	294 単位

### ロ 共同生活介護サービス費(Ⅱ)(5:1)

(1)区分6	594 単位
(2)区分5	477 単位
(3)区分4	398 単位
(4)区分3	332 単位
(5)区分2	243 単位

### ハ 共同生活介護サービス費(Ⅲ)(6:1)

(1)区分6	561 単位
(2)区分5	444 単位
(3)区分4	365 単位
(4)区分3	299 単位
(5)区分2	210 単位

### ニ 共同生活介護サービス費(Ⅳ)(体験利用)

(1)区分6	675 単位
(2)区分5	558 単位
(3)区分4	479 単位

## 2 共同生活介護サービス費(1日につき)

### イ 共同生活介護サービス費(Ⅰ)(4:1)

(1)区分6	639 単位
(2)区分5	523 単位
(3)区分4	445 単位
(4)区分3	379 単位
(5)区分2	291 単位

### ロ 共同生活介護サービス費(Ⅱ)(5:1)

(1)区分6	589 単位
(2)区分5	473 単位
(3)区分4	394 単位
(4)区分3	329 単位
(5)区分2	241 単位

### ハ 共同生活介護サービス費(Ⅲ)(6:1)

(1)区分6	556 単位
(2)区分5	440 単位
(3)区分4	362 単位
(4)区分3	296 単位
(5)区分2	208 単位

### ニ 共同生活介護サービス費(Ⅳ)(体験利用)

(1)区分6	669 単位
(2)区分5	553 単位
(3)区分4	475 単位

(4) 区分 3	413 単位	(4) 区分 3	409 単位
(5) 区分 2	324 単位	(5) 区分 2	321 単位
ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費	142 単位	ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費	140 単位
へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)		へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	
世話人配置 4 : 1 の場合		世話人配置 4 : 1 の場合	
(1) 区分 6	434 単位	(1) 区分 6	430 単位
(2) 区分 5	388 単位	(2) 区分 5	384 単位
(3) 区分 4	356 単位	(3) 区分 4	353 単位
世話人配置 5 : 1 の場合		世話人配置 5 : 1 の場合	
(1) 区分 6	383 単位	(1) 区分 6	379 単位
(2) 区分 5	337 単位	(2) 区分 5	334 単位
(3) 区分 4	305 単位	(3) 区分 4	302 単位
世話人配置 6 : 1 の場合		世話人配置 6 : 1 の場合	
(1) 区分 6	350 単位	(1) 区分 6	347 単位
(2) 区分 5	304 単位	(2) 区分 5	301 単位
(3) 区分 4	272 単位	(3) 区分 4	269 単位
<b>3 機能訓練サービス費(1日につき)</b>		<b>3 機能訓練サービス費(1日につき)</b>	
イ 機能訓練サービス費(I)		イ 機能訓練サービス費(I)	
(1) 定員 20 人以下	785 単位	(1) 定員 20 人以下	778 単位
(2) 定員 21 人以上 40 人以下	701 単位	(2) 定員 21 人以上 40 人以下	695 単位
(3) 定員 41 人以上 60 人以下	667 単位	(3) 定員 41 人以上 60 人以下	661 単位
(4) 定員 61 人以上 80 人以下	639 単位	(4) 定員 61 人以上 80 人以下	633 単位
(5) 定員 81 人以上	601 単位	(5) 定員 81 人以上	596 単位

ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ) (1)1時間未満 254 単位 (2)1時間以上 584 単位 (3)視覚障害者に対する専門的訓練 750 単位 ハ 基準該当機能訓練サービス費 785 単位	ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ) (1)1時間未満 251 単位 (2)1時間以上 579 単位 (3)視覚障害者に対する専門的訓練 744 単位 ハ 基準該当機能訓練サービス費 778 単位
<b>4 生活訓練サービス費(1日につき)</b> イ 生活訓練サービス費(Ⅰ) (1)定員20人以下 748 単位 (2)定員21人以上40人以下 668 単位 (3)定員41人以上60人以下 635 単位 (4)定員61人以上80人以下 609 単位 (5)定員81人以上 572 単位 ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ) (1)1時間未満 254 単位 (2)1時間以上 584 単位 ホ 基準該当生活訓練サービス費 748 単位	<b>4 生活訓練サービス費(1日につき)</b> イ 生活訓練サービス費(Ⅰ) (1)定員20人以下 742 単位 (2)定員21人以上40人以下 662 単位 (3)定員41人以上60人以下 629 単位 (4)定員61人以上80人以下 604 単位 (5)定員81人以上 567 単位 ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ) (1)1時間未満 251 単位 (2)1時間以上 579 単位 ホ 基準該当生活訓練サービス費 742 単位
<b>5 宿泊型自立訓練サービス費(1日につき)</b> ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ) (1)利用期間が2年以内の場合 270 単位 (2)利用期間が2年を超える場合 162 単位	<b>5 宿泊型自立訓練サービス費(1日につき)</b> ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ) (1)利用期間が2年以内の場合 267 単位 (2)利用期間が2年を超える場合 160 単位 ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ) (1)利用期間が3年以内の場合 267 単位

## ●就労系サービス

### 1 就労移行支援サービス費(1日につき)

#### イ 就労移行支援サービス費(I)

(1)利用定員が20人以下	850 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	759 単位
(3)利用定員が41人以上60人以下	727 単位
(4)利用定員が61人以上80人以下	683 単位
(5)利用定員が81人以上	647 単位

#### ロ 就労移行支援サービス費(II)

(1)利用定員が20人以下	533 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	476 単位
(3)利用定員が41人以上60人以下	446 単位
(4)利用定員が61人以上80人以下	435 単位
(5)利用定員が81人以上	421 単位

(2)利用期間が3年を超える場合 160 単位

\* ニは、長期間の支援が必要な利用者に対する評価の見直しとして新設する単位。

## ●就労系サービス

### 1 就労移行支援サービス費(1日につき)

#### イ 就労移行支援サービス費(I)

(1)利用定員が20人以下	833 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	742 単位
(3)利用定員が41人以上60人以下	711 単位
(4)利用定員が61人以上80人以下	667 単位
(5)利用定員が81人以上	631 単位

#### ロ 就労移行支援サービス費(II)

(1)利用定員が20人以下	518 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	462 単位
(3)利用定員が41人以上60人以下	432 単位
(4)利用定員が61人以上80人以下	421 単位
(5)利用定員が81人以上	407 単位

\* 物価の下落傾向の反映(▲0.8%)のほか、一般就労への定着支援の強化による基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを含めた単位。

<b>2 就労継続支援A型サービス費(1日につき)</b>	
イ 就労継続支援A型サービス費(I)	
(1)利用定員が20人以下	590 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	527 単位
(3)利用定員が41人以上60人以下	494 単位
(4)利用定員が61人以上80人以下	485 単位
(5)利用定員が81人以上	470 単位
ロ 就労継続支援A型サービス費(II)	
(1)利用定員が20人以下	539 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	481 単位
(3)利用定員が41人以上60人以下	448 単位
(4)利用定員が61人以上80人以下	439 単位
(5)利用定員が81人以上	424 単位
<b>3 就労継続支援B型サービス費(1日につき)</b>	
イ 就労継続支援B型サービス費(I)	
(1)利用定員が20人以下	590 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	527 単位
(3)利用定員が41人以上60人以下	494 単位
(4)利用定員が61人以上80人以下	485 単位
(5)利用定員が81人以上	470 単位
ロ 就労継続支援B型サービス費(II)	

<b>2 就労継続支援A型サービス費(1日につき)</b>	
イ 就労継続支援A型サービス費(I)	
(1)利用定員が20人以下	585 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	522 単位
(3)利用定員が41人以上60人以下	490 単位
(4)利用定員が61人以上80人以下	481 単位
(5)利用定員が81人以上	466 単位
ロ 就労継続支援A型サービス費(II)	
(1)利用定員が20人以下	534 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	477 単位
(3)利用定員が41人以上40人以下	444 単位
(4)利用定員が61人以上40人以下	435 単位
(5)利用定員が81人以上	420 単位
<b>3 就労継続支援B型サービス費(1日につき)</b>	
イ 就労継続支援B型サービス費(I)	
(1)利用定員が20人以下	585 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	522 単位
(3)利用定員が41人以上60人以下	490 単位
(4)利用定員が61人以上80人以下	481 単位
(5)利用定員が81人以上	466 単位
ロ 就労継続支援B型支援サービス費(II)	



(1)利用定員が20人以下	539 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	481 単位
(3)利用定員が41人以上60人以下	448 単位
(4)利用定員が61人以上80人以下	439 単位
(5)利用定員が81人以上	424 単位

### ●療養介護

#### 1 療養介護サービス費(1日につき)

##### イ 療養介護サービス費(I)

(1)利用定員が40人以下	904 単位
(2)利用定員が41人以上60人以下	885 単位
(3)利用定員が61人以上80人以下	868 単位
(4)利用定員が81人以上	857 単位

##### ロ 療養介護サービス費(II)

(1)利用定員が40人以下	659 単位
(2)利用定員が41人以上60人以下	629 単位
(3)利用定員が61人以上80人以下	604 単位
(4)利用定員が81人以上	591 単位

##### ハ 療養介護サービス費(III)

(1)利用定員が40人以下	521 単位
(2)利用定員が41人以上60人以下	495 単位
(3)利用定員が61人以上80人以下	484 単位
(4)利用定員が81人以上	476 単位

(1)利用定員が20人以下	534 単位
(2)利用定員が21人以上40人以下	477 単位
(3)利用定員が41人以上60人以下	444 単位
(4)利用定員が61人以上80人以下	435 単位
(5)利用定員が81人以上	420 単位

### ●療養介護

#### 1 療養介護サービス費(1日につき)

##### イ 療養介護サービス費

##### (1)療養介護サービス費(I)

(一)利用定員が40人以下	896 単位
(二)利用定員が41人以上60人以下	877 単位
(三)利用定員が61人以上80人以下	861 単位
(四)利用定員が81人以上	850 単位

##### (2)療養介護サービス費(II)

(一)利用定員が40人以下	653 単位
(二)利用定員が41人以上60人以下	623 単位
(三)利用定員が61人以上80人以下	599 単位
(四)利用定員が81人以上	586 単位

##### (3)療養介護サービス費(III)

(一)利用定員が40人以下	516 単位
(二)利用定員が41人以上60人以下	491 単位
(三)利用定員が61人以上80人以下	480 単位
(四)利用定員が81人以上	472 単位

ニ 療養介護サービス費(Ⅳ)		(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	
(1)利用定員が40人以下	417 単位	(一)利用定員が40人以下	413 単位
(2)利用定員が41人以上60人以下	385 単位	(二)利用定員が41人以上60人以下	381 単位
(3)利用定員が61人以上80人以下	371 単位	(三)利用定員が61人以上80人以下	368 単位
(4)利用定員が81人以上	362 単位	(四)利用定員が81人以上	359 単位
ホ 療養介護サービス費(Ⅴ)		(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	
(1)利用定員が40人以下	417 単位	(一)利用定員が40人以下	413 単位
(2)利用定員が41人以上60人以下	385 単位	(二)利用定員が41人以上60人以下	381 単位
(3)利用定員が61人以上80人以下	371 単位	(三)利用定員が61人以上80人以下	368 単位
(4)利用定員が81人以上	362 単位	(四)利用定員が81人以上	359 単位
		ロ 経過的療養介護サービス費	
		(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	
		(一)利用定員が40人以下	867 単位
		(二)利用定員が41人以上60人以下	867 単位
		(三)利用定員が61人以上80人以下	861 単位
		(四)利用定員が81人以上	850 単位
		(2)経過的療養介護サービス費(Ⅱ)	586 単位
		* ロは、重症心身障害児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置として新設する単位。	

## 地域区分の見直しについて

## 地域区分の見直しの全体像

## &lt;現行&gt;

地域割り		5 区分				
上乗せ割合		特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
		12%	10%	6%	3%	0%
対象地域	官署所在地	国家公務員の調整手当支給地域				
	官署が所在しない地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定）</li> <li>・ 以前官署が存在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）</li> </ul>				
対象とする市町村の区域の時期		平成 15 年 4 月 1 日				

## &lt;見直し後&gt; \* 区分名称は仮称

7 区分						
1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	その他
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員の地域手当支給地域						
上記の						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象地域に囲まれている地域</li> <li>・ 対象となっている複数の地域に隣接している地域</li> </ul>						
※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様						
平成 24 年 4 月 1 日						

\* 上乗せ割合が変動する地域については、平成 24 年度～26 年度にかけて、引き上がる（下がる）分の上乗せ割合を、毎年度「1 / 4」ずつ段階的に引き上げ（下げ）、平成 27 年度から完全施行。

\* 児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動についても、同様の経過措置を講じる。

\* 障害児の地域区分については見直しを行わない。



〔1単位単価の見直しに当たっての経過措置〕【平成24年度から26年度】

＜平成24年度＞ 17区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→5級地	甲地→3級地	甲地→4級地	甲地→5級地	甲地→6級地	乙地→4級地	乙地→5級地	乙地→6級地	丙地→4級地	乙地→その他	丙地→5級地	丙地→6級地	丙地→その他
	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%
居宅介護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
重度訪問介護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
同行援護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
行動援護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
療養介護	10円																
生活介護	10.82円	10.69円	10.64円	10.61円	10.55円	10.46円	10.43円	10.37円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
児童デイサービス																	
短期入所	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
重度障害者等包括支援	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
共同生活介護	11.09円	10.91円	10.85円	10.81円	10.73円	10.61円	10.57円	10.49円	10.43円	10.38円	10.30円	10.24円	10.20円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
施設入所支援	10.89円	10.74円	10.69円	10.66円	10.59円	10.50円	10.46円	10.40円	10.35円	10.31円	10.25円	10.20円	10.17円	10.15円	10.10円	10.05円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
就労移行支援	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
就労継続支援A型	10.77円	10.64円	10.60円	10.57円	10.51円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.27円	10.21円	10.17円	10.14円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
就労継続支援B型	10.77円	10.64円	10.60円	10.57円	10.51円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.27円	10.21円	10.17円	10.14円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
共同生活援助	11.08円	10.90円	10.84円	10.80円	10.72円	10.60円	10.56円	10.48円	10.42円	10.38円	10.30円	10.24円	10.20円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
旧身体障害者更生施設																	
旧身体障害者療護施設																	
旧身体障害者入所授産施																	
旧身体障害者通所授産施																	
旧知的障害者入所更生施																	
旧知的障害者通所更生施																	
旧知的障害者授産施設																	
旧知的障害者通勤寮																	
計画相談支援																	
地域相談支援	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円

\* P52 から 54 の表の見方  
 P55・56の表を見て、〔現行の地域区分〕 〔見直し後の最終的な地域区分〕  
 丙地（0%） → 6級地（3%）  
 の市町村の場合、「丙地→6級地」の欄が、当該年度の各障害福祉サービス報酬の1単位単価。

<平成25年度> 14区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	甲地→3級地 乙地→2級地	特甲地→5級地 甲地→4級地	乙地→3級地 丙地→2級地	乙地→4級地	甲地→5級地 丙地→3級地	丙地→4級地	甲地→6級地 乙地→5級地	乙地→6級地 丙地→5級地	乙地→その他 丙地→6級地	丙地→その他
	15%	12.5%	11%	10%	9%	8%	7.5%	6.5%	6%	5%	4.5%	3%	1.5%	0%
居宅介護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
重度訪問介護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
同行援護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
行動援護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
療養介護	10円													
生活介護	10.92円	10.76円	10.67円	10.61円	10.55円	10.49円	10.46円	10.40円	10.37円	10.31円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
児童デイサービス	10円													
短期入所	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
重度障害者等包括支援	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
共同生活介護	11.22円	11.01円	10.89円	10.81円	10.73円	10.65円	10.61円	10.53円	10.49円	10.41円	10.36円	10.24円	10.12円	10円
施設入所支援	10.99円	10.83円	10.73円	10.66円	10.59円	10.53円	10.50円	10.43円	10.40円	10.33円	10.30円	10.20円	10.10円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.89円	10.74円	10.65円	10.59円	10.53円	10.47円	10.44円	10.38円	10.35円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.89円	10.74円	10.65円	10.59円	10.53円	10.47円	10.44円	10.38円	10.35円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
就労移行支援	10.89円	10.74円	10.65円	10.59円	10.53円	10.47円	10.44円	10.38円	10.35円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
就労継続支援A型	10.86円	10.71円	10.63円	10.57円	10.51円	10.46円	10.43円	10.37円	10.34円	10.29円	10.26円	10.17円	10.09円	10円
就労継続支援B型	10.86円	10.71円	10.63円	10.57円	10.51円	10.46円	10.43円	10.37円	10.34円	10.29円	10.26円	10.17円	10.09円	10円
共同生活援助	11.20円	11.00円	10.88円	10.80円	10.72円	10.64円	10.60円	10.52円	10.48円	10.40円	10.36円	10.24円	10.12円	10円
旧身体障害者更生施設	(この区分は廃止されたため、この表には記載されません。)													
旧身体障害者療護施設														
旧身体障害者入所授産施設														
旧身体障害者通所授産施設														
旧知的障害者入所更生施設														
旧知的障害者通所更生施設														
旧知的障害者授産施設														
旧知的障害者通勤寮														
計画相談支援	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
地域相談支援	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円

<平成26年度> 20区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	乙地→2級地	特甲地→3級地	丙地→2級地	甲地→3級地	特甲地→4級地	乙地→3級地	甲地→4級地 丙地→3級地	乙地→4級地	丙地→4級地	特甲地→5級地	甲地→5級地	乙地→5級地	丙地→5級地	甲地→6級地	乙地→6級地	丙地→6級地	乙地→その他	丙地→その他
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%
居宅介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
重度訪問介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
同行援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
行動援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
療養介護	10円																			
生活介護	11.01円	10.84円	10.73円	10.70円	10.69円	10.64円	10.61円	10.59円	10.55円	10.50円	10.46円	10.43円	10.37円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
児童デイサービス																				
短期入所	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
重度障害者等包括支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
共同生活介護	11.34円	11.11円	10.97円	10.93円	10.91円	10.85円	10.81円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.57円	10.49円	10.43円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.06円	10円
施設入所支援	11.09円	10.91円	10.79円	10.76円	10.74円	10.69円	10.66円	10.64円	10.59円	10.54円	10.50円	10.46円	10.40円	10.35円	10.30円	10.25円	10.20円	10.15円	10.05円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10円
就労移行支援	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10円
就労継続支援A型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円	10円
就労継続支援B型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円	10円
共同生活援助	11.32円	11.10円	10.96円	10.92円	10.90円	10.84円	10.80円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.56円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.06円	10円
旧身体障害者更生施設																				
旧身体障害者療護施設																				
旧身体障害者入所授産施設																				
旧身体障害者通所授産施設																				
旧知的障害者入所更生施設																				
旧知的障害者通所更生施設																				
旧知的障害者授産施設																				
旧知的障害者通勤寮																				
計画相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
地域相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円

# ●現行の地域区分と見直し後の最終的な地域区分を適用する対象地域の比較

## 〔官署所在地〕

		見直し後の最終的な地域区分						
		1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (6%)	6級地 (3%)	その他 (0%)
現行の地域区分	特別区 (12%)	特別区						
	特甲地 (10%)		東京都 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 大阪府 大阪市、守口市 兵庫県 芦屋市	東京都 八王子市、立川市、府中市、調布市、横滨市、川崎市 神奈川県 名古屋市中区、高槻市、吹田市、寝屋川市、箕面市 大阪府 西宮市、宝塚市	東京都 三鷹市 神奈川県 横須賀市 京都府 京都市 大阪府 堺市、東大阪市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市 兵庫県 神戸市、尼崎市	大阪府 岸和田市		
	甲地 (6%)			埼玉県 さいたま市 大阪府 高石市	千葉県 千葉市 福岡県 福岡市	神奈川県 葉山町 大阪府 泉佐野市、貝塚市、和泉市 兵庫県 伊丹市	福岡県 北九州市	
	乙地 (3%)		埼玉県 和光市 東京都 福生市、清瀬市 神奈川県 厚木市 大阪府 門真市	茨城県 つくば市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 昭島市、小平市、日野市 神奈川県 海老名市	千葉県 市川市、松戸市、四街道市 東京都 青梅市、東村山市、あきる野市 神奈川県 相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市 滋賀県 大津市 奈良県 奈良市、大和郡山市 広島県 広島市	宮城県 仙台市 埼玉県 川越市、川口市、所沢市、越谷市、戸田市、朝霞市 千葉県 柏市 神奈川県 平塚市 静岡県 静岡市 京都府 宇治市 大阪府 羽曳野市、藤井寺市	北海道 札幌市 埼玉県 草加市 東京都 武蔵村山市 神奈川県 小田原市、三浦市 愛知県 岡崎市 京都府 向日市 大阪府 柏原市、四條畷市、交野市 兵庫県 姫路市、明石市 和歌山県 和歌山市 岡山県 岡山市 長崎県 長崎市	
	丙地 (0%)		茨城県 取手市 千葉県 成田市、印西市	千葉県 袖ヶ浦市 愛知県 刈谷市、豊田市 奈良県 天理市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市 埼玉県 鶴ヶ島市 千葉県 富津市 愛知県 豊明市 三重県 鈴鹿市 滋賀県 草津市	茨城県 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 行田市、飯能市、加須市、東松山市、入間市、三郷市 千葉県 茂原市、佐倉市、市原市、白井市 神奈川県 秦野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 守山市、栗東市 京都府 亀岡市、京田辺市 大阪府 河内長野市 兵庫県 三田市 奈良県 大和高田市、橿原市	宮城県 名取市、多賀城市 茨城県 龍ヶ崎市、筑西市 栃木県 鹿沼市、小山市、大田原市 群馬県 前橋市、高崎市、太田市 埼玉県 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、杉戸町 千葉県 野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市 愛知県 焼津市、掛川市、袋井市 豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、みよし市、豊山町 三重県 桑名市、名張市、伊賀市 滋賀県 彦根市、長浜市 京都府 木津川市 大阪府 泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町 兵庫県 加古川市、三木市 奈良県 桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町 和歌山県 橋本市 広島県 廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 香川県 高松市 福岡県 筑紫野市、春日市、太宰府市、糸島市、福津市、宇美町、粕屋町	すべての都道府県の1級地から6級地以外の地域

\* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成 15 年 4 月 2 日から 24 年 4 月 1 日の間に、市町村合併により、A 市に B 町が編入して A 市になった場合や、A 市と B 市の合併により C 市を新設した場合等は、平成 24 年 4 月 1 日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る。

\* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。



[官署が所在しない地域等]

		見直し後の最終的な地域区分						
		1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (6%)	6級地 (3%)	その他 (0%)
現行の地域区分	特別区 (12%)							
	特甲地 (10%)				東京都 小金井市	神奈川県 逗子市 大阪府 忠岡町		
	甲地 (6%)							
	乙地 (3%)				千葉県 習志野市 東京都 東久留米市 神奈川県 座間市、綾瀬市 大阪府 摂津市、大東市 広島県 府中町	埼玉県 蕨市、富士見市、新座市、三芳町、狭山市、ふじみ野市 千葉県 八千代市 神奈川県 伊勢原市、寒川町 大阪府 松原市 兵庫県 川西市	東京都 東大和市 京都府 長岡京市 奈良県 生駒市 福岡県 飯塚市	北海道 小樽市 静岡県 熱海市、伊東市 山口県 下関市 福岡県 久留米市
	丙地 (0%)				茨城県 石岡市 東京都 羽村市、日の出町、檜原村 神奈川県 愛川町 大阪府 島本町 奈良県 川西町	茨城県 那珂市、東海村、阿見町、大洗町 埼玉県 羽生市 千葉県 我孫子市、鎌ヶ谷市、長柄町、長南町、木更津市、君津市 東京都 奥多摩町 神奈川県 清川村、山北町 愛知県 尾張旭市、長久手町 滋賀県 野洲市 京都府 南丹市、久御山町、八幡市、城陽市、宇治田原町 大阪府 豊能町、千早赤阪村、大阪狭山市 兵庫県 猪名川町 奈良県 御所市	宮城県 利府町、七ヶ浜町、村田町 茨城県 稲敷市、河内町、利根町、つくばみらい市、常総市、坂東市、境町、五霞町、下妻市、八千代町、船城市、桜川市 栃木県 日光市、さくら市、壬生町、下野市、栃木市、真岡市、野木町 群馬県 伊勢崎市、玉村町、大泉町、千代田町、渋川市、榛東村、桐生市、みどり市 埼玉県 嵐山町、清川町、幸手市、宮代町、白岡町、蓮田市、松伏町、吉川市、八潮市、川島町、吉見町、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町、深谷市、桶川市 千葉県 大網白里町、山武市、富里市 東京都 瑞穂町 神奈川県 中井町、大井町、二宮町、箱根町 富山県 南砺市 山梨県 身延町、南部町、富士河口湖町 長野県 大町市、筑北村、上田市、下諏訪町、岡谷市、飯田市、伊那市 岐阜県 坂祝町、関市、可児市、土岐市、各務原市、笠松町、羽島市、海津市、瑞穂市、高山市、岐南町 静岡県 小山町、裾野市、島田市、長泉町、清水町、川根本町、藤枝市、森町、湖西市、函南町 愛知県 扶桑町、大口町、岩倉市、北名古屋、清須市、あま市、蟹江町、日進市、東郷町、東浦町、阿久比町、常滑市、新城市、豊川市、幸田町、高浜市、蒲郡市、飛島村 三重県 いなべ市、東員町、朝日町、川越町、亀山市、木曽岬町 滋賀県 米原市、多賀町、高島市、甲賀市 京都府 井手町、精華町、笠置町、南山城村 大阪府 岬町、河南町 兵庫県 加西市、加東市、小野市、高砂市、稲美町、播磨町 奈良県 山添村、安堵町、河合町、上牧町、広陵町、田原本町、葛城市、明日香村、吉野町、菅原村、平群町、三郷町、五條市 和歌山県 かつらぎ町、紀の川市、岩出市 広島県 安芸太田町、熊野町、呉市 山口県 岩国市 福岡県 志免町、須恵町、大野城市、那珂川町、久山町 佐賀県 佐賀市	すべての都道府県の1級地から6級地以外の地域

\* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町並びに福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三瀧町については、平成27年4月1日から下関市又は久留米市の区域として取り扱うこととし、平成24年度から26年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は0%とする）。

\* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

# 障害児の地域区分

## ●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

### <現行>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%	
知的障害児通園施設支援 難聴幼児通園施設		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
児童デイサービス		* 障害者の地域区分は5区分								
重症心身障害児(者)通園事業		-								
肢体不自由児通園施設支援		10円								
児童デイサービス(再掲)		* 障害者の地域区分は5区分								
重症心身障害児(者)通園事業(再掲)		-								
-		-								
知的障害児施設支援	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
	第二種自閉症児施設の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
盲ろうあ児施設支援	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
	ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
		当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
肢体不自由児療護施設支援		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
第一種自閉症児施設支援		10円								
肢体不自由児施設支援		10円								
重症心身障害児施設支援		10円								
-		-								

### <見直し後>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他			
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%			
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定医療機関)		10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円			
障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円		
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
		自閉症の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円		
	福祉型	盲	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円	
		盲ろうあ児の場合	ろうあ	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
				当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
			併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型(含:指定医療機関)	自閉症の場合		10円								
肢体不自由の場合		10円										
重症心身障害児の場合		10円										
障害児相談支援		11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円			

## ●児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の1単位単価の経過措置

### <現行> 5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
児童デイサービス	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円



### <平成24年度> 18区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→6級地	甲地→3級地	甲地→4級地	甲地→6級地 乙地→2級地	甲地→7級地 乙地→3級地	乙地→4級地	乙地→5級地	乙地→6級地 丙地→2級地	乙地→7級地 丙地→3級地	丙地→4級地	乙地→その他	丙地→6級地	丙地→7級地	丙地→その他
	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	4.25%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.26円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円



### <平成25年度> 15区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	甲地→3級地 乙地→2級地	特甲地→6級地 甲地→4級地	乙地→3級地 丙地→2級地	乙地→4級地	甲地→6級地 丙地→3級地	乙地→5級地	丙地→4級地	甲地→7級地 乙地→6級地	乙地→7級地 丙地→6級地	乙地→その他 丙地→7級地	丙地→その他
	15%	12.5%	11%	10%	9%	8%	7.5%	6.5%	6%	5.5%	5%	4.5%	3%	1.5%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.33円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円



### <平成26年度> 21区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	乙地→2級地	特甲地→3級地	丙地→2級地	甲地→3級地	特甲地→4級地	乙地→3級地	甲地→4級地 丙地→3級地	乙地→4級地	丙地→4級地	特甲地→6級地	乙地→5級地	甲地→6級地	乙地→6級地	丙地→6級地	甲地→7級地	乙地→7級地	丙地→7級地	乙地→その他	丙地→その他
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6.75%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.41円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円



### <平成27年度以降> 見直し後の最終的な8区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円

### \* 平成24年度から26年度までの表の見方

次頁の表を見て、〔現行の障害者の地域区分〕〔障害児の地域区分〕

丙地（0%） → 7級地（3%）

の市町村の場合、「丙地→7級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等の報酬の1単位単価。

●現行の障害者の地域区分と障害児の地域区分を適用する対象地域の比較〔官署所在地・官署が所在しない地域等〕

\* 下線は官署が所在しない地域等

u003c/divu003e

		障害児の地域区分							
		1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (8%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)
現行の障害者の地域区分	特別区 (12%)	特別区							
	特甲地 (10%)		東京都 武蔵野市、町田市、 国分寺市、国立市、 狛江市、多摩市、稲 城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 大阪府 大阪市、守口市 兵庫県 芦屋市	東京都 八王子市、立川市、 府中市、調布市 神奈川県 横浜市、川崎市 愛知県 名古屋市 大阪府 高槻市、吹田市、 寝屋川市、箕面市 兵庫県 西宮市、宝塚市	東京都 三鷹市、 <u>小金井市</u> 横須賀市、 <u>逗子市</u> 神奈川県 横浜市 京都府 京都市 大阪府 堺市、東大阪市、豊中 市、池田市、枚方市、茨 木市、八尾市 兵庫県 神戸市、尼崎市		大阪府 岸和田市、 <u>忠國町</u>		
	甲地 (6%)			埼玉県 さいたま市 大阪府 高石市	千葉県 千葉市 福岡県 福岡市		神奈川県 葉山町 大阪府 泉大津市、貝塚市、泉佐 野市、富田林市、和泉市 兵庫県 伊丹市	福岡県 北九州市	
	乙地 (3%)	埼玉県 和光市 東京都 福生市、清瀬市 神奈川県 厚木市 大阪府 門真市	茨城県 つくば市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 昭島市、小平市、 日野市、 <u>東久留米市</u> 神奈川県 海老名市	千葉県 市川市、松戸市、四街 道市、 <u>習志野市</u> 、 <u>八王 代市</u> 東京都 青梅市、東村山市、あ きる野市 神奈川県 相模原市、藤沢市、 茅ヶ崎市、大和市、 <u>綾瀬 市</u> 、 <u>座間市</u> 滋賀県 大津市 大阪府 摂津市、 <u>大東市</u> 京都府 奈良市、大和郡山市 広島県 広島市、 <u>府中町</u>	東京都 <u>東大和市</u> 大阪府 <u>松原市</u>	宮城県 仙台市 埼玉県 川越市、川口市、所沢市、 越谷市、戸田市、朝霞市、 <u>蕨市</u> 、 <u>富士見市</u> 、 <u>新座市</u> 、 <u>三芳町</u> 、 <u>狭山市</u> 、 <u>ふじみ野 市</u> 、 <u>鳩ヶ谷市</u> 千葉県 柏市 神奈川県 平塚市、 <u>伊勢原市</u> 、 <u>寒川 町</u> 静岡県 静岡市 大阪府 宇治市 京都府 羽曳野市、藤井寺市 兵庫県 川西市	北海道 札幌市 埼玉県 草加市 東京都 武蔵村山市 神奈川県 小田原市、三浦市 愛知県 岡崎市 京都府 向日市、 <u>長岡京市</u> 大阪府 柏原市、四條畷市、交野市 兵庫県 姫路市、明石市 和歌山県 和歌山市 岡山県 岡山市 長崎県 長崎市	北海道 <u>小樽市</u> 静岡県 <u>熱海市</u> 、 <u>伊東市</u> 奈良県 <u>生駒市</u> 下関市 福岡県 <u>久留米市</u> 、 <u>飯塚市</u>	
	丙地 (0%)	茨城県 取手市 千葉県 成田市、印西市	千葉県 袖ヶ浦市 愛知県 刈谷市、豊田市 奈良県 天理市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷 市 埼玉県 鶴ヶ島市 千葉県 富津市 愛知県 豊明市 三重県 鈴鹿市 滋賀県 草津市	茨城県 日立市、古河市、牛久市、 ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 行田市、飯能市、加須市、 東松山市、入間市、三郷 市 千葉県 茂原市、佐倉市、市原市、 白井市 神奈川県 秦野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 瀬戸市、碧南市、西尾市、 大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 守山市、栗東市 京都府 亀岡市、京田辺市 大阪府 河内長野市、 <u>大阪狭山 市</u> 兵庫県 三田市 奈良県 大和高田市、橿原市	宮城県 名取市、多賀城市 茨城県 龍ヶ崎市、筑西市 栃木県 鹿沼市、小山市、大田原市 群馬県 前橋市、高崎市、太田市 埼玉県 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜 市、坂戸市、鳩山町、杉戸町、北川辺町、栗 橋町 千葉県 野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井 町、栄町 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田 市、焼津市、掛川市、袋井市 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島 市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢 市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、三好 町、豊山町 三重県 桑名市、名張市、伊賀市 滋賀県 彦根市、長浜市 京都府 木津町 大阪府 泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町 兵庫県 加古川市、三木市 奈良県 桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町 和歌山県 橋本市 広島県 廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 香川県 高松市 福岡県 筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福 津市、宇美町、粕屋町	すべての都道府県の 1級地から7級地以外 の地域		

\* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成 18 年 4 月 1 日。

\* 平成 15 年 4 月 2 日から 18 年 4 月 1 日の間に、市町村合併により、A 市に B 町が編入して A 市になった場合や、A 市と B 市の合併により C 市を新設した  
場合等は、平成 18 年 4 月 1 日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ  
割合の変動について、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町、福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町  
及び旧三瀨町並びに福岡県飯塚市と合併した旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧額田町については、平成 27 年 4 月 1 日から下関市、久留米市又は飯塚  
市の区域として取り扱うこととし、平成 24 年度から 26 年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は 0%とする）。

\* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

59

## 障害児通所支援に係る報酬について

## 【基本報酬】

- \* 移行が想定される改正前のサービスの報酬について、物価の下落傾向の反映（▲0.8%）を行ったもの。

●児童発達支援給付費（仮称）【新設】（1日につき）

## [児童発達支援センター]

## ・ 難聴児又は重症心身障害児以外の障害児の場合

利用定員が 30 人以下	965 単位
利用定員が 31 人以上 40 人以下	906 単位
利用定員が 41 人以上 50 人以下	848 単位
利用定員が 51 人以上 60 人以下	791 単位
利用定員が 61 人以上 70 人以下	770 単位
利用定員が 71 人以上 80 人以下	750 単位
利用定員が 81 人以上	729 単位

- \* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。
- \* 児童指導員及び保育士の配置については、現行の乳幼児 4 人に 1 人の基準を踏まえ、障害児 4 人に 1 人を指定基準とするため、現行の幼児加算については基本報酬の中で評価。現行の少年 7.5 人に 1 人の配置は経過措置として認め、この場合には基本報酬から 274 単位を減算して算定。

## ・ 難聴児の場合

利用定員が 20 人以下	1206 単位
利用定員が 21 人以上 30 人以下	1061 単位
利用定員が 31 人以上 40 人以下	976 単位
利用定員が 41 人以上	889 単位

- \* 難聴児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。
- \* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

## ・ 重症心身障害児の場合

利用定員が 15 人以下	1138 単位
利用定員が 16 人以上 20 人以下	863 単位
利用定員が 21 人以上	789 単位

- \* 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。
- \* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

## [児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所]

## ・ 重症心身障害児以外の障害児の場合

利用定員が 10 人以下	616 単位
利用定員が 11 人以上 20 人以下	451 単位
利用定員が 21 人以上	363 単位

\* 移行が想定される児童デイサービスのサービス管理責任者については、児童発達支援管理責任者として、他の障害児通所支援と同様、加算で評価。基本報酬と児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）を合算すると、現行の児童デイサービスの基本報酬相当となる。

\* 送迎については加算の対象。

・重症心身障害児の場合

利用定員が5人 1587 単位

利用定員が6人以上10人以下 813 単位

利用定員が11人以上 689 単位

\* 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

\* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

## ●医療型児童発達支援給付費（仮称）【新設】（1日につき）

[医療型児童発達支援センター・指定医療機関]

・肢体不自由児の場合 329単位

\* 肢体不自由児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

\* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

・重症心身障害児の場合 440単位

\* 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

\* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

## ●放課後等デイサービス費（仮称）【新設】（1日につき）

・幼稚園又は大学以外の学校に就学している重症心身障害児以外の障害児の場合

(授業の終了後に行う場合)

利用定員が10人以下 478 単位

利用定員が11人以上20人以下 359 単位

利用定員が21人以上 278 単位

\* 移行が想定される児童デイサービスのサービス管理責任者については、児童発達支援管理責任者として、他の障害児通所支援と同様、加算で評価。基本報酬と児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）を合算すると、現行の児童デイサービスの基本報酬相当となる。

\* 送迎については加算の対象。

(休業日に行う場合)

利用定員が10人以下 616 単位

利用定員が11人以上20人以下 451 単位

利用定員が21人以上 363 単位

\* 移行が想定される児童デイサービスのサービス管理責任者については、児童発達支援管理責任者として、他の障害児通所支援と同様、加算で評価。基本報酬と児童発達

支援管理責任者専任加算（仮称）を合算すると、現行の児童デイサービスの基本報酬相当となる。

\* 送迎については加算の対象。

・就学している重症心身障害児の場合

（授業の終了後に行う場合）

利用定員が5人	1309 単位
利用定員が6人以上10人以下	670 単位
利用定員が11人以上	568 単位

\* 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

\* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

（休業日に行う場合）

利用定員が5人	1587 単位
利用定員が6人以上10人以下	813 単位
利用定員が11人以上	689 単位

\* 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

\* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

●保育所等訪問支援給付費（仮称）【新設】（1日につき） 906単位

\* 同一日に複数の障害児に訪問支援を行った場合には、842単位（所定単位数に93/100を乗じた単位数）で算定。

【加算】

●児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）【新設】（1日につき）

[児童発達支援センター]

・主たる利用者が難聴児又は重症心身障害児以外の障害児の場合

利用定員が30人以下	68 単位
利用定員が31人以上40人以下	51 単位
利用定員が41人以上50人以下	41 単位
利用定員が51人以上60人以下	34 単位
利用定員が61人以上70人以下	29 単位
利用定員が71人以上80人以下	25 単位
利用定員が81人以上	22 単位

・主たる利用者が難聴児の場合

利用定員が20人以下	102 単位
利用定員が21人以上30人以下	68 単位
利用定員が31人以上40人以下	51 単位
利用定員が41人以上	41 単位

- ・主たる利用者が重症心身障害児の場合
 

利用定員が 15 人以下	102 単位
利用定員が 16 人以上 20 人以下	102 単位
利用定員が 21 人以上	68 単位

[児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所]

- ・主たる利用者が重症心身障害児以外の障害児の場合
 

利用定員が 10 人以下	205 単位
利用定員が 11 人以上 20 人以下	102 単位
利用定員が 21 人以上	68 単位
- ・主たる利用者が重症心身障害児の場合
 

利用定員が 5 人	410 単位
利用定員が 6 人以上 10 人以下	205 単位
利用定員が 11 人以上	102 単位

[医療型児童発達支援センター] 51単位

[放課後等デイサービス]

- ・主たる利用者が幼稚園又は大学以外の学校に就学している重症心身障害児以外の障害児の場合
 

利用定員が 10 人以下	205 単位
利用定員が 11 人以上 20 人以下	102 単位
利用定員が 21 人以上	68 単位
- ・主たる利用者が就学している重症心身障害児の場合
 

利用定員が 5 人	410 単位
利用定員が 6 人以上 10 人以下	205 単位
利用定員が 11 人以上	102 単位

[保育所等訪問支援] 68単位

●特別支援加算（仮称）【新設】（1日につき） 25単位

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に算定。

- \* 児童発達支援給付費（仮称）にあつては、重症心身障害児の場合及び難聴児に言語聴覚士を配置して機能訓練等を行った場合については、基本報酬において評価されていることから算定できない。
- \* 医療型児童発達支援給付費（仮称）にあつては、重症心身障害児の場合及び肢体不自由児に理学療法士又は作業療法士を配置して機能訓練等を行った場合については、診療報酬において評価されていることから算定できない。

●延長支援加算（仮称）【新設】（1日につき）



[1時間未満の場合] 61単位

[1時間以上の場合] 61単位に2時間まで1時間を増すごとに+31単位

### ●開所時間減算（仮称）【新設】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

- \* 開所時間数は運営規程の営業時間（ただし、送迎のみを行う時間は含まない。）により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。例えば、開所しているが利用者の事情等により結果としてサービス提供時間が4時間未満となった場合は、本減算の対象とはならない。
- \* 放課後等デイサービスを授業の終了後に行う場合には、開所時間が4時間未満であっても、本減算の対象とはならない。

### ●放課後等デイサービスの送迎加算の算定要件の見直し

[現行の児童デイサービスの送迎加算の要件] 居宅と事業所との間の送迎を行った場合

[放課後等デイサービスの送迎加算の算定要件] 一定の条件の下で居宅又は学校と事業所との間の送迎を行った場合

## 障害児入所支援に係る報酬について

## 【基本報酬】

- \* 移行が想定される改正前のサービスの報酬について、物価の下落傾向の反映（▲0.8%）を行ったもの。

## ●福祉型障害児入所給付費（仮称）【新設】（1日につき）

## ・知的障害児の場合

入所定員が5人以上9人以下	730 単位
入所定員が10人	
（併設する施設が主たる施設の場合）	619 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	1430 単位
（単独施設の場合）	730 単位
入所定員が11人以上20人以下	
（併設する施設が主たる施設の場合）	536 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	940 単位
（単独施設の場合）	730 単位
入所定員が21人以上30人以下	730 単位
入所定員が31人以上40人以下	613 単位
入所定員が41人以上50人以下	551 単位
入所定員が51人以上60人以下	534 単位
入所定員が61人以上70人以下	516 単位
入所定員が71人以上80人以下	498 単位
入所定員が81人以上90人以下	481 単位
入所定員が91人以上100人以下	462 単位
入所定員が101人以上110人以下	460 単位
入所定員が111人以上120人以下	459 単位
入所定員が121人以上130人以下	457 単位
入所定員が131人以上140人以下	455 単位
入所定員が141人以上150人以下	453 単位
入所定員が151人以上160人以下	449 単位
入所定員が161人以上170人以下	446 単位
入所定員が171人以上180人以下	443 単位
入所定員が181人以上190人以下	440 単位
入所定員が191人以上	437 単位

- \* 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。

## ・自閉症児の場合

入所定員が30人以下	725 単位
入所定員が31人以上40人以下	668 単位

入所定員が 41 人以上 50 人以下	641 単位
入所定員が 51 人以上 60 人以下	616 単位
入所定員が 61 人以上 70 人以下	589 単位
入所定員が 71 人以上	562 単位

\* 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。

・盲児の場合

入所定員が 5 人	
（併設する施設が主たる施設の場合）	882 単位
（単独施設の場合）	669 単位
入所定員が 6 人以上 9 人以下	
（併設する施設が主たる施設の場合）	601 単位
（単独施設の場合）	669 単位
入所定員が 10 人	
（併設する施設が主たる施設の場合）	601 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	1422 単位
（単独施設の場合）	669 単位
入所定員が 11 人以上 15 人以下	
（併設する施設が主たる施設の場合）	499 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	1047 単位
（単独施設の場合）	669 単位
入所定員が 16 人以上 20 人以下	
（併設する施設が主たる施設の場合）	457 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	868 単位
（単独施設の場合）	669 単位
入所定員が 21 人以上 25 人以下	
（併設する施設が主たる施設の場合）	427 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	793 単位
（単独施設の場合）	669 単位
入所定員が 26 人以上 30 人以下	
（併設する施設が主たる施設の場合）	398 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	669 単位
（単独施設の場合）	669 単位
入所定員が 31 人以上 35 人以下	595 単位
入所定員が 36 人以上 40 人以下	550 単位
入所定員が 41 人以上 50 人以下	488 単位
入所定員が 51 人以上 60 人以下	474 単位
入所定員が 61 人以上 70 人以下	459 単位
入所定員が 71 人以上 80 人以下	444 単位
入所定員が 81 人以上 90 人以下	429 単位
入所定員が 91 人以上	413 単位

\* 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。

・ろうあ児の場合

入所定員が5人	
（併設する施設が主たる施設の場合）	882 単位
（単独施設の場合）	665 単位
入所定員が6人以上9人以下	
（併設する施設が主たる施設の場合）	620 単位
（単独施設の場合）	665 単位
入所定員が10人	
（併設する施設が主たる施設の場合）	620 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	1412 単位
（単独施設の場合）	665 単位
入所定員が11人以上15人以下	
（併設する施設が主たる施設の場合）	500 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	1040 単位
（単独施設の場合）	665 単位
入所定員が16人以上20人以下	
（併設する施設が主たる施設の場合）	460 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	866 単位
（単独施設の場合）	665 単位
入所定員が21人以上25人以下	
（併設する施設が主たる施設の場合）	424 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	748 単位
（単独施設の場合）	665 単位
入所定員が26人以上30人以下	
（併設する施設が主たる施設の場合）	401 単位
（当該施設が主たる施設の場合）	665 単位
（単独施設の場合）	665 単位
入所定員が31人以上35人以下	592 単位
入所定員が36人以上40人以下	547 単位
入所定員が41人以上50人以下	485 単位
入所定員が51人以上60人以下	471 単位
入所定員が61人以上70人以下	457 単位
入所定員が71人以上80人以下	442 単位
入所定員が81人以上90人以下	427 単位
入所定員が91人以上	412 単位

\* 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。

・肢体不自由児の場合

入所定員が50人以下	705 単位
入所定員が51人以上60人以下	696 単位
入所定員が61人以上70人以下	684 単位
入所定員が71人以上	671 単位

●医療型障害児入所給付費（仮称）【新設】（1日につき）

[医療型障害児入所施設]

- ・ 自閉症児の場合 318単位
- ・ 肢体不自由児の場合 146単位
- ・ 重症心身障害児の場合 867単位

[指定医療機関]

- ・ 肢体不自由児の場合 122単位
- ・ 重症心身障害児の場合 867単位

【加算】

●児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）【新設】（1日につき）

[福祉型障害児入所施設]

- ・ 主たる入所者が知的障害児の場合

入所定員が 10 人以下	148 単位
入所定員が 11 人以上 20 人以下	74 単位
入所定員が 21 人以上 30 人以下	49 単位
入所定員が 31 人以上 40 人以下	37 単位
入所定員が 41 人以上 50 人以下	29 単位
入所定員が 51 人以上 60 人以下	24 単位
入所定員が 61 人以上 70 人以下	21 単位
入所定員が 71 人以上 80 人以下	18 単位
入所定員が 81 人以上 90 人以下	16 単位
入所定員が 91 人以上 100 人以下	14 単位
入所定員が 101 人以上 110 人以下	13 単位
入所定員が 111 人以上 120 人以下	12 単位
入所定員が 121 人以上 130 人以下	11 単位
入所定員が 131 人以上 140 人以下	10 単位
入所定員が 141 人以上 160 人以下	9 単位
入所定員が 161 人以上 180 人以下	8 単位
入所定員が 181 人以上	7 単位

- ・ 主たる入所者が自閉症児の場合

入所定員が 30 人以下	49 単位
入所定員が 31 人以上 40 人以下	37 単位
入所定員が 41 人以上 50 人以下	29 単位

入所定員が 51 人以上 60 人以下	24 単位
入所定員が 61 人以上 70 人以下	21 単位
入所定員が 71 人以上	18 単位

・主たる入所者が盲児・ろうあ児の場合

入所定員が 10 人以下	148 単位
入所定員が 11 人以上 20 人以下	74 単位
入所定員が 21 人以上 30 人以下	49 単位
入所定員が 31 人以上 40 人以下	37 単位
入所定員が 41 人以上 50 人以下	29 単位
入所定員が 51 人以上 60 人以下	24 単位
入所定員が 61 人以上 70 人以下	21 単位
入所定員が 71 人以上 80 人以下	18 単位
入所定員が 81 人以上 90 人以下	16 単位
入所定員が 91 人以上	14 単位

・主たる入所者が肢体不自由児の場合

入所定員が 50 人以下	29 単位
入所定員が 51 人以上 60 人以下	24 単位
入所定員が 61 人以上 70 人以下	21 単位
入所定員が 71 人以上	18 単位

[医療型障害児入所施設]

24単位

●小規模グループケア加算（仮称）【新設】（1日につき） 240単位

●入院・外泊時加算（Ⅰ）（仮称）【新設】（1日につき）

\* 8日を限度として算定。

利用定員が60人以下	320単位
利用定員が61人以上90人以下	288単位
利用定員が91人以上	252単位

●入院・外泊時加算（Ⅱ）（仮称）【新設】（1日につき）

\* 加算（Ⅰ）に引き続いて82日を限度として算定。

利用定員が60人以下	191単位
利用定員が61人以上90人以下	172単位
利用定員が91人以上	150単位

## 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に係る今後の予定

### ○ 平成24年

- 1月31日: 第9回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム  
(改定の概要とりまとめ)

### ○ 平成24年

- 2月上旬～3月上旬: パブリックコメント
- 3月上旬～中旬: 改正報酬告示・基準省令等の公布
- 3月末まで: 関係通知・Q&Aの発出
- 4月1日～: 障害福祉サービス等報酬改定
- 4月以降: 障害福祉サービス報酬改定影響検証事業  
(障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査)

# 平成24年度の国庫負担基準(案)

## 平成21年度国庫負担基準

### 居宅介護対象者

区分1	2,370単位
区分2	3,050単位
区分3	4,500単位
区分4	8,440単位
区分5	13,500単位
区分6	19,450単位
障害児	7,590単位

### 重度訪問介護対象者

区分3※	18,020単位
区分4	22,540単位
区分5	28,270単位
区分6	40,030単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者	12,310単位
---------	----------

### 同行援護対象者

区分に関わらず	9,890単位
---------	---------

### 行動援護対象者

区分3	11,250単位
区分4	15,190単位
区分5	20,180単位
区分6	26,210単位
障害児	14,310単位

介護保険対象者	6,750単位
---------	---------

### 重度障害者等 包括支援対象者

区分6	80,000単位
-----	----------

介護保険対象者	31,760単位
---------	----------

重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者

区分6	58,040単位
-----	----------

介護保険対象者	29,350単位
---------	----------

## 平成24年度国庫負担基準

### 居宅介護対象者

	通院等介助なし
区分1	2,680単位
区分2	3,470単位
区分3	5,100単位
区分4	9,590単位
区分5	15,350単位
区分6	22,080単位
障害児	8,620単位

※別途通院等介助ありを設ける

### 重度訪問介護対象者

区分3※	19,820単位
区分4	24,810単位
区分5	31,110単位
区分6	44,070単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者	13,560単位
---------	----------

### 同行援護対象者

区分に関わらず	11,270単位
---------	----------

### 行動援護対象者

区分3	12,540単位
区分4	16,890単位
区分5	22,450単位
区分6	29,170単位
障害児	15,940単位

介護保険対象者	7,490単位
---------	---------

### 重度障害者等 包括支援対象者

区分6	83,040単位
-----	----------

介護保険対象者	32,960単位
---------	----------

重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者

区分6	63,400単位
-----	----------

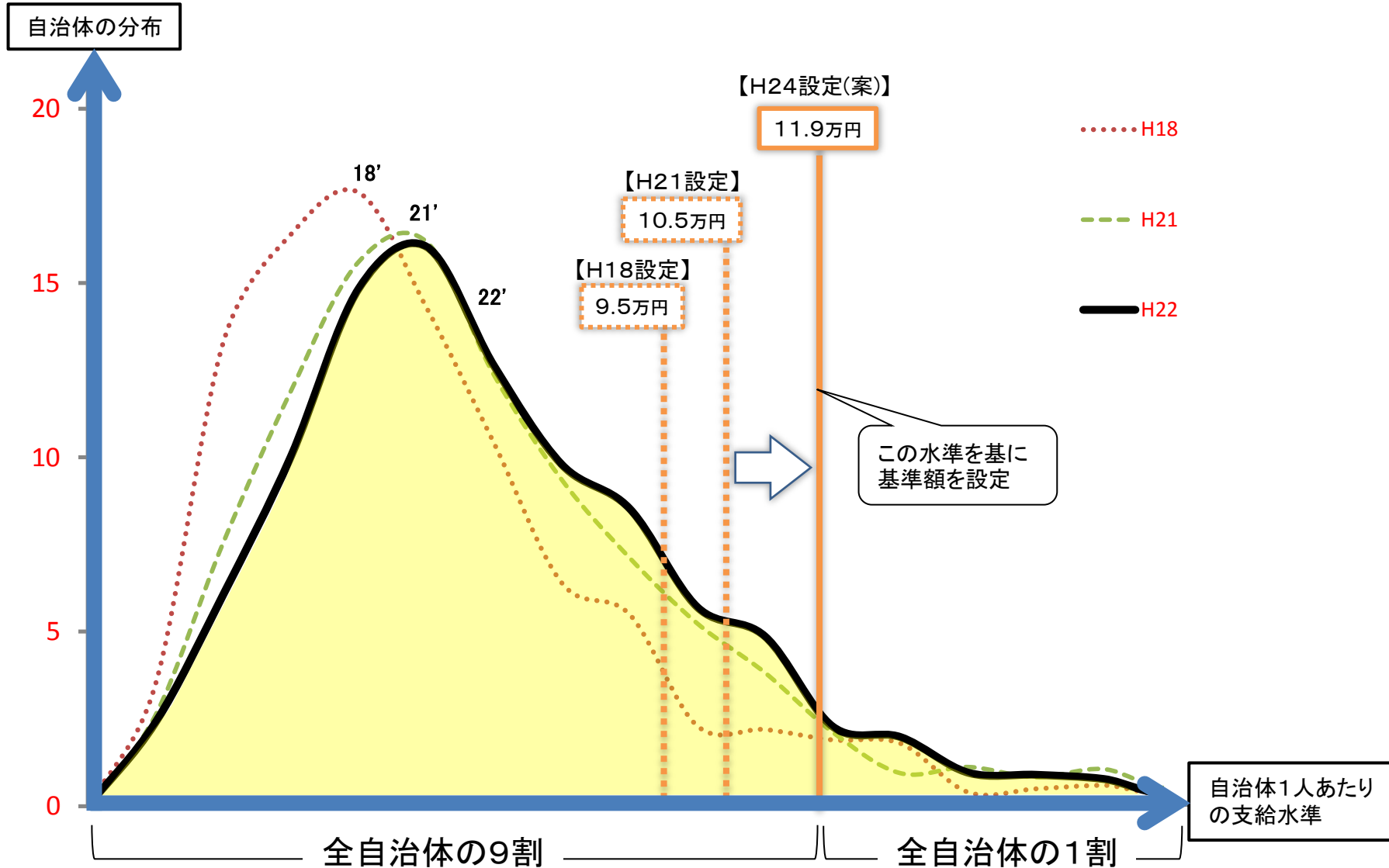
介護保険対象者	32,060単位
---------	----------

(注) 各区分の国庫負担基準額(一人当たり月額)は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たり単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額となる。



# 平成24年度の国庫負担基準の設定について(案)

○全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるように水準を設定。



# 国庫負担基準に係る運用等について

## 1. 国庫負担基準の区分間合算

すべての訪問系サービスに係る障害程度区分の基準額を合算して適用する。

## 2. 従前額保障

国庫負担基準の区分間合算を適用した後の国庫負担基準額と比較し、従前の補助実績(平成17年度)の方が高い自治体については、従前の補助実績に基づき国庫負担を行う。

## 3. 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」による財政支援

(事業内容)

以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

- a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超える場合
- b 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

## 4. 障害程度区分認定等事業費補助金による「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」による財政支援(案)

次に掲げる要件を満たす市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く)に対し助成する。

- ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村(3. の地域生活支援事業による補助を優先適用する。)

【助成額】

- ① 人口30万人以上の市  
「当該年度の国庫負担基準額に50%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して低い方の額
- ② 人口10万人以上30万人未満の市  
「当該年度の国庫負担基準額に100%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して低い方の額

※1 重度訪問介護利用者の割合が10%超を超える市町村にあつては、地域生活支援事業の補助対象市町村になることから、地域生活支援事業による補助を優先適用する。

※2 事業実施年度:平成24年度(新規)。

※3 従来、基金事業で実施していたものを補助金で実施することとする。

補助金配分スキーム等については、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」を踏襲。

# 就労支援関係研修修了加算の算定が可能となる研修の実施状況について

## ○ 概要

就労移行支援事業所で配置されている「就労支援員」について、就労支援に必要なスキルの研修を修了した者を配置した場合加算するもの（11単位）

## ○ 要件

- (1) 事業所が就労移行支援体制加算（一般就労への移行率に応じて加算）の対象事業所であること
- (2) 就労移行支援事業所の「就労支援員」が
  - ア 就労支援に関する業務について、1年以上の実務経験があること
  - イ 告示で定める研修を修了していること

- ① 高齢・障害・求職者雇用支援機構で実施する「就業支援基礎研修※」
- ② 第1号職場適応援助者（福祉施設配置のジョブコーチ）研修
- ③ ①・②と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修

## ○ 高齢・障害・求職者雇用支援機構で実施する「就業支援基礎研修」の実施状況について

	H21	H22	H23 (H24. 2月時点)
受講者数	2,143人	1,962人	2,209人
うち就労支援員	823人	586人	702人
就労支援員を受講させた 就労移行支援事業所数	1,115事業所	624事業所	913事業所

※上記加算の対象となるのは、就業支援基礎研修のうち「就労支援員対応型基礎研修」の全ての科目を受講することが必要。

# 「工賃倍増5か年計画」と新たな「工賃向上計画」について (案)

## 工賃倍増5か年計画の課題

- ◇ 工賃倍増5か年計画(H19~H23)では、都道府県レベルでの計画作成・関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点を置き、工賃向上への取組みが推進されてきたが、個々の事業所のレベルでは、必ずしも全ての事業所で計画の作成がなされておらず、また、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となり得ていない。
- ◇ 市町村レベル・地域レベルでの関係者の理解や協力関係の確立なども十分とは言えない。



## 新たな工賃向上計画による今後の取組み

- ◇ 平成24年度からの新たな計画では、これまでの計画の評価・検証を踏まえ、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進める。
- ◇ 新たな計画では、都道府県主体の取組みから、都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、新体系への移行が完了することにより事業の目的が明確になる中で、個々の事業所において「工賃向上計画」を作成することを原則とする。
- ◇ 特に今後は、作業の質を高め、発注元企業の信頼の獲得により安定的な作業の確保、ひいては安定的・継続的な運営に資するような取組みが重要であることから、具体的には、経営力育成・強化や専門家(例:農業の専門家等)による技術指導や経営指導による技術の向上、共同化の推進のための支援の強化・促進を図る。

## 新たな工賃向上計画の主なポイント

【計画期間】 3か年(平成24~26年度)

【対象事業所】 就労継続支援B型事業所(都道府県の判断で生産活動を行う生活介護事業所を対象とすることも可)

- ① 工賃倍増5か年計画同様、都道府県、事業所において工賃向上計画を作成する。  
これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組みとされていたが、新たな計画では、特別な事情がない限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組みを促すこととする。  
また、都道府県の計画では、官公需による発注促進についても目標値を掲げて取り組むこと推奨する。
- ② 報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も対象とし、目標とする工賃については月額または時間額により算出する方法のどちらかを事業所が選択する。
- ③ 工賃向上の目標値については、従来のような一律の目標値(倍増)を設定するのではなく、個々の事業所の実情を考慮しつつも一定以上の工賃向上(例えば時間額が最低賃金の1/4程度の場合に最賃の1/3程度)を目指すことを前提に、個々の事業所において設定(法人において意思決定)した目標値の積み上げを、全体の工賃向上の目標値とする。  
このため、24年度当初に工賃目標の設定状況等の調査をお願いすることになるので、ご協力をお願いしたい。
- ④ 工賃の状況把握(報告)にあたっては、計画当初(平成24年4月時点)に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所とそれぞれ別に状況比較することとする。
- ⑤ 地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組みを積極的に支援していただくよう協力を依頼する。

・市町村における取組みの例：市町村の広報誌や商工団体への協力依頼による企業からの仕事の発注促進、官公需の発注促進 など

モデル実施

工賃倍増5か年計画(19年度～23年度)

工賃向上計画(24～26年度)

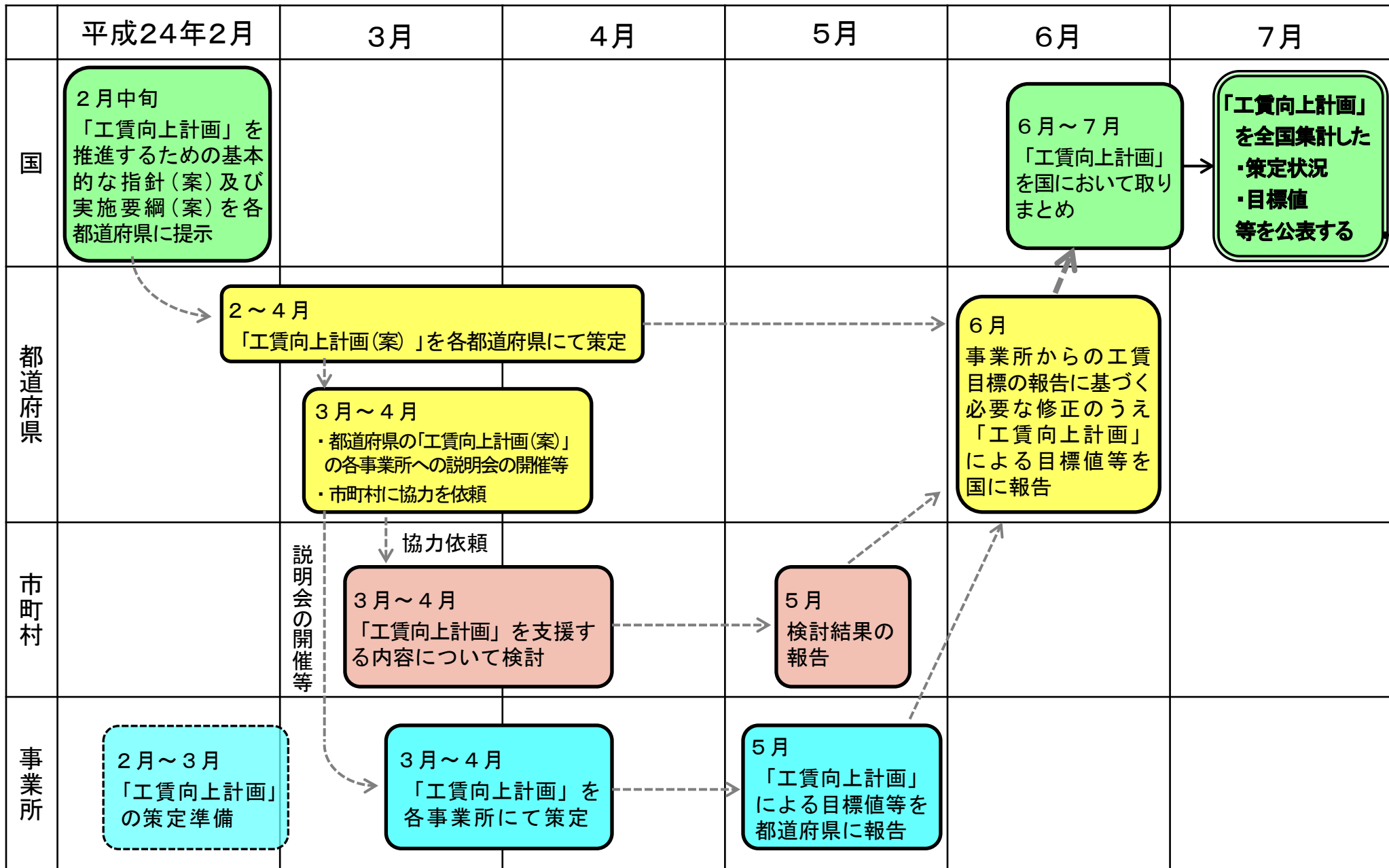
18年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算	—	5億円	15億円	16億円	8億円	5億円
国	工賃水準ステップアップ事業実施 授産施設に経営コンサルタントを派遣し、経営改善を図るモデル事業	工賃倍増計画の各地域への事例を基に、他地域へのノウハウを提供 円卓会議等の場を活用し、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みを紹介するとともに、工賃倍増計画の内容における助言を行う	先進事例の収集を図り、広く公表する等の情報提供を実施	各都道府県の工賃実態等の把握	①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に対する後押し支援 ②福祉施設の受注確保に向けた取組強化	①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に対する後押し支援 ②福祉施設の受注確保に向けた取組強化
	実施結果を検証し、19年度事業に反映	地域の企業グループや労働行政とネットワークを構築し、当該ネットワークが中心となり工賃倍増計画を策定	①コンサルタントによる施設経営支援 ②事業所職員職場実習コーディネーター配置及び受入企業の開拓 ③説明会等の実施による施設職員等の意識改革 ④障害者就労に理解を示す企業のPR	利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導員等の研修を実施(新規)	基本事業(1/2) ①コンサルタントによる施設経営支援 ②生産活動への企業的手法への導入のための職員研修等	基本事業(1/2) ①コンサルタントによる施設経営支援 ②生産活動への企業的手法への導入のための職員研修等

行政刷新会議の指摘を受け事業内容を見直し

24年度	25年度	26年度
4億円		
<p>工賃向上計画については、各都道府県のこれまでの取組の検証を踏まえた見直しを行った上で、経営改善や商品開発、市場開拓など、工賃引き上げに資する就労継続支援B型事業所等に対する安定的な仕事の確保に向けた取組を支援する</p> <p><b>1 基本事業(補助率 1/2)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>経営力育成・強化 工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上を図る【新たに追加】</li> <li>技術向上 専門家(例:農業等)による技術指導や経営指導のアドバイス等を行う【新たに追加】</li> <li>経営コンサルタント派遣による、個別事業所の工賃引き上げの推進【継続】</li> <li>事業所職員の人材育成に関する経費【継続】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所職員の人材育成(スキルアップ、経営ノウハウの向上)のための研修</li> <li>インターネットを活用した情報提供(研修用資料、データ)に関する経費</li> </ul> </li> </ol> <p><b>2 特別事業(補助率 10/10)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>共同化推進 共同受注窓口を継続できる体制の確立を図る【継続・拡大】</li> <li>工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施【継続】</li> <li>事業者の経営意識の向上(未着手事業所への説明会)【継続】</li> </ol>		



# 工賃向上計画作成スケジュール(案)



※ 1月19日の全国厚生労働関係部局長会議の資料から見直しをしている。

## 平成22年度工賃（賃金）月額の実績について

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

平成19年度から「工賃倍増5か年計画」により、障害者の経済的自立のため工賃水準の引上げに向けて支援を行っているが、工賃（賃金）の実態調査を行い、今後の施策の参考に資するもの。

#### (2) 調査対象施設

- ① 新体系：就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所
- ② 旧体系：福祉工場、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設

#### (3) 回収状況

7,098 事業所（調査対象 7,101 事業所のうち、回収率 99.96%）

#### (4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全て

### 2. 調査結果

（詳細は別紙1～4参照）

#### ○ 工賃倍増5か年計画の対象施設の平均工賃の伸び（対前年度）

（平成21年度）

12,695 円

→

（平成22年度）

13,079 円（1人あたり 月額）

対象事業所		平均工賃（賃金）〈増減率〉
工賃倍増5か年計画の対象施設 <sup>(※)</sup> の平均工賃		(平成18年度) (平成22年度) 12,222 円 → 13,079 円 〈107.0%〉
<small>※ 就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設</small>		
対 象	就労継続支援B型事業所	13,443 円
	入所・通所授産施設	12,568 円
	小規模通所授産施設	9,194 円
対 象 外	就労継続支援A型事業所	71,693 円
	福祉工場	132,274 円
全施設の平均工賃（賃金）		17,841 円

（参考）

#### ○ 就労継続支援B型事業所（平成22年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃

対象事業所	平均工賃（賃金）〈増減率〉
就労継続支援B型事業所（平成22年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成22年度) 12,431 円 → 14,304 円 〈115.1%〉

## 平成 22 年度平均工賃一覧

施設種別	施設数(箇所)	平均工賃(賃金)
<b>工賃倍増計画対象施設(※)</b> (※)就労継続支援B型事業所+授産施設+小規模通所授産施設	6,356	13,079 円

(内訳)

※ 対象施設	就労継続支援B型事業所		4,880	13,443 円	
	授産施設	身体	入所	81	16,634 円
			通所	138	17,741 円
		知的	入所	140	10,201 円
			通所	791	12,132 円
		精神	入所	10	10,631 円
			通所	112	13,059 円
	入所・通所授産施設合計		1,272	12,568 円	
	小規模通所授産施設	身体	60	9,480 円	
		知的	55	11,041 円	
精神		89	7,930 円		
小規模通所授産施設合計		204	9,194 円		
対象外	就労継続支援A型事業所		715	71,693 円	
	福祉工場	身体	12	184,416 円	
		知的	13	87,589 円	
		精神	2	46,253 円	
福祉工場合計		27	132,274 円		
全施設平均工賃			7,098	17,841 円	

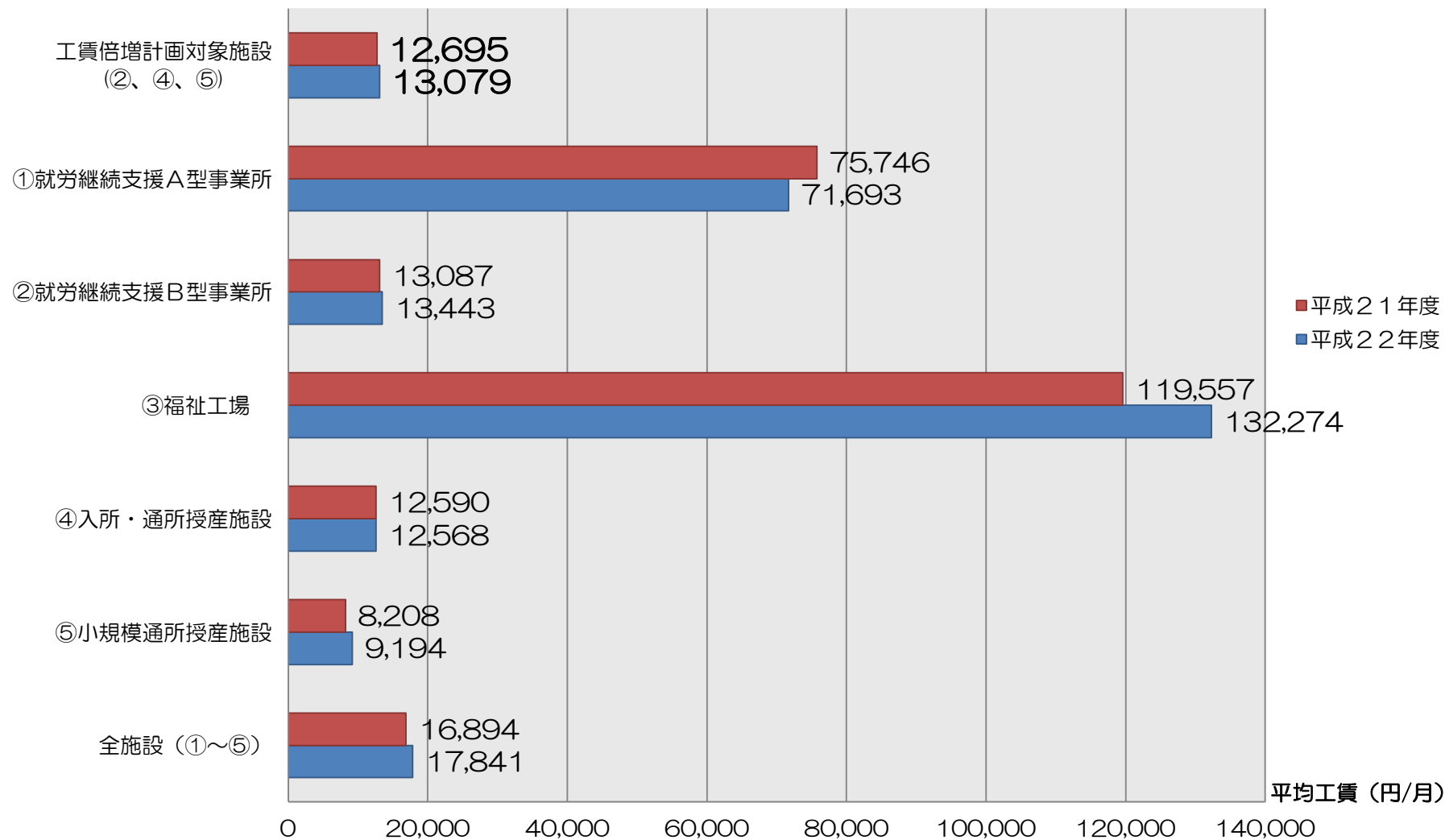
(参考)

- 就労継続支援B型事業所(平成22年度末時点)で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃

施設種別	施設数(箇所)	平均工賃(賃金)
就労継続支援B型事業所(平成22年度末時点)で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃	1,730	14,304 円



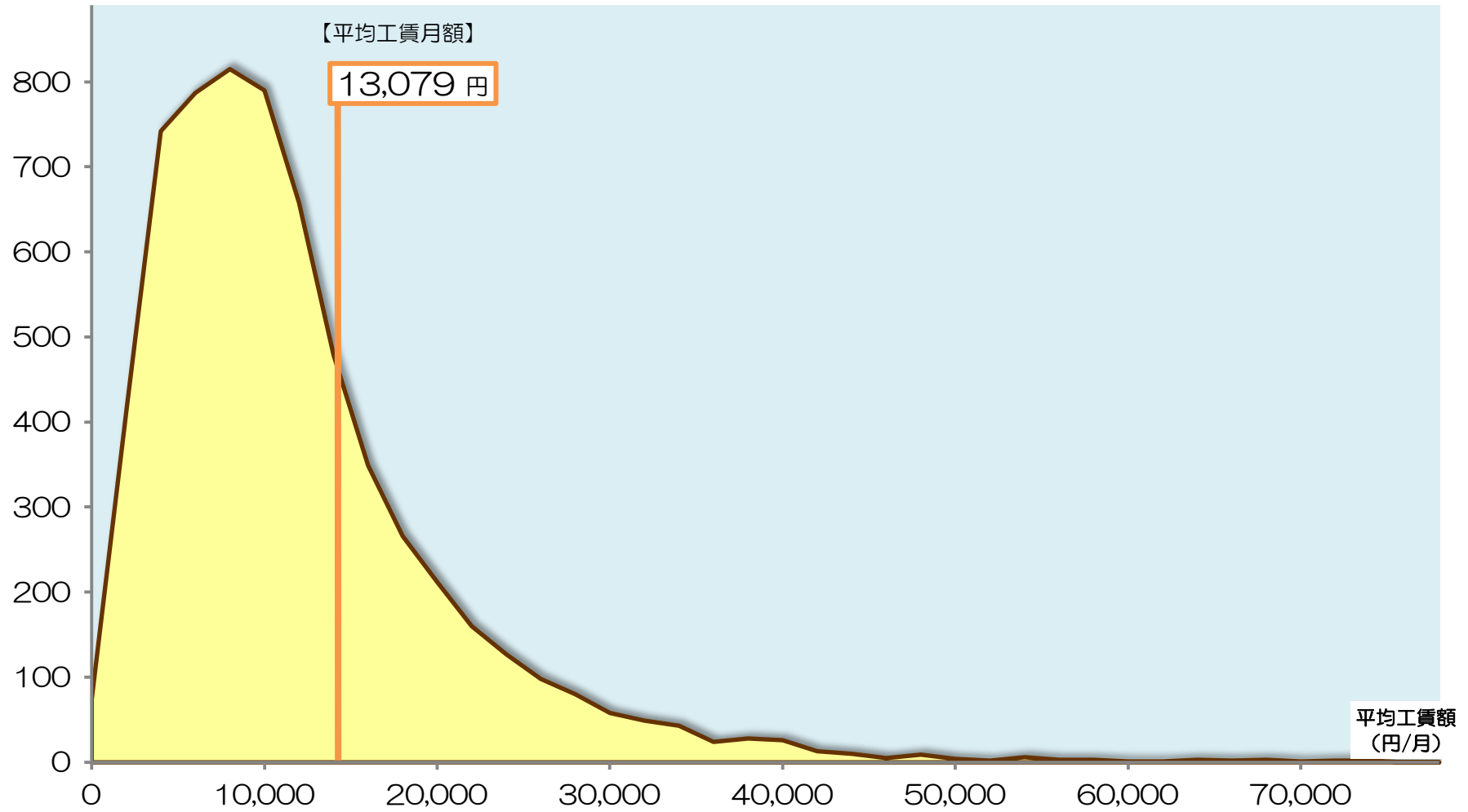
# 平成21・22年度平均工賃（施設種別）



注) 図中の棒グラフは上が平成21年度分、下が平成22年度分

### 平成22年度平均工賃分布図（平均工賃別施設数）

施設数  
(箇所)



※ 工賃倍増5か年計画対象施設（就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設）

## 平成 22 年度平均工賃一覽（都道府県別）

（円／月額）

都道府県	工賃倍増5か年計画 対象施設 平均工賃
北海道	16,649
青森県	10,699
岩手県	16,209
宮城県	14,596
秋田県	12,113
山形県	9,911
福島県	11,241
茨城県	10,167
栃木県	13,321
群馬県	12,744
埼玉県	12,456
千葉県	12,232
東京都	14,285
神奈川県	12,406
新潟県	12,420
富山県	12,045
石川県	13,768
福井県	17,918
山梨県	14,224
長野県	12,290
岐阜県	10,693
静岡県	13,173
愛知県	13,537
三重県	12,477

都道府県	工賃倍増5か年計画 対象施設 平均工賃
滋賀県	14,522
京都府	14,307
大阪府	9,244
兵庫県	11,477
奈良県	11,265
和歌山県	14,414
鳥取県	14,620
島根県	14,683
岡山県	10,967
広島県	13,474
山口県	14,511
徳島県	17,426
香川県	11,547
愛媛県	12,912
高知県	16,275
福岡県	11,791
佐賀県	16,153
長崎県	13,409
熊本県	13,093
大分県	14,059
宮崎県	12,128
鹿児島県	13,355
沖縄県	12,892
平均工賃	13,079

# 障害者就労施設における農業分野への取組み (障害者福祉施策と農業施策の連携)

## 障害者福祉サービス事業者

多くの障害者施設において、農園芸活動が行われており、稲作や野菜・果樹・花き栽培、畜産(養鶏・養豚)、農産加工から販売など幅広い分野で取り組まれている。

※約3,300施設のうち671施設

(H20.3全国社会就労センター協議会調)

### 取り組む理由

- ① 障害程度に応じた作業が可能
- ② 自然や動植物とのふれあいによる情緒安定(心身回復・リハビリ効果)
- ③ 一般就労に向けた体力・精神面での訓練など

## 農業生産法人、農家

- ・高齢化や過疎化により減り続けている農業従事者の確保
- ・耕作放棄地の活用
- ・食料自給率の向上

### 農業法人等の障害者受入のメリット

- ① 作業の補助労働力
- ② 農業として障害者の雇用促進という社会的要請に貢献

障害者の就労を支援する福祉関係者から、農業関係者に対し、農業分野全般について、具体的な知識、技術の伝授や農地を利用したいとの声がある。

- ・障害者への指導に当たって必要な知識等を得たいため
- ・生産量の安定・確保・拡大のため
- ・販路の拡大、経営の安定のため
- ・障害者の工賃アップを図るため

障害者雇用に不安や心配、課題。

- ・障害者に適した業務がわからない
- ・障害者の事故や怪我が心配
- ・障害者のための環境整備

## 連携(案)

○行政レベル:福祉部局と農業部局の連携(連絡会議の開催、関係情報の連携・交換)

- ・農業関係者に対する理解促進、啓発活動、情報提供→研修会、セミナーの実施、HPを活用した情報の提供

○障害者福祉サービス事業者と農業法人等の連携

- ・耕作放棄地を活用し農業法人等による指導→訓練・実習を通じた、障害者雇用の促進、就労の場の拡大

# 障害者雇用・就労の推進に向けて

## 農業分野における 障害者の雇用・就労

農業側

福祉側

- 農業従事者が減少・高齢化する中で、補助労働力として障害者に期待
- 障害者の雇用促進により農業として社会的要請に貢献

- 農業は、障害の程度に応じた作業が可能
- 自然や動植物とのふれあいにより情緒が安定（心身回復・リハビリ効果）
- 農業は、一般就労に向けての体力・精神面での訓練が可能



しかし

- ×障害者雇用に関心・情報不足
- ×障害者の雇用方法に対する不安（作業体系・環境の整備、従事させる作業内容や指導方法が分からない）
- ×雇用後のフォローに対する不安（障害者を雇用後、相談できる人がいない）

- ×農業分野に関わりたくても技術・経験をもった人材が少ない
- ×現在農業分野を授産（作業）科目としているが、更なる高度化を目指すためにどのようにしたらよいか分からない

# 施設外就労による一部の作業の請負と職場実習（施設外支援）の受入れ

障害福祉サービス事業所と請負作業に関する契約を締結した上で一部の作業を委託するものです。

また、農業者が所有する機械類を作業に使用する場合には、使用貸借契約も必要となります。障害者に支援スタッフが同行して、請け負った作業を独立して行うこととなりますので、障害者への作業指示等は支援スタッフが行うこととなります。

このため、事前に支援スタッフに作業内容を理解してもらうことが必要です。

また、請負契約に基づく報酬を障害福祉サービス事業所に支払うこととなります。

①

## 施設外就労

②

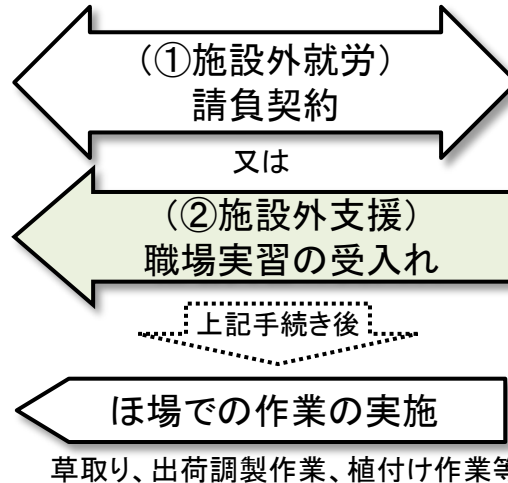
## 施設外支援 (職場実習)

いわゆる一般的な職場実習として障害福祉サービス事業所から実習生を受け入れるものです。農業者が直接指導を行います。

事前の支援やフォローは支援スタッフがを行います。

(緊急の事態が起きた場合には、障害福祉サービス事業所が対応します。)

農家・農業法人等



障害福祉サービス事業所  
(就労継続支援(A型・B型)事業所、  
就労移行支援事業所を指します)

◇直接、地域にある障害福祉サービス事業所(就労継続支援A型・B型、就労移行支援)と調整することとなります。

また、市町村の障害福祉担当者に障害福祉サービス事業所を紹介してもらう方法もあります。

◇どのようなことを依頼できるのか、どのような準備が必要なのかなど相談しながら進めましょう。

◇農作業経験のある障害福祉サービス事業所もあります。

平成23年度障害者就業・生活支援センター 一覧 (計313センター)

(平成24年1月31日現在)

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
北海道	札幌障がい者就業・生活支援センター たすく	(社福)愛和福祉会	060-0807	札幌市北区北7条西1-1-18 丸増ビル301号室	011-728-2000
	小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター ひろば	(社福)後志報恩会	047-0024	小樽市花園2-6-7 プラムビル3階	0134-31-3636
	道南しょうがい者就業・生活支援センター すてっぷ	(社福)侑愛会	041-0802	函館市石川町41-3	0138-34-7177
	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ぷれん	(社福)釧路のぞみ協会	085-0006	釧路市双葉町17-18	0154-65-6500
	十勝障害者就業・生活支援センター だいち	(社福)慧誠会	080-0016	帯広市西6条南6-3 ソネビル2階	0155-24-8989
	空知しょうがい者就業・生活支援センター ひびき	(社福)北海道光生会	072-0017	美唄市東6条南1-5-1	0126-66-1077
	オホーツク障害者就業・生活支援センター あおぞら	(社福)川東の里	090-0040	北見市大通西2-1	0157-69-0088
	上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち	(社福)旭川旭親会	078-8329	旭川市宮前通東4155-30 おびつた1階	0166-38-1001
	胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ	(社福)北海道社会福祉事業団	052-0014	伊達市舟岡町334-9 あい・ぷらざ1階	0142-82-3930
	石狩障がい者就業・生活支援センター のいける	(社福)はるにれの里	061-3282	石狩市花畔2条1-9-1 北ガスプラザ石狩2階	0133-76-6767
	道北障害者就業・生活支援センター いきぬき	(社福)道北センター福祉会	096-0011	名寄市西1条南8-19-2	01654-2-6168
青森県	津軽障害者就業・生活支援センター	(社福)七峰会	036-1321	弘前市大字熊嶋字亀田184-1	0172-82-4524
	青森藤チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)藤聖母園	030-0841	青森市奥野2-25-9	017-722-3013
	障害者就業・生活支援センター みなと	(医)清照会	031-0041	八戸市廿三日町18	0178-44-0201
	障害者就業・生活支援センター 月見野	(社福)健誠会	038-2816	つがる市森田町森田月見野473-2	0173-26-4242
	障害者就業・生活支援センター みさわ	(財)こころすこやか財団	033-0052	三沢市本町1-62-9	0176-27-6738
岩手県	胆江障害者就業・生活支援センター	(社福)愛護会	023-0824	奥州市水沢区台町6-28	0197-51-6306
	宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)若竹会	027-0073	宮古市緑ヶ丘2-3 はあとふるセンターみやこ内	0193-71-1245
	盛岡広域障害者就業・生活支援センター	(社福)千晶会	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター2階	019-605-8822
	一関広域障害者就業・生活支援センター	(社福)平成会	029-0131	一関市狐禅寺字石の瀬61-3	0191-34-9100
	久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)修倫会	028-0061	久慈市中央4-34	0194-66-8585
	岩手中部障がい者就業・生活支援センター しごとネットさくら	(社福)岩手県社会福祉事業団	024-0092	北上市本通り2-1-10	0197-63-5791
	二戸圏域チャレンジド就業・生活支援センター カシオペア	(NPO)カシオペア障連	028-6103	二戸市石切所字川原28-7	0195-26-8012
	気仙障がい者就業・生活支援センター	(社福)大洋会	022-0003	大船渡市盛町字東町11-12	0192-27-0833

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター キックオフ	(社福)翔友	026-0034	釜石市中妻町1-4-20	0193-55-4181
宮城県	石巻地域就業・生活支援センター	(社福)石巻祥心会	986-0861	石巻市蛇田字小斎24-1 コスモス内	0225-95-6424
	県北地域福祉サービスセンター 障害者就業・生活支援センター Link	(社福)宮城県社会福祉協議会	989-6162	大崎市古川駅前大通1-5-18 ふるさとプラザ2階	0229-21-0266
	県南障害者就業・生活支援センター コノコノ	(社福)白石陽光園	989-0225	白石市東町2-2-33	0224-25-7303
	障害者就業・生活支援センター わ〜く	(社福)宮城県社会福祉協議会	989-2432	岩沼市中央2-5-26	0223-25-4580
	障害者就業・生活支援センター ゆい	(社福)恵泉会	987-0511	登米市迫町佐沼字中江1-10-4	0220-21-1011
	障害者就業・生活支援センター かなえ	(社福)洗心会	988-0002	気仙沼市錦町2-5-10	0226-24-5161
	くりはら障がい者就業・生活支援センター あしすと	(NPO)栗原市障害者就労支援センター	987-2252	栗原市築館薬師4-4-17	0228-24-9188
秋田県	秋田県南障害者就業・生活支援センター	(社福)慈泉会	014-0043	大仙市大曲戸巻町2-68	0187-88-8713
	ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター	(社福)いずみ会	010-0817	秋田市泉菅野2-17-27	018-896-7088
	秋田県北障害者就業・生活支援センター	(社福)大館圏域ふくし会	017-0897	大館市字三ノ丸103-4 大館市総合福祉センター2階	0186-57-8225
	秋田県能代山本障害者就業・生活支援センター	(社福)秋田虹の会	016-0873	能代市字長崎42-1	0185-88-8296
	由利本荘・にかほ圏域 就業・生活支援センター E-SUPPORT(イーサポート)	(社福)秋田県社会福祉事業団	018-0604	由利本荘市西目町沼田字新道下2-415	0184-44-8578
山形県	置賜障害者就業・生活支援センター	(社福)山形県社会福祉事業団	993-0016	長井市台町4-24	0238-88-5357
	村山障害者就業・生活支援センター ジョブサポートぱる	(社福)山形県社会福祉事業団	990-0861	山形市江俣1-9-26	023-682-0210
	庄内障害者就業・生活支援センター サポートセンターかでの	(社福)山形県社会福祉事業団	998-0865	酒田市北新橋1-1-18	0234-24-1236
	最上障害者就業・生活支援センター	(社福)友愛の里	996-0085	新庄市堀端町8-3	0233-23-4528
福島県	いわき障害者就業・生活支援センター	(社福)いわき福音協会	970-8026	いわき市平字堂ノ前2	0246-24-1588
	県中地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ほっと福祉記念会	963-8803	郡山市横塚3-4-21	024-941-0570
	会津障害者就業・生活支援センター ふろんていあ	(社福)若樹会	965-0006	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-4	0242-85-6592
	相双障害者就業・生活支援センター	(社福)福島県福祉事業協会	976-0032	南相馬市原町区桜井町1-77-2	0244-24-3553
	県南障がい者就業・生活支援センター	(社福)福島県社会福祉事業団	961-0905	白河市本町2 マイタウン白河2階	0248-23-8031
	県北障害者就業・生活支援センター	(社福)つばさ福祉会	960-8164	福島市八木田字並柳41-5	024-529-6800
茨城県	水戸地区障害者就業・生活支援センター	(社福)水戸市社会福祉事業団	311-4141	水戸市赤塚1-1 ミオスビル2階	029-309-6630
	障害者就業・生活支援センター なかま	(社福)慶育会	308-0811	筑西市茂田1740	0296-22-5532
	障害者就業・生活支援センター かい	(社福)白銀会	315-0005	石岡市鹿の子4-16-52	0299-22-3215



都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	障害者就業・生活支援センター かすみ	(NPO)自立支援ネットワーク	300-0053	土浦市真鍋新町1-14	029-827-1104
	かしま障害者就業・生活支援センター まつぼっくり	(社福)鹿島育成園	314-0032	鹿嶋市宮下2-1-24	0299-82-6475
	つくばLSC障害者就業・生活支援センター	(社福)創志会	300-2645	つくば市上郷7563-67	029-847-8000
	障がい者就業・生活支援センター KUINA	(社福)町にくらす会	312-0004	ひたちなか市長砂1561-4	029-202-0777
	障害者就業・生活支援センター 慈光倶楽部	(社福)慈光学園	306-0504	坂東市生子1617	0280-88-7690
	障害者就業・生活支援センターまゆみ	(医)圭愛会	316-0003	日立市多賀町1-3-6	0294-36-2878
栃木県	県南圏域障害者就業・生活支援センター めーぷる	(社福)せせらぎ会	321-0201	下都賀郡壬生町大字安塚2032 せせらぎ会通勤寮かえで寮内	0282-86-8917
	両毛圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)足利むつみ会	326-0032	足利市真砂町1-1 栃木県安足 健康福祉センター内	0284-44-2268
	県北圏域障害者就業・生活支援センター ふれあい	(社福)とちぎ健康福祉協会	329-1312	さくら市桜野1270	028-681-6633
	県東圏域障害者就業・生活支援センター チャレンジセンター	(社福)こぶしの会	321-4305	真岡市荒町111-1	0285-85-8451
	県西圏域障害者就業・生活支援センター フィールド	(社福)希望の家	322-0007	鹿沼市武子1566 希望の家内	0289-60-2588
	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)飛山の里福祉会	321-0964	宇都宮市駅前通り3-4-13 森下 ビル3階	028-678-3256
群馬県	障害者就業・生活支援センター エブリィ	(社福)はるな郷	370-0065	高崎市末広町115-1 高崎市総 合福祉センター内	027-361-8666
	障害者支援センター わーくさぽーと	(社福)杜の舎	373-0026	太田市東本町53-20 太田公民 館東別館内	0276-57-8400
	障害者就業・生活支援センター みずさわ	(社福)薫英会	370-3606	北群馬郡吉岡町上野田3480-1	0279-30-5235
	障害者就業・生活支援センター ワークセンターまえばし	(社福)すてっぷ	371-0017	前橋市日吉町2-17-10 前橋市 総合福祉会館1階	027-231-7345
	障がい者就業・生活支援センター メルシー	(社福)明清会	372-0001	伊勢崎市波志江町571-1	0270-25-3390
	障害者就業支援センター トータス	(社福)かんな会	375-0014	藤岡市下栗須873-1 福祉支援 センターもくせい内	0274-22-5933
	障がい者就労・生活支援センター さんわ	(社福)三和会	376-0121	桐生市新里町新川3743	0277-74-6981
	障害者就業・生活支援センターコスモス	(社福)北毛清流会	378-0053	沼田市東原新町1801-40	0278-24-6226
埼玉県	障害者就業・生活支援センター ZAC	(NPO)東松山障害者就労支援 センター	355-0013	東松山市小松原町17-19	0493-24-5658
	障害者就業・生活支援センター こだま	(社福)美里会	367-0101	児玉郡美里町大字小茂田756-3	0495-76-0627
	埼葛北障害者就業・生活支援センター	(社福)啓和会	346-0011	久喜市青毛753-1 ふれあいセン ター久喜内	0480-21-3400
	秩父障がい者就業・生活支援センター キャップ	(社福)清心会	368-0051	秩父市中村町3-12-23 秩父市 ふれあいセンター内	0494-22-2870
	障害者就業・生活支援センター CSA	(社福)あげお福祉会	362-0075	上尾市柏座1-1-15 プラザ館5階	048-767-8991
	障がい者就業・生活支援センター 遊谷	(社福)熊谷礎福祉会ララク遊	360-0041	熊谷市宮町2-65 熊谷市立障害 福祉会館2階	048-599-1755

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	障害者就業・生活支援センター かわごえ	(社福)親愛会	350-1151	川越市大字今福2896-4	049-246-5321
	東部障がい者就業・生活支援センター みらい	(社福)草加市社会福祉事業団	340-0001	草加市柿木町1105-2	048-935-6611
	障害者就業・生活支援センター みなみ	(社福)戸田わかさ会	335-0021	戸田市新曽1321-1	048-432-8197
	障害者就業・生活支援センター SWAN	(社福)ヤマト自立センター	352-0017	新座市菅沢1-3-1	048-480-3603
千葉県	障害者就業・生活支援センター あかね園	(社福)あひるの会	275-0024	習志野市茜浜3-4-6 京葉測量(株)内	047-452-2718
	障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター	(NPO)ワークス未来千葉	261-0002	千葉市美浜区新港43	043-204-2385
	障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏	(社福)実のりの会	277-0005	柏市柏1-1-11 ファミリかしわ3階	04-7168-3003
	障害者就業・生活支援センター 東総就業センター	(社福)ロザリオの聖母会	289-2513	旭市野中3825	0479-60-0211
	障害者就業・生活支援センター ふる里学舎地域生活支援センター	(社福)佑啓会	290-0265	市原市今富1110-1	0436-36-7762
	障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾	(社福)光明会	285-0026	佐倉市錦木仲田町9-3	043-235-7350
	障害者就業・生活支援センター 山武ブリオ	(社福)ワーナーホーム	299-3211	山武郡大網白里町細草3221-4	0475-77-6511
	大久保学園障害者就業・生活支援センター	(社福)大久保学園	274-0082	船橋市大神保町1359-7 船橋市光風みどり園内	047-457-7380
	障害者就業・生活支援センター ビック・ハート松戸	(社福)実のりの会	271-0051	松戸市馬橋3240-2	047-343-8855
	障害者就業・生活支援センター エール	(NPO)ぽぴあ	292-0067	木更津市中央1-16-12 サンライズ中央1階	0438-42-1201
	障害者就業・生活支援センター 中里	(社福)安房広域福祉会	294-0231	館山市中里291	0470-20-7188
	障害者就業・生活支援センター 香取就業センター	(社福)ロザリオの聖母会	289-2241	香取郡多古町多古694	0479-74-8331
	障害者就業・生活支援センター 長生ブリオ	(社福)ワーナーホーム	297-0012	茂原市六ツ野2796-40	0475-44-7797
	障害者就業・生活支援センター 夷隅ブリオ	(社福)ワーナーホーム	298-0004	いすみ市大原8748-5	0470-62-6641
	障害者就業・生活支援センター いちされん	(NPO)いちされん	272-0026	市川市東大和田1-2-10 市川市分庁舎C棟内	047-300-8630
	障害者就業・生活支援センター はーとふる	(社福)はーとふる	278-0003	野田市鶴奉7-1 野田市役所内1階	04-7124-0124
東京都	障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ	(社福)JHC板橋会	174-0072	板橋区南常盤台2-1-7	03-5986-7551
	障害者就業・生活支援センター アイーキャリア	(NPO)障害者支援情報センター	158-0091	世田谷区中町2-21-12 なかまちNPOセンター306号	03-3705-5803
	障害者就業・生活支援センター オープナー	(社福)多摩棕櫚亭協会	186-0003	国立市富士見台1-17-4	042-577-0079
	就業・生活支援センター WEL'S TOKYO	(NPO)WEL'S新木場	101-0054	千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエアCN312	03-5259-8372 070-6524-7014
	障害者就業・生活支援センター TALANT	(NPO)わかさ福祉会	192-0081	八王子市横山町25-9 ツカキスクエア3階	042-648-3278
	障害者就業・生活支援センター けるん	(NPO)青少年自立援助センター	197-0022	福生市本町94-9 山本ビル1F	042-553-6320

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
神奈川県	障害者支援センター ぽけっと	(社福)よるべ会	250-0851	小田原市曾比1786-1 オークプ ラザⅡ	0465-39-2007
	よこすか障害者就業・生活支援センター	(社福)横須賀市社会福祉事業団	238-0041	横須賀市本町2-1	046-820-1933
	障がい者就業・生活支援センター サンシティ	(社福)進和学園	254-0041	平塚市浅間町2-20	0463-37-1622
	横浜市障害者就業・生活支援センター スタート	(社福)こうよう会	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町4111 吉原ビル2階	045-869-2323
	障害者就業・生活支援センター ぽむ	(社福)県央福祉会	243-0401	海老名市東柏ヶ谷3-5-1 ウエル ストーン相模野103	046-232-2444
	湘南障害者就業・生活支援センター	(社福)電機神奈川福祉センター	251-0041	藤沢市辻堂神台1-3-39 タカギビル4階	0466-30-1077
	川崎障害者就業・生活支援センター	(社福)電機神奈川福祉センター	211-0063	川崎市中原区小杉町3-264-3 富士通ユニオンビル3階	044-739-1294
	相模原障害者就業・生活支援センター	(社福)相模原市社会福祉事業団	252-0223	相模原市中央区松が丘1-23-1	042-758-2121
新潟県	障がい者就業・生活支援センター こしじ	(社福)中越福祉会	949-5406	長岡市浦4712-1	0258-92-5163
	障がい者就業・生活支援センター ハート	(社福)県央福祉会	955-0845	三条市西本成寺1-28-8	0256-35-0860
	障がい者就業・生活支援センター アシスト	(社福)のぞみの家福祉会	957-0053	新発田市中央町3-1-1	0254-23-1987
	障がい者就業・生活支援センター さくら	(社福)さくら園	943-0892	上越市寺町2-20-1 上越市福祉交流プラザ内	025-538-9087
	障がい者就業・生活支援センター らいふあっぷ	(社福)更生慈仁会	950-2076	新潟市西区上新栄町3-20-18	025-250-0210
	障がい者就業・生活支援センター あおぞら	(社福)十日町福祉会	948-0054	十日町市高山1360-2	025-752-4486
	障がい者就業・生活支援センター そよかぜ	(社福)佐渡福祉会	952-1209	佐渡市千種丙205番地2	0259-67-7740
富山県	富山障害者就業・生活支援センター	(社福)セーナー苑	939-2298	富山市坂本3110 社会福祉法人セーナー苑内	076-467-5093
	高岡障害者就業・生活支援センター	(社福)たかおか万葉福祉会かたかご苑	933-0935	高岡市博労本町4-1 高岡市ふれあい福祉センター2階	0766-26-4566
	新川障害者就業・生活支援センター	(社福)新川むつみ園	939-0633	下新川郡入善町浦山新2208	0765-78-1140
	砺波障害者就業・生活支援センター	(社福)湊明会	939-1374	砺波市幸町1-7 富山県砺波総合庁舎内1階	0763-33-1552
石川県	金沢障害者就業・生活支援センター	(社福)金沢市社会福祉協議会	920-0864	金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	076-231-3571
	こまつ障害者就業・生活支援センター	(社福)こまつ育成会	923-0942	小松市桜木町96-2	0761-48-5780
	さいこうえん障害者就業・生活支援センター	(社福)徳充会	926-0811	七尾市御祓町子15-9	0767-52-0517
福井県	福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく	(社福)福井県福祉事業団	910-0026	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-97-5361
	嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき	(社福)敦賀市社会福祉事業団	914-0063	敦賀市神楽町1-3-20	0770-20-1236
山梨県	障害者就業・生活支援センター 陽だまり	(社福)八ヶ岳名水会	408-0021	北杜市長坂町長坂上条2233 北杜市障害者総合支援センター内	0551-45-9901
	すみよし障がい者就業・生活支援センター	(財)住吉借成会	400-0851	甲府市住吉4-11-5	055-221-2133

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	障がい者就業・生活支援センター コピット	(社福)ぶどうの里	404-0042	甲州市塩山上於曾933-1	0553-39-8181
	障がい者就業・生活支援センター ありす	(社福)ありんこ	403-0017	富士吉田市新西原3-4-20	0555-30-0505
長野県	上小地域障害者就業・生活支援センター SHAKE	(社福)かりがね福祉会	386-0012	上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階	0268-27-2039
	松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぷ	(社福)安曇野福祉協会	399-8205	安曇野市豊科5712-1	0263-73-4664
	長野圏域障害者就業・生活支援センター ウィズ	(社福)ともいき会	380-0935	長野市中御所3-2-1 カネカビル1階	026-214-3737
	飯伊圏域障害者就業・生活支援センター ほっとすまいる	(NPO)飯伊圏域障害者総合支援センター	395-0024	飯田市東栄町3108-1 さんとぴあ飯田1階	0265-24-3182
	佐久圏域障害者就業・生活支援センター ほーぷ	(社福)佐久コスモス福祉会	385-0022	佐久市岩村田1880-4	0267-66-3563
	上伊那圏域障害者就業・生活支援センター きらりあ	(社福)伊那市社会福祉協議会	396-0023	伊那市山寺298-1	0265-74-5627
	北信圏域障害者就業・生活支援センター ぱれっと	(社福)高水福祉会	389-2254	飯山市南町19-8 雁木ぶらざ内	0269-62-1344
	諏訪圏域障害者就業・生活支援センター すわーくらいふ	(社福)清明会	392-0024	諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター内	0266-54-7013
	大北圏域障害者就業・生活支援センター スクラムネット	(社福)信濃の郷	398-0002	大田市大字大町1129 大町総合福祉センター内	0261-26-3855
	木曾圏域障害者就業・生活支援センター とみに	(社福)木曾社会福祉事業協会	399-5607	木曾郡上松町大字小川1702 ひのきの里総合福祉センター内	0264-52-2494
岐阜県	岐阜障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜市社会福祉事業団	500-8876	岐阜市日ノ出町2-5-2 ハヤンビル2階	058-266-4757
	山ゆり障害者就業・生活支援センター	(社福)飛騨慈光会	506-0025	高山市天満町4-64-8 第1ビル1F	0577-32-8736
	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜県福祉事業団	501-3938	関市桐ヶ丘3-2	0575-24-5880
	西濃障がい者就業・生活支援センター	(社福)あゆみの家	503-2123	不破郡垂井町栗原2066-2	0584-22-5861
	東濃障がい者就業・生活支援センター サテライトt	(社福)陶技学園	507-0038(12/8まで) 507-0073(12/9から)	多治見市白山町1-60 (12/8まで) 多治見市小泉町2-93 ルミナス小泉102(12/9から)	0572-21-1151(12/8まで) 0572-26-9721(12/9から)
静岡県	静岡中東遠障害者就業・生活支援センター ラック	(社福)明和会	437-0062	袋井市泉町2-10-13	0538-43-0826
	障害者就業・生活支援センター だんだん	医療法人社団 至空会	433-8101	浜松市北区三幸町201-4	050-3386-8213
	障害者就業・生活支援センター ひまわり	(社福)あしたか太陽の丘	410-0312	沼津市原1418-46	055-968-1120
	富士障害者就業・生活支援センター チャレンジ	(社福)誠信会	417-0801	富士市大淵2075-3	0545-88-9478
	障害者就業・生活支援センター ぱれっと	(社福)ハルモニア	426-0066	藤枝市青葉町2-11-1	054-637-2111
	障害者就業・生活支援センター さつき	(社福)明光会	421-1211	静岡市葵区慈悲尾180	054-277-3019
	障害者就業・生活支援センター おおむろ	(社福)城ヶ崎いこいの里	413-0232	伊東市八幡野1259-21	0557-53-5501
	賀茂障害者就業・生活支援センター・わ	(社福)覆育会	415-0035	下田市東本郷1-7-21	0558-22-5715

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
愛知県	豊橋障害者就業・生活支援センター	(社福)岩崎学園	440-0022	豊橋市岩崎町字長尾119-2	0532-69-1323
	知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク	(社福)愛光園	470-2102	知多郡東浦町緒川寿久茂129	0562-34-6669
	なごや障害者就業・生活支援センター	(社福)共生福祉会	453-0012	名古屋市中村区井深町15-17 泉第一ビル2階	052-459-1918
	西三河障害者就業・生活支援センター 輪輪	(社福)愛恵協会	444-3511	岡崎市舞木町字山中町121	0564-27-8511
	尾張北部障害者就業・生活支援センター ようわ	(社福)養楽福祉会	480-0305	春日井市坂下町4-295-1	0568-88-5115
	尾張西部障害者就業・生活支援センター すろーぷ	(社福)樫の木福祉会	494-0012	一宮市明地字上平35-1	0586-68-6822
	尾張東部障害者就業・生活支援センター アクト	(社福)ひまわり福祉会	488-0833	尾張旭市東印場町二反田146	0561-54-8677
	西三河北部障がい者就業・生活支援センター	(社福)豊田市福祉事業団	471-0066	豊田市栄町1-7-1	0565-36-2120
	海部障害者就業・生活支援センター	(社福)名古屋ライトハウス	496-0807	津島市天王通り6丁目1番地六三ビル1階102号室	0567-22-3633
三重県	四日市障害者就業・生活支援センター プラウ	(社福)四日市市社会福祉協議会	510-0085	四日市市諏訪町2-2 総合会館2階	059-354-2550
	伊勢志摩障害者就業・生活支援センター ブレス	(社福)三重済美学院	516-0037	伊勢市岩淵2-4-9	0596-20-6525
	鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センター あい	(社福)和順会	513-0801	鈴鹿市神戸1-18-18 鈴鹿市役所西館2階	059-381-1035
	伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ	(社福)名張育成会	518-0603	名張市西原町2625	0595-65-7710
	障害者就業・生活支援センター そういん	(医)北勢会	511-0061	桑名市寿町1-11	0594-27-7188
	松阪・多気地域障害者就業・生活支援センター マーベル	(社福)敬真福祉会	515-0812	松坂市船江町1392-3 松坂ショッピングセンター「マーム」1階	0598-50-5569
	津地域障がい者就業・生活支援センター ふらっと	(社福)聖マッテヤ会	514-0033	津市丸之内27-10	059-229-1380
滋賀県	障害者雇用・生活支援センター (甲賀)	(社福)しがらき会	528-8511	甲賀市水口町水口6200	0748-63-5830
	障害者就業・生活支援センター 働き・暮らしコト支援センター	(社福)ひかり福祉会	522-0054	彦根市西今町87-16 NaSu8-103	0749-21-2245
	おおつ障害者就業・生活支援センター	(NPO)おおつ「障害者の生活と労働」協議会	520-0044	大津市京町3-5-12 森田ビル5階	077-522-5142
	湖西地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ゆたか会	520-1632	高島市今津町桜町2-3-11	0740-22-3876
	湖南地域障害者就業・生活支援センター	(財)滋賀県障害者雇用支援センター	524-0037	守山市梅田町2-1-217 セルバ守山内	077-583-5979
	東近江圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)わたむきの里福祉会	523-0891	近江八幡市鷹飼町571 平和堂近江八幡店5階	0748-36-1299
	湖北地域しょうがい者就業・生活支援センター	(社福)湖北会	526-0063	長浜市末広町6-2 ワイエフビル18 1階	0749-64-5130
京都府	京都障害者就業・生活支援センター	(社福)京都総合福祉協会	606-0846	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター内	075-702-3725
	障害者就業・生活支援センター はびねす	(社福)南山城学園	611-0033	宇治市大久保町北ノ山101-10	0774-41-2661
	障害者就業・生活支援センター わかば	(社福)みずなぎ学園	625-0014	舞鶴市字鹿原772-1	0773-65-2071

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	しょうがい者就業・生活支援センター あん	(社福)京都ライフサポート協会	619-0204	木津川市山城町上狛前畑12-4	0774-86-5056
	なんたん障害者就業・生活支援センター	(社福)松花苑	621-0042	亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19 総合生活支援センターしょうかえん内	0771-24-2181
	しょうがい者就業・生活支援センター アイリス	(財)長岡記念財団	617-0833	長岡京市神足2-3-1 バンビオ1番館7階701-6	075-952-5180
	障害者就業・生活支援センター こまち	(社福)よさのうみ福祉会	629-2503	京丹後市大宮町周枳1-1	0772-68-0005
大阪府	大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	543-0026	大阪市天王寺区東上町4-17 大阪市立中央授産場内	06-6776-7336
	北河内東障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪手をつなぐ育成会	574-0036	大東市末広町15-6 支援センターさくら内	072-871-0047
	南河内南障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪府障害者福祉事業団	586-0024	河内長野市西之山町2-21	0721-53-6093
	すいた障害者就業・生活支援センター	(社福)ぶくぶく福祉会	564-0031	吹田市元町19-15 丸ニビル102号	06-6317-3749
	高槻市障害者就業・生活支援センター	(社福)花の会	569-0071	高槻市城北町1-7-16 リーベン城北2階	072-662-4510
	八尾・柏原障害者就業・生活支援センター	(社福)信貴福祉会	581-0853	八尾市楽音寺1-84	072-940-1215
	とよなか障害者就業・生活支援センター	(NPO)豊中市障害者就労雇用支援センター	561-0872	豊中市寺内1-1-10 ローズコミュニティ緑地1階	06-4866-7100
	東大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)東大阪市社会福祉事業団	577-0054	東大阪市高井田元町1-2-13	06-6789-0374
	南河内北障害者就業・生活支援センター	(社福)ふたかみ福祉会	583-0856	羽曳野市白鳥3-16-3 セシル古市103	072-957-7021
	枚方市障害者就業・生活支援センター	(社福)であい共生舎	573-8666	枚方市大垣内町2-1-20 枚方市役所別館1階	090-2064-2188
	寝屋川市障害者就業・生活支援センター	(社福)光輝会	572-0832	寝屋川市本町1-2	072-822-0502
	泉州中障害者就業・生活支援センター	(NPO)あいむ	597-0072	貝塚市島中1-3-10	072-422-3322
	茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	(社福)摂津市社会福祉事業団	566-0034	摂津市香露園34-1 摂津市障害者総合支援センター内	072-664-0321
	北河内西障害者就業・生活支援センター	(社福)明日葉	570-0081	守口市日吉町1-2-12 守口市身体障害者・高齢者交流会館4階	06-6994-3988
	泉州北障害者就業・生活支援センター	(NPO)チャレンジド・ネットいずみ	594-0071	和泉市府中町1-8-3 和泉ショッピングセンター2階	0725-26-0222
	泉州南障害者就業・生活支援センター	(NPO)障害者自立支援センター ほっぷ	598-0062	泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野人権文化センター2階	072-463-7867
	豊能北障害者就業・生活支援センター	(財)箕面市障害者事業団	562-0015	箕面市稲1-11-2 ふれあい就労支援センター3階	072-723-8801
	堺市障害者就業・生活支援センター	(NPO)堺市障害者就労促進協会	590-0141	堺市南区桃山台1-23-1	072-292-1826
	兵庫県	加古川障害者就業・生活支援センター	(社福)加古川はぐるま福祉会	675-0002	加古川市山手1-11-10
神戸障害者就業・生活支援センター		(社福)神戸聖隷福祉事業団	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-1	078-672-6480
西播磨障害者就業・生活支援センター		(社福)兵庫県社会福祉事業団	678-0252	赤穂市大津1327 赤穂精華園内	0791-43-2091
淡路障害者就業・生活支援センター		(社福)兵庫県社会福祉事業団	656-1331	洲本市五色町都志大日707	0799-33-1192

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	姫路障害者就業・生活支援センター	(社福)姫路市社会福祉事業団	670-0074	姫路市御立西5-6-26 職業自立センターひめじ内	079-291-6504
	丹波障害者就業・生活支援センター	(社福)わかたけ福祉会	669-2314	篠山市東沢田240-1	079-554-1566
	北播磨障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	673-0534	三木市緑が丘町本町2-3	0794-84-1018
	阪神北障害者就業・生活支援センター	(社福)いたみ杉の子	664-0006	伊丹市鴻池1-10-15	072-777-7471
	阪神南障害者就業・生活支援センター	(社福)三田谷治療教育院	659-0051	芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター1階	0797-22-5085
	但馬障害者就業・生活支援センター	(社福)とよおか福祉会	668-0044	豊岡市山王町9-2 NTT但馬ビル1階	0796-24-8655
奈良県	なら障害者就業・生活支援センター コンパス	(社福)寧楽ゆいの会	630-8115	奈良市大宮町3-5-39 やまと建設第3ビル302	0742-32-5512
	なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう	(社福)大和会	633-0091	桜井市桜井232 ヤガビル3階302号室	0744-43-4404
	なら西和障害者就業・生活支援センター ライク	(社福)萌	636-0802	生駒郡三郷町三室1-10-19	0745-51-2001
	なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ	(社福)奈良県手をつなぐ育成会	634-0812	橿原市今井町2-9-19	0744-23-7176
	なら南和障害者就業・生活支援センター ハローJOB	(社福)せせらぎ会	638-0821	吉野郡大淀町下淵158-9	0747-54-5511
和歌山県	紀南障害者就業・生活支援センター	(社福)やおき福祉会	646-0061	田辺市上の山2-23-52	0739-26-8830
	障害者就業・生活支援センター つれもて	(社福)一麦会	640-8123	和歌山市三沢町3-40	073-427-8149
	紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと	(社福)太陽福祉会	644-0011	御坊市湯川町財部726-9	0738-23-1955
	東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター あーち	(社福)和歌山県福祉事業団	647-0041	新宮市野田1-8	0735-21-7113
	伊都障がい者就業・生活支援センター	(社福)筍憩会	648-0074	橋本市野5-1	0736-32-8246
	岩出紀の川障害者就業・生活支援センター フロンティア	(社福)きのかわ福祉会	649-6226	岩出市宮71-1 パストラルビル1階	0736-61-6300
	海草圏域障害者就業・生活支援センター るーと	(社福)和歌山県福祉事業団	642-0032	海南市名高449	073-483-5152
鳥取県	障害者就業・生活支援センター しらはま	(社福)鳥取県厚生事業団	689-0201	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6060
	障害者就業・生活支援センター くらよし	(社福)鳥取県厚生事業団	682-0806	倉吉市昭和町1-156	0858-23-8448
	障害者就業・生活支援センター しゅーと	(社福)あしーど	683-0064	米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1階	0859-37-2140
島根県	浜田障害者就業・生活支援センター レント	(社福)いわみ福祉会	697-0027	浜田市殿町75-8	0855-22-4141
	出雲障がい者就業・生活支援センター リーフ	(社福)親和会	693-0001	出雲市今市町北本町1-1-3 セントラルビル3階	0853-27-9001
	松江障害者就業・生活支援センター ぷらす	(社福)桑友	690-0852	松江市千鳥町70 松江市総合福祉センター3F	0852-60-1870
	益田障がい者就業・生活支援センター エスポア	(社福)希望の里福祉会	698-0003	益田市乙吉町イ336-4 インペリアルビル1階	0856-23-7218
	雲南障害者就業・生活支援センター アーチ	(社福)雲南広域福祉会	690-2405	雲南市三刀屋町古城45-6	0854-45-3150

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	大田障害者就業・生活支援センター ジョブ亀の子	(社福)亀の子	694-0041	大田市長久町長久口267-6	0854-84-0271
岡山県	岡山障害者就業・生活支援センター	(社福)旭川荘	701-2155	岡山市北区中原664-1先	086-275-5697
	倉敷障がい者就業・生活支援センター	(社福)倉敷市総合福祉事業団	710-0834	倉敷市笹沖180	086-434-9886
	津山障害者就業・生活支援センター	(社福)津山社会福祉事業会	708-0841	津山市川崎1554	0868-21-8830
広島県	みどりの町障害者就業・生活支援センター	(社福)みどりの町	729-1322	三原市大和町箱川1470-2	0847-34-1375
	東部地域障害者就業・生活支援センター	(社福)静和会	726-0011	府中市広谷町959番地の1 福祉交流館パレットせいわ2F	0847-46-2636
	広島中央障害者就業・生活支援センター	(社福)つつじ	739-0133	東広島市八本松町米満461	082-497-0701
	広島障害者就業・生活支援センター	(社)広島県手をつなぐ育成会	733-0011	広島市西区横川町2丁目5-6 メゾン寿々屋201号	082-297-5011
	呉芸芸地域障害者就業・生活支援センター	(社)広島県就労振興センター	737-0051	呉市中央5-12-21 呉市福祉会館2階	0823-25-8870
	広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ	(医)ハートフル	738-8512	廿日市市新宮1-13-1 あいプラザ3F	0829-20-1227
	備北障害者就業・生活支援センター	(社)備北地域生活支援協会	728-0013	三次市十日市東3-14-25	0824-63-1896
山口県	光栄会障害者就業・生活支援センター	(社福)光栄会	755-0072	宇部市中村3-10-44	0836-39-5357
	なごみの里障害者就業・生活支援センター	(社福)下関市民生事業助成会	759-6602	下関市大字蒲生野字横田250	080-6336-0270
	鳴滝園障害者就業・生活支援センター	(社福)ほおの木会	753-0212	山口市下小鯖2287-1	083-902-7117
	障害者就業・生活支援センター 蓮華	(社福)ビタ・フェリーチェ	740-0018	岩国市麻里布町2-3-10 1階	0827-28-0021
	障害者就業・生活支援センター ワークス周南	(社福)大和福祉会	745-0801	周南市大字久米716-4	0834-39-3700
	ふたば園就業・生活支援センター	(社福)ふたば園	758-0025	萩市土原565-5	0838-21-7066
徳島県	障害者就業・生活支援センター わーくわく	(社福)愛育会	771-0214	板野郡松茂町満穂字満穂開拓50-5	088-699-7523
	障害者就業・生活支援センター 箬蔵山荘	(社福)池田博愛会	778-0020	三好市池田町州津井関1121-1	0883-72-2444
	障害者就業・生活支援センター よりそい	(社福)柏涛会	779-2302	海部郡美波町北河内字本村344-1	0884-77-0434
香川県	障害者就業・生活支援センター 共生	(社福)恵愛福祉事業団	769-2702	東かがわ市松原1331-5	0879-24-3701
	障害者就業・生活支援センター オリーブ	(社福)あゆみの会	761-8058	高松市勅使町398-18	087-869-4649
	障害者就業・生活支援センター くばら	医療法人社団 三愛会	763-0073	丸亀市柞原町189-1	0877-64-6010
	障害者就業・生活支援センター つばさ	(社福)三豊広域福祉会	768-0014	観音寺市流岡町750-1	0875-23-2070
愛媛県	えひめ障害者就業・生活支援センター	(社福)愛媛県社会福祉事業団	790-0843	松山市道後町2-12-11 愛媛県身体障害者福祉センター内	089-917-8516
	障害者就業・生活支援センター あみ	(社福)来島会	794-0028	今治市北宝来町2-2-12	0898-34-8811



都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	南予圏域障害者就業・生活支援センター きら	(財)正光会	798-0039	宇和島市大宮町3-2-10	0895-22-0377
	障害者就業・生活支援センター エール	(社福)わかば会	792-0013	新居浜市泉池町8-40	0897-32-5630
	八幡浜・大洲圏域障がい者就業・生活支援センター ねっとWorkジョイ	(医)青峰会	796-8010	八幡浜市五反田1番耕地106番地	0894-22-4188
	障害者就業・生活支援センタージョブあしすとUMA	(社福)澄心	799-0404	四国中央市三島宮川4-6-55 伊予三島商工会館1階	0896-23-6558
高知県	障害者就業・生活支援センター ラポール	(社福)高知県知的障害者育成会	787-0010	四万十市古津賀1409	0880-34-6673
	高知障害者就業・生活支援センター シャイン	(社福)太陽福社会	780-0935	高知市旭町2-21-6	088-822-7119
	障害者就業・生活支援センター ゆうあい	(社福)高知県知的障害者育成会	783-0005	南国市大桶乙2305	088-854-9111
	障害者就業・生活支援センター ポラリス	(社福)安芸市身体障害者福祉会	784-0027	安芸市宝永町464-1	0887-34-3739
福岡県	北九州障害者就業・生活支援センター	(社福)北九州市手をつなぐ育成会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階	093-871-0030
	障害者就業・生活支援センター デュナミス	(社福)上横山保育会	834-0115	八女郡広川町大字新代1110 グランセラーノA・B号	0943-32-4477
	福岡県央障害者就業・生活支援センター	(社福)鞍手ゆたか福祉会	822-0024	直方市須崎町16-19	0949-22-3645
	障害者就業・生活支援センター 野の花	(社福)野の花学園	810-0044	福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター5階	092-713-0050
	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	(社福)豊徳会	825-0004	田川市大字夏吉4205-3	0947-23-1150
	障害者就業・生活支援センター ほっとかん	(NPO)大牟田市障害者協議会	836-0041	大牟田市新栄町16-11-1	0944-57-7161
	障害者就業・生活支援センター ちどり	(社福)福岡コロニー	811-3115	古賀市久保1343-3	092-940-1212
	障害者就業・生活支援センター ちくし	(社福)自遊学舎	816-0811	春日市春日公園5-16 コーポ220-1-1	092-592-7789
	障害者就業・生活支援センター はまゆう	(社福)さつき会	811-3431	宗像市田熊5-5-1	0940-34-8200
	障害者就業・生活支援センター ちくぜん	(社福)野の花学園	838-0214	朝倉郡筑前町東小田3539-10	0946-42-6801
	障害者就業・生活支援センター ぽるて	(NPO)久障支援運営委員会	830-0033	久留米市天神101-1 Mビル1階	0942-65-8367
	障害者就業・生活支援センター BASARA	(NPO)嘉飯山ネット BASARA	820-0040	飯塚市吉原町6-1 あいタウン4階	0948-23-5560
	障害者就業・生活支援センター エール	(社福)みぎわ会	824-0036	行橋市南泉2-50-1	0930-25-7511
佐賀県	たちばな会障害者就業・生活支援センター	(社福)たちばな会	849-1422	嬉野市塩田町大字谷所甲1388 たちばな学園内	0954-66-9093
	社会福祉法人若楠障害者就業・生活支援センター もしもしネット	(社福)若楠	841-0005	鳥栖市弥生が丘2-134 若楠療育園第一管理棟1階	0942-87-8976
	障害者就業・生活支援センター ワーカーズ・佐賀	(NPO)ステップ・ワーカーズ	849-0937	佐賀市鍋島3-3-20	0952-36-9081
	障害者就業・生活支援センター RuRi	(社福)東方会	848-0035	伊万里市二里町大里乙403-1	0955-22-6600
長崎県	長崎障害者就業・生活支援センター	(社福)南高愛隣会	854-0022	諫早市幸町2-18	0957-35-4887

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	長崎県北地域障害者就業・生活支援センター	(社福)民生会	857-0322	北松浦郡佐々町松瀬免109-2	0956-62-3844
	障害者就業・生活支援センター ながさき	(社福)ゆうわ会	852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階	095-865-9790
	障害者就業・生活支援センター けんなん	(社福)南高愛隣会	855-0045	島原市上の町534-2	0957-65-5002
熊本県	熊本障害者就業・生活支援センター	(社福)慶信会	860-0844	熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-288-0500
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結	(社福)慶信会	866-0876	八代市田中西町15-15	0965-35-3313
	熊本県北部障害者就業・生活支援センター がまだす	(社福)菊愛会	861-1331	菊池市隈府469-10 総合センターコムサール2階	0968-25-1899
	熊本県有明障害者就業・生活支援センター きずな	(医)信和会	865-0064	玉名市中46-4	0968-71-0071
	熊本県天草障害者就業・生活支援センター	(社福)弘仁会	863-0013	天草市今釜新町3667	0969-66-9866
大分県	障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	(社福)博愛会	870-0029	大分市高砂町2-50 オアシスひろば21 3階	097-514-3300
	障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる	(社福)大分県社会福祉事業団	879-0471	宇佐市大字四日市1574-1	0978-32-1154
	障害者就業・生活支援センター はぎの	(社福)大分県社会福祉事業団	877-0012	日田市淡窓1-68-3	0973-24-2451
	豊肥地区就業・生活支援センター つばさ	(社福)紫雲会	879-7111	豊後大野市三重町赤嶺1927-1	0974-22-0313
	障害者就業・支援センター たいよう	(社福)太陽の家	874-0011	別府市大字内竈1393-2	0977-66-0080
	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	(社福)大分県社会福祉事業団	876-0831	佐伯市大手町3-2-6	0972-28-5570
宮崎県	みやざき障害者就業・生活支援センター	(社福)宮崎県社会福祉事業団	880-0930	宮崎市花山手東3-25-2 宮崎市総合福祉保健センター内	0985-63-1337
	のべおか障害者就業・生活支援センター	(社福)高和会	882-0836	延岡市恒富町3-6-5	0982-20-5283
	こばやし障害者就業・生活支援センター	(社福)燦燦会	886-0008	小林市本町32	0984-22-2539
	みやこのじょう障害者就業・生活支援センター	(NPO)キャンパスの会	885-0071	都城市中町1-7 IT産業ビル1階	0986-22-9991
	ひゅうが障害者就業・生活支援センター	(社福)浩和会	883-0021	日向市大字財光寺515-1	0982-57-3007
	にちなん障害者就業・生活支援センター	(社福)にちなん会	887-0021	日南市中央通2-5-10	0987-22-2786
	たかなべ障害者就業・生活支援センター	(社福)光陽会	884-0002	児湯郡高鍋町大字北高鍋1091-1 高鍋電化センタービル1階	0983-32-0035
鹿児島県	かごしま障害者就業・生活支援センター	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	899-2503	日置市伊集院町妙円寺1-1-1	099-272-5756
	おおすみ障害者就業・生活支援センター	(社福)天上会	893-0006	鹿屋市向江町29-2 鹿屋市社会福祉会館内	0994-35-0811
	あいらいさ障害者就業・生活支援センター	(社福)真奉会	899-4332	霧島市国分中央1-3-9 馬場ビル1階	0995-44-7111
	あまみ障害者就業・生活支援センター	(社福)三環舎	894-0036	奄美市名瀬長浜町5番6号 奄美市社会福祉センター内	0997-69-3673
沖縄県	障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム	(社福)名護学院	905-0006	名護市宇茂佐943	0980-54-8181

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	中部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)新栄会	904-0033	沖縄市山里2-1-1	098-931-1716
	南部地区障がい者就業・生活支援センター かるにあ	(社福)若竹福祉会	901-2102	浦添市前田1004-9 2階	098-871-3456
	障害者就業・生活支援センター みやこ	(社福)みやこ福祉会	906-0013	宮古島市平良字下里1202-8	0980-79-0451
	八重山地区障害者就業・生活支援センター どりいむ	(社福)わしの里	907-0002	石垣市真栄里97-4 コンフォート真栄里1階	0980-87-0761

# 「障害者就業・生活支援センター」におけるモデル事業について

## モデル事業の必要性

### ○ 現行制度の基本的な考え方

就労を希望する者には、できる限り一般就労していただけるよう支援を行う。



特別支援学校卒業者等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援を利用(アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可)し、一般就労が可能かどうか見極めていただいたうえで、それが困難であると認められる場合に、就労継続支援B型を利用することを原則としている。  
また、特別支援学校の在学中に暫定支給決定を行い、卒業と同時にB型が利用できるよう推奨してきている。



### ○ 就労移行支援事業の体制整備の状況

一方で、就労移行支援事業者が無く、アセスメントのできない地域も多く存在。

(平成23年7月に行った調査では、就労移行支援事業によるアセスメントが困難な市町村が62.6% (1,092市町村/ 1,744市町村))

### ○ 相談支援の強化・充実との関係

相談支援事業所が行うサービス利用計画の作成(就労系)にあたり、アセスメントや評価が必要



### ○ 障害者就業・生活支援センターにおけるアセスメントの可能性の検証

障害者就業・支援センターは、障害福祉圏域に設置が整いつつある状況。(就労移行支援の無い地域でも機能する可能性)



障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するためモデル事業を実施する。

【全国で10か所:補正予算(都道府県)による年度途中からの実施も可】

# モデル事業の実施にあたっての留意事項

## ① 支援対象者

モデル事業の対象者については、就労系福祉サービス事業の利用を希望する特別支援学校等の在校生や精神科病院の退院予定者等など、企業就労の経験がない者及び長期間企業就労をしていない者とする。

## ② 支援方法（アセスメントの実施とアセスメントツール）

支援対象者を把握するため、家族や関係機関（特に、職業評価を行う地域障害者職業センター）との連携を図るとともに、情報交換を行い、相談や実習場面への訪問等を実施し、就労系事業に関するアセスメントを行う。アセスメントについては、就労移行のためのチェックリスト等の活用の他、独自のアセスメントツールも使用し、より適切な評価に努める。  
なお、原則として就労系サービスの利用にあたってのアセスメントは、就労移行支援事業所が行うことを基本とすることから、適切に就労移行支援事業者によるアセスメントが機能している地域以外を想定して実施するものとする。

## ③ 評価を行うための提携事業所の確保

地域に就労移行支援事業所やA型事業所が無いなど、評価を行う体制が整っていない場合も考えられることから、必要に応じて評価実施の提携場所として、複数の企業や事業所（同一法人内を含む）を確保する必要がある。

## ④ 支援期間

アセスメント実施期間については、暫定支給決定期間と同様に、3日～2ヶ月の範囲以内で実施。

## ⑤ 支援結果の記録と報告

支援結果については、適宜・適切に記録するとともに、モデル事業の結果として厚生労働省に報告し、制度化の際の参考として全国に周知することも前提に、分かり易い記録・報告に努める。

## ⑥ アセスメント担当職員の配置

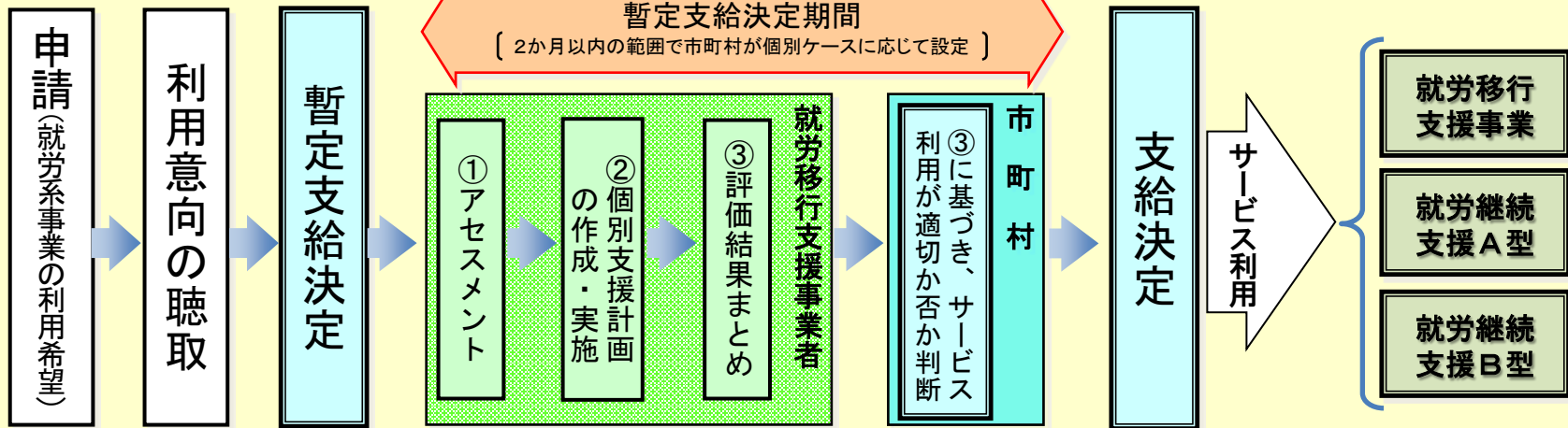
本事業の実施にあたっては、アセスメントを担当する職員1名をセンターに配置する。

## ⑦ 相談支援事業所との連携

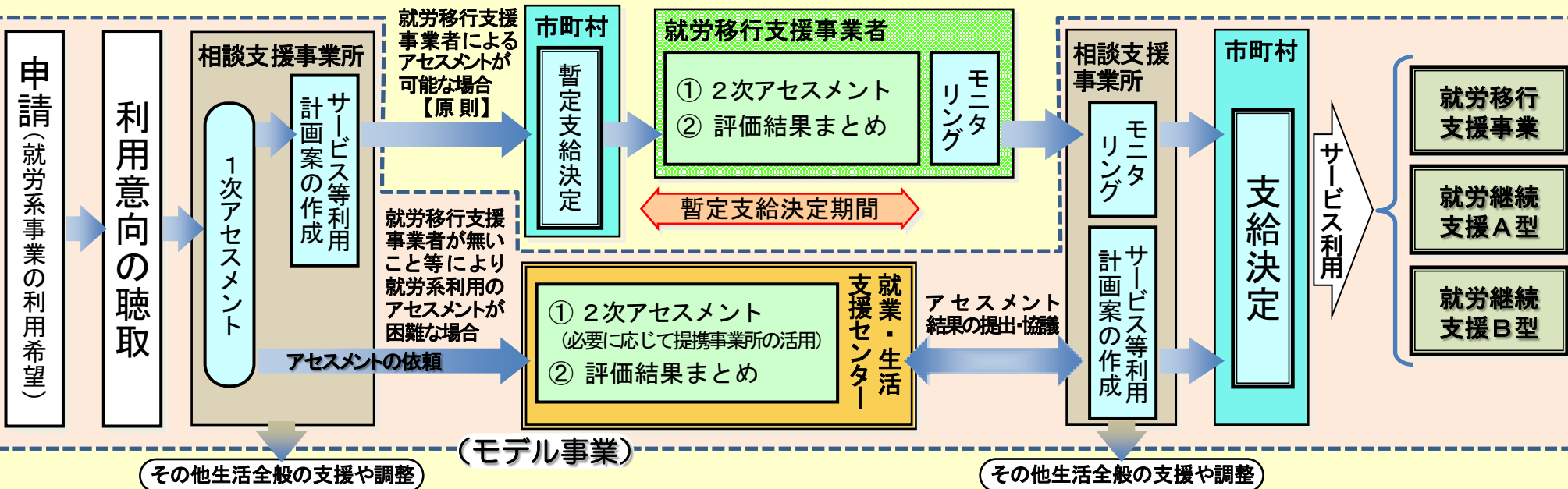
相談支援事業者が行うサービス等利用計画の作成に資するアセスメント結果の提出・協議については、適切な就労系サービスの利用のために行うものであり、アセスメント結果の適切な提供と説明のうえで協議を行い、かかる課題を検討・整理するものとする。  
また、障害者就業・生活支援センターの支援により就職した者のフォローアップ（定着支援）にかかる相談支援事業者との連携・役割分担についても、課題の検討・整理を行うものとする。

# モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ（案）

## 現行の流れ



## モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ（案）





# 平成24年度予算(案)における社会福祉施設整備費の概要

平成23年度予算  
10,800,000千円 → 平成24年度予算(案)  
11,733,800千円

## 【要求枠:39億円】

障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。

## 【要望枠(「日本再生重点化措置」):22億円】

基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

## 【復興事業(仮称)特別会計 復旧・復興枠:45億円】

災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所(通所)の耐震化を図る。

## 【地域自主戦略交付金(内閣府に計上:11.3億円)】

これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金(一括交付金)により対応する。

※ 大規模修繕等:既存施設の一部改修や介護用リフト等の建物に固定して一体的に整備する工事。

# 災害時の障害福祉サービス提供体制の整備

復旧・復興枠要望 45億円

- 災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受け入れができる設備等を備えた防災拠点の整備や震災に備えた通所施設の耐震化整備を促進。

## 防災拠点スペース等の整備 【14.8億円】

### －災害時における障害児・者の避難所の確保－（施設整備）【13.2億円】

- 災害時における障害児・者は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや、福祉サービスの提供を受けることが極めて困難となるため、受け入れ可能なスペースを整備。

24年度整備カ所：74カ所

### －障害児・者に配慮した避難所設備の整備－（設備整備）【1.6億円】

- 災害時において、特に発達障害者については、環境の変化への適応が困難であること、また、周囲の様子に想像以上に敏感又は鈍感であるなどの特性があるため、障害特性に応じた備品等を整備。

4,260千円（※）× 74カ所

（※主な整備内容）

・防寒具、毛布、簡易トイレ ・可搬式発電機 ・汚水貯留槽 ・避難用仮設テント ・パーテーション 等

## 耐震化整備 【30.2億円】

### －震災に備えた通所施設の耐震化整備の促進－

- 施設の老朽化が進んでいる中、これまで対象となっていなかった通所施設についても早急に耐震化整備を推進。

24年度整備カ所数：140カ所



## 構造改革特別区域の第20次提案等に対する政府の対応方針

平成23年10月28日  
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成23年6月13日から7月12日までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る第20次提案の募集を実施し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

### 1. 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

### 2. 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

### 3. 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別表3のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

### 4. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
939	障害児通所施設における給食の外部搬入方式の容認	<p>児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条</p> <p>児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第178号)第28条(第60条、第64条第2項、第80条第3項において準用)</p>	<p>児童福祉施設最低基準第11条の第2項から第5項に定める健全な発育に必要な栄養量の確保や各々の身体的状況や嗜好に配慮するなどの食事を提供する場合の留意点を考慮し、一定の条件を設けた上で、給食の外部搬入について特区として認める。</p> <p>※障害児通所施設:知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設</p>	厚生労働省

(注) 規制所管省庁においては、省令の案を作成するに当たっては、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、上記及び基本方針の別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

## 939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

### 1. 特例を設ける趣旨

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

### 2. 特例の概要

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とします。

- (1) 調理室として加熱、保存等のために必要な調理機能を有する設備を設けること
- (2) 障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること
- (3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること
- (4) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた障害児の健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること

### 3. 基本方針の記載内容の解説

#### ①「児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点」

例えば、障害児一人当たりにかかる通所支援コストが比較的高い過疎地域等の児童発達支援センターにおいて、公営の給食センター等を活用することにより、児童発達支援センター及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

#### ②「調理室として加熱、保存等のために必要な調理機能を有する設備を設けること」

加熱、保存及び配膳や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

#### ③「障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること」

障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができることをいいます。

④「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

⑤「現行の調理業務の委託・受託に係る基準」

この調理業務の委託・受託に係る基準とは、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」のうち、3（2）中「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」部分及び3（3）部分を指しています。

上記を踏まえ、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保できるようにしてください。

⑥「必要な栄養素量を給与すること」

児童発達支援センターや他の施設、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるようにしてください。

⑦「食育プログラム」

この食育プログラムとは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条第5項の主旨を踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこと等を想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 障害児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

# 短期入所の事業形態について

事業所の種類	事業所の形態	人員基準		設備基準
併設事業所	障害者支援施設等（※1）と一体的な運営を行う事業所	従業者…当該施設の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該施設の利用者数とみなした上で、当該施設として必要とされる数以上		サービス提供に支障がない場合には、当該施設の設備を短期入所の事業の用に供することができる。（居室については当該短期入所について別に設けること。）
空床利用型事業所	障害者支援施設等（※1）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用した運営を行う事業所	管理者…常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（支障がない場合は兼務可）		当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。
単独型事業所	併設型事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所	従事者	6：1以上 ※ 指定生活介護等（※2）で行う場合は、指定生活介護等のサービス提供時間帯は、当該事業所の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした上で、当該事業所として必要とされる数以上	居室…1の居室の定員は4人以下、地階は設けてはならない、1人当たりの床面積は8平方メートル以上、寝台を備える、ブザーを設ける 食堂…支障がない広さ、必要な備品を備える 浴室…利用者の特性に応じたもの 洗面所・便所…居室のある階ごと、利用者の特性に応じたもの
		管理者…常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（支障がない場合は兼務可）		

## ※1 障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設

- 障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設  
※平成24年度から指定共同生活介護事業所（ケアホーム）、指定共同生活援助事業所（グループホーム）、指定宿泊型自立訓練事業所を追加（これらの事業所については、単独型の指定を受けることも可）

## ※2 指定生活介護等

- 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定宿泊型自立訓練事業所を含む）、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、指定知的障害児施設等

## 短期入所の報酬区分について

報酬の区分		対象者	サービス提供時間	実施主体	平成24年度からの変更点
イ 福祉型短期入所サービス費	(Ⅰ)	障害者	1日	(法人であること)	
	(Ⅱ)	障害者	夜間のみ(注1)	(法人であること)	
	(Ⅲ)	障害児	1日	(法人であること)	
	(Ⅳ)	障害児	夜間のみ(注1)	(法人であること)	
ロ 医療型短期入所サービス費(注2)	(Ⅰ)	重症心身障害児・者等	1日	病院(看護体制7:1等の要件あり)	
	(Ⅱ)	重症心身障害児・者等	1日	病院、有床診療所、老健施設	
	(Ⅲ)	遷延性意識障害者等	1日	病院、有床診療所、老健施設	
ハ 医療型特定短期入所サービス費(注2)	(Ⅰ)	重症心身障害児・者等	日中のみ	病院(看護体制7:1等の要件あり)	
	(Ⅱ)	重症心身障害児・者等	日中のみ	病院、有床診療所、無床診療所、老健施設	無床診療所を対象に追加
	(Ⅲ)	遷延性意識障害者等	日中のみ	病院、有床診療所、無床診療所、老健施設	無床診療所を対象に追加
	(Ⅳ)	重症心身障害児・者等	夜間のみ(注1)	病院(看護体制7:1等の要件あり)	新設
	(Ⅴ)	重症心身障害児・者等	夜間のみ(注1)	病院、有床診療所、老健施設	新設
	(Ⅵ)	遷延性意識障害者等	夜間のみ(注1)	病院、有床診療所、老健施設	新設

注1 利用者が日中活動サービスを利用した日に短期入所を行う場合(日中活動サービスの報酬と併せて算定可能)

注2 医療型については、24年度から法人格がない病院、診療所も事業者指定の対象となる(障害者自立支援法施行規則の改正)。

# 短期入所を行う場合の要件緩和(空床等の利用)

宿泊型自立訓練、グループホーム、ケアホームにおいても、必要な人員を配置した場合には、併設事業所又は空床利用型事業所として、**既存の設備や空床・空室を活用して短期入所の事業が実施できるよう、現行基準を見直す。**

## 【参考1】 併設事業所・空床利用型事業所として短期入所事業を実施する場合の人員配置基準

宿泊型自立訓練等のサービス提供時間帯		左記以外の時間帯																					
宿泊型自立訓練等の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした場合において、当該事業所における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上		生活支援員又はこれに準ずる従業者 6:1以上																					
	時間帯																						
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8
グループホーム ケアホーム 宿泊型自立訓練	サービス提供時間外								サービス提供時間帯		サービス提供時間外								サービス提供時間帯				
短期入所の人員配置基準(併設又は空床利用型事業所)	生活支援員又はこれに準ずる従業者 6:1以上								短期入所の利用者を当該事業所の利用者とみなした場合に必要な数以上		生活支援員又はこれに準ずる従業者 6:1以上(運用上、宿直可(※))								短期入所の利用者を当該事業所の利用者とみなした場合に必要な数以上				

※ 本体事業所以外の施設等における夜勤・宿直職員等であって、別途の報酬により評価される職務に従事している職員との兼務は不可。

## 【参考2】 併設事業所・空床利用型事業所として短期入所事業を実施する場合の設備基準

### 併設事業所として実施する場合

- 併設事業所及び併設本体事業所の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体事業所の利用者の支援に支障がないときは、当該本体事業所の設備(居室を除く。)を指定短期入所事業の用に供することができるものとする。

### 空床利用型事業所として実施する場合

- 宿泊型自立訓練等として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画案作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄	

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	
総合的な援助の方針	
長期目標	
短期目標	

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							



サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; padding: 5px;">                     週単位以外のサービス                 </div>
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の 全体像	
----------------------------------	--

## 申請者の現状(基本情報)(例)

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
-----	--	----------	--	---------	--

## 1. 概要(支援経過・現状と課題等)

--

## 2. 利用者の状況

氏名		生年月日		年齢	
住所				電話番号	
	[持家・借家・グループ/ケアホーム・入所施設・医療機関・その他( )]			FAX番号	
障害または疾患名		障害程度区分		性別	男・女
家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入			社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)		
生活歴 ※受診歴等含む				医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等	
本人の主訴(意向・希望)			家族の主訴(意向・希望)		

## 3. 支援の状況

	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援(障害福祉サービス、介護保険等)					
その他の支援					

申請者の現状(基本情報)【現在の生活】(例)

利用者氏名		障害程度区分		相談支援事業者名	
				計画作成担当者	

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     週単位以外のサービス                 </div>
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								



サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; padding: 5px;">                     週単位以外のサービス                 </div>
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の 全体像	
----------------------------------	--

モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画作成日		モニタリング実施日		利用者同意署名欄	

総合的な援助の方針	全体の状況

優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項
							サービス種類の変更	サービス量の変更	週間計画の変更	
1							有・無	有・無	有・無	
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	
6							有・無	有・無	有・無	

継続サービス等利用計画・継続障害児支援利用計画【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     週単位以外のサービス                 </div>
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の全 体像	
----------------------------------	--

# 地域移行支援・地域定着支援と補助事業の整理

【平成23年度】

【平成24年度以降】

## 地域生活支援事業(補助金)

### 【1 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)】

- ① 入居支援(家族同居者等への個別支援)
- ② 入居支援(障害者入所施設・精神科病院入院者への個別支援)
- ③ 24時間支援

### 【2 地域移行のための安心生活支援事業】

- ① 常時の連絡体制と緊急時の支援
- ② 緊急一時的な宿泊(居室の確保料以外分)
- ③ 一人暮らしの体験宿泊(同上)
- ④ ②・③の居室の確保料
- ⑤ 地域の体制整備のためのコーディネート

## 地域生活支援事業(補助金)

- 入居支援(家族と同居する者等の個別支援、個別支援以外の各種取組)
  - 緊急一時的な宿泊・体験宿泊の居室の確保料
  - 地域の体制整備のためのコーディネート
- ※ 1・2の上記以外の事業は、法施行時のために地域相談支援の提供体制が十分でない場合は体制整備されるまで補助対象。

## 自立支援給付費負担金(個別給付)

### 【地域移行支援】

- 対象者 入所施設及び精神科病院入院者
- サービス内容
  - ・地域移行に向けた相談、同行による支援
  - ・一人暮らしの体験宿泊
  - ・障害福祉サービス事業(日中活動系)の体験利用
  - ・入居支援

### 【地域定着支援】

- 対象者  
居宅で単身で生活する障害者又は同居する家族等による緊急時の支援が見込まれない者
- サービス内容
  - ・常時の連絡体制の確保
  - ・緊急時の支援(緊急一時的な宿泊を含む)

## 基金事業

### 【3 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等

継続

## 基金事業(経過措置として平成24年度まで延長)

### 【障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等



# 児童福祉法の一部改正の概要

# 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

## ① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

## ② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

## ③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

## ④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

## ⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

## ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
  - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行  
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

# 障害児支援の強化～今回の改正のポイント～

○ 障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

## ■ 障害児施設の一元化

障害種別で分かれている現行の障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支援等)」、入所による支援を「障害児入所支援(障害児入所施設)」にそれぞれ一元化

## ■ 障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。

## ■ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

## ■ 在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者に対し自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

\* 現に入所していた者が退所させられないようにする。

# 障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設  
第一種自閉症児施設(医)  
第二種自閉症児施設

盲児施設  
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)  
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

# 障害児通所支援について

## ①児童発達支援（医療型を含む）

# 児童発達支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業については、「児童発達支援」に一元化し、様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるようにする。
- 児童発達支援には、従来の事業形態等を踏まえて、①児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センター、②その他の児童発達支援事業の2類型。

## 1. 各障害別から3障害対応

- ・身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)  
\* 手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・障害特性へのきめ細かい配慮を行いつつ、様々な障害を受け入れ通所支援を提供  
\* 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

## 2. 地域支援体制の強化

### (1) 児童発達支援センター

- ◆ 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、
  - ①地域にいる障害児や家族への支援、
  - ②地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を実施
- ◆ 関係機関等と連携を図りながら重層的な支援を提供するとともに、児童発達支援事業との支援ネットワークを形成するなど、地域支援体制を強化

### (2) 児童発達支援事業

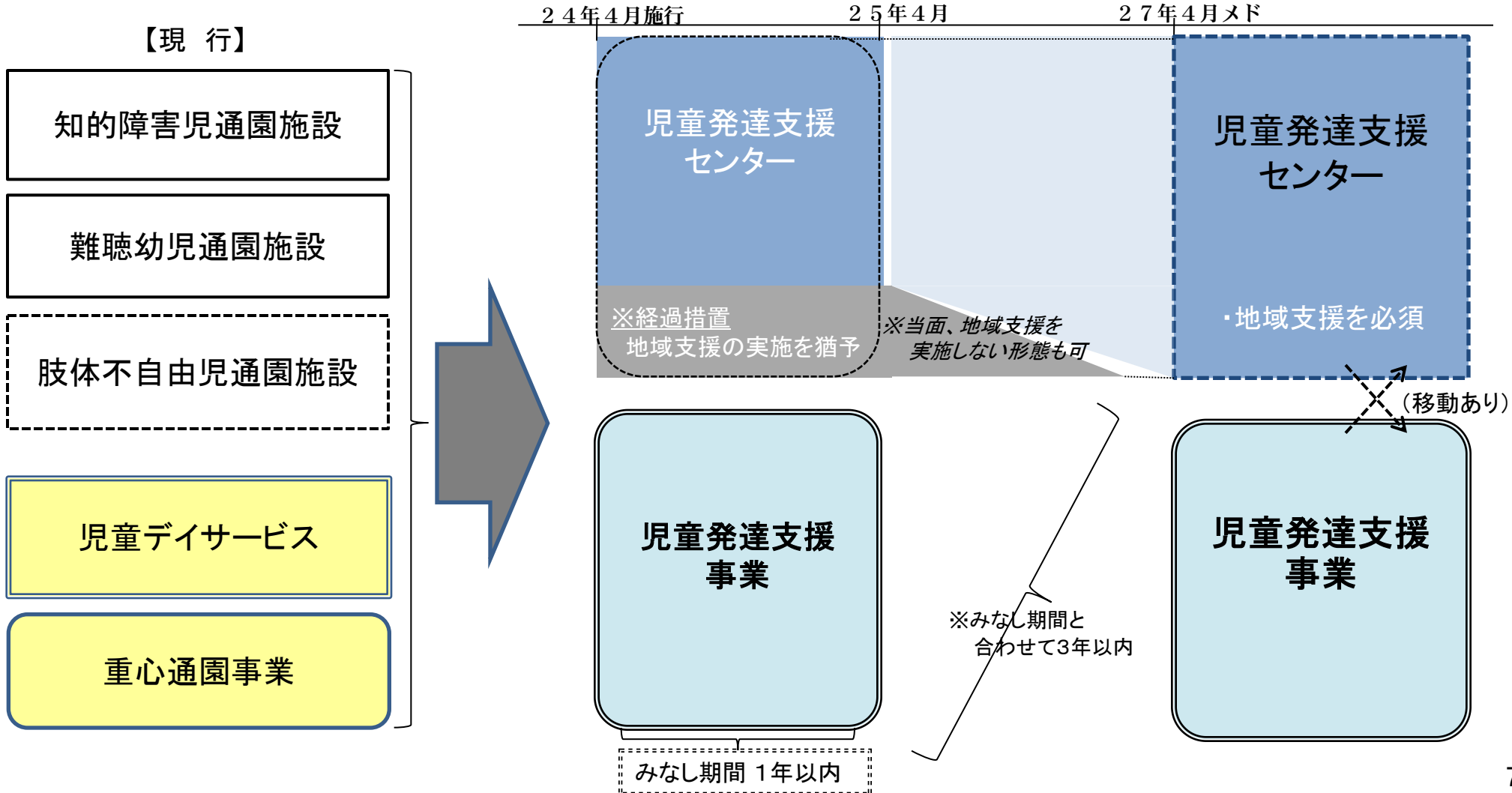
- ◇ 専ら通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場として位置づけ
- ◇ 児童発達支援センターよりも緩やかな実施基準とし、児童発達支援事業の設置を促進
- ◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークにより地域をカバー(児童発達支援センターからの支援等により質も向上)

## 3. 小規模ニーズへの対応

利用定員を10人以上 (\*重症心身障害児(者)通園事業からの移行の児童発達支援事業の場合は5人以上)

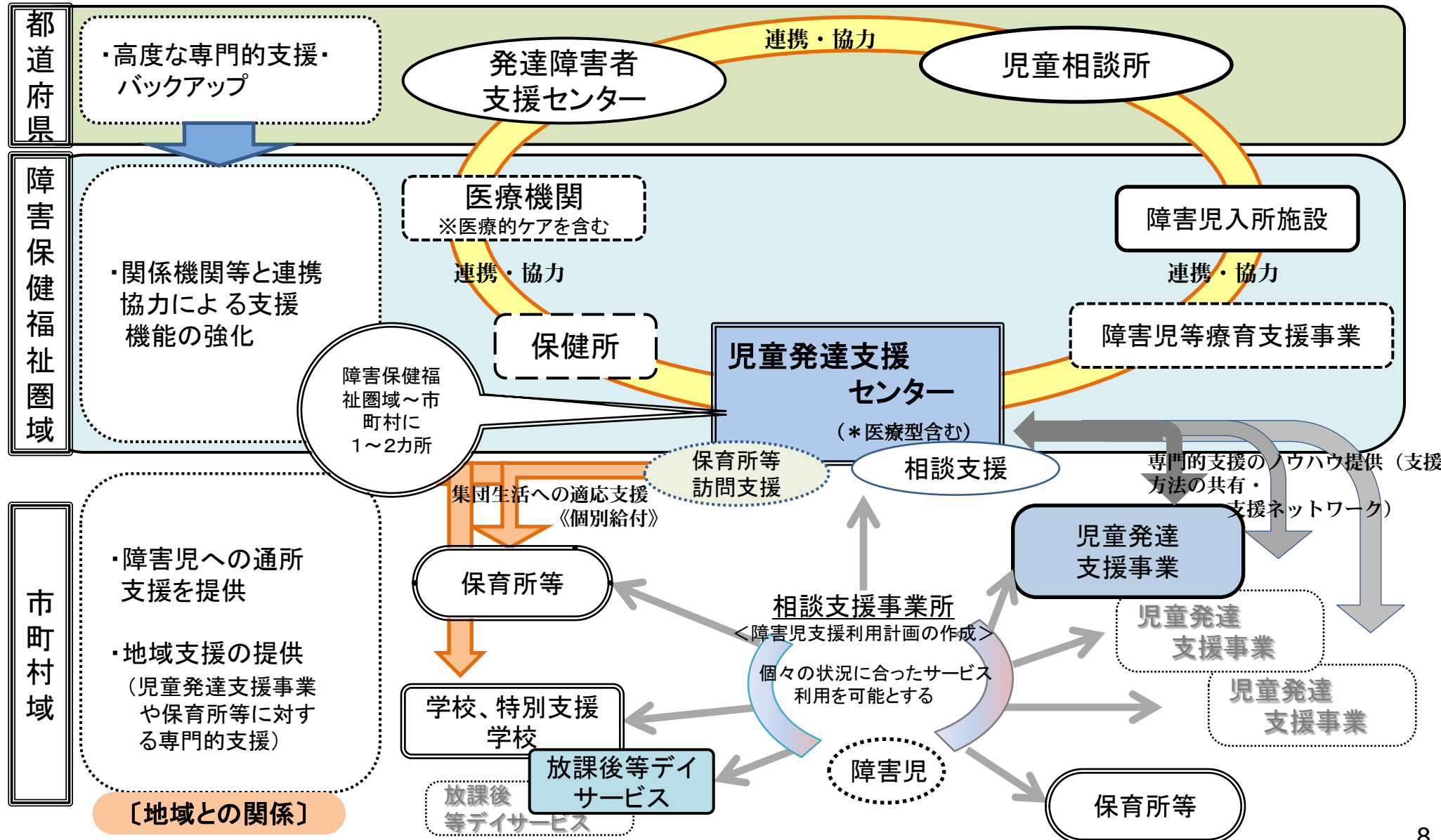
# 児童発達支援センター等への移行(案)

- 児童発達支援センターは、児童福祉施設であるため、従来の知的障害児通園施設等からの移行が想定。一方、児童発達支援事業は、児童デイサービスや重心通園事業からの移行が想定。
- 児童発達支援センターは、地域支援を提供するための体制整備等に一定の期間を要するものと考えられることから、地域支援の実施を猶予する3年以内の経過措置を講ずる。



# 児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の強化(例)

児童発達支援センターが障害児支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。





# 児童発達支援（児童発達支援センター（医療型を含む）及びそれ以外の児童発達支援事業）の 指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 現行の障害児通園施設及び児童デイサービスからの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。
- 計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置（→別紙）。
- 個別支援計画に基づき、各障害に応じた専門的な訓練を場合に、必要な専門職を配置するよう基準に規定。主たる対象とする障害が難聴の場合には、現行の「聴能訓練担当職員、言語機能訓練担当職員」を「言語聴覚士」に変更。  
（※現行ある施設・事業所については、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。）

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の障害児通園施設及び児童デイサービスからの円滑な移行と、様々な障害を受け入れることができるよう、基準を弾力化。

# 児童発達支援センターの指定基準

## 人員基準・設備基準の概要

人員基準	嘱託医※1	1人以上
	児童指導員及び保育士	総数：通じて障害児の数を4で除して得た数以上 ※現行ある施設は、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
	栄養士※2	1人以上
	調理員※2	1人以上
	その他必要な職員※3	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合 ただし、主たる対象とする障害が難聴の場合は、言語聴覚士4人以上 ※現行ある施設は、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。
	児童発達支援管理責任者	1人以上

※1 主たる対象の障害が知的障害の場合は、精神科又は小児科、難聴の場合は、耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者

※2 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※3 配置した場合は児童指導員等の総数に充てることができる。

設備基準	指導訓練室	・定員：おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積：2.47㎡以上 ※主たる対象者が難聴及び重心の場合は、定員及び床面積の要件は適用しない。
	遊戯室	・障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上 ※主たる対象者が難聴及び重心の場合は、床面積の要件は適用しない。
	その他	・医務室、相談室、調理室、便所、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ただし、主たる対象とする障害を知的障害とする場合には、静養室を、主たる対象とする障害を難聴とする場合は、聴力検査室を設けること。

# (別紙) 児童発達支援管理責任者の配置について

利用障害児に対して、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害児支援に共通する職種として新設。

## 《児童発達支援管理責任者の要件》

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術が必要であることから、要件は、①から③を満たす者とする。

### ①実務経験者

※実務経験の対象となる業務

保健、医療、福祉、就労、教育の分野において直接支援業務、相談支援業務、就労支援業務などの業務を対象とする。

具体的には、自立支援法に基づくサービス管理責任者と同等とする予定。

### ②児童発達支援管理責任者研修修了者

※研修の内容は、自立支援法に基づくサービス管理責任者研修と同等のものとし、今後定める。

### ③相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者)

## 《経過措置》

実務経験の要件を満たしていれば、施行後3年間で児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了することを条件として、この間、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。(3年間の経過措置)

なお、過去に、サービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

(※)児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて、管理者や他の一体的に運営する事業の児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者含む。)との兼務を可能とする。

## 児童発達支援事業（児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合）の指定基準

### 人員基準・設備基準の概要

人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとに当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児数が10人までは、2人以上</li> <li>・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul>
		その他必要な職員※	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者	1人以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</li> <li>・ また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</li> </ul>		

※ 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

# 医療型児童発達支援センターの指定基準

## 人員基準・設備基準の概要

人員基準	医療法上に規定する診療所として必要とされる従業者	同法に規定する診療所として必要とされる数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	その他必要な職員	日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合
	児童発達支援管理責任者	1人以上
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。</li> <li>・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。</li> <li>・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</li> <li>・階段の傾斜を緩やかにすること。</li> </ul>	

※ 指定に当たっては、法人格の有無は問わない。

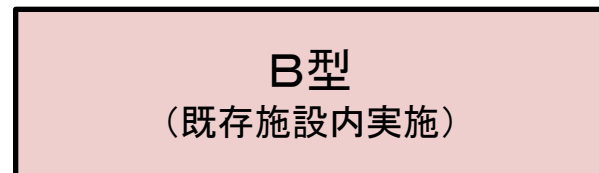
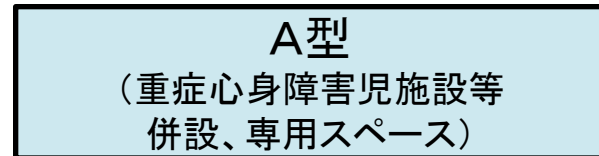
②主たる対象の障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援

# 児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の概要

## 【考え方】

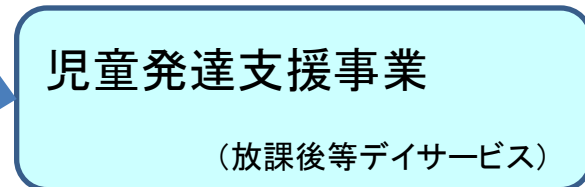
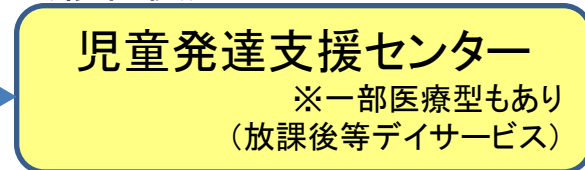
- 重症心身障害児(者)通園事業の形態として、重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)と既存施設内実施型(B型)があるが、
  - 重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)の移行先として、児童発達支援事業を基本とするが、児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合には、児童発達支援センターを選択することが可能。
  - 既存施設内実施型(B型)は、児童発達支援事業へ移行  
※就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービス。
- 医療機関で実施している場合は、医療型児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合は、医療型児童発達支援センターを選択して移行可能。

(現行)重症心身障害児(者)通園事業



又は

(移行後)



# 重症心身障害児(者)通園事業の法定化

- 今般の児童福祉法の改正により、従来、国庫補助事業で実施してきた「重症心身障害児(者)通園事業」については、「児童発達支援」として法定化。
- また、重心通園事業は、18歳以上の障害者も利用していることから、引き続き支援を提供するためには、併せて障害福祉サービス(生活介護)の指定をとることが必要。
- そのため、法定化に当たっては、円滑な移行を考慮し、  
①小規模な実施形態に配慮、②児者一体的な支援を継続できるよう特例措置

\* 利用者には、支給決定に当たって、本人の申出により障害程度区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置がある。

## 【現行】

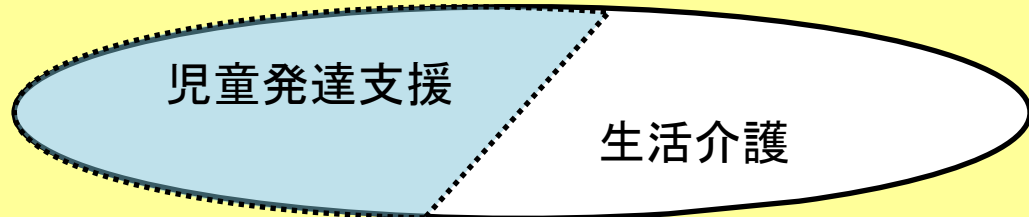
### 重症心身障害児(者)通園事業

- ①重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)  
定員15人
- ②既存施設内実施型(B型)  
定員5人を標準

\* 重症心身障害児・者が利用

法定化

## ■ 児童発達支援と生活介護を一体的に実施することが可能



- ①従来の多機能型事業所による実施、又は小規模な実態を考慮し、②児童発達支援と生活介護の指定を同時に受ける特例措置(\*)により実施。

- \* ①定員は児・者の合計、②職員・設備について兼務・共用を可  
※障害福祉サービスの指定基準を満たさなくても指定を取ることが可能
- \* 児童発達支援の最低定員を5人以上と設定。生活介護も5人以上で実施可能。

児者一体的な支援を継続



# 児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 現行の重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるように、現行の補助要件を基本として設定。
- 他の児童発達支援と同様、計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くことになっているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

(※)現行の補助要件にある「作業療法又は理学療法若しくは言語療法を担当する職員」については、省令化に伴い、「機能訓練等を行う職員」に表現を統一。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行ができるよう、現行の補助要件を基本として設定。

# 主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援の指定基準

## 人員基準・設備基準の概要

	職種	児童発達支援事業として実施する場合	児童発達支援センターとして実施する場合
人員基準	嘱託医	1人以上	1人以上
	看護師	1人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総数：4：1以上</li> <li>・ 看護師：1人以上</li> <li>・ 児童指導員：1人以上</li> <li>・ 保育士1人以上</li> <li>・ 機能訓練等担当職員 (※理学療法又は作業療法若しくは言語療法担当職員) ：1以上</li> </ul>
	児童指導員 又は保育士	1人以上	
	機能訓練等を行う職員 (※作業療法又は理学療法若しくは言語療法を担当する職員)	1人以上	
	栄養士※1	—	
	調理員※1	—	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上	1人以上
	設備基準	指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。	指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所、その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。※2

※1 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※2 遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は設けないことができる。

(注) 医療型児童発達支援センターの基準を満たせば、医療型への移行も可能

### ③放課後等デイサービス

# 放課後等デイサービスの概要

## ○ 事業の概要

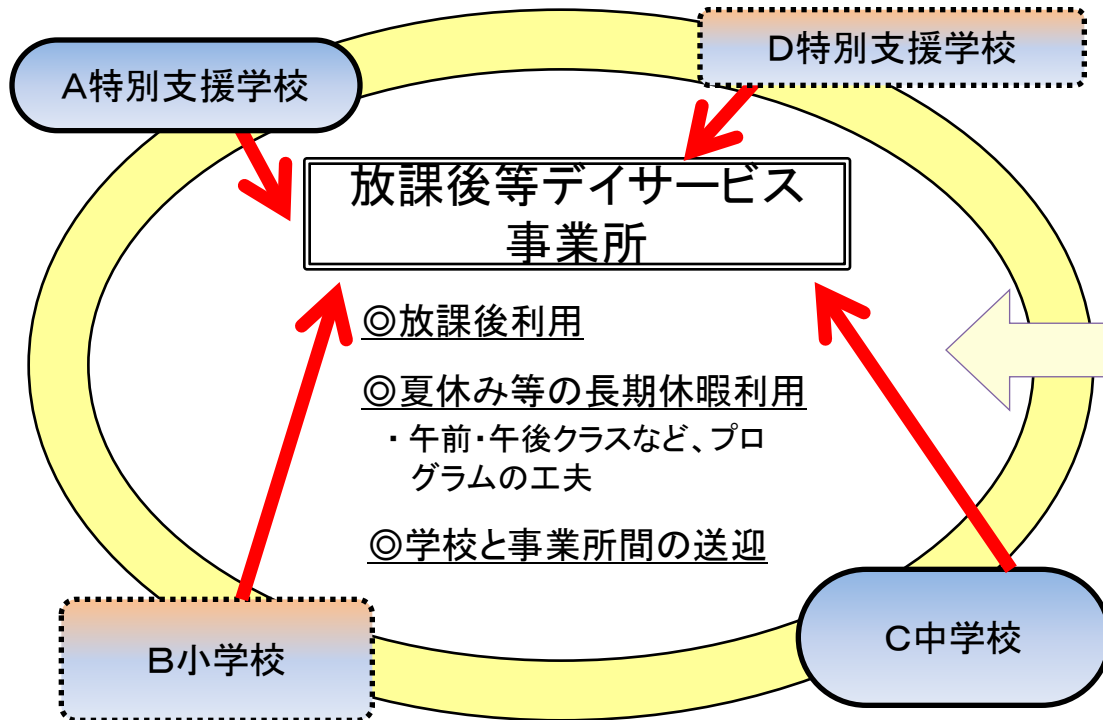
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

## ○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児  
( \* 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

## ○ 利用定員

10人以上  
※児童デイサービスからの移行を考慮



## ○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
  - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
  - ②創作的活動、作業活動
  - ③地域交流の機会の提供
  - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

# 放課後等デイサービスの指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 放課後等デイサービスは、現行の児童デイサービスのうちⅡ型の事業所(就学前児童の数が70%未満、報酬上の区分)からの移行が想定されるため、円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。
- 児童発達支援と同様、計画的かつ効果的な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。
- 個別支援計画に基づき、各障害に応じた専門的な訓練を場合に、必要な専門職を配置するよう基準に規定。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の児童デイサービスからの円滑な移行できるよう、現行の基準を基本として設定。

# 放課後等デイサービスの指定基準

## 人員基準・設備基準の概要

人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとに当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児数が10人までは、2人以上</li> <li>・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul>
		その他必要な職員※	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者	1人以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</li> <li>・ また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</li> </ul>		

※ 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

## ④保育所等訪問支援

# 保育所等訪問支援の概要

## ○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

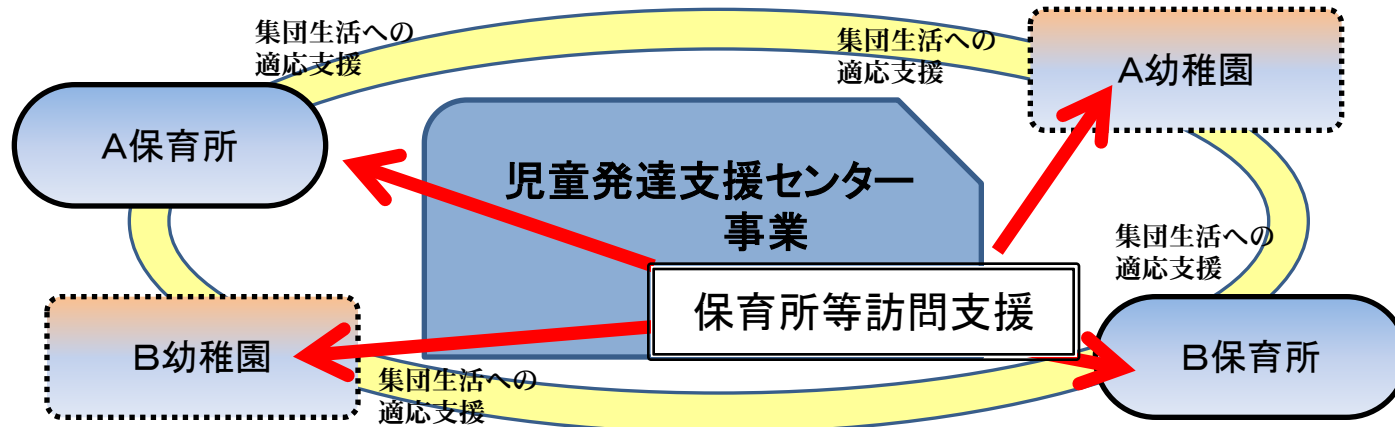
## ○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

- \* 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
- \* 発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



## ○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

## ○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
  - ① 障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
  - ② 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。



# 保育所等訪問支援の指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 保育所等に訪問して障害児への直接支援や保育所等のスタッフ支援を行うため、障害児支援の経験等を有する訪問支援員を事業規模に応じて弾力的に配置できるように規定。
- 訪問先に利用障害児に対して計画的かつ効果的な支援を提供するため、支援内容を管理・調整する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 支援に提供が必要な設備及び備品など、事業に取り組みやすい基準に設定。

## 保育所等訪問支援の指定基準

### 人員基準・設備基準の概要

人員基準案	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて必要な数 (障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士及び心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者)
		児童発達支援管理責任者※	1人以上
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備基準案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</li> </ul>		

※ 支援の提供にあたって、児童発達支援管理責任者が訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可とする。

### 3. 障害児入所支援について

# 障害児入所支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児入所施設については、「障害児入所施設」として一元化し、重複障害等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。
- 障害児入所施設には、従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

## 1. 各障害別から3障害対応

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
  - \* 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
  - \* 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能（ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児）

## 2. 様々な障害や重複障害等への対応

### 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- ◆ 従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供（医療型は、このほか医療を提供）
- ◆ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策（障害者自立支援法の障害福祉サービス）で対応することとなることを踏まえ、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供。
  - \* 重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続が可能

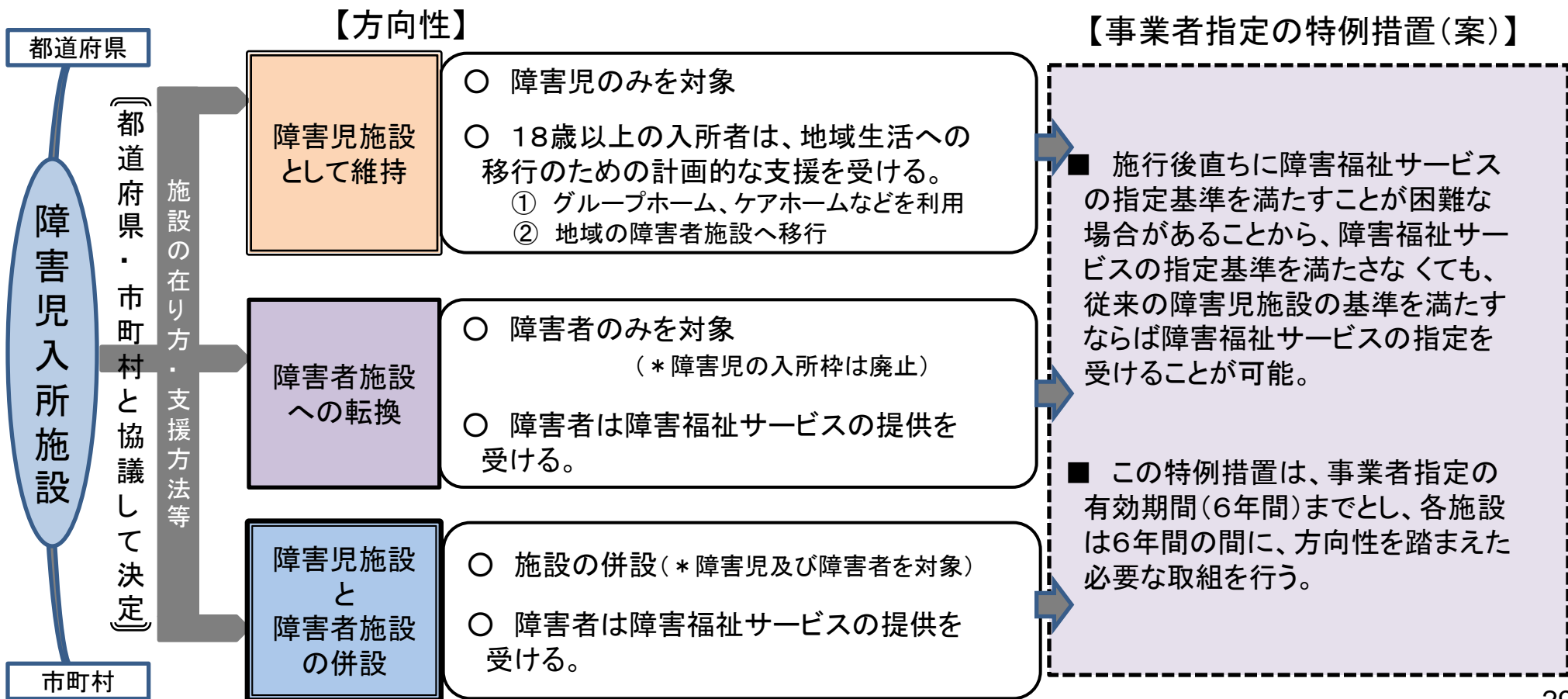
## 3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応

- ・ 障害者自立支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。
  - \* 障害福祉サービスの指定を受ける。現に入所していた者が退所させられないようにするため、指定に当たっての特例措置を講ずる。
  - \* ただし、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することが可能。

# 18歳以上の障害児施設入所者への対応

- 18歳以上の入所者がいる障害児施設は、「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設」の3タイプから施設の方向性を選択。
- 入所者が退所させられないことがないよう、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、指定に当たつての特例措置を講ずる。

\* 利用者には、支給決定に当たって、本人の申出により障害程度区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置がある。



# (参考)重症心身障害児施設の対応

- 重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても、同様に障害福祉サービス(療養介護)により対応することとなるが、重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましいことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いも可能。

## ■ 医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施することが可能

「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の両方の指定を同時に受ける。

＜一体的な事業運営＞

医療型障害児入所施設  
(児童福祉法)

療養介護  
(障害者自立支援法)

- ①定員は児・者の合計、②職員・設備について兼務・共用を可  
※障害福祉サービスの指定基準を満たさなくても指定を取ることが可能

児者一貫した支援の確保

(※)重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力。  
また、重症心身障害児者に対する在宅生活支援(短期入所など)にも積極的に対応することが望まれる。

# 障害児入所施設の指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 現行の障害児入所施設からの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。併せて、複数の障害種別を受け入れても、適切な支援が提供できるよう、障害種別に応じた人員基準を適用。
- 計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の基本的な支援水準を維持するため、現行の基準を基本として設定。

# 福祉型障害児入所施設の指定基準

## 1. 人員基準の概要

職種	知的障害 の場合	自閉症の場合	盲ろうあ の場合	肢体不自由児の場合
嘱託医※1	1人以上			
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総数：               <ul style="list-style-type: none"> <li>①知的障害児（自閉症含む）4. 3：1以上</li> <li>②盲ろうあ児：乳幼児4：1以上、少年5：1以上</li> <li>③肢体不自由児：3. 5：1以上</li> </ul> </li> <li>・ 児童指導員：1人以上</li> <li>・ 保育士：1人以上</li> </ul>			
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※3	1人以上			
調理員※4	1人以上			
職業指導員	職業指導を行う場合			
心理指導担当職員※5	心理指導を行う場合			
児童発達支援管理責任者	1人以上			

※1 知的障害児（自閉症含む）の場合は、精神科又は小児科、盲ろうあ児の場合は眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者

※2 30人以下を入所させる施設で知的障害児を受け入れる場合、35人以下を入所させる施設で盲ろうあ児を受け入れる場合は、さらに1人以上を加える。

※3 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※4 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上



## 2. 設備基準の概要

※次期改築等の施設整備を行うまで適用猶予

設備	知的障害 の場合	自閉症 の場合	盲ろうあ の場合	肢体不自由 の場合
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員4人以下(乳幼児6人以下)</li> <li>・障害児1人当たりの床面積:4.95㎡以上(乳幼児3.3㎡以上)</li> <li>・障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。</li> </ul>			
その他	調理室、浴室、便所、医務室※1、静養室※2			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる対象の障害が、 知的障害及び盲ろうあの場合は、障害児の年齢、適応に応じ職業指導に必要な設備 盲ろうあの場合は、遊戯室、訓練室 盲の場合は、音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備 ろうあの場合は、映像設備 肢体不自由の場合は、訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備 を備えること</li> </ul>			

※1 主たる対象の障害が知的障害、盲ろうあであって、30人未満の施設においては、医務室を設けないことができる。

※2 主たる対象の障害が盲ろうあであって、30人未満の施設においては、静養室を設けないことができる。

# 医療型障害児入所施設の指定基準

## 1. 人員基準の概要

職種	自閉症児の場合	肢体不自由児の場合	重症心身障害児の場合
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数：6.7:1以上</li> <li>・各1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数：乳幼児10:1以上 少年20:1以上</li> <li>・各1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各1人以上</li> </ul>
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上		

## 2. 設備基準の概要

自閉症の場合	肢体不自由の場合	重症心身障害の場合
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
<p>主たる対象とする障害が</p> <p>自閉症児の場合は、静養室を設けること。</p> <p>肢体不自由の場合は、屋外訓練場、ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる)、身体の機能を助ける設備を設けること。 また、階段の傾斜を緩やかにすること。</p>		

(参考2)

事務連絡  
平成24年 1月11日

都道府県  
各 指定都市 障害児支援主管課室 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う  
障害児通所支援等に係る事務の実施主体の移行について

障害児支援の充実につきましては、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

今般の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）により、障害児支援については、身近な地域で支援が受けられるようにするため、平成24年4月から、現行の各障害種別に分かれた障害児施設支援が障害児通所支援、障害児入所支援に再編されるとともに、障害児通所支援や、18歳以上の障害児施設入所者の給付決定等の事務が都道府県から市町村に移行されるなどの見直しを図られることとなります。

これらに係る事務については、現行の障害者自立支援法等の支給事務に準じて行われるものであり、平成23年10月31日に開催した障害保健福祉主管課長会議において円滑な事務執行に関する留意点についてお示ししたところではありますが、障害児通所支援等に係る事務の移行に関する詳細について、別添1のとおりまとめましたので、送付いたします。

各都道府県においては、円滑な施行を図るため、本事務連絡を参考にして速やかに管内市町村への事務の引き継ぎ及び各市町村への指導・助言について、特段のご配慮をお願いするとともに、各市町村において、実施主体が変更に伴う事務が終了した場合には、当室担当係まで別添2に記載している項目についてご報告願います。

なお、指定都市・児童相談所設置市においては、特段の事務の変更はありませんが、整備法の施行に向けて引き続き必要な事務について、遺漏なきようお願いいたします。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係  
佐藤、神田、今野

TEL：03-5253-1111（内3037）

(別添 1)

## 整備法施行に伴う事務の移行について

### 1 都道府県から市町村に実施主体が移行される事務

平成 24 年 4 月から、実施主体が都道府県から市町村に移行される事務は次のとおりである。

- ① 児童福祉法に基づく障害児通所給付費の通所給付決定等
- ② 18 歳以上の障害児施設入所者に係る障害者自立支援法に基づく介護給付費の支給決定等
- ③ 平成 15 年 11 月 10 日障発第 1110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「重症心身障害児(者)通園事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する重症心身障害児(者)通園事業の利用者(以下「重心通園事業の利用者」という。)に係る児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく給付費の支給決定等

### 2 移行に当たって特に留意が必要な点

事務の移行に当たって、特に留意していただきたい点は、次のとおりである。なお、具体的には下記を参照願いたい。

#### ① 都道府県

速やかに、現在の利用者全員について、平成 24 年 4 月以降の実施主体となる市町村の特定を行うとともに、市町村に対する事務の引継や市町村への申請勧奨に努めること。

市町村における児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく給付費に関する業務が円滑に行われるよう、必要に応じて指導・助言などの支給決定業務への支援を行うこと。

特に、改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第 24 条の 3 第 4 項に規定する施設給付決定(通所のみによる利用に係るものに限る。)の有効期間が平成 24 年 3 月 31 日までのものについては、施行日以降も通所支援が利用できるよう十分留意するとともに、取扱いについて、速やかに市町村と調整すること(Iの1の(3)の※2及びIIの1の(2)の※参照)。

#### ② 市町村

速やかに障害児通所給付費に関する業務を担当する部署を決定すること。また、給付費の支給決定に係る必要な手続きを遺漏なく行うとともに、その際には、整備法の円滑な施行を図るために講じる経過措置の取扱いに十分留意すること。

## I 都道府県業務（市町村への移行に係る部分）

### 1 市町村に対する事務の引継又は市町村への申請勧奨

#### （1）市町村に対する事務の引継

次に該当する者については、整備法の附則において、改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされる（以下「みなし通所給付決定」という。）又は改正後の障害者自立支援法（以下「新自立支援法」という。）第 19 条第 1 項に規定する支給決定を行うものとする旨の経過措置の規定（以下「みなし通所給付決定等」という。）があり、給付費に関する業務が市町村に移行されることから、実施主体となる市町村に対し、支給決定に関する情報を引き継ぐこと。

ア 平成 24 年 4 月 1 日において、施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）を受けている障害児の保護者（以下「通園施設の利用者」という。）

※ 施設給付決定の有効期間が平成 24 年 4 月 1 日以降の者に限る。

イ 平成 24 年 3 月 31 日において、旧児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項（通所のみによる利用に係るものを除く。）を受けて指定知的障害児施設等に入所又は入院している 18 歳以上の者（以下「入所施設を利用している 18 歳以上の者」という。）

※ 1 新児童福祉法第 24 条の 24 の規定により、引き続き障害児入所給付費を受けられることができる者を除く。

※ 2 市町村は、児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法のサービスに係る支給決定を行う。

#### （2）引継に伴う書類等

市町村に引き継ぐものとして、次のものが考えられるが、各都道府県の実情に応じて進めること。

ア 児童記録票の写し

イ 障害児施設給付費に関する支給申請書及び給付決定通知書の写し

ウ 勘案事項調査票等の写し

エ その他、給付費に関する業務で参考となる書類

事業所との契約内容が確認できる資料、直近の給付費の支給状況（加算等）が分かる資料等

※ なお、市町村に引き継ぐ際、個人情報について、保護者等の承諾は要しない。

#### （3）利用者に対する市町村への申請勧奨等

次に該当する者については、みなし通所給付決定等の規定がないため、施行日以降も利用を希望する場合には、原則、市町村が新たに支給決定を行う必要があるため、利用者に対し市町村への申請勧奨等に努めること。

ア 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）の有効期間が平

成 24 年 3 月 31 日までの者

※1 引き続き、利用を希望する場合は居住地の市町村に対し新規申請を行うことになる。その際、市町村は、速やかに通所給付決定が行えるよう、児童相談所に意見聴取（通所給付決定に関する情報提供依頼を含む。）の依頼をすることができる（新児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 2 項）。

児童相談所においては、保護者等の承諾を得たうえで（情報提供することを前提に申請勧奨の際に了解を得ておくことが望ましい。以下、イ及びエにおいて同じ。）、関係書類を提供すること。

※2 市町村における業務体制が整っていない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、当該市町村と調整したうえで、都道府県において、平成 24 年 3 月 31 日までに施設給付決定を更新（例：有効期間を平成 25 年 3 月 31 日までとする支給決定を行う）したうえで実施主体を変更し、みなし通所給付決定の規定を活用する等配慮することが望ましい。

#### イ 重心通園事業の利用者

※ アの※2のような取扱いできないことから、市町村において、速やかに児童福祉法に基づく通所給付決定又は障害者自立支援法に基づく支給決定が行えるよう必要な支援を行うこと。

#### ウ 入所施設を利用している 18 歳以上の者

※1 継続して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用する必要がある場合は、整備法附則第 35 条の規定に基づき、本人の申出により、支給申請や障害程度区分の認定等の手続を省略し、新自立支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定が行われる旨を伝え、申出を勧奨するよう努めること。

※2 必ずしも入所施設を利用している 18 歳以上の者全員が障害者自立支援法で対応するのではなく、新児童福祉法第 24 条の 24 の規定に基づき、本人からの申請があり、児童相談所の意見を聴いた上で、引き続き障害児入所施設での支援が必要な場合は、20 歳に達するまで障害児入所給付費を支給することができる。また、新児童福祉法第 31 条の規定により、20 歳に達するまで措置を採ることができるため、都道府県においては、個別に判断する必要がある。

（障害児施設において支援が必要な場合の例）

- ・ 虐待等がある又は疑われ、引き続き都道府県又は児童相談所において、関与していく必要がある。
- ・ 障害者支援施設に空きがない。
- ・ 高等部に在学中であり、障害児として支援することが望ましい。
- ・ 自活訓練等の地域移行に向けた支援を継続する必要がある。

※3 平成 24 年 4 月 1 日に満 18 歳未満である者が、施行日以後において、満 18 歳となることに伴い、継続して、障害福祉サービスを利用する必要が生ずる場合も整備法附則第 35 条の対象となり、同じ取扱いとなる。

市町村における支給決定は、その者が満 18 歳となる日までに行う必要があるため、都道府県においては、市町村と連携を密にし、時期等について配慮されたい。

エ 重症心身障害児施設の待機者（18 歳以上の者に限る。）

※ 重症心身障害児施設（指定医療機関の重心病棟含む。）に入所を希望している 18 歳以上の待機者については、平成 24 年 4 月 1 日以降は、障害者自立支援法の療養介護の対象となるため、居住地の市町村に対して介護給付費の支給申請を行うことになる。都道府県においては、待機者に対し市町村への申請勧奨に努めるとともに、待機者に係る基本情報が児童相談所等において把握している場合は、本人等の承諾を得たうえで、市町村に情報提供すること。

なお、重症心身障害児施設については、4 月以降は医療型障害児入所施設又は療養介護への移行若しくは一体的に行うことが想定される。そのため、都道府県又は市町村の支給決定に当たっては、都道府県、市町村間の連絡調整を密に行い、都道府県において、重症心身障害児者が円滑に入所できるよう、調整等配慮されたい（新児童福祉法第 24 条の 19）。

## 2 都道府県の役割

### イ 市町村における支給決定業務の支援

#### （1）支給決定手続き等の伝達

今回の改正で、障害児通所給付費に関する業務が市町村に移行されることから、これまで都道府県が実施してきた障害児施設給付費（通所のみによる利用に係るものに限る。）に関する業務（施設給付決定に関する業務を含む）の流れや留意事項等について、必要に応じて市町村に情報提供すること。

（例）支給決定の流れ、支給決定をする際の基準、勘案事項調査の内容、判定方法 等

#### （2）支給決定に係る支援

都道府県は、市町村からの求めに応じ、支給決定業務に関し、技術的事項についての協力その他必要な支援を行うこと（新児童福祉法第 21 条の 5 の 10、新自立支援法第 26 条）。

（例）療育の必要性や重症心身障害等の判断基準 等

#### （3）その他

市町村における業務体制が整っていない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、平成 24 年 3 月 31 日までに施設給付決定（例：有効期間を平成 25 年 3 月 31 日までとする支給決定）を行い、みなし通所給付決定の規定を活用したうえで、市町村に移行するなど配慮することが望ましい。そのため、市町村における業務体制を把握しておくとともに、進捗状況の報告を受けること。

また、通所支援の提供が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整又は事



業者等に助言その他の援助を行うことが望ましい。

(例) 児童発達支援センター等が市町村単位で設置されていない場合等で、利用に当たって、広域での調整等が必要な場合 等

#### ロ 障害児通所給付費等に対する審査請求

障害児の保護者が市町村の行った障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について審査を行うことになる。

※ 1 審査請求については、障害者自立支援法の規定を準用する。

※ 2 運営に当たっては、どのような体制で行うかは、最終的には都道府県の判断となるが、障害者介護給付費等不服審査会との合同で実施することとしても差し支えない。

## II 市町村業務（都道府県からの移行に係る部分）

### 1 児童福祉法に基づく通所支援の決定

#### (1) 担当部署の決定

障害児支援については、基本的に児童福祉法で対応することになったが、担当部署の決定に当たっては、各市町村の実情に応じて、障害児支援が適切に行える部署において所管されたい。

#### (2) 現行制度利用者に関するみなし通所給付決定業務（整備法附則第 23 条）

##### ① 対象者

次に該当する者については、みなし通所給付決定の規定がある。

※ ただし、新児童福祉法第 21 条の 5 の 5 の規定（通常の手続）による通所給付決定を受けた者を除く。

ア 児童デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けている障害児の保護者（以下「児童デイサービスの利用者」という。）

※ 平成 24 年 3 月 31 日で有効期間が満了する者については、みなし通所給付決定の対象とはならないため、通常の手続により新たに利用する通所支援の通所給付決定を行う必要がある。

イ 通園施設の利用者

※ 平成 24 年 3 月 31 日で有効期間が満了する者については、みなし通所給付決定の対象とはならないため、通常の手続により新たに利用する通所支援の通所給付決定を行う必要があるが、市町村において業務体制が整わない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、都道府県と調整したうえで、都道府県において、平成 24 年 3 月 31 日まで有効期間を更新（例：有効期間を平成 25 年 3 月 31 日までとする支給決定）し、みなし通所給付決定の対象となるよう配慮されたい。

## ②みなし通所給付決定の内容

みなし通所給付決定に係る通所支援の種類及び支給量については、政令及び規則で定める予定であるが、現時点では以下のとおりである。

### ア 児童デイサービスの利用者

#### (ア) 通所支援の種類 放課後等デイサービス

※ なお、未就学児童も含めて放課後等デイサービスにみなされることとなるが、未就学児童は、みなし経過後においては、放課後等デイサービスではなく、児童発達支援の通所給付決定を行うこととなるので、この場合の未就学児童に係るみなし通所給付決定の間の報酬については、就学児童と区分することを検討している。

#### (イ) 支給量 現に支給決定されている日数

### イ 通園施設の利用者

#### (ア) 通所支援の種類 児童発達支援

#### (イ) 支給量 現に支給決定されている日数

※ 現在の支給決定の際、支給量を定めていない場合、都道府県においては、実際の利用状況等を勘案し、支給量について意見を付すこと。市町村は都道府県の意見を踏まえ、必要な日数を設定する。

※ 平成 24 年 4 月 1 日以降に支給量の変更を希望する場合は、新児童福祉法第 21 条の 5 の 8 の規定に基づき、変更申請が必要となる。市町村においては、勘案事項の聴き取りに当たっては、児童相談所等からの引き継ぎがある場合は活用する等、速やかに通所給付決定の変更を行うよう配慮されたい。  
なお、この場合の通所給付決定の有効期間は、③にかかわらず 1 年となる。

## ③みなし通所給付決定の有効期間

介護給付費又は障害児施設給付費の支給期間の残存期間とする。

(例) 平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの支給期間の者

→ 平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

※ 1 みなし通所給付決定の有効期間が満了した場合、引き続き障害児通所支援を利用しようとするときは、障害児の保護者は、居住地の市町村に支給申請を行い、通常の手続により通所給付決定を受けることになる。

※ 2 みなし通所給付決定期間中に新たな通所給付決定をした場合には、通所給付決定日において、みなし通所給付決定の効力が消滅し、新たな通所給付決定が有効となる。

## ④みなし通所給付決定に関する手続き

みなし通所給付決定は、法律上何らの手続きを要せずに通所給付決定があったものとされるが、実務上は、対象者の確認、みなし通所給付決定されたことの通知、通所受給者証の交付等の手続きが必要となる。

### (3) みなし通所給付決定業務の流れ

#### ①都道府県から通所給付決定に関する情報提供

市町村は、現行の支給決定の内容、支給決定に当たって勘案した事項等について、都道府県から引き継ぐ（Iの1参照。）。

※ ただし、児童デイサービスの利用者は除く。

#### ②児童記録票、支給管理台帳等の作成

市町村は、障害児支援を適切に提供するため、通所給付決定に関する基本情報を記録しておくこと。

#### ③みなし通所給付決定の通知

みなし通所給付決定は、個別の行政処分である通所給付決定とは異なり、法律上の取扱いであるため、行政処分としての通所給付決定の通知は要しないが、対象者にみなし通所給付決定がなされた旨を周知するため、次の事項を記載した通知を行うことが適当である。

ア みなし通所給付決定された旨

イ みなし通所給付決定された障害児通所支援の種類

※ 児童デイサービスの利用者であって未就学児童の場合の名称については、別途お示しする予定である。

ウ みなし通所給付決定された障害児通所支援の支給量

エ みなし通所給付決定の有効期間

オ 負担上限月額

カ その他必要な事項

※ 行政処分ではなく、審査請求の対象とはならないので、教示は不要。

#### ④通所受給者証の交付

みなし通所給付決定された旨の通知には、当該みなし通所給付決定された内容（受給者番号を含む。）を記載した通所受給者証を添付する。

#### ⑤その他、利用に当たって周知すべき事項

今般の制度改正の概要、更新時の手続き等その他通所支援の利用に当たって留意すべき事項を適宜周知する。

### (4) 留意事項

次に該当する者については、みなし通所給付決定の規定がなく、施行日以降も利用を継続するには、通所給付決定を行う必要があるため、市町村は通所給付決定に関する手続きを優先的に進める必要がある。

ア 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）の有効期間が平成24年3月31日までのもの

※ 必要に応じて、都道府県に有効期間の更新を依頼することも考えられ

る。(Iの1の(3)のア参照。)

イ 重心通園事業の利用者(18歳以上の者を除く。)

ウ 平成24年4月1日以降に新規に通所支援の利用を希望する者

#### 【通常に通所給付決定業務の流れ】

①都道府県から利用者(みなし通所給付決定の対象者を除く。)へ申請勧奨等  
※ 都道府県においては、申請勧奨に努めるとともに、市町村への情報提供について承諾を得ておくことが望ましい。

#### ②通所給付決定の申請

障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者は、居住地の市町村に対して支給申請を行う。

#### ③勘案事項調査

当該申請に係る障害児又は障害児の保護者と面接をし、心身の状況、障害児の置かれている環境、通所支援の利用に関する意向等を調査する。

※ 市町村は、速やかに通所給付決定が行えるよう、勘案事項の聴き取りに当たっては、児童相談所等からの情報提供がある場合は活用する等配慮されたい。

#### ④児童相談所への意見聴取

市町村は、必要に応じて児童相談所の意見を聴くことができる。

なお、児童相談所は、意見を述べるに当たり、必要に応じて当該障害児、その保護者、医師等の意見を聴くことができる。

#### ⑤障害児支援利用計画案の提出依頼

※ 新規申請者は、障害児支援利用計画案の作成を優先することになっているが(平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議資料85頁参照)、障害児相談事業者の整備が進んでいないことも想定されることから、平成24年4月の通所給付決定に当たっては、障害児支援利用計画案の提出を求めないことも可能とする(3年間の経過措置あり。)

#### ⑥通所給付決定

市町村は、勘案事項、児童相談所の意見、障害児支援利用計画案を踏まえ、障害児通所給付費の支給の要否の決定を行う。通所給付決定を行った場合には、通所支援の種類、支給量、通所給付決定の有効期間、利用者負担額を定め、これらを記載した通所受給者証を交付する。

※ 申請書、決定通知書、通所受給者証等に係る様式例については、別途お示しする予定である。

## 2 障害者自立支援法に基づく支給決定

### (1) 対象者

次に該当する者については、新自立支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を行う必要がある。

ア 入所施設を利用している 18 歳以上の者（新児童福祉法第 24 条の 24 の規定により、引き続き障害児入所給付費を受けることができる者を除く。）

※ 平成 24 年 4 月 1 日に満 18 歳未満である者が、4 月 1 日以後において、満 18 歳となることに伴い、継続して、障害福祉サービスを利用する必要が生ずる場合も整備法附則第 35 条の対象となり、同じ取扱いとなる。

市町村における支給決定については、その者が満 18 歳となる日までに行う必要があるので、留意されたい。

イ 重心通園事業の利用者（18 歳以上の者に限る。）

## （2）支給決定の流れ

支給決定の流れについては、上記のア又はイに応じて次のとおりである。

ア 入所施設を利用している 18 歳以上の者の場合（整備法附則第 35 条）

### ①都道府県からの引継

※ 都道府県において、市町村に事務を引き継ぐとともに、対象者へ申出の勧奨に努められたい（I の 1 の（1）～（3）参照。）。

### ②本人からの申出

※ 障害福祉サービスの利用について、公費で助成することから、申出に当たっては、書面等により記録しておくことが適当である。

なお、判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者については、成年後見人が障害者本人に代わって申出を行うことになる。

### ③支給決定

市町村は、本人の申出により、申請や障害程度区分の認定等の手続きを省略し、前日まで現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法の障害福祉サービスの支給決定を行う。

（児童福祉法のサービスに相当する自立支援法のサービスの例）

- ・福祉型障害児入所施設の場合 生活介護及び施設入所支援
- ・肢体不自由児施設、第 1 種自閉症児施設の場合 生活介護及び施設入所支援（又は療養介護）
- ・重症心身障害児施設の場合 療養介護

※ なお、サービスの種類の決定に当たっては、現に利用している施設等がどのサービスに移行するか確認のうえ、行うこと。

### ④支給決定通知（受給者証の交付）

有効期間については 1 年とする。

※ 事務の平準化の観点から2年とすることも可能（平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議資料64頁参照）。

#### イ 重心通園事業の利用者（18歳以上の者に限る。）の場合

新自立支援法による支給決定と同様の手続きにより、生活介護の支給決定を行うこと。

- ※1 指定特定相談支援によるサービス等利用計画案の提出を求めることとなっているが、事業者の整備状況等を踏まえ対応すること。
- ※2 勘案事項の聴き取りに当たっては、児童相談所等からの情報提供がある場合は、活用する等配慮されたい。
- ※3 障害程度区分の認定は必要であるが、事務が集中し、施行日までに認定が間に合わない等やむを得ない場合には、引き続き、サービスを利用できるようにする観点から、支給決定を行っても差し支えない。なお、この場合の報酬については、障害児通所給付費と同程度の単価を設けることを検討している。

### （3）留意事項

法律の施行の際現に都道府県の措置を受けて障害児施設支援を受けている者は、整備法附則第32条の規定に基づき、政令で定めるところにより、市町村の措置を受けて障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けているものとみなされる。政令で定める都道府県の措置から市町村の措置を受けたものとみなされる内容は、現時点では以下のとおりである。

ア 通園施設に措置されている者 児童発達支援

イ 知的障害児施設に措置されている者 生活介護

ウ 肢体不自由児施設に措置されている者 施設入所支援

- ※ ただし、20歳未満の者については、引き続き都道府県の措置を受けて障害児入所支援を受けているものとみなす。

エ 重症心身障害児施設に措置されている者 療養介護

- ※ ウと同じ。

- ※1 市町村においては、サービスの利用状況により、例えば、知的障害児施設に措置されている者は、生活介護の他、施設入所支援の措置を行う等必要な配慮されたい。
- ※2 入所施設に入所している18歳以上の者について、契約又は措置かどうかで平成24年4月の対応が異なるので、留意が必要である。
- ※3 障害福祉サービスを利用する場合、原則、契約となるが、現在、措置入所している場合は、成年後見制度の活用等を図った上で、適宜、契約に移行するなど慎重に取り扱うことが望ましい。

### Ⅲ その他

都道府県においては、重心通園事業実施施設及び 18 歳以上の入所者がいる障害児入所施設については、児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく事業者の指定が必要である。児童福祉法の指定基準等の省令については、平成 24 年 2 月上旬目途で公布できるよう作業を進めているところである。それに先立ち、別途、省令の内容や事業者の指定に係る留意事項等について、お示しする予定である。

なお、平成 24 年 4 月に障害児入所施設が施設入所支援等の指定を受ける際には、施行時に障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合が想定されるため、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を設ける予定であるので、都道府県においては、事業者の指定事務についても、遺漏なきようお願いしたい。

(別添 2) 事務の実施主体の移行に伴うチェックリスト

都道府県

- 実施主体となる市町村の特定
- 事務の引き継ぎ
- 利用者への申請勧奨
- 施設給付決定の有効期間が平成 24 年 3 月 31 日までの者に係る市町村との調整
- 市町村における支給決定業務の支援
- 審査請求に係る体制整備
- 事業者の指定

市町村

- 担当部署の決定
- 支給決定業務の体制整備
- 通園施設の利用者への対応
- 重心通園事業の利用者への対応
- 入所施設を利用している 18 歳以上の者への対応
- 平成 24 年 4 月以降に新規に利用を希望する者への対応 (随時)



(参考3)

事務連絡  
平成24年 2月 8日

都道府県  
各 指定都市 障害児支援主管課室 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項等について

障害児支援の充実につきましては、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

今般の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）の施行に伴う障害児支援に係る指定基準に関する省令については、平成24年2月3日に公布したところですが、障害児支援に係る指定事務について、現時点における留意事項等を別添のとおりまとめましたので、送付いたします。

また、指定申請書の様式例について、併せて添付しますので、各都道府県においては、円滑な施行を図るため、必要な作業を進めていただきますよう、お願いします。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係  
佐藤、神田、今野

TEL : 03-5253-1111 (内3037)

(別添)

## 事業者の指定に伴う留意事項等について

### I 指定障害児通所支援事業について

#### 1 指定障害児通所支援の事業の基準

指定障害児通所支援事業者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所ごとに、当該通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

また、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

なお、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」、「標準とすべき基準」及び「参酌すべき基準」は以下のとおりである。

##### ア 従うべき基準

##### ① 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)第5条、第6条、第7条、第30条第4項、第56条、第66条、第73条、第80条、附則第2条(置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。)及び附則第3条の規定による基準

※ 医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援において準用する場合を含む。

##### ② 指定通所支援の設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するもの

指導訓練室及び遊戯室に係る部分(指定通所基準第10条第1項、同条第2項第1号口及び第2号)、病室に係る部分(第58条第1項第1号)

##### ③ 指定通所支援の事業の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の適切な処遇、安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するもの

内容及び手続の説明及び同意(指定通所基準第12条)、提供拒否の禁止(第14条)、身体拘束等の禁止(第44条)、虐待等の禁止(第45条)、懲戒に係る権限の濫用禁止(第46条)、秘密保持等(第47条)、事故発生時の対応(第52条)

※ 医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援において準用する場合も含む。

##### イ 標準とすべき基準

指定通所支援の事業に係る利用定員

(指定通所基準第11条、第59条、第69条、第82条)

##### ウ 参酌すべき基準

従うべき基準及び標準とすべき基準としているもの以外のもの

※ 児童発達支援センター(医療型児童発達支援センターを含む。)については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)も適用されるので、留意すること。

## 2 人員に関する基準

人員基準については、障害児通所支援の種類ごとに定めており、①児童発達支援については、提供する場所（児童発達支援センターか児童発達支援センター以外か）や主として通わせる障害児の障害の種別、②放課後等デイサービスについては、障害の種別に応じて基準を設けている。

指定に当たっては、その基準を満たすことが必要であるが、特に留意すべき点は以下のとおりである。

### (1) 児童発達支援管理責任者について

児童発達支援管理責任者は、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に配置されているサービス管理責任者に相当する者として、障害児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から新設したものである。

児童発達支援管理責任者は、適切な方法により、通所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定障害児通所支援事業所ごとに置くこととしている。

#### ア 要件

児童発達支援管理責任者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者とし、具体的には、障害保健福祉関係主管課長会議（平成23年10月31日）でお示ししているとおり、障害福祉サービスに必置とされているサービス管理責任者の要件と同等とし、同等の実務経験者及び研修修了者とする予定である。

なお、実務経験の範囲についても、児童分野に限定せず、サービス管理責任者における実務経験の範囲と同様とするとともに、施行日から平成27年3月31日までの間は、実務経験があれば、研修を受講していなくても研修修了の要件を満たしているものとみなす予定である。

#### イ 兼務について

児童発達支援管理責任者については、指定基準上必要とする児童指導員等の員数に算定することはできない。

ただし、指定障害児通所支援事業所の管理上支障がない場合は、管理者との兼務をすることができる。

### (2) 機能訓練担当職員について

日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、訓練を担当する職員（以下「機能訓練担当職員」という。）を置かなければならないとしており、具体的な職種については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員とする。

なお、配置した場合には、指定基準上必要とする児童指導員等の数に算定することができる。

また、主として重症心身障害児を通わせる指定障害児通所支援事業所にあつては、機能訓練担当職員を必置とする。

### (3) 児童発達支援センター以外で行う児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る従業者の職種について

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）（平成24年1月19日）において、児童

発達支援センター以外の児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る従業者の職種について、「指導員」を「児童指導員」に変更する旨お示したところであるが、児童デイサービスからの円滑な移行や身近な地域で支援が受けられるよう、基盤整備の拡大を図る観点から、変更は行わず「指導員」としているため、特に留意されたい。

なお、指導員とは、従来の児童デイサービスの指導員と同様、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者とする。

#### (4) 人員に関する基準の経過措置について

##### ア 経過的児童デイサービス事業所

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所（いわゆる「経過的児童デイサービス事業所」という。）については、平成27年3月31日までの間は、児童発達支援管理責任者の配置の規定は適用しないとともに、指導員又は保育士の合計数10:2については、引き続き15:2とする。

##### イ 知的障害児通園施設

整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）に置くべき児童指導員及び保育士の総数4:1については、当分の間、乳幼児の数を4で除して得た数及び少年7.5で除した得た数の合計数以上とする。

なお、整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所であって、指定基準の経過措置により基準を満たしている事業所に少年が利用した場合、報酬については、減算することとしている。

##### ウ 難聴幼児通園施設

主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）については、言語聴覚士を4人以上置かなければならないが、整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所については、当分の間、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員をそれぞれ2人以上とする。

### 3 事業者の指定等について

#### (1) 基本的な取扱いについて

事業者の指定に当たっては、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所ごとに行う。

都道府県の条例で定める基準を満たしていない等、改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の15第2項に該当するときは、指定をしない。

また、申請者は法人であることとする。ただし、医療型児童発達支援においては、法人格を問わない。

#### (2) 従たる事業所の取扱いについて

児童発達支援（児童発達支援センターであるものを除く。）及び放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。

なお、従たる事業所の通所支援の種類については、主たる事業所の種類と同一のものとなる。

また、児童指導員等の総数や報酬単価の定員規模については、主たる事業所と合わせた利用定員数によって算定する。

① 人員及び設備に関する要件

ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用定員の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。

イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。

ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(3) 多機能型事業所について

① 多機能型事業所の取扱い

多機能型事業所とは、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行う事業所のことをいう。

※ 児童発達支援においては、児童発達支援センターで行う場合と児童発達支援センター以外で行う場合で、指定基準を設けているが、指定通所支援の種類としては指定児童発達支援となるため、センターとセンター以外の多機能型事業所という概念はないので留意すること。

※ 障害福祉サービスの指定基準の改正の際、障害児通所支援事業と障害福祉サービスとの多機能型の規定を設ける予定である。（24年3月公布予定）

② 多機能型事業所の指定

多機能型事業所に係る指定に当たっては、当該多機能型事業所として行う指定通所支援の種類ごとに行うものとする。

③ 多機能型事業所の特例

多機能型事業所に関する特例については、以下のとおりである。

ア 従業員の員数に関する特例

従業者については、管理者を除いて専ら当該職務に従事する必要があるが、多機能型事業所の場合は、当該多機能型事業所の職務に専従することとし、それぞれ事業の専従要件までは課さないものとする。

その上で、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数が確保される必要がある。

例：児童発達支援センター（主が難聴、重症心身障害以外の障害）において、指定児童発達支援（利用定員20人）と指定放課後等デイサービス（利用定員10人）を行う場合に必要とする従業者の員数は次のとおり。

**【指定児童発達支援】**

- ・ 嘱託医 1人以上
- ・ 児童指導員及び保育士 5人★  
そのうち児童指導員及び保育士ともに1人以上は必要。
- ・ 栄養士 1人以上  
※ 定員が40人以下の場合は置かないことができる。
- ・ 調理士 1人以上  
※ 調理業務を委託する場合は置かないことができる。

**【放課後等デイサービス】**

- ・ 指導員又は保育士 2人★

**【多機能型事業所】**

- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上  
※ 児童指導員等の置くべき員数を満たした上で、児童発達支援管理責任者として配置すること。
- ・ 管理者  
※ 他の職務に兼務することができる。

**★児童指導員等の兼務について**

児童指導員や保育士については、放課後等デイサービスの指導員又は保育士との兼務は可能とするが、児童発達支援と放課後等デイサービスを同一時間帯に行う場合には、障害児の合計の人数で必要とする数を確保すること。

例の場合で、例えば、

- |   |            |        |             |            |
|---|------------|--------|-------------|------------|
| ① | 8:00～14:00 | 児童発達支援 | 14:30～18:30 | 放課後等デイサービス |
| ② | 8:00～17:00 | 児童発達支援 | 14:30～18:30 | 放課後等デイサービス |

については、①の場合は、児童指導員及び保育士を5名配置する必要があり、②の場合は、14:30～17:00の間は児童指導員及び保育士を5名、指導員又は保育士を2名、合わせて7名配置する必要がある。

**イ 設備に関する特例**

設備については、当該通所支援ごとに必要な設備を兼用することができる。しかしながら、明らかに利便性を損なう場合など、サービスの提供に支障があると認められる場合については、この限りでない。

**ウ 利用定員に関する特例**

当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の場合は5人以上。）とすることができる。

※ 保育所等訪問支援については、利用定員の定めがないため除かれる。

#### ④ 報酬について

報酬の算定に当たって、定員規模については、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員の合計数を利用定員として算定する。

#### (4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて

##### ① 基本的な取扱い

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合は、原則、一の指定障害児通所支援事業所又は多機能型事業所として取り扱うこと。

ただし、平成24年3月31日において指定を受けている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの事業所ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれ独立した事業所として取り扱うことができる。

なお、独立した事業所としての判断基準は以下のとおりである。

ア サービスの提供が一体的に行われていない。

イ 事業所ごとに必要とされる従業員が確保されている。

ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。)

ただし、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合は、次の①及び②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことができる。

##### ① 人員及び設備に関する要件

ア それぞれ利用定員が5人以上であること。

イ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと

##### ② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、異なる場所で行う事業所間で相互支援が行える体制(例えば、従業員が急病の場合等に、もう一方の事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること。

##### ② 具体的なケースについて

###### ア 総合通園センター(注)の場合

注 昭和54年7月11日児発514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センター設置について」に基づき肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設のうち2種類以上を設置しているセンターをいう。

例1：肢体不自由児通園施設がない場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) A部門（難聴幼児通園施設）が主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所として、B部門（知的障害児通園施設）は主として知的障害児を通わせる指定児童発達支援事業所として、それぞれ独立した事業所に移行。
- (ii) A部門とB部門を統合し、一の指定児童発達支援事業所に移行。

例2：肢体不自由児通園施設がある場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) A部門（難聴幼児通園施設）は主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所へ移行し、B部門（肢体不自由児通園施設）は指定医療型児童発達支援事業所へ移行。
- (ii) 指定児童発達支援と指定医療型児童発達支援を行う多機能型事業所へ移行。

イ 障害児通園施設と児童デイサービス事業所が併設する場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) 障害児通園施設は児童発達支援センターで行う指定児童発達事業所として、児童デイサービス事業所は児童発達支援センター以外で行う指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所として、それぞれ独立した事業所に移行。
- (ii) 障害児通園施設と児童デイサービス事業所を統合して、指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所へ移行。
- (iii) 障害児通園施設は児童発達支援センターで行う指定児童発達支援事業所として、児童デイサービス事業所は指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所として、それぞれ独立した事業所として移行。  
※ 例えば、児童デイサービスの定員の一部（未就学児）を障害児通園施設から移行する児童発達支援の定員に振り替える（組み入れる）場合は、当該事業所の運営は一体的なものとし、多機能型事業所として扱うこと。

ウ 児童デイサービス事業所の場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に移行。
- (ii) 指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所へ移行。  
※ 指導員又は保育士の合計数については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの合計の利用定員に応じて必要な員数を確保する必要がある。

(5) 重症心身障害児（者）通園事業から移行する場合の取扱いについて（施行日以降に、新規に主として重症心身障害児を通わせる事業所を開設する場合を含む。）

① 基本的な考え方



重症心身障害児（者）通園事業からの移行に当たっては、現行、重症心身障害児者を対象とした事業であることを踏まえ、重症心身障害児者に対する通所支援を提供する事業所として、指定児童発達支援（又は医療型児童発達支援）、指定放課後等デイサービス及び指定生活介護を行う多機能型事業所に移行することが想定される。

② 本体事業所が指定生活介護事業所である場合

指定生活介護事業所において実施している場合は、本体事業所とは別に、重症心身障害児者に対して一体的な支援を行う独立した多機能型事業所として取り扱うことができるものとする。独立した多機能型事業所とする場合、人員については、本体事業所と多機能型事業所ごとに必要な従業員を確保する必要がある。

4 みなし指定の取扱いについて

(1) 児童デイサービス事業所について

整備法附則第22条の規定により、改正前の障害者自立支援法（以下「旧自立支援法」という。）に基づく児童デイサービスに係る指定を受けている者は、新児童福祉法の児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。この場合、児童発達支援においては、児童発達支援センター以外であって、主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる事業所として取り扱う。

※ 児童発達支援又は放課後等デイサービスのどちらか一方しか行わない場合は、新児童福祉法第21条の5の19第2項に規定する事業の廃止又は休止の届出を行うこと。

(2) 知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設について

整備法附則第22条の規定により、改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）に規定する知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設に係る指定を受けている施設の設置者は、新児童福祉法の児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。この場合、知的障害児通園施設においては、児童発達支援センターであって、主として知的障害児を通わせる指定児童発達支援事業所、難聴幼児通園施設においては、児童発達支援センターであって、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所として取り扱う。

(3) 肢体不自由児通園施設について

整備法附則第22条の規定により、旧児童福祉法に規定する肢体不自由児通園施設に係る指定を受けている施設の設置者は、新児童福祉法の医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。

なお、この取扱いには、肢体不自由児施設の通所部も含めるものとする。

(4) みなし指定の有効期間について

現行の指定の有効期間の残存期間にかかわらず、有効期間は1年とする予定である。

※ 今後、児童福祉法施行規則に明示する予定（24年3月公布予定）。

(5) みなし指定に係る手続き等について

整備法附則に該当する場合は、指定を受けたものとみなされるため、事業者からの指定の申請は不要である。

なお、指定を受けたものとみなされない種類の通所支援を行う場合には、指定の申請が必要である。

(指定の申請が必要となるもの)

- ・知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設が指定児童発達と指定放課後等デイサービスを併せて行う場合  
→この場合は、多機能型事業所として取り扱うので、指定が必要。
- ・肢体不自由児通園施設が指定医療型児童発達支援と指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスを行う場合  
→この場合は、多機能型事業所として取り扱うので、指定が必要。
- ・新規に指定保育所等訪問支援を行う場合
- ・重症心身障害児（者）通園事業から移行する場合

(児童福祉施設設置の届出)

知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設を設置している者は、新児童福祉法第35条の届出を行い、又は認可を得て、児童発達支援センターを設置しているものとみなすことになるので、現在の内容から変更がない場合には、特段の手続きは要しないこととする。

## 5 公示について

新児童福祉法第21条の5の24の規定に基づき、次に掲げる場合には公示しなければならない。

ア 指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき

イ 事業の廃止の届出があったとき

ウ 指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき

※ 整備法附則により指定される場合であっても、事業者の指定であり、また、利用者等がどの事業所が指定されているのか確認ができるよう、都道府県においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

## 6 基準該当事業所の取扱いについて

通所給付決定保護者が、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業所（以下「基準該当事業所」という。）により行われる指定通所支援以外の障害児通所支援（以下「基準該当通所支援」という。）を受けたときは、特例障害児通所給付費を支給することができることになっている。

基準該当事業所に関する基準については、都道府県の条例で定めることとなっているが、基準該当通所支援であっても、通所支援の質を確保する必要があることから、厚生労働大臣が別に定める施設基準を満たしている基準該当事業所において基準該当通所支援を受けた場合に、報酬が支給できることにする予定である。

なお、別に定める施設基準としては、現行の児童デイサービスの基準該当の基準と同様とする予定である。

## II 指定障害児入所施設について

## 1 指定入所支援の事業の基準について

指定障害児入所施設の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該入所支援に従事する従業者を有しなければならない。

また、都道府県の条例で定める指定入所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定入所支援を提供しなければならない。

なお、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」は以下のとおりである。

### ア 従うべき基準

#### ① 指定入所支援に従事する従業者及びその員数

「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第4条、第25条第4項、第33条第1項及び第52条の規定による基準

※ 医療型障害児入所施設において準用する場合を含む。

#### ② 指定障害児入所施設等の設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するもの

居室（面積に係る部分を含む。）に係る部分（指定入所基準第5条第1項、同条第3項第2号及び第3号、附則第2条、附則第3条）、病室に係る部分（第53条第1項第1号）

#### ③ 指定障害児入所施設等の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

内容及び手続の説明及び同意（指定入所基準第6条）、提供拒否の禁止

（第7条）、指導、訓練等（第25条第5項）、障害児の入院期間中の取扱い（第30条）、身体拘束等の禁止（第41条）、虐待等の禁止（第42条）、懲戒に係る権限の濫用禁止（第43条）、秘密保持等（第44条）、事故発生時の対応（第49条）

※ 医療型障害児入所施設において準用する場合を含む。

### イ 参酌すべき基準

従うべき基準としているもの以外のもの

※ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」も適用されるので、留意すること。

## 2 人員に関する基準

### (1) 児童発達支援管理責任者について

通所支援と同様、児童発達支援管理責任者は、障害児に対する効果的かつ適切な指定入所支援を行う観点から、適切な方法により、入所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、入所支援計画の作成及び提供した指定入所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定障害児入所施設ごとに置くこととしたものである。要件等については、Iの2の(1)参照。

### (2) 主たる対象とする障害以外の障害を受け入れる場合について

主たる対象とする障害以外の障害児を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう、障害種別に応じて必要とする児童指導員等の数や看護師等を確保すること。（障害保健福祉主管課長会議（平成23年10月31日）資料162頁参照）

### 3 指定について

#### (1) 基本的な取扱いについて

指定に当たっては、障害児入所施設の設置者の申請があったものについて行う。  
通所支援と同様、都道府県の条例で定める基準を満たしていない等、欠格要件に該当するときは、指定をしない。  
また、申請者は法人であることとする。

#### (2) 同一敷地内に複数の施設がある場合について

同一敷地内において複数の施設がある場合は、原則、一の障害児入所施設として取り扱う。

ただし、平成24年3月31日において指定を受けている施設が障害児入所施設へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの施設ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれ独立した施設として取り扱うことができる。

なお、独立した事業所としての判断基準は以下のとおりである。

ア サービスの提供が一体的に行われていない。

イ 施設ごとに必要とされる従業員が確保されている。

ウ 施設ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。)

### 4 みなし指定の取扱いについて

#### (1) 主たる対象とする障害について

整備法附則第27条の規定により旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。))又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている施設は、新児童福祉法の障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。この場合において、主たる対象とする障害については、以下のとおりとする。

ア. 知的障害児施設

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

イ. 第2種自閉症児施設

主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

ウ. 盲児施設

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

エ. ろうあ児施設

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

オ. 肢体不自由児療護施設

主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

カ. 第1種自閉症児施設

主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設

キ. 肢体不自由児施設

主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設

ク. 重症心身障害児施設

主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設

(2) みなし指定の有効期間について

整備法附則第27条に基づき、施行の際現にその施設が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

(3) みなし指定に係る手続き等について

整備法附則に該当する場合は、指定を受けたものとみなされるため、施設の設置者からの指定の申請は不要である。

(児童福祉施設設置の届出)

新児童福祉法第35条の届出を行い、又は認可を得て、障害児入所施設を設置しているものとみなすことになるので、現在の内容から変更がない場合には、特段の手続きは要しないこととする

5 公示について

新児童福祉法第24条の18の規定に基づき、次に掲げる場合には公示しなければならない。

ア 指定障害児入所施設の指定をしたとき

イ 指定の辞退があったとき

ウ 指定障害児入所施設の指定を取り消したとき

※ 整備法附則により指定される場合であっても、事業者の指定であり、また、利用者等がどの事業所が指定されているのか確認ができるよう、都道府県においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

6 18歳以上の者が入所している場合の取扱いについて

昨年の障害保健福祉主管課長会議においてお示ししたとおり、18歳以上の者（児童福祉法に基づき在園期間の延長を受けている者を除く。）が入所している障害児入所施設については、都道府県等と連携し、十分に協議を重ね目標とする施設の在り方（①障害児施設として維持、②障害者支援施設に転換、③障害児施設と障害者支援施設の併設）を選択することとしている。この場合の指定に当たっては、以下の点について、特に留意すること。

※ 障害福祉サービスの指定に当たっては、最長6年間、障害児入所施設の基準を満たしていれば、自立支援法の指定基準を満たすこととする規定を設ける予定である。この場合の定員の設定は、障害児と障害者の区分はせず合計数とする。

※ 指定の更新の際には、障害者支援施設等の指定基準を満たす必要がある。

(1) 障害児施設として維持する場合

ア 福祉型障害児入所施設の場合

18歳以上の入所者が、地域生活へ移行等するまでの間、引き続き支援が受けられるよう、施設は自立支援法に基づく生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

都道府県においては、昨年の障害保健福祉主管課長会議においてお示ししたとおり、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても、指定をすること。（（2）及び（3）においても同じ。）

イ 医療型障害児入所施設の場合

自立支援法に基づく療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。

(2) 障害者支援施設等に転換する場合

ア 福祉型障害児入所施設から転換する場合

18歳以上の入所者へのサービスを提供するため、施設は生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

イ 医療型障害児入所施設から転換する場合

療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。

※ 18歳未満の障害児については、適切な生活の場等が確保されるまでの間、引き続き入所できるよう、施設は児童福祉法の指定を継続して受けておく必要がある。なお、障害児が在所しなくなった段階で、指定障害児入所施設の指定を辞退することになる。

(3) 障害児施設と障害者支援施設を併設する場合

① 基本的な取扱い

ア 福祉型障害児入所施設の場合

18歳以上の入所者へのサービスを提供するため、施設は生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

イ 医療型障害児入所施設の場合

療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。（詳細については、次の7を参照。）

② 本体施設と併設施設の位置付け

障害児入所給付費の算定に当たっては、本体施設か併設施設かによって報酬が異なることから、本体施設と併設施設を区分する必要がある。

本体施設又は併設施設か判断は、各々施設の定員を比較して、定員の多い施設を本体施設として、他方を併設施設として位置付けること。

なお、定員が同数又は定員を直ちに設定することが困難な場合であっても、どちらかの施設を本体施設として位置付けること。

③ 入所定員

入所定員の設定に当たっては、実際の利用人員（措置を含む。）に見合う定員にすること。

なお、平成24年4月において、施設ごとに定員を設定することが困難な場合には、最長6年間は、全体で（障害児と障害者を合わせて）設定することを可能とするが、自立支援法の指定の有効期間が終了し、指定の更新の際には定員を設定する必要がある。

※ 定員を全体で設定した場合は、報酬の定員規模の算定に当たっては、全体の定員規模で算定すること。

④ 人員、設備に関する基準

児童福祉法に基づく指定基準、自立支援法に基づく指定基準をそれぞれ満たす必要がある。

なお、設備については、入所者の支援及び施設の運営に支障がない場合は、設備の

一部を共有して差し支えないこと。

- ⑤ 既に障害児施設と障害者支援施設を併設している場合  
指定障害者支援施設への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。
- ア 障害者支援施設の定員増
  - イ 独立した施設として移行

## 7 医療型障害児入所施設が療養介護に移行する場合について

### (1) 重症心身障害児施設が移行する場合

#### ① 定員

次のいずれの形態も可能とする。

ア 障害児と障害者の合計数で設定

イ 医療型障害児入所施設、療養介護ごとにそれぞれ設定

※ 療養介護の報酬はその定員規模に応じて算定することができる。

#### ② 児童指導員等と生活支援員との兼務について

従業者については、通常、各事業ごとに専ら当該職務に従事する必要があるが、定員や職員を分けずに医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に行う（上記（1）の

①のア）場合には、当該施設の職務に専従すればよいこととし、医療型障害児入所施設と療養介護それぞれについて、専従要件までは課さないものとする。

#### ③ 既に療養介護の指定を受けている場合

Ⅱの3の（2）に従い、一の事業所として定員の増又は独立した事業所、いずれかの形態とすること。

### (2) 第1種自閉症児施設及び肢体不自由児施設の場合について

福祉と医療を提供する障害福祉サービスは療養介護になるため、18歳以上の者が入所している第1種自閉症児施設及び肢体不自由児施設については、療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。

取扱注意（現時点の考え方をまとめたもの。今後、変更あり得る。）

## 障害児支援に係る報酬（Q & A）について

### 1. 障害児通所支援

#### （1）基本報酬の適用について

（問）主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

- 今般の改正法の趣旨を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合には、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別に応じた基本報酬を算定することが可能。
- ただし、難聴児又は重症心身障害児の基本報酬を算定するためには、児童発達支援センターの施設基準に加え、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

例： 定員20名の児童発達支援センター（難聴児及び重心児以外の場合）において、主として難聴を  
通わせる施設の基準を満たし、難聴児5名に支援する場合

知的障害児 15名 → 難聴児及び重心児以外の場合の基本報酬（利用定員30人以下）

難聴児 5名 → 難聴児の場合の基本報酬（利用定員20人以下）

- 難聴児及び重心児の基本報酬を算定しない場合であって、例えば難聴児に対して言語聴覚士を配置して支援を行う場合は、特別支援加算を算定することが可能。（特別支援加算の項を参照。）

（問）児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業や放課後等デイサービスは、従来より、基本報酬が低いのではないか。

- 障害児支援に新設される児童発達支援管理責任者の配置に係る報酬については、加算により評価。
- 従来の児童デイサービスの基本報酬に算定されているサービス管理責任者についても同様に、児童発達支援管理責任者として加算により評価。
- 各々の基本報酬と各々の児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）を合計すると、従来の児童デイサービスの報酬単位と同等相当（ただし、物価の下落等は反映）。



\* 従来の児童デイサービスはサービス管理責任者が指定基準上、義務付けられているので、義務付けられたサービス管理責任者に着目して、児童発達支援管理責任者専任加算を算定することが可能。

(問) 土曜日も、放課後等デイサービスの基本報酬における休業日として扱われるのか。

- 放課後等デイサービスの基本報酬のうち、「休業日」は、土、日、祝日、夏休み等の長期休暇等を想定。
- 学校の授業日ではあるが、本人の都合等により休んだ場合に放課後等デイサービスを利用したときは、休業日に含めない。

(問) 児童デイサービスと知的障害児通園施設など、同一敷地内に複数の事業所等が所在する場合に、これから基本報酬はどのように適用されるのか。

- 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の通所支援を実施する場合については、一の事業所又は多機能型事業所として取り扱う。
- 多機能型事業所の場合の基本報酬については、多機能型として実施する事業の区分及び複数の事業の利用定員の合計数の規模に応じて算定。
- ただし、平成24年3月31日において指定されている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれ人員基準、設備基準を満たしている場合は、独立した事業所として取り扱うことが可能。なお、管理者については、兼務して差し支えない。また、レクリエーションなどを行う遊戯室などサービスの提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。
- 独立した事業所の場合の基本報酬については、該当する事業及び利用定員の規模に応じて算定。

(問) 保育所等訪問支援の基本報酬はどのように算定されるのか。

- 保育所等訪問支援は、訪問支援の方法や、集団適応の状況等に応じ所要時間が特定できないこと等の特徴があることから、時間ではなく1回当たりの支援に係る費用を報酬上評価するもの。保育所等の職員に代わって支援を行うことは想定していない。
- 1日のうち複数の児童に対して算定が可能。しかし、その場合は、一定率を減算した報酬単位(842単位)を適用。

- 児童発達支援センター等と保育所等訪問支援のそれぞれの支援に支障が無ければ兼務可とするなど施設の実態に応じて実施が可能。

## (2) 加算の適用について

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)、延長支援加算(仮称)及び開所時間減算(仮称)、並びに送迎加算の適用はどうか。

- 加算の対象となるサービス分類については、別紙のとおり。

### ① 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)の算定要件如何。

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、児童指導員又は保育士等の基準を超えているものを児童発達支援管理責任者として別途専任で配置した場合に加算を算定できる。
- また、基準上、管理者との兼務を可能としているため、管理者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。  
ただし、児童発達支援センターや医療型児童発達支援センターについては、基本報酬の中で管理者を評価していることから、管理者との兼務ではなく、児童発達支援管理責任者を配置した場合に加算を算定できる。
- 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、管理者との兼務のほか、児童発達支援管理責任者同士や児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者の兼務を可能としており、この場合の具体的な加算の取扱いについては、以下のとおり。

例

- ① 児童発達支援センターと放課後等デイサービスの多機能型  
児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。  
放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
- ② 児童発達支援センターと生活介護の多機能型  
児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。  
生活介護 → 基本報酬で評価。
- ③ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの多機能型  
児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所  
→ 管理者との兼務に関わらず加算の対象。  
放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
- ④ 放課後等デイサービスと生活介護の多機能型

放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。

生活介護 → 基本報酬で評価。

\* 多機能型事業所の場合の定員規模の算定に当たっては、合計の利用定員に応じて算定。

- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算定できる。
- また、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにおいては、主たる事業所と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置することが可能であり、その場合は、一の事業所として扱うため、一人の児童発達支援管理責任者の配置で、主たる事業所と従たる事業所それぞれ加算を算定できる。

## ②延長支援加算（仮称）

（問）延長支援加算（仮称）の算定要件如何。

- 運営基準上の営業時間が8時間であり、それを超えて支援を行った場合に、加算を算定可能。
- 営業時間が8時間を超える事業所が対象となり、児童の利用時間が8時間未満であっても、例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時以前の早朝か、17時以降に延長して支援した場合は加算の対象。

## ③特別支援加算（仮称）

（問）特別支援加算（仮称）の算定要件如何。

- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に加算を算定。  
ただし、次のア及びイの場合には算定できない。
  - ア 児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び難聴児に言語聴覚士を配置して機能訓練等を行った場合については、基本報酬において評価されていることから算定できない。
  - イ 医療型児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び肢体不自由児に理学療法士又は作業療法士を配置して機能訓練等を行った場合については、診療報酬において評価されていることから加算を算定できない。

#### ④開所時間減算（仮称）

（問）開所時間減算（仮称）の対象となる「4時間」はどのように判断するのか。

- 運営規程上に定める営業時間が4時間未満の場合について減算。
- 運営規程が4時間以上であれば、児童の利用時間が4時間未満であっても減算の対象としない。

（問）放課後等デイサービスは開所時間減算（仮称）の対象となるのか。

- 放課後等デイサービスのうち、「授業終了後」に行う場合には、開所時間減算（仮称）の対象としない。

#### ⑤送迎加算

（問）児童発達支援センターは、送迎加算の算定対象となるのか。

- 従来の児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについて、従来と同様に算定の対象。
- 従来の障害児通園施設からの移行が想定される児童発達支援センターにおける送迎については、基本報酬の中で評価しているため、送迎加算を算定することはできない。
- 重症心身障害児（者）通園事業からの移行が想定される主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業又は放課後等デイサービスについては、従来の補助単価を踏まえて基本報酬を設定しており、送迎に係る経費については基本報酬で評価しているため、送迎加算は算定できない。

（問）放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する「一定の条件」とは何か。

- 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、一定の条件の下、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定。
- 一定の条件については、関係省庁等とも調整の上、別途お示しする。

(問) 重症心身障害児(者)通園事業から生活介護に移行する場合、送迎はどうなるのか。

- 障害福祉サービスの報酬の中で、新たに送迎加算(仮称)を創設することとしており、算定要件を満たせば、加算の対象となる。
- 加算の算定要件は、1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合。  
あわせて、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定可能とする予定。
- また、障害程度区分5、6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が60/100以上いる場合には、さらに加算される。

\* 障害程度区分の認定を受けていないものであって、障害程度区分5に相当する報酬を算定する者を含む

## ⑥従来の加算

(問) 従来の加算は、平成24年4月以降も算定できるのか。

- 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

(加算一覧)

### 1 児童発達支援給付費

- ・人工内耳装用児支援加算(児童発達支援センターで難聴児を受け入れる場合に限る)
- ・指導員加配加算(児童発達支援センター以外の場合(重心を除く))
- ・家庭連携加算
- ・訪問支援特別加算
- ・食事提供加算
- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・栄養士配置加算(児童発達支援センターに限る)
- ・欠席時対応加算
- ・医療連携体制加算(重心を除く)

※ 児童指導員及び保育士の配置については、現行の乳幼児4:1以上を踏まえ、指定基準上障害児4:1以上とするため、従来の幼児加算については、基本報酬の中で評価。

また、現行少年7.5:1以上の配置は経過措置とし、この場合には基本報酬を減算。

### 2 医療型児童発達支援給付費

- ・家庭連携加算
- ・訪問支援特別加算
- ・食事提供加算

- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・欠席時対応加算

### 3 放課後等デイサービス費

- ・指導員加配加算（重心を除く）
- ・家庭連携加算
- ・訪問支援特別加算
- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・欠席時対応加算
- ・医療連携体制加算（重心を除く）

### 4 保育所等訪問支援給付費

- ・利用者負担上限額管理加算

（注）移行が想定される改正前のサービスはないが、他の通所支援の同様に設定。

(別紙) 加算適用表

	児童発達支援給付費					放課後等デイサービス費			
	センター			センター以外		授業終了後		休業日	
障害の種類	難聴及び 重心以外	難聴 児	重心 児	重心児 以外	重心児	重心児 以外	重心児	重心児 以外	重心児
送迎	基本報酬で評価			加算の 対象	基本報 酬で評価	加算の 対象	基本報酬 で評価	加算の 対象	基本報酬で 評価
児童発達支援管理 責任者専任加算	加算の対象					加算の対象			
開所時間減算	減算の対象					減算の対象外		減算の対象	
延長支援加算	加算の対象					加算の対象			

## 2. 障害児入所支援

### (1) 基本報酬の適用について

(問) 主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

- 今般の改正法の趣旨等を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別（知的、自閉症、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害）に応じた基本報酬を算定。
- 主たる対象とする障害以外の障害種別の基本報酬を算定するためには、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

例： 定員30名の福祉型障害児入所施設（主たる障害が知的障害の場合）において、主たる障害が肢体不自由を入所させる施設の基準を満たし、肢体不自由児5名に支援した場合  
知的障害児 25名 → 知的障害児の場合の報酬（利用定員21人以上30人以下）  
肢体不自由児 5名 → 肢体不自由児の場合の報酬（利用定員50人以下）

(問) 18歳以上の障害児施設入所者については、どのように報酬を算定するのか。

(福祉型の場合)

- 引き続き、必要なサービスを受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの指定に当たっては特例措置を設けることとしている。
- 特例による指定を受けている場合は、福祉型障害児入所給付費の報酬単位を生活介護と施設入所支援に按分。
- 報酬単位には、障害児入所支援の加算が算定される場合は当該加算を含める。
- 按分する割合は、通常的生活介護及び施設入所支援の報酬単位を合算した際に生活介護又は施設入所支援の割合等を踏まえ、生活介護については、 $94/100$ 、施設入所支援については、 $32/100$ とする。

(医療型の場合)

- 第1種自閉症児施設又は肢体不自由児施設からの移行については、現行の療養介護の経過措置利用者の報酬（療養介護サービス費（V））を適用。



(参考)

自閉症児の場合 318 単位、肢体不自由児の場合 146 単位

→ 療養介護サービス費 (V) 359~413 単位 (定員規模に応じて)

- 重症心身障害児施設からの移行については、概要第 2 の 7 の (3) のとおり。
- なお、会計区分については、できる限り施設に負担とならないよう今後検討。

## (2) 加算の適用について

### ① 児童発達支援管理責任者専任加算 (仮称)

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算 (仮称) の算定要件如何。

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、基準上、管理者との兼務を可能としているが、基本報酬の中で管理者を評価していることから、児童指導員又は保育士等の基準を超えているものを児童発達支援管理責任者として別途専任で配置した場合に加算を算定できる。
- その他、加算を算定できる場合として、主として重症心身障害を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、療養介護と一体的に行うことを可能 (児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者との兼務は可能。) としているため、サービス管理責任者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。
  - \* この場合の定員規模の算定に当たっては、合計の定員数に応じて算定。
- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算定できる。

### ② 小規模グループケア加算 (仮称)

(問) 小規模グループケア加算 (仮称) の算定要件如何。

- 虐待を受けた児童等への支援に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアを行った場合に加算を算定。
- 具体的な要件については、今後、別途お示しする。

### ③従来の加算

(問) 従来の加算は、平成24年4月以降も算定できるのか。

○ 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

(加算一覧)

#### 1 障害児入所施設給付費

- ・ 職業指導員加算（肢体不自由を除く）
- ・ 重度障害児支援加算
- ・ 重度重複障害児加算
- ・ 強度行動障害児特別支援加算（知的障害及び自閉症に限る）
- ・ 幼児加算（盲ろうあに限る）
- ・ 心理担当職員配置加算
- ・ 看護師配置加算（自閉症及び肢体不自由を除く）
- ・ 入院・外泊時加算（注）施設入所支援と同様の見直しを行う
- ・ 自活訓練加算（知的障害及び自閉症に限る）
- ・ 入院時特別支援加算
- ・ 福祉専門職員配置等加算
- ・ 地域移行加算
- ・ 栄養士配置加算
- ・ 栄養マネジメント加算

※ 小規模加算（定員が小規模の施設において、指定基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を配置している場合に加算）については、当該配置を指定基準上に義務付けるため、基本報酬において評価。

#### 2 医療型障害児入所施設給付費

- ・ 重度障害児支援加算（重心を除く）
- ・ 重度重複障害児加算（重心を除く）
- ・ 乳幼児加算（肢体不自由に限る）
- ・ 自活訓練加算（自閉症に限る）
- ・ 福祉専門職員配置等加算
- ・ 地域移行加算

# 平成24年度予算案における障害者虐待防止対策等について

## ○障害者虐待防止対策支援事業費 403,260千円 → 420,838千円(+17,578千円)

### 1 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

### 2 事業内容

(1)に示した体制を整備するとともに、(2)から(5)までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施する。

#### (1)連携協力体制整備事業

地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

#### (2)家庭訪問等個別支援事業

過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問、24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施する。

#### (3)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

#### (4)専門性強化事業

医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

#### ○(5)普及啓発事業

障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動を実施する。

3 実施主体 都道府県又は市町村(社会福祉法人又はNPO法人等に委託可)

※ (3)及び(4)のうち虐待事例の分析等は都道府県のみ

4 補助率 (1)・(2)・(4) 国1/2・都道府県1/2 又は 国1/2・市町村(直接補助)1/2  
(3)・(5) 定額

## ○障害者虐待防止・権利擁護事業費 3,450千円 → 4,004千円(+554千円)

### 1 事業内容

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

2 実施主体 国

# 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

## (1) 連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、  
(2)から(5)を地域の実情を踏まえ、実施

## (3) 研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の**従事者や管理者、相談窓口職員**に対する**障害者虐待防止に関する研修を実施**する。

## (2) 家庭訪問等個別支援事業

### ① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、**相談支援専門員等を訪問させる**ことにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

### ② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る**24時間・365日の相談体制を整備**する。

### ③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、**居室の確保**を行うとともに、**緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れ**について支援する。

### ④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、**カウンセリング**を行う。

## (4) 専門性強化事業

- 医師や弁護士等による**医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保**する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、**虐待事例の分析等**を行う。

## ⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

## (5) 普及啓発事業

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成24年度予算案: 4,004千円)  
国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

# (参考)平成23年度障害者虐待防止対策支援事業の内示状況

都道府県名	連携協力 体制整備事業	家庭訪問等 個別支援事業					障害者虐待 防止・権利擁護 研修事業	専門性強化事業		
		家庭訪問	相談窓口強化	一時保護	カウンセリング	その他		医学的	法的	有識者連携
北海道	○						○			
青森県							○			
岩手県	○		○				○			
宮城県	○						○			
秋田県							○			
山形県							○			
福島県										
茨城県	○						○		○	
栃木県										
群馬県	○						○			
埼玉県							○			
千葉県					○	○	○			
東京都	○						○			
神奈川県	○						○			
新潟県	○						○			○
富山県						○	○			
石川県	○						○			
福井県	○						○			
山梨県	○					○	○			
長野県										
岐阜県							○			
静岡県										
愛知県	○						○			
三重県							○			
滋賀県	○						○			
京都府							○			
大阪府						○	○			○
兵庫県							○			
奈良県							○			
和歌山県	○						○			
鳥取県	○					○	○			
島根県							○			
岡山県							○			
広島県	○						○			
山口県							○			
徳島県	○						○			
香川県	○			○	○		○	○	○	○
愛媛県	○	○		○		○	○	○	○	
高知県	○						○			
福岡県							○			
佐賀県							○			
長崎県							○			
熊本県										
大分県							○			
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										
実施 都道府県数	20	1	1	2	2	6	39	2	3	3

市区町村名	連携協力 体制整備事 業	家庭訪問等 個別支援事業					専門性強化事業	
		家庭訪問	相談窓口強 化	一時保護	カウンセリ ング	その他	医学的	法的
川崎市	○							
京都市								○
大阪市				○			○	○
函館市	○					○		
高槻市						○		
久留米市			○	○		○		○
石巻市	○	○		○		○		○
大子町	○	○	○	○	○		○	○
千代田区				○		○		
港区				○				
豊島区	○					○		
三鷹市				○				
上越市	○							
蒲郡市	○		○			○		
近江八幡市	○			○		○		○
東近江市	○			○		○		○
日野町	○			○		○		○
竜王町	○			○		○		○
甲賀市	○							
朝来市	○							
大和郡山市	○	○	○					
実施 市区町村数	14	3	4	11	1	11	2	9

※上記は、国庫補助事業の状況を示したものであり、自治体が独自に行う障害者虐待の防止のための取組は含まれていない。

# (参考) 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けた対応

## 国における対応

- (1) 全国会議において、都道府県・市町村に施行に向けた準備を依頼（昨年9月開催）
- (2) 国研修の実施(昨年12月実施。来年度は6～7月頃を予定。)
  - 都道府県研修の企画運営に携わる者向けに研修を実施
- (3) 都道府県・市町村職員向けのマニュアルの作成（本年3月）
- (4) 平成24年度障害者虐待状況等の調査
  - 自治体の体制整備の状況の調査を実施し、体制整備を推進（本年4月・10月）
  - 自治体に障害者虐待の状況等の調査を実施（本年2月頃を目途に調査内容案提示）

## 都道府県における対応

- (1) 体制整備に向けた検討等（本年度中）
  - 都道府県センターの設置方法・体制の検討
  - 都道府県労働局等の関係機関との連携のための検討会議の開催
  - 市町村に対して施行に向けた準備を進めるよう働きかけ
- (2) 都道府県研修の実施（本年1月頃～）
  - 国研修を受け、市町村職員、相談支援事業者、サービス事業者向けに研修を実施
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備（本年9月まで）
  - 都道府県センターについて、市町村や障害福祉サービス事業者等へ明示
  - 都道府県労働局等の関係機関との連携会議の開催
  - 市町村の準備状況に対する助言
  - サービス事業者への指導
  - 業務マニュアル・指針等の策定

## 市町村における対応

### (1) 体制整備に向けた検討（本年度中）

- 市町村センターの設置方法・体制等の検討
- 地域の関係機関との連携のための検討会議の開催

### (2) 都道府県研修の受講（本年1月頃～）

### (3) 体制整備に向けた具体的な準備（本年9月まで）

- 市町村センターについて、地域住民、地域の関係機関等へ明示
- 地域の関係機関との連携会議の開催
- 業務マニュアル・指針等の策定



# 都道府県・市町村における障害者虐待防止の体制整備状況調査(案)

## 1 調査の概要

障害者虐待防止法の施行に向けた都道府県及び市町村における体制整備の状況を把握する。

## 2 調査時点

平成24年4月・10月時点

## 3 主な調査項目

### (1) 市町村

- ① 市町村障害者虐待防止センターについて
  - ・ 設置方法（単独市町村・複数市町村による共同設置）
  - ・ 直営・委託の状況（委託先・委託している事務の内容）
  - ・ 人員体制
  - ・ 住民・事業者・関係機関への市町村障害者虐待防止センターの周知
- ② 障害者虐待防止に関する住民・事業者・関係機関への啓発活動の実施（講演会・広報紙）
- ③ 関係機関との連絡会議の開催状況
- ④ 独自の障害者虐待対応マニュアル等の作成
- ⑤ 障害者虐待防止に関する研修（国及び都道府県）への職員の受講の有無

## (2) 都道府県

- ① 都道府県障害者権利擁護センター
  - ・ 直営・委託の状況（委託先・委託している事務の内容）
  - ・ 人員体制
  - ・ 住民・事業者・関係機関への都道府県障害者権利擁護センターの周知
- ② 障害者虐待防止に関する住民・事業者・関係機関への啓発活動の実施（講演会・広報紙）
- ③ 関係機関との連絡会議の開催状況
- ④ 独自の障害者虐待対応マニュアル等の作成

# 障害者虐待の状況等調査(案)

## 1 調査の概要

障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の通報等への対応状況を把握する。

## 2 調査時点

平成25年4月（平成24年4月～平成24年9月（法施行前分）・平成24年10月～平成25年3月（法施行後分）の状況を調査。）

※ 以降、毎年度調査を実施。

## 3 主な調査項目

### (1) 市町村

#### ① 養護者による障害者虐待

- 相談・通報受理件数
  - ・ 相談・通報者（本人・家族・近隣住民・相談支援専門員・施設職員・民生委員等）
- 事実確認調査の実施件数
- 虐待と判断した件数
  - ・ 虐待の種類（身体的・性的・心理的・介護等放棄・経済的）
  - ・ 被虐待者（性別・年齢・障害者手帳・障害程度区分・障害福祉サービスの利用状況・世帯構成・虐待者の続柄）
  - ・ 市町村の対応（分離・成年後見制度の利用）

## ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- 相談・通報受理件数
  - ・ 相談・通報者（本人・家族・近隣住民・相談支援専門員・施設職員・民生委員等）
- 事実確認調査の実施件数
  - ・ 事実確認の対象となった障害者福祉施設等の種別（障害者支援施設・共同生活介護等）
- 虐待と判断した件数
  - ・ 虐待の種類（身体的・性的・心理的・介護等放棄・経済的）
  - ・ 被虐待者（性別・年齢・障害者手帳・障害程度区分）
  - ・ 虐待者（性別・年齢・職種）
- 市町村の対応（指導・改善計画の提出依頼等）
- 市町村の対応に対する障害者福祉施設等が行った改善措置（改善計画の提出・対応）
- 都道府県への報告件数

## ③ 利用者による障害者虐待

- 相談・通報受理件数
  - ・ 相談・通報者（本人・家族・労働者等）
  - ・ 相談・通報に係る事業所の業種
- 都道府県への通知件数

## (2) 都道府県

### ① 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- 市町村からの報告件数
- 相談・通報受理件数（都道府県が直接受けた件数）
  - ・ 相談・通報者（本人・家族・近隣住民・相談支援専門員・施設職員・民生委員等）
- 事実確認調査の実施件数
  - ・ 事実確認の対象となった障害者福祉施設等の種別（障害者支援施設・共同生活介護等）
- 虐待と判断した件数
  - ・ 虐待の類型（身体的・性的・心理的・介護等放棄・経済的）
  - ・ 被虐待者（性別・年齢・障害者手帳・障害程度区分）
  - ・ 虐待者（性別・年齢・職種）
- 都道府県の対応（指導・勧告・立入検査・改善命令・事業の停止・指定取消等）
- 都道府県の対応に対する障害者福祉施設等が行った改善措置（改善計画の提出・対応）

### ② 使用者による障害者虐待

- 市町村からの報告件数
- 相談・通報受理件数（都道府県が直接受けた件数）
  - ・ 相談・通報者（本人・家族・労働者等）
  - ・ 相談・通報に係る事業所の種別（業種）
- 都道府県労働局への報告件数

# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

## 目的

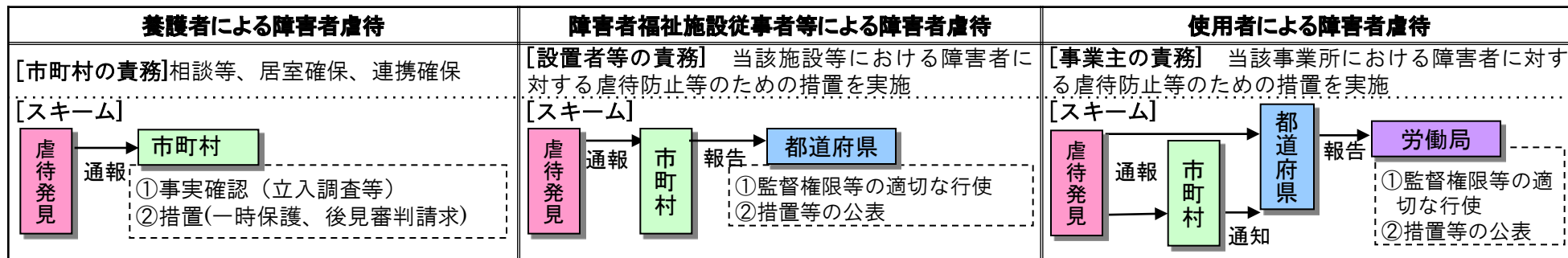
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

## 虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

# 改正後の身体・知的障害者相談員に係る規定

## ○ 改正後の身体障害者福祉法(平成24年4月1日施行)

(身体障害者相談員)

第十二条の三 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

3・4 (略)

## ○ 改正後の知的障害者福祉法(平成24年4月1日施行)

(知的障害者相談員)

第十五条の二市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

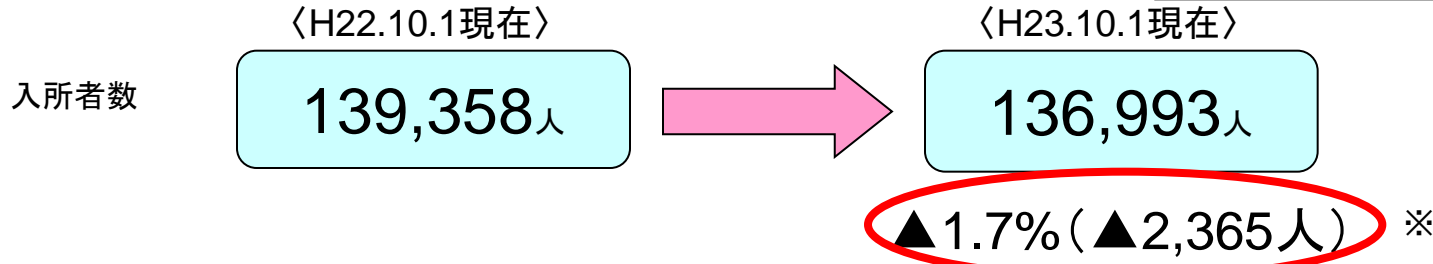
2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

3・4 (略)

# 施設入所者の地域生活への移行に関する状況について①

## 1 入所者の推移

※ 1については、2,668施設からの回答を集計(回収率100%)。  
2以降については、被災地域の一部の施設を除く、2,658施設からの回答を集計(回収率99.6%)。



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
  - (2) 身体障害者入所授産施設
  - (3) 知的障害者入所更生施設
  - (4) 知的障害者入所授産施設
  - (5) 精神障害者入所授産施設
  - (6) 身体障害者入所更生施設
  - (7) 精神障害者生活訓練施設
  - (8) 障害者支援施設

## 2 施設退所後の居住の場の状況

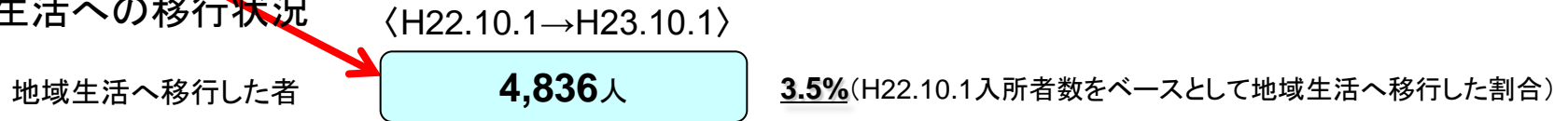
〔 ※ 回収率が異なるため、2の(1)の退所者数の合計と新規入所者数の差とは合致しない。 〕

### (1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
4,836人 (47.5%)	1,068人 (10.5%)	463人 (4.5%)	42人 (0.4%)	1,443人 (14.2%)	1,990人 (19.5%)	339人 (3.3%)	10,181人	7,803人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

### (2) 地域生活への移行状況



### 〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
1,863人 (38.5%)	617人 (12.8%)	95人 (2.0%)	28人 (0.6%)	1,487人 (30.7%)	606人 (12.5%)	64人 (1.3%)	76人 (1.6%)



## 施設入所者の地域生活への移行に関する状況について②

### 3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
1,215人 (25.1%)	47人 (1.0%)	106人 (2.2%)	217人 (4.5%)	68人 (1.4%)	1,026人 (21.2%)	104人 (2.2%)	63人 (1.3%)
地域活動支援 センター	一般就労	学校	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活動	未定	不明
115人 (2.4%)	362人 (7.5%)	42人 (0.9%)	435人 (9.0%)	148人 (3.1%)	163人 (3.4%)	502人 (10.4%)	223人 (4.6%)

### 4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

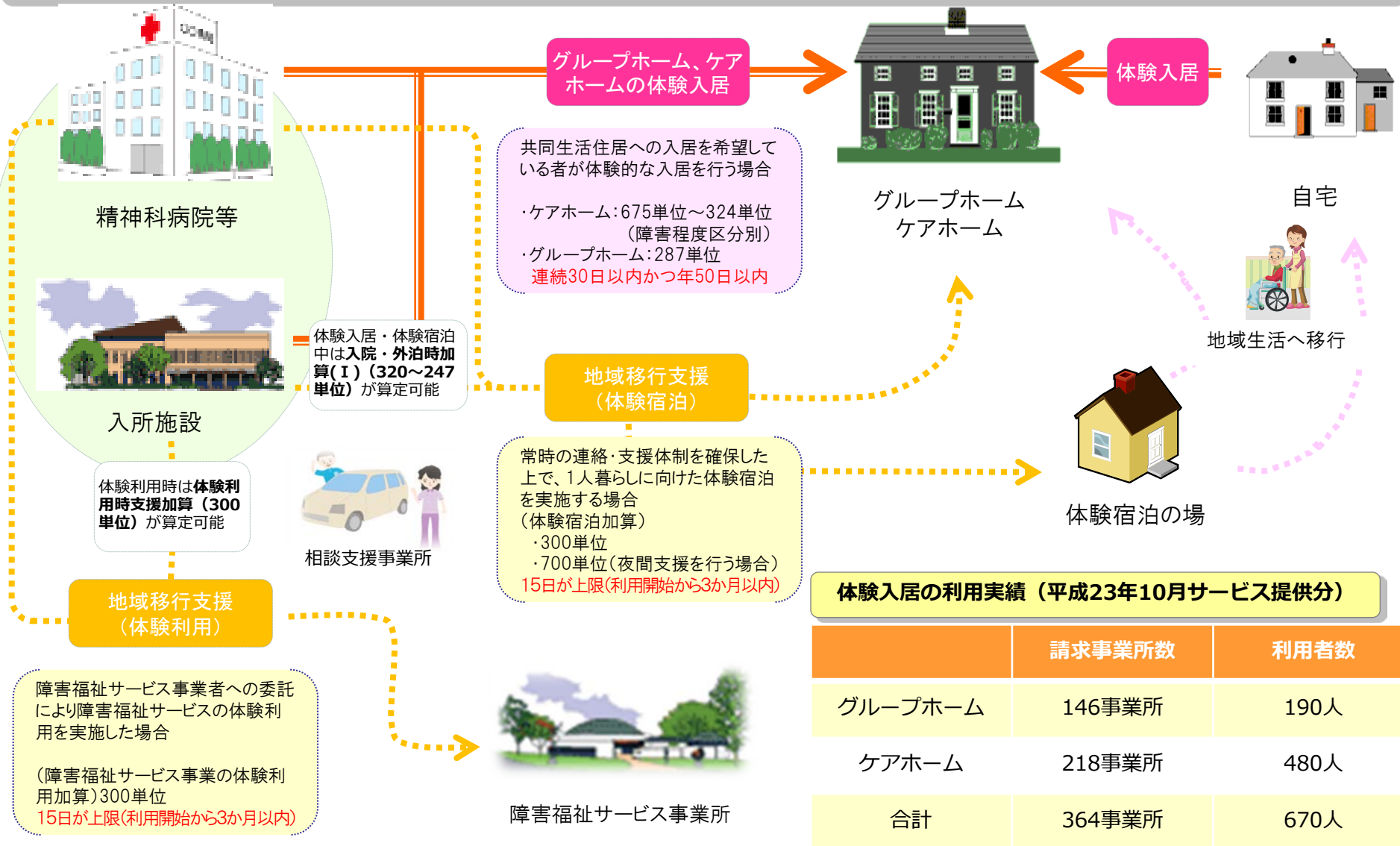
地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,027人 (38.8%)	1,507人 (19.3%)	124人 (1.6%)	28人 (0.4%)	2,604人 (33.4%)	513人 (6.6%)	7,803人

(2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
211人 (7.0%)	102人 (3.4%)	20人 (0.7%)	19人 (0.6%)	2,453人 (81.0%)	134人 (4.4%)	20人 (0.7%)	68人 (2.2%)

# 施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

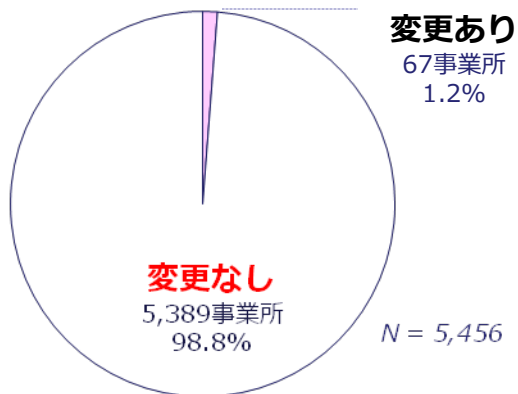
施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や障害福祉サービスの体験利用を促進。



# グループホーム等の家賃に関するアンケート調査結果

- 1 調査時点： 平成23年12月15日
- 2 調査対象： 調査時点におけるすべてのグループホーム、ケアホーム事業所
- 3 調査内容： 平成23年10月1日以降の利用者の家賃額の変更状況/平成23年10月1日以降の都道府県における家賃助成制度の変更状況

## ① 10月1日以降の家賃額の変更の有無

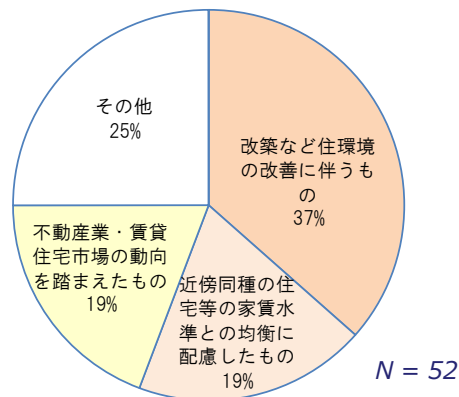


## ② 変更のあった事業所の家賃の変更額

事業所数	家賃変更額					計	減額
	増額						
	~2,500円	2,501円~5,000円	5,001円~7,500円	7,501円~10,000円			
<b>変更のあった事業所</b>	<b>65</b>	<b>15</b>	<b>20</b>	<b>6</b>	<b>11</b>	<b>52</b>	<b>15</b>
ケアホーム	9	3	1	0	2	6	3
グループホーム	23	6	6	1	4	17	7
ケアホーム・グループホーム一体型	33	6	13	5	5	29	5

※ 複数の変更区分に該当する事業所については、重複して計上

## ③ 家賃を増額した事業所の増額理由



### (その他の主な理由) ※

- ☆ 居室の広さだけでなく居室の日当たり具合も考慮して家賃額を見直したものの
  - ☆ 利用者負担を軽減するため、共用部分の家賃相当額を法人で負担していたが、利用者に説明の上、家賃を増額したものの
- ※ 増額後の家賃額が近傍同種の住宅等の家賃水準との均衡に配慮したものとなっている

## ④ 家賃助成制度(単独事業)を有していた都県の対応状況(H23.10)

都県名	~H23.9.30	H23.10.1~
群馬県	単独事業(所得要件なし) 0.75万円	国制度と合わせ(非課税世帯) 1.0万円 単独事業(課税世帯) 0.75万円
千葉県	単独事業2.5万円	国制度と合わせ 3.0万円
東京都	単独事業(所得要件あり) 1.2~6.98万円	国制度と合わせ(すべての非課税世帯) 1.2~6.98万円
三重県	単独事業 0.75万円	国制度と合わせ 1.0万円
兵庫県	単独事業 2.0万円	国制度と合わせ 2.5万円

# グループホーム等における消防設備の設置義務

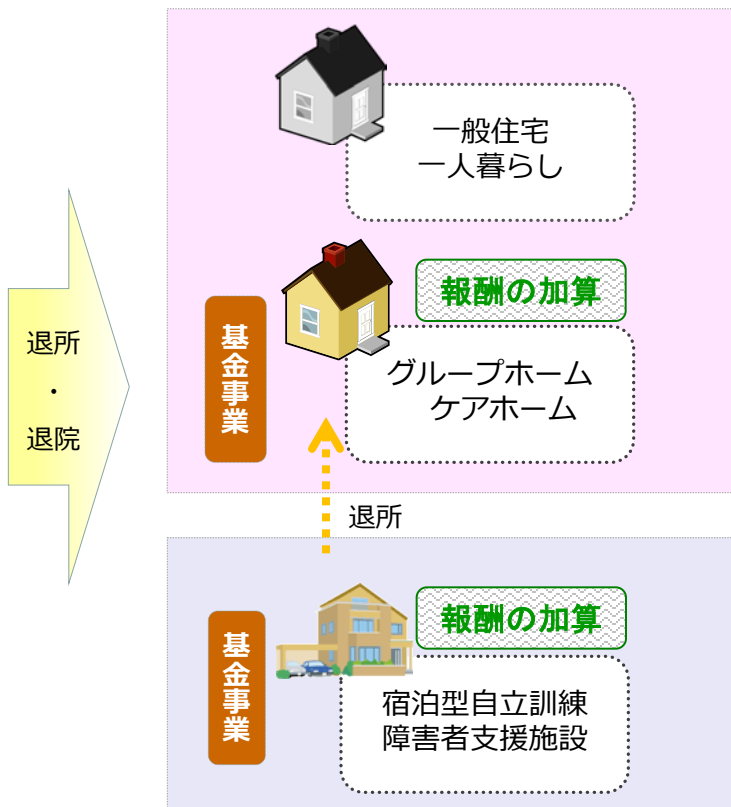
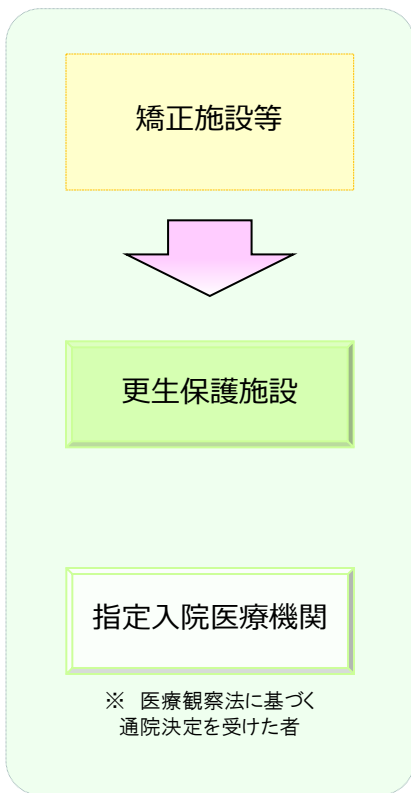
【平成21年4月～】

対象施設 ※ アンダーライン部分が改正により追加	スプリンクラー設備		自動火災報知設備		消防機関への通報装置	
	改正前	平成21年4月～	改正前	平成21年4月～	改正前	平成21年4月～
<p>【入所施設（障害児・重度障害者）、ケアホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）ロ関係</p> <p>①障害児施設（入所）</p> <p>②障害者支援施設・<u>短期入所・ケアホーム</u>（障害程度区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）</p>	1000㎡以上 （平屋建てを除く）	<u>275㎡以上</u>	300㎡以上	<u>全ての施設</u>	500㎡以上	<u>全ての施設</u>
<p>【上記以外（通所施設、グループホーム等）】 ※消防法施行令別表第1（6）ハ関係</p> <p>①障害児施設（通所）</p> <p>②障害者支援施設・<u>短期入所・ケアホーム</u>（障害程度区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。）</p> <p>③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、<u>児童デイ</u>、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、<u>グループホーム</u></p>	6000㎡以上 （平屋建てを除く）		300㎡以上		500㎡以上	

※ 既存施設は、平成24年3月末までの猶予期間が設けられている。

# 矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行支援について

矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行を支援するため、地域生活定着支援センター等からの受け入れ依頼を受け、グループホーム等で受け入れ調整等を行った場合に、**障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）**及び**報酬の加算**で評価。



基金事業 ※ H24まで延長

『福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業』

グループホーム等に受け入れを行う際の調整や受け入れ体制の整備のための支援を行う。

(補助単価)  
1件当たり 1,000千円以内

(補助率)  
10/10

報酬の加算

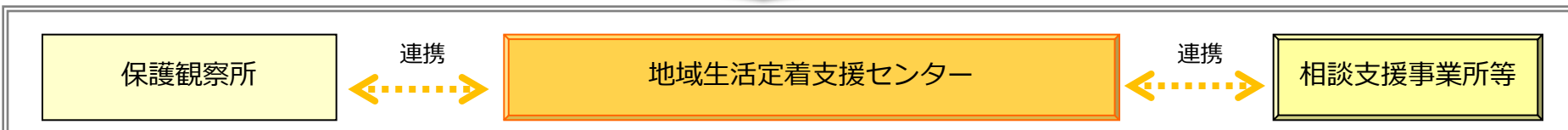
『地域生活移行個別支援特別加算』

矯正施設等を退所した者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算を算定

(加算単価)

- ア 障害者支援施設
  - i 12単位/日 (体制加算)
  - ii 306単位/日 (個人加算)
- イ 障害者支援施設以外  
670単位/日 (個人加算)

連絡・調整



# 公営住宅における障がい者施策について

公営住宅は、憲法第25条(生存権の保障)の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの。

○地方公共団体は、公営住宅を建設(又は民間住宅を買取り・借上げ)して管理

○国は、整備及び家賃の低廉化に要する費用の概ね45%を、社会資本整備総合交付金により支援。

## 1. 整備・改善

①新たに整備される公営住宅については、整備基準(※)において、バリアフリー対応等を標準仕様化。

②心身障がい者に特に必要な設備工事費については、助成対象限度額を引き上げて支援。

③新築だけでなく、既存の公営住宅についても、障がい者向け改善やバリアフリー化、エレベーター設置等の改善工事について助成。

## 2. 入居者資格

①同居親族要件(※)について、同居している親族があることを原則としているが、障がい者世帯等については、単身入居が可能。

ただし、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」については、現行法令上、単身入居は不可(※)

②入居収入基準(※)について、月収15万8千円(収入分位25%)以下を原則としているが、障がい者世帯等については、地方公共団体の裁量により、月収21万4千円(収入分位40%)まで基準の引き上げが可能。

## 3. 優先入居

○障がい者等、特に居住の安定の確保が必要な者について、地方公共団体の判断により、入居選考において優先的に取り扱うことが可能。

(倍率優遇方式、戸数枠設定方式、ポイント方式)

## 4. 目的外使用

○社会福祉法人等に対し、公営住宅を知的・精神・身体障がい者向けのグループホーム・ケアホーム等として使用させることが可能。

### 整備のイメージ



上下可動式流し台



上下可動式洗面台



手すり付き浴槽



身障者用便器

※地域主権一括法により、「同居親族要件」については廃止、「整備基準」、「入居収入基準」については、条例委任予定。



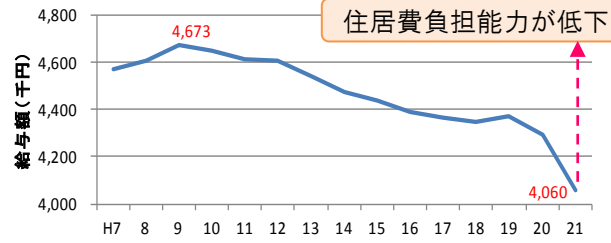
# 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業

24年度政府案 10,000百万円  
(日本再生重点化措置)

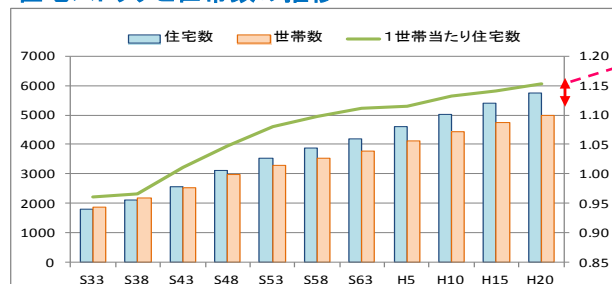
## 現状・課題

- 近年、厳しい経済・雇用情勢の下、雇用者の所得水準の低下により住居費負担能力が低下し、住宅に困窮する者が増加する傾向。
- 公営住宅の応募倍率も依然として高い水準で推移しており、さらに、地方公共団体の財政状況の悪化から、公的賃貸住宅の供給に依存した住宅セーフティネットの取組みは限界。【公営住宅応募倍率：8.8倍（H21年度）】
- 民間賃貸住宅の空家は一貫して増加傾向にあり、その有効活用が課題。

### 過去15年間の平均給与の推移



### 住宅ストックと世帯数の推移



居住者のいない住宅 799万戸  
うち、空家 757万戸  
(空家率13.1%)  
うち、賃貸住宅空家 413万戸  
(空家率18.8%)

住宅ストック数と世帯数の間におけるギャップは年々増大しており、空家の有効活用が課題となる。

## 事業概要

### ○ 民間住宅を活用した住宅セーフティネットの充実

以下に示す要件(①)を満たす住宅について一定の改修工事(②)が行われる場合、地方公共団体と連携(③)し、国が民間事業者に対して住宅の改修費の一部を直接支援。[補助率：1/3、補助限度額：100万円/空家]

#### ① 補助対象住宅の要件

- ・ 賃貸住宅の管理の期間が10年以上であること
- ・ 災害時における被災者の利用に関する協定を地方公共団体等と締結するものであること
- ・ 改修工事完了後の最初の入居者は、子育て世帯、障害者世帯、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者とするともに、その後も住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと
- ・ 適切な管理が行われるものであること 等

#### ② 補助対象工事

- (1) 加齢対応構造等に係る工事(省エネ改修工事を含む。)
- (2) 共用部分に係る改修工事(耐震改修、省エネ改修又はバリアフリー改修のいずれかを含む改修工事)

#### ③ 地方公共団体との連携

- ・ 地域住宅計画において、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取り組む旨が具体的に明記されること
- ・ 居住支援協議会等を設け、本事業による住宅の物件情報の提供等、所要の措置を講ずること

# 居住支援協議会について

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。（住宅セーフティネット法第10条第1項にもとづく居住支援協議会の活動を支援）

## ○ 概要

### (1) 構成

地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局、宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体、居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等により構成

### (2) 役割

居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施

### (3) 設立状況

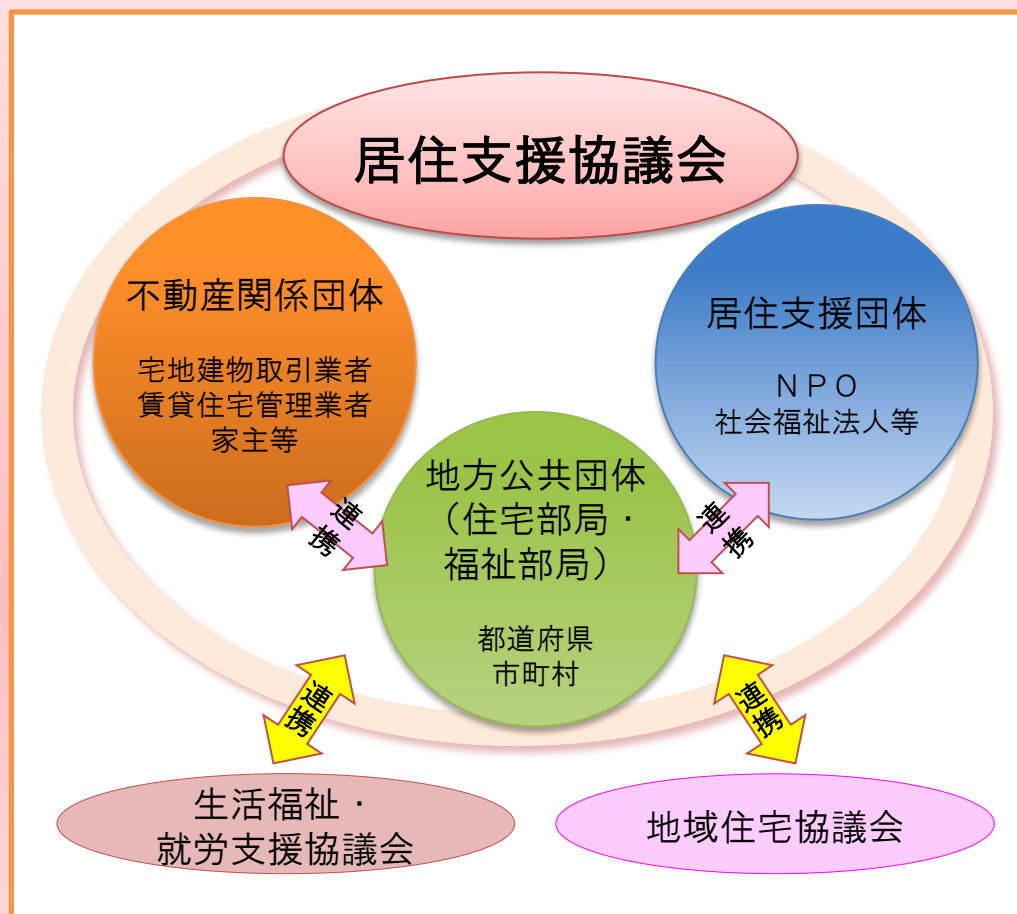
現在、11協議会が設立済（H23.11.1時点）  
（北海道、岩手県、群馬県、埼玉県、神奈川県、愛知県、三重県、兵庫県、徳島県、福岡市、熊本市）

※都道府県、政令市以外では江東区が設立済み

### (4) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- ・ 補助限度額：協議会あたり1,000万円
- ・ 予算額：7.0億円の内数（H24年度予算案）





## 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に係る疑義回答について

(共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練）

### 1

#### 共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）に関するQ&A

##### （夜間支援体制加算・夜間防災・緊急時支援体制加算）

###### 問1

- ① 夜間支援体制加算（Ⅰ）の算定対象とならないケアホーム利用者の夜間の連絡体制・支援体制を夜間支援体制加算（Ⅰ）により評価されているケアホームの夜間支援従事者により確保している場合、夜間支援体制加算（Ⅱ）を算定することは可能か。
- ② 一体型事業所として運営しているグループホーム利用者の夜間の連絡体制・支援体制を夜間支援体制加算（Ⅰ）により評価されているケアホームの夜間支援従事者により確保している場合、夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を算定することは可能か。

（答） ①、②のいずれも算定できない。

夜間支援体制加算（Ⅱ）及び夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）については、指定障害者支援施設の夜勤職員など**別途の報酬等**（ケアホームの夜間支援体制加算（Ⅱ）又はグループホーム若しくは宿泊型自立訓練の夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を除く。）**で評価されている者により確保される連絡体制・支援体制は算定対象外**としている。

##### （夜間支援体制加算（Ⅰ））

問2 ケアホームの空床を利用して短期入所事業を実施する場合、ケアホームの夜間支援従事者を短期入所事業の夜勤職員が兼務しても差し支えないか。

（答） 差し支えない。夜間支援体制加算（Ⅰ）の算定要件として専従の夜間支援従事者の配置を求めているところであるが、ケアホームの**併設事業所又は空床利用型事業所として短期入所の事業を実施する場合に限って**、短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を**兼務しても差し支えないもの**とする。



**(大規模住居等減算③)**

問5 「近接的な位置関係」の範囲について明確にされたい。

(答) 「近接的な位置関係」とは、「共同生活住居が隣接して設置されている場合又は共同生活住居を隔てる公道等に共同生活住居の敷地が面している場合」を想定している。

**(大規模住居等減算④)**

問6 同一敷地内にある21人の共同生活住居と7人の共同生活住居が一体的に運営されている場合、それぞれに適用する減算率はどうなるのか。

(答) 一体的な運営が行われる共同生活住居に大規模住居(1つの共同生活住居の入居定員が8人以上である場合)が含まれる場合、大規模住居には大規模住居に対する減算割合を優先して適用することとなる。このため、お尋ねのケースのそれぞれの減算率は、

・ 21人の共同生活住居 → 100分の93

・ 7人の共同生活住居 → 100分の95

となる。

**(通勤者生活支援加算①)**

問7 通常の事業所に雇用されている利用者の割合(100分の50以上)については、共同生活住居単位で要件を満たせばよいか。

(答) 重度者支援加算等と同様に事業所の体制を評価することとしているため、共同生活住居単位ではなく事業所単位で要件を満たす必要がある。

**(通勤者生活支援加算②)**

問8 グループホーム、ケアホーム一体型事業所については、事業所全体ではなくそれぞれの類型ごとに算定要件を満たしていればよいか。

(答) 貴見のとおり。

**(通勤者生活支援加算③)**

問9 パートタイマーなど短時間労働者についても通常の事業所に雇用されている利用者を含めてよいか。

(答) 貴見のとおり。

## 2

### 宿泊型自立訓練に関するQ & A

#### (指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

問10 精神障害者生活訓練施設からグループホームに移行した事業所が、その後、宿泊型自立訓練に移行した場合は、法附則第20条の設備に関する経過措置は適用されないのか。

(答) 法附則第20条の宿泊型自立訓練の設備に関する経過措置については、平成18年10月1日に運営していた精神障害者生活訓練施設等を適用対象としていることから、その時点で運営していた施設等については、グループホームに移行した後に宿泊型自立訓練に移行した場合であっても当該経過措置が適用される。

また、これと同様に、平成18年10月1日に運営していた精神障害者生活訓練施設等が宿泊型自立訓練に移行した後にグループホーム、ケアホームに移行した場合（平成18年10月1日以降に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く）には、法附則第19条の精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例が適用される。

#### (長期入院者等に対する支援の評価 ①)

問11 宿泊型自立訓練の利用開始後に「生活訓練サービス費(Ⅲ)」から「生活訓練サービス費(Ⅳ)」に算定区分を変更することは可能か。

(答) 宿泊型自立訓練の利用開始時に「生活訓練サービス費(Ⅲ)」を算定していた者であっても、その後の利用実績や改善効果、また、サービス管理責任者による評価や指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案等を踏まえた上で、2年間の利用期間では十分な成果が得られないと市町村が認める場合には、「生活訓練サービス費(Ⅳ)」に算定区分を変更して差し支えない。

なお、算定区分を変更した場合には、受給者証の「訓練等給付の支給決定内容欄」(四面)の「支給量等」欄に「長期入院等」と記載する必要があるので留意されたい。

#### (長期入院者等に対する支援の評価 ②)

問12 平成24年度以前から宿泊型自立訓練を利用している者については、平成24年4月1日までに標準利用期間が3年間と認められるか否かを各市町村において判断する必要があるのか。

(答) 平成24年度以前から宿泊型自立訓練を利用している者のうち平成24年4月1日時点で利用期間が2年を超過していない者については、適用される標準利用期間にかかわらず基本報酬の水準は変わらないため、便宜上、次回の支給決定の更新のタイミングまで「生活訓練サービス費(Ⅲ)」を算定することとして差し支えない。一方で、その時点で利用期間が2年を超過する者については、適用される標準利用期間によって算定できる基本報酬の水準が異なることから、事業所等と緊密に

連携の上、平成24年3月31日までの間に各市町村において該当する利用者の標準利用期間について適切に判断されたい。

**(長期入院者等に対する支援の評価 ③)**

問13 例えば、精神障害者福祉ホームB型から宿泊型自立訓練に移行した場合の入居者の標準利用期間の起算点は移行した時点からでよいか。

(答) よい。なお、精神障害者福祉ホームB型及び知的障害者通所寮に入居していた者が引き続き宿泊型自立訓練を利用している場合については、その者の心身の状況や地域の社会資源の整備状況等に  
応じて、標準利用期間を超えて支給決定期間を更新しても差し支えないものとする。

**(長期入院者等に対する支援の評価 ④)**

問14 「長期間入院していた者」の「長期間」とはどのくらいの期間か。

(答) 概ね**1年以上**を想定している。ただし、長期入院者等の標準利用期間を3年間としているのは、長期間の支援が必要な者を適切に支援するための措置であり、また、利用者個々人の障害特性・障害の程度に大きな差があることを踏まえれば、1年という期間を一律に適用した場合には、かえって合理性を欠くことになるおそれがあるので、その運用が硬直的にならないよう留意されたい。

なお、既に障害保健福祉関係主管課長会議でお示ししているとおり、病院や入所施設に長期間入院・入所していた者に限らず、例えば、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者  
についても「生活訓練サービス費(Ⅳ)」の算定対象となるので留意されたい。

**(食事提供体制加算)**

問15 日中活動サービスを利用し、昼食の提供を受けた利用者について、宿泊型自立訓練において食事提供体制加算を算定することは可能か。

(答) 宿泊型自立訓練における食事提供体制加算については、主に夜間の食事を提供する体制について評価するものであり、昼間の食事提供体制を評価する日中活動サービスの食事提供体制加算との併給は可能である。

(以上)

# 発達障害施策の状況

## <国の役割>

発達障害の定義と発達障害への理解の促進 / 発達障害児・者に対する地域支援体制を整備

調査・研究	支援手法の開発	人材育成	情報提供・普及啓発
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定義</li> <li>・ 発見のための共通の評価尺度の開発 (M-CHAT、PARS)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児療育手法の開発</li> <li>・ 家族支援・地域生活支援プログラムの開発</li> <li>・ 青年期・成人期の支援モデルの開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秩父学園等における発達障害支援に関わる職員等の研修</li> <li>・ 国が指定した民間施設における実地研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害情報・支援センター (国立リハビリテーションセンター内に設置)</li> <li>・ 世界自閉症啓発デー(4/2)</li> <li>・ 発達障害啓発週間(4/2~8)</li> </ul>

地域における支援体制を整備 (国庫補助)

## <都道府県の役割>

発達障害児・者に対する地域生活支援の充実 / 関係部局の相互の連携確保

### 発達障害者支援体制整備事業(国庫補助)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の支援体制の状況把握、サポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係部局の連携による支援の充実に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H<sup>+</sup>アソシエーターの養成</li> <li>・ H<sup>+</sup>アソシエーターコーディネーターの配置</li> </ul>
--	---	--

発達障害者  
支援センター

(国庫補助)

専門的相談

相談支援  
発達支援  
就労支援

発達障害児・者  
家族への支援

<市町村の役割> 発達障害児の早期発見、早期の発達支援 / 発達障害児・者に対する地域生活支援

- 早期発見・早期対応の充実【平成24年度予算案】
  - ・ 巡回支援専門員整備事業の実施力所数の増 (66か所→113か所)

## 災害時支援

【平成24年度予算案】

- 災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業
  - ・ 防災拠点スペースの整備
- 発達障害者に対する災害時支援整備事業
  - ・ 災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成 (都道府県・市町村：15か所)

国

都道府県

市町村

# 厚生労働省における発達障害者支援施策（平成24年度予算案）

課 題	平成24年度予算案	【1, 246百万円(1, 182百万円)】（ ）内は平成23年度予算 ※発達障害者支援のための災害時支援整備事業（復興庁予算計上：45百万円）を含む。
<b>1 地域支援体制の確立</b> <b>●支援ネットワークの形成</b>  <b>●全県的な相談支援の充実</b>	<b>① 発達障害者支援体制整備事業 【202百万円(202百万円)】</b> 発達障害のある方や家族に、ライフステージ支援の体制を構築強化を図るため、都道府県・指定都市で、「ペアレントメンター」の養成とその活動をコーディネートする者の配置、「アセスメントツール」の導入の促進を実施	
	<b>② 発達障害者支援センターの設置、運営 【地域生活支援事業の内数】</b> 発達障害者やその家族などに、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを実施	
	<b>③ 子どもの心の診療ネットワーク事業 【母子保健医療対策等総合支援事業の内数】</b> 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制を構築	
<b>2 支援手法の開発</b>	<b>④ 発達障害者支援開発事業 【232百万円(298百万円)】</b> 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立	
	<b>⑤ 巡回支援専門員整備事業 【267百万円(156百万円)】</b> 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設を巡回し、スタッフや親に助言等を実施（66→113市町村）	
	<b>⑥ 発達障害児及び家族の支援事業 【11百万円( 0百万円)】</b> 家族短期入所、訪問支援等を通じた支援プログラムの開発や、地域の関係機関との連携体制の整備を国立秩父学園で実施	
<b>3 就労支援の推進</b>	<b>⑦ 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの拡充・強化 【286百万円(281百万円)】</b> ハローワークにおいて、発達障害等の求職者について、本人の希望や状況に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センターに誘導するとともに、きめ細かな就労支援を実施	
	<b>⑧ 発達障害者雇用開発助成金 【 59百万円(59百万円)】</b> 発達障害者を新たに雇用し適切な雇用管理等を行う事業主への助成	
	<b>⑨ 発達障害者就労支援者育成事業 【21百万円(21百万円)】</b> 発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施	
	<b>⑩ 発達障害者に対する職業訓練の推進 【 20百万円(68百万円)】</b> 一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練を推進	
	<b>⑪ 発達障害者就労支援普及・定着化事業 【 11百万円( 0百万円)】</b> 発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発を国立障害者リハビリテーションセンターで実施	
<b>4 人材の育成</b>	<b>⑫ 発達障害者支援者実地研修等の研修事業 【20百万円(32百万円)及び(独)国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数】</b> ・地域で指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成するための実地研修を実施 ・小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場での対応を充実	
<b>5 情報提供・普及啓発</b>	<b>⑬ 発達障害情報・支援センター【58百万円(52百万円)】</b> 国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解を促進	
	<b>⑭ 「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業 【13百万円(13百万円)】</b> 「世界自閉症啓発デー」の周知と、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施	

## 【東日本大震災復旧・復興経費】

○災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業（防災拠点スペースの整備）【4, 500百万円の内数】

○発達障害者に対する災害時支援整備事業（災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成）【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上：45百万円】

# 発達障害者に対する災害時支援整備事業

平成24年度予算案:45百万円(復興庁予算に計上)

## 発達障害の特性

発達障害のある方は、見た目では障害があるようには見えないことがあるが、①周囲が想像する以上に過敏であり、大勢の人のいる環境が苦痛で避難所の中に居られない、②日常生活の変化が苦手な場合が多く、生活リズムの変化が健康状態やストレスの蓄積に与える影響がさまざまであり、本人や家族の支援に個別対応が必要。

東日本大震災においては、避難所の中に居られず、自動車での生活や、被災した自宅に戻るなどの事例が見られたところ。

→発達障害児・者支援として、災害時の居場所、必要なニーズの把握・支援の継続などが課題

## 事業の目的

震災等の災害が発生した際の発達障害児・者の安否確認、支援ニーズの把握や必要な支援を継続するため、関係機関が連携した災害時支援システムの整備など、災害時支援に効果的な方法を構築する。

## 事業の内容

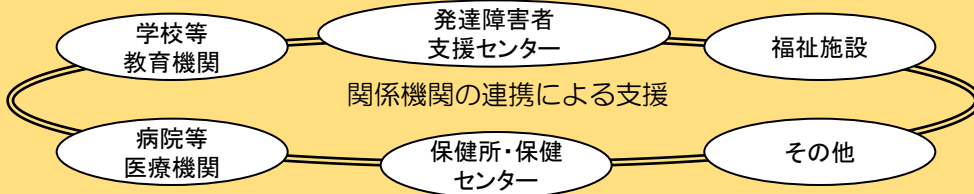
被災地などにおいて、発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や、避難場所の確保などの災害時の支援に効果的な方法をマニュアルとしてとりまとめ、その成果を全国に情報発信する。

○都道府県・市町村15か所でマニュアル作成 → 国において全国に情報発信

15か所(カ所数) × 600万円(単価) × 1/2(補助率) = 4,500万円

## 発達障害者支援のためのマニュアル作成

### 災害時の支援システムの整備について



安否確認や支援ニーズの把握及び必要な支援が継続するように、関係機関による災害時の支援システムの整備

### 避難所の確保について

・発達障害の特性（環境の変化への適応が難しいなど）に配慮し、避難場所を事前に指定

### 住民への理解促進について

・発達障害の特性について、住民の理解を促進

など

国において全国の自治体に周知し、発達障害者に対する災害時支援を推進



# 巡回支援専門員整備事業の実施力所数の増【市町村事業】

平成24年度予算案:2.7億円

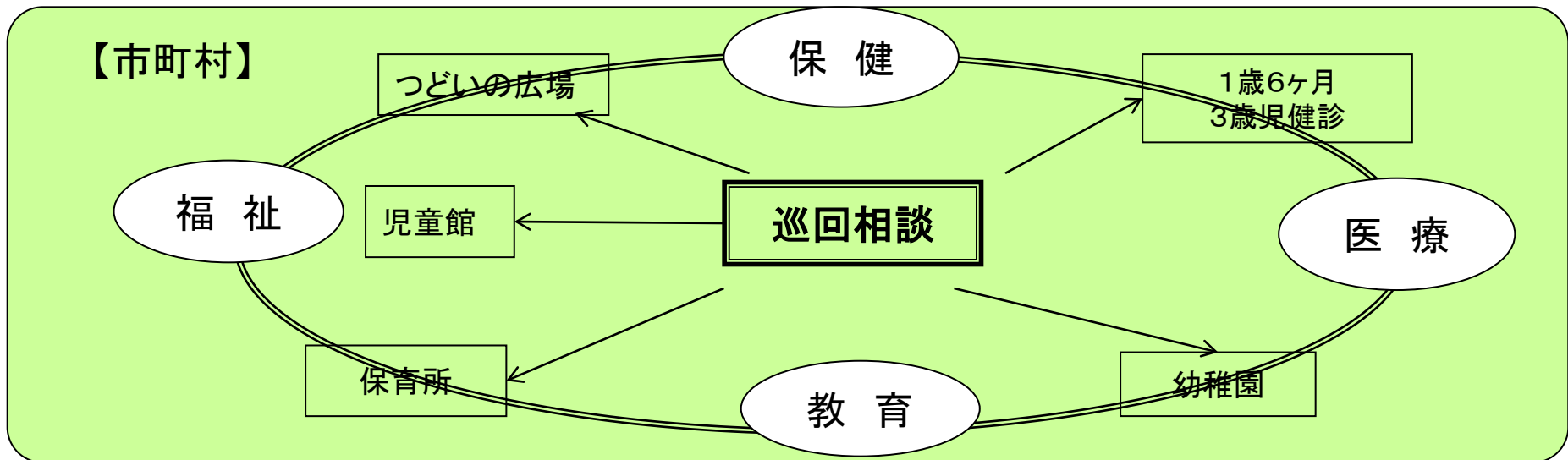
発達障害等に関する知識を有する専門員(※)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

※「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

○専門員は、秩父学園で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

【予算力所数:平成23年度:66か所→平成24年度:113か所】



# 「発達障害者支援体制整備事業」、「発達障害者支援開発事業」実施状況一覧

※平成19年度～23年度の左欄は「発達障害者支援体制整備事業」、右欄は「発達障害者支援開発事業」。

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
北海道	○	○	○	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○					
秋田県							
山形県	○	○	○	○	○	○	○
福島県			○	○	○	○	○
茨城県	○	○	○				
栃木県	○	○	○	○	○	○	○
群馬県						○	○
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○		
東京都	○	○	○	○	○		
神奈川県	○	○	○			○	○
新潟県		○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○				○	○
山梨県	○	○	○	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県		○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県		○	○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○					○	○
奈良県	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○				○
鳥取県			○	○	○	○	○
島根県	○	○				○	○
岡山県		○	○	○	○	○	○

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
広島県		○	○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県							
高知県	○	○	○	○	○	○	○
福岡県		○	○	○	○	○	○
佐賀県			○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○
大分県		○	○	○			
宮崎県			○	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○			○	○
沖縄県		○	○	○	○	○	○
札幌市	○	○	○	○	○	○	○
仙台市	○	○	○	○	○	○	○
さいたま市	○	○	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○				
横浜市	○	○	○	○	○	○	○
川崎市		○	○	○	○	○	○
相模原市	/	/	/	/	/	○	○
新潟市				○	○	○	○
静岡市			○	○	○	○	○
浜松市	/	/				○	○
名古屋市		○	○	○	○	○	○
京都市	○	○	○	○	○	○	○
大阪市	○	○	○	○	○	○	○
堺市	/		○	○	○	○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○	○
岡山市	/	/	/	/	○	○	○
広島市	○	○	○	○	○	○	○
北九州市	○	○	○	○	○	○	○
福岡市		○	○	○	○	○	○

※「発達障害者支援体制整備事業」は平成17年度から、「発達障害者支援開発事業」は平成19年度から実施。  
 ※この一覧は、国からの補助事業の一覧であり、それ以外にも、自治体独自の取り組みが行われている場合がある。

# 発達障害に係る研修等(平成24年度実施予定)

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、専門機関である国立機関等で相談・支援、療育、小児医療、精神医療を内容とする研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

## 1 発達障害者支援センター職員研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図るための研修を実施する。

期 間 3日間及び2日間 年2回  
対 象 全国の発達障害者支援センター職員で相談支援や家族への支援を担当する職員 140名

## 2 発達相談支援員研修

「巡回支援専門員整備事業」を担う専門員をはじめとする発達障害支援担当者を対象とする研修を行い、巡回支援の技術の向上を図るための研修を実施する。

期 間 3日間 年2回  
対 象 市町村の巡回支援専門員整備事業に従事する専門員等の発達障害支援を担当する職員 140名

## 3 自閉症に関するセミナー

### ①自閉症入門コース

全国の知的・発達障害福祉関係者を対象に、障害特性の理解・課題行動への対応方法の習得を図るための研修を実施する。

期 間 3日間 年1回  
対 象 全国の知的・発達障害福祉関係者 70名

### ②自閉症トレーニングセミナー

全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通じた療育援助技術の習得を図るための研修を実施する。

期 間 2日間 年2回  
対 象 全国の自閉症関係施設職員及び教職員 40名

## 4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回  
対 象 全国の小児医療機関の医師等

## 5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回  
対 象 全国の精神医療機関の医師等

<実施機関>

- 1～3 国立障害者リハビリテーションセンター 学院  
4、5 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター

※各研修等の期間・回数等は予定

# 「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

## 【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。



### ○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月、国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

## 【啓発活動】(平成24年度 開催(案))

### 【国における取組】

#### ○世界自閉症啓発デー2012・シンポジウム

- ・日時 平成24年4月7日(土曜日) 10:00～16:30
- ・場所 灘尾ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)
- ・共催 日本発達障害ネットワーク、日本自閉症スペクトラム学会、全国自閉症者施設協議会  
発達障害者支援センター全国連絡協議会、国立特別支援教育総合研究所
- ・後援(予定) 内閣府、法務省、外務省、文部科学省、国土交通省 他

#### ○東京タワーブルーライトアップ

- ・平成24年4月2日(月) 18:15(予定)～ 東京タワー・ライトアップ(ブルー)
- ・平成24年3月23日(金)～4月8日(日) 東京タワーでの啓発展示

○各都道府県等においても、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施することにより、地域住民への発達障害の理解を促進。

○これらの取組内容について、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会 WEBサイト<http://www.worldautismawarenessday.jp>に掲載予定。

障障地発0119第1号  
平成24年1月19日

都道府県  
各 発達障害支援施策所管課（室）長 殿  
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室長

平成24年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」にかかる  
普及啓発の推進について（協力依頼）

平素より、発達障害者支援施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の発達障害者の支援については、平成17年4月より発達障害者支援法が施行され、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野が連携のもと、様々な施策が実施されているところですが、平成19年12月には、国連総会において「世界自閉症啓発デー」に関する決議が採択され、それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うこと等が求められているところです。

これを踏まえ、厚生労働省では、4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」を社会全体で自閉症等の発達障害の啓発に取り組む機会と捉え、自閉症・発達障害関係団体の協力を得ながら、東京の名所旧跡でのライトアップ（ブルー）や世界自閉症啓発デー2012・シンポジウムの開催等の広報・啓発の取組を実施することとしております。

つきましては、貴都道府県・指定都市におかれましても、地域住民等への自閉症等の発達障害に関する理解の促進が図られるよう、次のような広報・啓発等の取組の実施にご協力いただくとともに、貴管内の関係行政機関（都道府県にあっては管内の中核市及び市区町村を含む。）及び関係団体等に周知いただき、貴管内において連携した取組が実施されますようお願い申し上げます。

特に、名所旧跡でのライトアップの取組につきましては、世界のいくつかの国において世界自閉症啓発デーに賛同し、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）の当日に実施されるものであり、東京だけでなく日本各地で実施することで国民の関心を得るなど、普及啓発の相乗効果が高まるものと考えております。

こうした趣旨等に鑑み、貴都道府県・指定都市におかれましても同様の取組が実施されますよう、格段のご協力をお願いいたします。

## 1. 広報・啓発等の取組の実施

広く一般の関心を高めるように、名所旧跡のライトアップ（ブルー）やイルミネーション、シンポジウムの開催等による広報・啓発等の取組を実施し、自閉症をはじめとする発達障害への理解促進を図ります。

### 【取組例】

#### (1) 名所旧跡のライトアップ（ブルー）等の実施

○名所旧跡をブルーにライトアップ

※東京タワーで実施予定。全国各地で実施することで、より効果が高まります。

○駅前の街路樹や商店街の店舗をブルーのイルミネーションで装飾

#### (2) テレビ、新聞、機関誌、広報誌及びインターネットなどを通じての広報啓発

#### (3) シンポジウム・講演会・研修会等の開催

#### (4) ポスター、リーフレット等の作成、配布

#### (5) その他、関係団体等との協力による取組

○発達障害支援関係者（行政担当者、関係団体メンバー等）のブルーシャツ着用による周知

○当事者の方や地域の方の参加による啓発ウオーク、パレード等の実施

○当事者の方の作品による芸術展、展示会の開催

○地域のスポーツチームとの連携によるキャンペーンの実施 など

## 2. 広報・啓発等の取組事例の公表

貴都道府県・指定都市や関係行政機関及び関係団体等における広報・啓発の取組については、「世界自閉症啓発デー関連情報」として、下記Webサイトに掲載させていただきますので、別紙に記入の上、2月24日（金）までにメールにて送付いただけますようお願いいたします。

なお、各都道府県・指定都市で実施する行事等については、テレビや新聞等に取り上げられるよう、厚生労働省において記者発表を行う予定です。

### 【世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）】

○<http://www.worldautismawarenessday.jp/>

（世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取り組み等に関する情報を提供）

### 3. 「世界自閉症啓発デー ポスター・リーフレット」の配布、掲示

厚生労働省において、世界自閉症啓発デーのポスター・リーフレットを作成いたしますので、管内市区町村及び関係機関等への配布、掲示に御協力のほど、よろしくお願い致します。

※1 ポスターについては平成24年2月上旬に発送予定です。

※2 ポスターの部数については、管内の発達障害者支援センターや保育所等の福祉関係施設、小学校や特別支援学校等の教育関係施設の数を参考に送付しておりますので、市区町村及び特別支援教育担当課等とも調整の上、広く普及啓発に役立つ観点から配布・掲示していただけますようお願いいたします。

#### 《連絡先》

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

地域移行・障害児支援室発達障害支援係 小島、中谷

電 話：03-5253-1111（内線3038）

F A X：03-3591-8914

e-mail：nakatani-saori@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室発達障害支援係 宛

(E-mail : )

世界自閉症啓発デー関連情報について

都道府県・指定都市名 \_\_\_\_\_

①広報啓発の取組名 (イベント名)	
②取組(イベント)の内容	
③主催者・共催者等	
④開催場所	
⑤開催日時	
⑥参加者(対象者) 参加(募集)人数	
⑦照会先	電話 : ( )

※複数の取組(イベント)を実施される場合には、別々に提出してください。



# 発達障害者雇用開発助成金

【59百万円(59百万円)】

## 1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴うが、事業主においては、発達障害者の雇用経験が少ないことや、発達障害者について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、発達障害者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



## 2 内容

### (1) 対象事業主

発達障害者を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

### (2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※

※ 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

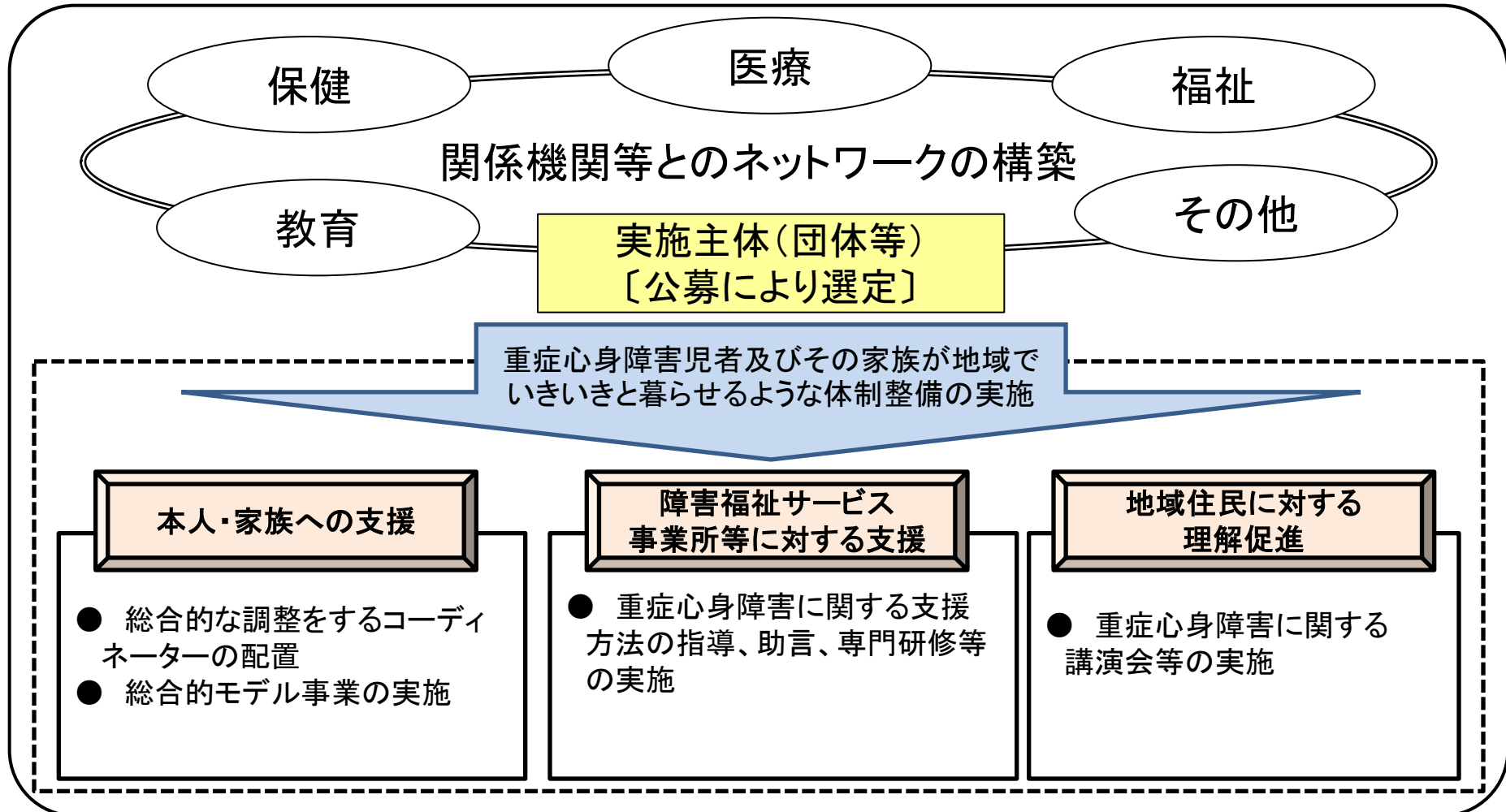
### (3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

# 重症心身障害児者の地域生活モデル事業〔新規〕

【平成24年度予算案 24百万円】

重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について、先進的な取り組みを行う団体等に対して助成を行い、あわせて地域住民に対する理解促進や障害福祉サービス事業所等に対する支援を行うことにより、重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る。



## 地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表（案）

（下線部が改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1、2（同右）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1） 市町村地域生活支援事業</p> <p style="padding-left: 20px;">障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、<u>必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等</u></p>	<p style="text-align: center;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1） 市町村地域生活支援事業</p> <p style="padding-left: 20px;">障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行</p>

の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- ア 相談支援事業 (別記 1)
- イ 成年後見制度利用支援事業 (別記 2)
- ウ コミュニケーション支援事業 (別記 3)
- エ 日常生活用具給付等事業 (別記 4)
- オ 移動支援事業 (別記 5)
- カ 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 6)
- キ その他の事業 (別記 7)

(2) 都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 8)
- イ 広域的な支援事業 (別記 9)
- ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業 (別記 10)
- エ その他の事業 (別記 11)

う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- ア 相談支援事業 (別記 1)
- イ コミュニケーション支援事業 (別記 2)
- ウ 日常生活用具給付等事業 (別記 3)
- エ 移動支援事業 (別記 4)
- オ 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 5)
- カ その他の事業 (別記 6)

(2) 都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 7)
- イ 広域的な支援事業 (別記 8)
- ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業 (別記 9)
- エ その他の事業 (別記 10)

<p>(3) (同右)</p> <p>4～6 (同右)</p> <p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">相談支援事業</p> <p>1 (同右)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) <u>基幹相談支援センター等機能強化事業</u></p> <p>ア 目的</p> <p>市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を<u>基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。</u></p> <p>(注) <u>「基幹相談支援センター」については、別添2のとおりである。</u></p> <p>イ 事業内容</p>	<p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">相談支援事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) <u>市町村相談支援機能強化事業</u></p> <p>ア 目的</p> <p>市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を<u>市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。</u></p> <p>イ 事業内容</p>
---	---

(ア) 基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員(注)を配置。

(注) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等)
- ・ 地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)

(ウ) 基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

(ア) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応

(イ) 地域自立支援協議会(注1)を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

ウ 専門的職員

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

ウ 留意事項

- (ア) 自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。
- (イ) 市町村が設置する自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。
- (ウ) 都道府県が設置する自立支援協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

エ 留意事項

- (ア) 地域自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。
- (イ) 地域自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。
- (ウ) 都道府県自立支援協議会 (注2) に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

(注1) 地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

(注2) 都道府県自立支援協議会

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア （同右）

イ 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。

(ア) 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

(イ) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整  
利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

ウ 対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、イ（ア）は、現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設け

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア （略）

イ 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。

(ア) 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

(イ) 24時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

(ウ) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整  
利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

ウ 対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。



られているものを含む。以下同じ。)に入院している精神障害者を除く。

エ 経過的处理

以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

なお、市町村は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。

(ア) 現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院

(イ) 24時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

(3) 成年後見制度利用支援事業

ア 目的

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の

<p style="text-align: center;">【別添 1】</p> <p style="text-align: center;">障害者相談支援事業</p> <p>1 概要</p> <p>市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。</p> <p>また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、自立支援</p>	<p style="text-align: center;">【別添 1】</p> <p style="text-align: center;">障害者相談支援事業</p> <p>権利擁護を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容  <u>成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。</u></p> <p>ウ 対象者  <u>障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者</u></p> <p>1 概要</p> <p>市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。</p> <p>また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、<u>地域自立</u></p>
---	---

協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

## 2 実施主体

市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託可）

（注1） 指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、市町村が設置する自立支援協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。

## 3 事業の具体的内容

- （1） 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- （2） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- （3） 社会生活力を高めるための支援
- （4） ピアカウンセリング
- （5） 権利の擁護のために必要な援助
- （6） 専門機関の紹介 等

支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

## 2 実施主体

市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者への委託可）

（注1） 指定相談支援事業者に委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、地域自立支援協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。

## 3 事業の具体的内容

- （1） 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- （2） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- （3） 社会生活力を高めるための支援
- （4） ピアカウンセリング
- （5） 権利の擁護のために必要な援助
- （6） 専門機関の紹介
- （7） 地域自立支援協議会の運営 等

(注2) 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に対し、障害程度区分に係る認定調査の委託が可能

#### 4 相談支援体制の例

相談支援体制については、市町村が設置する自立支援協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

また、障害者自立支援法の一部改正により、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（法第77条の2第1項の基幹相談支援センターをいう。）を市町村において設置することが望ましい。

なお、この他、想定される例としては、下記のとおり。

- (1) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- (2) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

#### 5 (同右)

(注2) 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者に対し、障害程度区分に係る認定調査の委託が可能。

#### 4 相談支援体制の例

相談支援体制については、地域自立支援協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

なお、想定される例としては、下記のとおり。

- (1) 障害種別に対応する総合的拠点を設置する。
- (2) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- (3) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

#### 5 (略)

#### 6 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステム

づくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。

(構成メンバー)

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、当事者、学識経験者 等

(主な機能)

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施。
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催）
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発、改善
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・ 権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営 等

【別添 2】

## 基幹相談支援センター

### 1 目的

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設である。

### 2 設置主体

(1) 市町村

(2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者

※ (2)の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。

### 3 設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地

域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

#### 4 業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

##### (1) 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

##### (2) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）
- ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組

(連携会議の開催等)

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する自立支援協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

(4) 権利擁護・虐待の防止

・ 成年後見制度利用支援事業の実施

・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

5 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

6 秘密保持

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 その他



- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、自立支援協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。
- (3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

(別記2)

### 成年後見制度利用支援事業

#### 1 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

#### 2 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第〇条の〇に定める費用(成

年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等)の全部又は一部を補助する。

3 対象者

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

(別記3)

コミュニケーション支援事業

1～4 (同右)

(別記4)

日常生活用具給付等事業

1～4 (同右)

(別記5)

(別記2)

コミュニケーション支援事業

1～4 (略)

(別記3)

日常生活用具給付等事業

1～4 (同右)

(別記4)

移動支援事業

1～3 (同右)

(別記6)

地域活動支援センター機能強化事業

1 (同右)

2 事業内容

(同右)

(1)、(2) (同右)

(3) 利用者数等

上記事業の利用者数等の例としては、以下のとおり。

ア～ウ (同右)

3 (同右)

(別記7)

その他の事業

移動支援事業

1～3 (略)

(別記5)

地域活動支援センター機能強化事業

1 (略)

2 事業内容

(略)

(1)、(2) (略)

(3) 利用者数等

ア～ウ (略)

3 (略)

(別記6)

その他の事業

(1) ~ (5) 略

(6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

ア 目的

更生訓練費の支給、又は就職支度金を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。

イ 支給対象者

更生訓練費給付事業にあつては、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者とする。ただし、障害者福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者とする。

施設入所者就職支度金給付事業にあつては、就労移行支援事業、又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。

ウ 支給額

市町村が認めた額とする。

(1) ~ (5) 略

(6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

ア 更生訓練費給付事業

(ア) 目的

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設を除く。以下「施設」という。)に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(イ) 支給対象者

法第19条第1項の規定による支給決定者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている支給決定者である身体障害者のうち更生訓練を受けている者並びに身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者とする。ただし、定率負担に係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者とする。

(ウ) 支給額

実習及び訓練に要する費用として市町村が認めた額とする。

イ 施設入所者就職支度金給付事業

(ア) 目的

法附則第41条第1項に規定する施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図るこ

<p>(7) ~ (11) (同右)</p> <p>(12) 地域移行のための安心生活支援事業</p> <p>ア 目的</p> <p>障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための<u>支援体制を整備する。</u></p>	<p><u>とを目的とする。</u></p> <p>(イ) <u>支給対象者</u></p> <p><u>法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けた身体障害者若しくは身体障害者福祉法第18条第2項に基づき身体障害者更生施設等に入所(通所)又は入所(通所)の委託をされ更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。</u></p> <p>(ウ) <u>支給額</u></p> <p><u>市町村が、従前の就職支度金の支給の状況や就職支度の内容等を勘案して必要と認めた額とする。</u></p> <p>(7) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 地域移行のための安心生活支援事業</p> <p>ア 目的</p> <p>障害者が地域で安心して暮らすための<u>支援策を盛り込んだプランを作成し、面的かつ一体的な支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。</u></p> <p>イ 事業内容</p> <p>障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための<u>支援策等を盛り込んだプラン(以下、「地域移行推進重点プラン」という。)を作成し、これに基づき、障害者の地域生活への移行や定着を面的かつ一体的に支</u></p>
--	--

(ア) 居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）  
緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。

(イ) コーディネート事業  
地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

援する。

なお、(ア) 地域安心生活支援体制強化事業の「a 緊急時相談支援事業」については、必ず実施することとする。

(ア) 地域安心生活支援体制強化事業

a 緊急時相談支援事業

夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。

b 緊急時ステイ事業

緊急一時的な宿泊場所を提供する。

c 地域生活体験事業

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊等を提供する。

（自立支援給付の対象となるグループホーム・ケアホームへの体験的な入居は除く。）

d コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

(イ) 地域移行特別支援事業

地域安心生活支援体制強化事業を実施するとともに、障害者の移動支援やコミュニケーション支援等障害者の地域での活動支援を実施する。

ウ 留意事項

(ア) 地域移行推進重点プランの作成にあたっては、地域生活を希望する者や在宅の障害者のニーズ等を把握するとともに、地域の障害福祉のシステムづくりの中核的な役割を

ウ 経過的取扱い

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン（地域移行推進重点プラン）を作成してこれに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

なお、市町村は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。

（ア） 緊急時相談支援事業

夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。

（イ） 緊急時ステイ事業

緊急一時的な宿泊場所を提供する。

（ウ） 地域生活体験事業

担う地域自立支援協議会等の意見を踏まえる等、地域のニーズを踏まえた支援策を盛り込むこと。

（イ） 地域移行推進重点プランについては、上記イの（ア）及び（イ）の支援策の具体的な対象者、具体的なサービス提供体制、支援策の効果等をはじめ、グループホーム・ケアホームの整備や都道府県単位の事業である精神障害者アウトリーチ推進事業との連携を図ることなど総合的に盛り込むこと。

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する。

(13) 成年後見制度普及啓発等事業

ア 目的

成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げの支援を行うことにより、障害者の成年後見制度の利用を促進するための体制整備を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 成年後見制度利用促進のための普及啓発事業

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う事業を実施する。

(イ) 法人後見立ち上げ支援事業

障害者の親の会などによる法人後見を行う事業所を開設するために必要となる設備整備・職員研修等を支援する。

(14) 障害児支援体制整備事業（仮称）

（検討中）

（別記 8）

専門性の高い相談支援事業

（別記 7）

専門性の高い相談支援事業



<p>1、2 (同右)</p> <p>【別添<u>3</u>】</p> <p>1、2 (同右)</p> <p>(別記<u>9</u>)</p> <p style="text-align: center;">広域的な支援事業</p> <p>1 目的 市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。</p> <p>2 実施事業 都道府県相談支援体制整備事業 ア～ウ (同右)</p>	<p>1、2 (略)</p> <p>【別添<u>2</u>】</p> <p>1、2 (略)</p> <p>(別記<u>8</u>)</p> <p style="text-align: center;">広域的な支援事業</p> <p>1 目的 市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。</p> <p>(注) <u>交付税を財源として実施される「都道府県自立支援協議会」に加えて、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。</u></p> <p>2 実施事業 都道府県相談支援体制整備事業 ア～ウ (略)</p>
--	---

エ 留意事項

都道府県が設置する自立支援協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

エ 留意事項

都道府県自立支援協議会(注)において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

(注) 都道府県地域自立支援協議会

都道府県域全体の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する(財源は交付税により措置)。

《構成メンバー》

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体の代表者、当事者、市町村、学識経験者 等

《主な機能》

- ・ 都道府県内の地域自立支援協議会単位(市町村)ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方を助言
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関する協議
- ・ 都道府県全域における社会資源の開発、改善

<p>(別記 10)</p> <p>サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>1～3 (同右)</p> <p>(別記 11)</p> <p>その他の事業</p> <p>○ 実施事業</p> <p>(1)～(8) (同右)</p> <p>(9) 成年後見制度普及啓発事業</p> <p>ア 目的</p> <p><u>成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げの支援を行うことにより、障害者の成年後見制度の利用を促進するための体制整備を図ることを目的とする。</u></p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 成年後見制度利用促進のための普及啓発事業</p> <p>成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う</p>	<p>・ <u>その他（権利擁護の普及に関すること等）</u></p> <p>(別記 9)</p> <p>サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(別記 10)</p> <p>その他の事業</p> <p>○ 実施事業</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
--	--

事業を実施する。

(イ) 法人後見立ち上げ支援事業

障害者の親の会などによる法人後見を行う事業所を開設するために必要となる設備整備・職員研修等を支援する。

(別記 12)

特別支援事業

1、2 (同右)

別紙 2 (同右)

(別記 11)

特別支援事業

1、2 (略)

別紙 2 (略)

